

平成27年度版

# 過疎対策の現況

平成 28 年 10 月

総 務 省

地域力創造グループ過疎対策室

# 目 次

第1章 過疎対策のあゆみ	1
第1節 これまでの過疎対策	1
1 過疎問題の発生	1
2 過疎地域対策緊急措置法	2
(1) 過疎地域対策緊急措置法の制定	2
(2) 過疎地域対策緊急措置法の概要	2
1) 法の目的	2
2) 過疎地域の要件	2
3) 過疎地域市町村数の動向	2
4) 事業の概要	3
5) 緊急措置法の10年間の成果	3
6) 法の失効	3
3 過疎地域振興特別措置法	4
(1) 過疎地域振興特別措置法の制定	4
(2) 過疎地域振興特別措置法の概要	4
1) 法の目的	4
2) 過疎地域の要件	4
3) 過疎地域市町村数の動向	5
4) 事業の概要	5
5) 振興法までの20年間の成果と法の失効	5
4 過疎地域活性化特別措置法	6
(1) 過疎地域活性化特別措置法の制定	6
(2) 過疎地域活性化特別措置法の概要	6
1) 法の目的	6
2) 過疎地域の要件	7
3) 過疎地域市町村数の動向	7
4) 事業の概要	7
5) 活性化法までの30年間の成果と法の失効	8
第2節 過疎地域自立促進特別措置法	11
1 過疎地域自立促進特別措置法の制定・改正	11
(1) 過疎地域自立促進特別措置法の制定	11
(2) 平成22年における過疎地域自立促進特別措置法の改正	11
(3) 平成24年における自立促進法の改正	12
(4) 平成26年における自立促進法の改正	12
2 過疎地域自立促進特別措置法の概要	14
(1) 法の目的	14
(2) 過疎地域の要件	14
1) 原則	14

2) 市町村の廃置分合等があった場合の特例	16
(3) 過疎地域市町村数の動向	16
(4) 過疎地域自立促進計画	16
(5) 過疎対策事業債	17
1) 対象の拡充	17
2) 過疎債ソフト分	17
第2章 過疎地域の現況	21
第1節 概況	21
1 過疎関係市町村数、人口、面積等	21
(1) 概要	21
(2) 市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移	23
(3) 都道府県別、ブロック別の特徴	24
2 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係	26
第2節 人口・世帯	27
1 過疎地域の人口動態	27
(1) 過疎地域の人口の推移	27
1) 過疎地域の人口の推移	27
2) 人口増減率の推移	29
3) ブロック別にみた過疎地域の人口動向	30
4) 過疎関係市町村の人口増減の動向	31
5) 近年の人口増加市町村の人口増加要因	33
(2) 社会増減と自然増減	34
1) 人口増減の要因：社会増減と自然増減	34
2) 社会増減：転入と転出	36
3) 自然増減：出生と死亡	37
2 過疎地域の人口構成	38
(1) 男女別人口	38
(2) 未婚者数	39
(3) 年齢階層別人口	40
1) 過疎地域と全国の比較	40
2) 年齢階層別人口の推移	41
3) コーホート人口の増減	43
4) 人口構造の変化	45
5) 高齢者比率・若年者比率の推移	46
6) 高齢者・若年者比率の段階別市町村数	47
3 過疎地域の世帯の動向	48
(1) 世帯数及び世帯人員数	48
(2) 高齢者世帯	49
1) 概況	49
2) ブロック別の状況	50
第3節 財政状況	51
1 決算の状況	51

(1) 概況	51
(2) 歳入	51
(3) 歳出	53
2 財政力指数等の状況	56
(1) 財政力指数	56
(2) 公債費負担比率等	57
第4節 産業・雇用	59
1 労働力人口及び雇用の状況	59
(1) 労働力人口の状況	59
1) 労働力人口割合	59
2) ブロック別労働力人口の年齢構成割合	60
3) 完全失業者割合	61
(2) 雇用の状況	62
1) 雇用機会	62
2) 賃金	64
3) 所得	64
(3) 産業別就業人口	65
1) 産業別就業人口の推移	65
2) 産業別就業人口割合	66
2 産業分野別の状況	69
(1) 第1次産業の状況	69
1) 農林漁家数の推移	69
2) 専兼業別農家数	70
3) 農業経営規模	71
4) 部門別農業産出額の推移	72
5) 生産農業所得の推移	73
(2) 第2次産業・第3次産業の状況	74
1) 製造業の状況	74
2) 商業の状況	75
(3) 観光・レクリエーション事業の状況	76
1) 入込観光客数	76
2) 観光・レクリエーション事業の開始件数	77
3 過疎地域における企業立地	78
1) 企業立地の状況	78
2) ブロック別工場立地動向	79
3) 業種別・規模別立地動向	80
第5節 交通・通信	82
1 交通	82
(1) 道路の整備状況	82
1) 国道・都道府県道の整備状況	82
2) 市町村道・農道・林道の整備状況	83
(2) 過疎関係市町村から高速道路のインターチェンジ等までの所要時間	85
2 高度情報化への対応	86

(1) 電子自治体構築計画の策定状況	86
(2) 携帯電話サービスエリアの状況	87
(3) インターネットの利用状況	87
(4) ブロードバンドの整備状況	88
第6節 生活環境	89
1 上水道	89
2 生活排水関連施設	90
1) 水洗化人口の推移	90
2) 水洗化人口の内訳	90
3 社会教育施設・コミュニティ関係施設	91
第7節 高齢化・福祉・医療	92
1 高齢化への対応	92
(1) 過疎地域の高齢化	92
(2) 高齢者福祉施設・サービスの状況	93
1) 高齢者福祉施設の整備状況	93
2) 居宅介護サービスの利用状況	94
2 医療	95
(1) 診療施設の整備状況	95
(2) 無医地区の状況	96
第8節 教育・文化の振興	97
1 教育	97
(1) 義務教育	97
(2) 幼児教育	98
1) 保育所・幼稚園の施設充足率	98
2) 幼稚園就園率	98
(3) 高等学校等	99
2 体育・スポーツ施設	100
第9節 集落の整備等	101
1 集落の現状	101
(1) 集落の現状	101
(2) 集落の維持について	107
2 市町村による住宅整備の状況	111
(1) 定住促進のための住宅整備の状況	111
第3章 過疎対策の現況	113
第1節 近年の過疎対策	113
1 集落対策	113
(1) 「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言」	113
(2) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	116
(3) まち・ひと・しごと創生基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）	116
1) 「小さな拠点」の形成の推進	117
2) 地域運営組織の展開や活動の推進	117
(4) 集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル	117

(5) 集落支援員	118
2 移住・定住に向けた取組	118
(1) 地域おこし協力隊	118
(2) 「全国移住ナビ」及び「移住・交流情報ガーデン」	119
第2節 地方公共団体の過疎対策	120
1 過疎地域自立促進計画等の体系	120
2 自立促進方針	121
3 自立促進計画の事業費	123
第3節 国の過疎対策	134
概要	134
1 産業の振興	139
[過疎法による施策]	139
[過疎地域を対象とする施策]	143
[過疎地域に関連する施策]	150
2 交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進	155
(1) 交通	155
[過疎法による施策]	155
[過疎地域を対象とする施策]	157
[過疎地域に関連する施策]	160
(2) 通信・情報化の推進	167
[過疎法による施策]	167
[過疎地域を対象とする施策]	167
3 生活環境の整備	169
[過疎法による施策]	169
[過疎地域を対象とする施策]	173
[過疎地域に関連する施策]	174
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	177
(1) 高齢者の保健及び福祉に関する施策	177
[過疎法による施策]	177
[過疎地域を対象とする施策]	177
(2) 保育所	178
[過疎法による施策]	178
[過疎地域に関連する施策]	179
(3) その他	179
[過疎地域に関連する施策]	179
5 医療の確保	180
[過疎法による施策]	180
[過疎地域に関連する施策]	180
6 教育・文化の振興	182
[過疎法による施策]	182
[過疎地域を対象とする施策]	185
[過疎地域に関連する施策]	186
7 集落の整備等	187

(1) 集落の整備	187
[過疎法による施策]	187
[過疎地域を対象とする施策]	187
(2) 都市部等との交流促進	190
[過疎地域を対象とする施策]	190
[過疎地域に関連する施策]	191
8 その他	193
[過疎地域を対象とする施策]	193
[過疎地域に関連する施策]	194
9 財政上の主要な施策	195
(1) 地方債	195
[過疎法による施策]	195
[過疎地域に関連する施策]	202
(2) 国庫補助金等	203
[過疎法による施策]	203
[過疎地域を対象とする施策]	206
(3) 地方交付税	208
[過疎地域に関連する施策]	208
10 その他の行政措置	208
[過疎法による施策]	208

資 料

過疎対策の概要	209
過疎対策事業債（ソフト分）について	211
過疎地域等自立活性化推進交付金（H28年度）	214
地域おこし協力隊・集落支援員等	219
過疎関係市町村分布図	225

## 本書について

1. 本書は、過疎対策の現況に関する参考資料集として、過疎地域に関する基礎的な統計資料、過疎対策の概要等を取りまとめたものである。
2. 過疎地域とは、
  - ①過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）第2条第1項に規定する市町村（以下「過疎市町村」という。）の区域
  - ②自立促進法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村（以下「みなし過疎市町村」という。）の区域
  - ③自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「一部過疎地域」という。）をいう。また、一部過疎地域を有する市町村を、以下「一部過疎市町村」という。  
(P14の2(2)「過疎地域の要件」参照)
3. 過疎関係市町村とは、前記2の①、②又は③の区域を有する市町村をいう。
4. 統計資料中、過疎地域に係る数値は、前記2の①～③の区域に係る数値を使用している。また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合は、その旨を示している。
5. 統計資料の数値は、所管省庁等の調査結果の基礎データを総務省において集計したものである。
6. 四捨五入のため、表中の数値の計算が合わないことがある。
7. 地域ブロックの区分は、次のとおりである。  
北海道……北海道  
東 北……青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県  
関 東……茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県  
東 海……岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
北 陸……富山県、石川県、福井県  
近 畿……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
中 国……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
四 国……徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
九 州……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県  
沖 縄……沖縄県



# 第1章

## 過疎対策のあゆみ



## 第1章 過疎対策のあゆみ

### 第1節 これまでの過疎対策

#### 1 過疎問題の発生

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市、特に大都市に吸引する結果をもたらした。すなわち、農山漁村地域においては主に第1次産業に従事しつつ雇用の機会を求めていた人々が、新規学卒者を中心に、場合によっては家族ぐるみで、第2次・第3次産業を主産業とする都市に急速に吸収されていった。

こうした農山漁村地域における急激な人口減少は、昭和35年前後から始まっていたが、昭和40年国勢調査結果が公表されるに及んで、大きな社会問題としてクローズアップされることになった。昭和35年と昭和40年の国勢調査人口（以下「国調人口」という。）を比較してみると、沖縄県を除く46都道府県中25県で人口が減少し、3,375市町村（特別区は除く。）のうち2,574市町村で人口が減少した。特に10%以上減少が897市町村、20%以上減少が117市町村、30%以上減少が36村であった。この急激な人口減少問題に関して、政府の公式文書で初めて「過疎」の言葉を用いたのは「経済社会発展計画（昭和42年3月閣議決定）」であり、次いで「経済審議会地域部会報告（昭和42年11月）」であった。

「経済社会発展計画（昭和42年3月13日閣議決定）」抄

「…40年代においては、生活水準、教育水準の向上や産業構造の高度化に伴って、人口の都市集中はいっそうの進展をみせるとともに、他方、農山漁村においては、人口流出が進行し、地域によっては地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎現象が問題となろう。…」

「経済審議会地域部会報告（昭和42年10月30日）」抄

「…都市への激しい人口移動は人口の減少地域にも種々の問題を提起している。人口減少地域における問題を「過密問題」に対する意味で「過疎問題」と呼び、「過疎」を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災、教育、保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに、資源の合理的利用が困難となって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の高齢化がすすみ、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域では、過疎問題が生じ、または生じつつあると思われる。昭和40年には、人口の自然増加率がマイナス、すなわち死亡数が出生数を上回っている町村が約200町村、全国市町村の約6%にも及んでいることは注目すべきことである。…」

## 2 過疎地域対策緊急措置法

### (1) 過疎地域対策緊急措置法の制定

過疎問題がこうして深刻な問題となってきたことに伴って、昭和43年頃から関係都道府県を中心に、地方公共団体から国に対して過疎対策の早期確立について強力な要望、陳情活動が行われ、これを踏まえ、政府部内をはじめ国会での検討等各方面において過疎対策の立法化が真剣に検討された。

この結果、昭和44年6月議員提案により過疎地域対策特別措置法案が国会に提出されたが、同年8月審議未了で廃案となり、同年11月に再度提出されたものの解散により廃案となった。

昭和45年になると過疎地域対策緊急措置法案がまとめられ、衆議院地方行政委員長提案により国会に提出され、全会一致で成立した。この法律は同年4月24日に法律第31号として公布され、自治省の所管とされたが、後に昭和49年国土庁が設置されたことに伴って同庁の所管となった。

### (2) 過疎地域対策緊急措置法の概要

#### 1) 法の目的

過疎地域対策緊急措置法（以下「緊急措置法」という。）の目的は、現に人口の減少が進行中の地域に対し、緊急の対策として、生活環境におけるナショナル・ミニマムを確保しつつ、開発可能な地域には産業基盤等を整備することにより、人口の過度の減少を防ぐとともに、地域社会の崩壊及び市町村財政の破綻を防止することにあつた。このため、各般の財政、行政、金融、税制上の特別措置を講じることとされ、目的達成のための緊急措置として10年間の時限立法とされた。

#### 2) 過疎地域の要件

過疎地域の要件としては、人口要件及び財政力要件の両方を満たす市町村の区域とされ、人口要件については、昭和35年と昭和40年の国調人口を比較して10%以上減少していることとされ、また、財政力要件としては、緊急措置法の趣旨が過疎地域市町村に行財政上の特別措置を講じることにある以上、財政力に余裕のある団体は含めないことが適当であるとして、昭和41年度から昭和43年度までの3年平均の財政力指数が全市町村単純平均0.4未満であることとされた。さらに、国調人口が発表されるたびに指数を要件に当てはめ、該当する場合には追加公示することとされた。

#### 3) 過疎地域市町村数の動向

この要件に基づく過疎地域市町村は昭和45年5月1日の当初公示時点では776市町村（当時）であったが、その後国調人口の公表のたびに追加公示され、法失効時には、要件を満た

す市町村の存在しない神奈川県及び大阪府、沖縄振興開発特別措置法の規定により緊急措置法の適用除外とされていた沖縄県を除く44都道府県に1,093市町村（当時）となった。

#### 4) 事業の概要

緊急措置法の制定により、過疎地域市町村及び過疎地域を有する都道府県は過疎地域振興計画（前期・後期5か年ずつ）を策定することとなり、これに基づいて生活環境、産業基盤等の整備を図る各種の過疎対策事業が実施され、必要な財政、行政、金融、税制上の特別措置が講じられた。昭和45年度から昭和54年度までの10年間で、計画に基づく過疎対策事業費の総額は合計7兆9千億円にのぼり、主に交通通信体系の整備を中心に事業が進められた（図表1-1-1）。

#### 5) 緊急措置法の10年間の成果

緊急措置法に基づく各種過疎対策事業により、過疎地域における公共施設の整備水準は相当の向上をみた。特に市町村道については、改良率が昭和45年度の9.0%から昭和55年度には22.7%に、舗装率は昭和45年度の2.7%から昭和55年度には30.6%に上昇するなど、大幅に改善が見られ、過疎地域の地理的、自然的に不利な条件を克服することに役立った（図表2-5-2）。また、地域住民のコミュニティ活動の拠点となる集会施設についても、市町村単位、集落単位等のそれぞれで施設整備が進み、この時期までに約80%の過疎地域市町村において、市町村全域を対象とする中央集会施設が整備されたが、このうち約60%は緊急措置法の制定された昭和45年度以降に設置されたものであった。

#### 6) 法の失効

昭和48年の石油危機を経て日本経済が安定成長へとその基調を変えたこと、過疎地域の居住条件の改善が見られたこと等により、昭和50年代の過疎地域における人口減少は鈍化の傾向を示した。すなわち、昭和35年から40年、昭和40年から45年の各5年間には10%台を示していた緊急措置法下の過疎地域の人口減少率（国調人口）は、昭和45年から50年の5年間をとると8%台に低下し、その後の動きをみても年率1%足らずの割合で推移した。こうして「最近における人口の急激な減少」に対処して「人口の過度の減少を防止」することを目的とした緊急措置法は、その目的をほぼ達し得たものとして、10年間の期限を迎え、昭和55年3月31日限りで失効した。

### 3 過疎地域振興特別措置法

#### (1) 過疎地域振興特別措置法の制定

昭和50年代に入り人口減少率が鈍化傾向を示してきたことから、過疎地域は落ち着きを取り戻しつつあるものと考えられたが、多くの過疎地域においては過去の多数かつ長期にわたった人口の流出により、地域社会の機能が低下しつつあり、改善されてきたとはいっても各種公共施設の整備水準は他地域に比較して依然低位にあり、住民の就業機会や医療の確保等の面でも決して満足すべき状態とは言えなかった。また、若年層を中心とした人口流出は高齢化をもたらし始めていた。

こうした状況を背景に、昭和53年頃より関係地方公共団体から過疎地域に対する特別措置の継続・拡充を求めて要望、意見書の提出が相次ぎ、第89回国会では衆参両院において過疎地域振興のための特別措置の強化拡充に関する請願が採択されるなど、緊急措置法失効後の対策について国会等各方面で検討が進められた。この結果、緊急措置法が議員立法で制定されたという経緯も踏まえ、地方行政委員長の提出する過疎地域振興特別措置法案としてまとめられ、昭和55年3月31日に全会一致で成立、即日公布され（法律第19号）、翌日から施行された。

#### (2) 過疎地域振興特別措置法の概要

##### 1) 法の目的

過疎地域振興特別措置法（以下「振興法」という。）の目的は、緊急措置法が掲げていた「人口の過度の減少を防止する」という緊急の目的が一応達成されたことを前提に、いわば過去における激しい人口減少に起因して地域社会の機能の低下や、生活水準・生産機能が他地域に比較して低位にある状態を改善することとされた。そして、総合的かつ計画的な振興施策を積極的に講ずることにより、「これらの地域の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与すること」を究極的な目的とした。

また、過疎地域の状況を改善し振興を図る目的達成のために必要な期間として、10年間の時限立法とされた。

##### 2) 過疎地域の要件

上記の考え方の下、人口要件については、緊急措置法が過疎現象進行中の地域を対象とするため5年間の人口減少を指標としていたのに対し、振興法では人口が大幅に減少してしまった地域を対象とするため、昭和35年と昭和50年の国調人口を比較して20%以上減少していることとされた。また、財政力要件については、緊急措置法と同様財政力に余裕のある団体は含めないこととされ、昭和51年度から53年度までの3年平均の財政力指数が全市町村の財政力指数の単純平均である0.37以下であり、かつ公営競技に係る収入が10億円以下であることとされた。以後、国調人口が公表されるたびに要件に当てはめ、追加公示が行われること

とされたのは緊急措置法と同じである。

なお、緊急措置法下においては、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）により沖縄県に対する緊急措置法の適用が除外されていたが（第55条）、振興法の附則により改正され、振興法の規定が沖縄県に適用されることになった。

### 3) 過疎地域市町村数の動向

振興法に基づく過疎地域市町村は、昭和55年4月1日時点で1,119市町村が公示され、このうち993団体が緊急措置法から引き続き過疎地域市町村となった。つまり、緊急措置法失効時点の過疎地域市町村1,093市町村のうち、100市町村が振興法における過疎地域の要件を満たさなくなった（なお、当該100市町村のうち、地方交付税の不交付団体である4団体を除き、経過措置としての法第12条の準用があった）。

### 4) 事業の概要

緊急措置法において講じられた財政、行政、金融、税制上の特別措置は基本的に振興法に引き継がれ、過疎地域が引き続き抱える課題のほか過去の人口流出に起因する高齢化等新たな課題に対処するため、医療確保に関する配慮規定、老人福祉の増進に関する補助制度の規定、小規模校における教育の充実に関する配慮規定及び中小企業に対する資金確保の規定が新設された。

このほか、新法の過疎地域の要件を満たさなくなった市町村の残事業の円滑な完了、財政上の激変緩和等の趣旨から特別の経過措置が講じられ、過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）の発行及び基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業について、昭和55年度から昭和58年度までの4年間、特別措置が継続されることとされた。また、振興法が適用されることになった沖縄県の市町村の内、緊急措置法の要件は満たしていたが振興法の要件を満たさない4市町村について、上記の経過措置に準じて4年間に限り過疎債の発行を認めることとされた。この結果、経過措置を適用されるべき市町村は100団体が公示され、うち20市町村は後に再び過疎地域に追加公示された。

振興法においても都道府県、市町村が振興計画を策定して過疎対策事業を推進することとされ、前期・後期5年ずつの計画に基づいて実施された事業費の総額は交通通信体系の整備及び産業の振興を中心に17兆4千億円となった（図表1-1-1）。

### 5) 振興法までの20年間の成果と法の失効

昭和45年以来、法律に基づき、総合的な過疎対策事業が積極的に推進され、緊急措置法及び振興法を合わせた20年間の総事業費は約25兆円となった。その内容は交通通信体系の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設の整備、産業の振興等多岐にわたっているが、中でも道路を中心とする交通通信体系の整備が総事業費の半分近くを占めた（図表1-1-1、図表1-1-2）。

様々な過疎対策の結果、過疎地域市町村の公共施設を中心に整備が進み、例えば市町村道については、改良率が昭和45年度の9.0%から平成2年度の39.0%へと向上し、舗装率は昭和

45年度の2.7%から平成2年度の55.6%へと向上した（図表2-5-2）。

また、過疎地域市町村が事業を行うに当たっては、過疎債の発行、統合小中学校等の建設事業に係る国庫補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置が果たした役割は大きい。特に過疎債については20年間で2兆3,087億円が充当され、事業費の総額では4兆2,754億円に達し、過疎地域振興計画に基づく市町村事業全体の31.0%を占め、一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金の総額は20年間で605億円となっており、事業の円滑な実施に寄与した（図表1-1-3）。

こうして過疎対策事業が一定の成果を挙げる中で、振興法は平成2年3月31日限りで10年の期限を迎え失効した。

## 4 過疎地域活性化特別措置法

### (1) 過疎地域活性化特別措置法の制定

昭和45年以来20年間にわたる過疎対策は公共施設の整備を中心に着実に成果を挙げたが、日本経済が第2次石油ショックを克服し新たな東京一極集中が始まる中で、過疎地域を抱える多くの都道府県で人口減少がみられ（昭和60年と平成2年の国調を比較すると18道県で減少）、多くの過疎地域においては人口の減少が続いたばかりではなく、若者の流出により高齢化が顕著になるなど、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下していると言わざるを得ない状況が生じた。また、過疎地域では産業面での遅れもみられ、公共施設の整備水準も他地域に比較して依然低位にあるものが多く、財政基盤は脆弱である等の課題を有しており、これらの諸課題全体をいわば「新たな過疎問題」の発生と捉えることができた。

こうした事情を背景に、昭和63年以降関係地方公共団体から過疎対策の継続、拡充を求める要望、意見書の提出等が相次いで行われ、国会はじめ関係各方面で検討が進められた。その結果、平成2年3月、過疎地域活性化特別措置法案が衆議院地方行政委員長から国会に提出され、3月30日に全会一致で成立、翌日法律第15号として公布され、4月1日から施行された。

### (2) 過疎地域活性化特別措置法の概要

#### 1) 法の目的

過疎地域活性化特別措置法（以下「活性化法」という。）の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域についてその活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することとされている。振興法では地域の「振興を図る」とされていたのに対し活性化法では「活性化を図る」とされているが、これは従来の過疎対策の成果と過疎地域の

現況を踏まえた場合、新たな過疎対策として、①地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視する必要があること、②基礎的な公共施設（ハード）のみならず、いわゆるソフト施策を含む総合的な地域の発展を重視し、民間活力の活用をも図る必要があること等を示すため、特に用いられた言葉であり、こうした目的達成のために必要な期間として10年間の時限立法とされた。

## 2) 過疎地域の要件

活性化法の要件については、過去の著しい人口減少のみならず、人口減少が続いた結果として高齢者が多く若者が少ないという状態が、地域社会における活力の低下をもたらしているとの認識に基づき、人口要件において従来からの人口減少率に加えて高齢者比率及び若年者比率を用いている。すなわち、人口については、次のいずれかを満たし、かつ財政力要件を満たす市町村の区域を過疎地域としている。以後、国調人口が公表されるたびに要件に当てはめ、追加公示が行われることとされたのは振興法と同じである。

### ①人口要件

- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して25%以上減少していること。
- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して20%以上減少しており、高齢者（65歳以上）の比率が16%以上であること。
- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して20%以上減少しており、若年者（15歳以上30歳未満）の比率が16%以下であること。

### ②財政力要件

昭和61年度から昭和63年度まで3年平均の財政力指数が0.44以下であり、かつ、公営競技に係る収入が10億円以下であること。

## 3) 過疎地域市町村数の動向

この要件により活性化法に基づく過疎地域市町村は、平成2年4月1日時点で1,143市町村が公示され、このうち1,054市町村が振興法から引き続き過疎地域となった。つまり、振興法失効時点の過疎地域市町村1,157市町村のうち、103市町村が新法の過疎地域の要件を満たさなくなった（なお、当該103市町村のうち、地方交付税の不交付団体である3団体を除き、経過措置としての法第12条の準用があった）。以後、数次にわたる追加公示が行われた結果、平成11年4月には1,230市町村が過疎地域となった。

## 4) 事業の概要

振興法において講じられた財政、行政、金融、税制上の特別措置は基本的に活性化法に引き継がれたほか、新たな課題に対処するため、過疎債、基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業等について拡充が図られ、高齢者生活福祉センター等の整備に係る規定が新設された。

さらに、振興法と同じく新法の過疎地域の要件を満たさなくなった市町村の残事業の円滑な完了、財政上の激変緩和等の趣旨から特別の経過措置が講じられ、過疎債の発行及び基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業について、平成2年度から平成6年度までの5年

間、特別措置が継続されることとされた。この経過措置を適用されるべき市町村として100団体が公示された。

平成3年には、活性化法の一部改正が行われ、公共下水道について都道府県が代行整備する制度が創設された。

また、活性化法においては、過疎地域市町村に廃置分合又は境界変更があった場合、一定の要件を満たせば廃置分合等により成立した新たな市町村を過疎地域市町村とみなす特例が設けられていたところであるが、平成7年には「市町村の合併の特例に関する法律」が改正され、過疎地域市町村の合併に関する特例（合併前の過疎市町村の区域について過疎債の発行を認める。）がさらに付け加えられた。

活性化法においても都道府県、市町村が活性化計画を策定して過疎対策事業を推進することとされ、前期・後期5年間ずつの計画に基づいて実施された事業費の総額は36兆3千億円となった（図表1-1-1）。

## 5) 活性化法までの30年間の成果と法の失効

昭和45年の緊急措置法制定以来、振興法、活性化法と3次にわたり、過疎対策のための法律が制定され、過疎対策が実施されてきた。30年間の過疎対策事業の事業費の総額は、緊急措置法の10年間には7兆9,018億円、振興法の10年間には17兆3,669億円、活性化法の10年間には36兆3,286億円、合計61兆5,973億円となった（図表1-1-1）。

その内容を分野別にみると、緊急措置法、振興法の時代には交通通信体系の整備がほぼ半分を占めていたのに対し、活性化法の10年間は、そのシェアがやや低下し、他方で、産業の振興のシェアが高まっており、また、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のシェアが、活性化法時代に大きく増加した（図表1-1-2）。

過疎地域市町村が事業を行うに当たって大きな役割を果たす過疎債については、30年間で5兆4,606億円が充当され、事業費の総額では10兆9,511億円に達し、一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金の総額は30年間で811億円となっている（図表1-1-3）。

これらの過疎対策事業により、過疎地域における基盤整備等が進み、全国との格差は総じて縮小してきており、過疎地域における生活や経済活動の利便性が大きく向上するとともに、都市との交流の促進にも大きく寄与した。

こうして過疎対策事業が一定の成果を挙げる中で、活性化法は平成12年3月31日限りで10年間の期限を迎え失効した。

図表1-1-1 過去の過疎法における事業実績

(単位：億円、%)

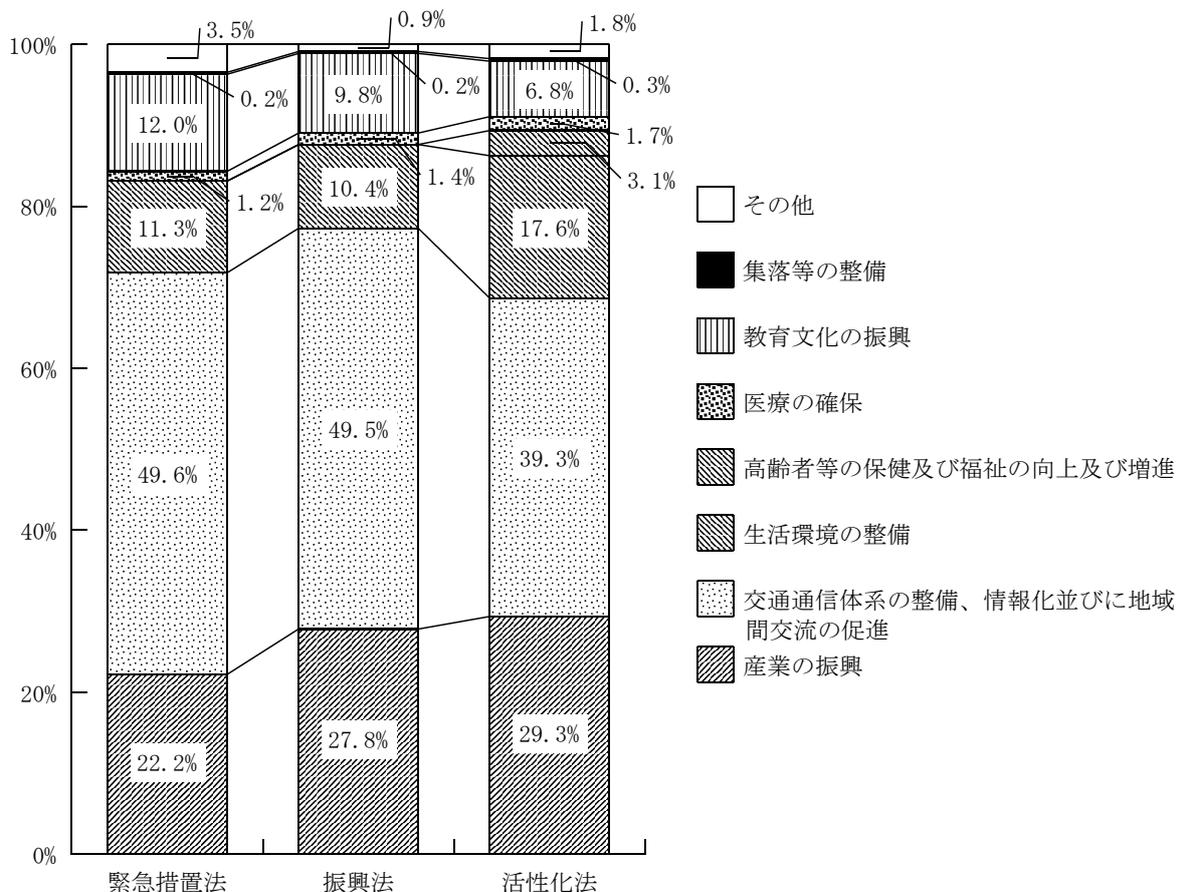
区分		産業の振興	交通通信体系の整備、 情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育文化の振興	集落等の整備	その他	合計
緊急措置法 (S45～S54)	市町村	7,584 (17.3)	16,488 (37.7)	8,498 (19.4)		639 (1.5)	9,339 (21.4)	190 (0.4)	1,001 (2.3)	43,739 (100.0)
	都道府県	9,940 (28.2)	22,709 (64.4)	447 (1.3)		314 (0.9)	131 (0.4)	0 (0.0)	1,738 (4.9)	35,279 (100.0)
	合計	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)		953 (1.2)	9,470 (12.0)	190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)
振興法 (S55～H元)	市町村	22,061 (23.5)	35,319 (37.5)	17,173 (18.3)		1,430 (1.5)	16,263 (17.3)	402 (0.4)	1,422 (1.5)	94,069 (100.0)
	都道府県	26,196 (32.9)	50,623 (63.6)	810 (1.0)		1,027 (1.3)	822 (1.0)	10 (0.0)	112 (0.1)	79,600 (100.0)
	合計	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)		2,457 (1.4)	17,085 (9.8)	412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)
活性化法 (H2～H11)	市町村	48,341 (25.4)	47,332 (24.8)	53,063 (27.9)	10,437 (5.5)	3,769 (2.0)	22,579 (11.9)	744 (0.4)	4,227 (2.2)	190,491 (100.0)
	都道府県	58,262 (33.7)	95,341 (55.2)	10,994 (6.4)	871 (0.5)	2,442 (1.4)	2,286 (1.3)	442 (0.3)	2,157 (1.2)	172,795 (100.0)
	合計	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)
実績合計 (S45～H11)	市町村	77,986 (23.8)	99,139 (30.2)	78,734 (24.0)	10,437 (3.2)	5,838 (1.8)	48,181 (14.7)	1,336 (0.4)	6,650 (2.0)	328,299 (100.0)
	都道府県	94,398 (32.8)	168,673 (58.6)	12,251 (4.3)	871 (0.3)	3,783 (1.3)	3,239 (1.1)	452 (0.2)	4,007 (1.4)	287,674 (100.0)
	合計	172,384 (28.0)	267,812 (43.5)	90,985 (14.8)	11,308 (1.8)	9,621 (1.6)	51,419 (8.3)	1,787 (0.3)	10,657 (1.7)	615,973 (100.0)

(備考) 1 総務省調べ。

2 ( ) は構成比である。

3 過疎計画は、総合的な計画であり、過疎地域に関連する施策が幅広く盛り込まれている。また、いわゆるハード事業・ソフト事業の双方が盛り込まれていることに留意。

図表1-1-2 過去の過疎法における事業実績



(備考) 総務省調べ。

図表1-1-3 過去の過疎法における過疎債及び国庫補助かさ上げの実績

(単位：百万円)

区 分	過疎対策事業債		特例による国庫補助かさ上げ額				
	事業費	過疎債	校舎・屋内運動場	教職員住宅	保育所	消防施設	合計
緊急措置法 (S45～S54)	1,278,607	665,687	14,607	615	4,027	8,690	27,939
振興法 (S55～H元)	2,996,811	1,642,999	10,802	401	3,463	17,904	32,570
活性化法 (H2～H11)	6,675,632	3,151,897	3,547	47	1,948	15,081	20,622
合計 (S45～H11)	10,951,050	5,460,583	28,956	1,063	9,438	41,675	81,132

(備考) 総務省調べ。

## 第2節 過疎地域自立促進特別措置法

### 1 過疎地域自立促進特別措置法の制定・改正

#### (1) 過疎地域自立促進特別措置法の制定

過疎地域活性化特別措置法の平成12年3月失効を控えて、平成10年以降関係地方公共団体から過疎対策の継続、拡大を求めて要望、意見書の提出等が行われ、国会はじめ関係各方面で検討が進められた。検討に当たっての関係者の基本的な認識はおおむね次のとおりであった。

すなわち、昭和45年以降の3次にわたる過疎立法に基づき、30年にわたって過疎対策が展開されてきた結果、住民の生活の基盤である公共施設等の整備は相当進んできたものの、住民生活の基本的な部分において未だ大きな格差が残されていた。

平成12年当時の過疎地域の人口減少は、一時のような激しさは見られなくなったものの、社会減に加え、自然減が重みを増してきており、高齢化のさらなる進行、引き続く若年者の流出に、将来に不安を感じる市町村が少なくないなど、状況的にはむしろ以前より厳しいものがあった。

地域経済についても、かつての基幹産業であった農林水産業が著しく停滞した上に、経済環境の悪化などから製造業等の企業立地も極めて困難な状況にあった。

公共施設の整備も、道路等が未だ不十分であるほか、上水道、下水道、情報通信施設、医療施設など生活の基本的部分で依然大きな格差が残されていた。

一方、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」、「国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割」及び「長寿高齢化社会の先駆けとしての役割」など、21世紀の我が国のあるべき将来像を形づくる上で、過疎地域が担うべき新しい意義・役割が明確になってきている中で、地域格差是正など過疎地域の生活基盤等の整備を図る視点にとどまらず、過疎地域と都市との交流を通じて、相互補完関係にある新しい生活空間を確保し自立的な地域社会を構築することは、21世紀にふさわしい真に豊かな国民生活を実現するために不可欠なことであった。

こうした事情を背景に、国会はじめ関係各方面において幅広い検討が進められた結果、平成12年3月、過疎地域自立促進特別措置法案が衆議院地方行政委員長から国会に提出され、3月24日に全会一致で成立、3月31日に法律第15号として公布され、4月1日から施行された。

#### (2) 平成22年における過疎地域自立促進特別措置法の改正

過疎地域自立促進特別措置法(以下「自立促進法」という。)に基づく10年間をはじめ、40年間にわたり、過疎対策立法に基づき、過疎地域市町村を中心に、関係都道府県、国の3者が一体となって時代に対応した過疎対策に着実に取り組み、過疎地域の産業振興や交通通信基盤・生産基盤の整備などに一定の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域では、1990年代前半に一時期緩やかになった人口減少も再び加速

し、著しい高齢化の進行と併せて、地域によっては存続が危ぶまれる集落の増加、地域医療体制の弱体化など、過疎地域の抱える課題は一層深刻さを増していった。このような中、自立促進法の平成22年3月末の失効期限が近づいた。

自立促進法の失効期限を控え、全国過疎地域自立促進連盟をはじめ地方6団体、各都道府県、各市町村などから新法制定に向けた切実な提言・活動が危機感をもって展開された。こうした声に応え、過疎対策を切れ目なく実施するための自立促進法を拡充・延長する法律案は、各党間の協議を経て取りまとめられ、平成22年3月2日衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出され、当日の衆議院本会議に緊急上程、全会一致で可決、3月9日の参議院総務委員会及び3月10日の参議院本会議で全会一致で可決、成立、3月17日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、平成22年4月1日に施行された。

### （３）平成24年における自立促進法の改正

以上のとおり、新たに平成28年3月31日を期限とする改正自立促進法が施行されたが、平成23年の東日本大震災の影響により、過疎対策事業の大幅な遅延が想定され、自立促進法の期限内において統合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じていたことから、被災市町村等から法の期限延長を求める強い要望が上がった。こうした声を受けて、各党各会派で協議が重ねられた結果、自立促進法の期限を平成33年3月31日まで5年間延長することについて合意された。

なお、平成22年に、自立促進法の延長期間が平成27年度末までの6年間とされたのは、過疎市町村の多くが合併市町村であり、そのうち大多数の過疎市町村の合併特例債の発行期限が平成27年度末であったことが考慮されたという経緯があったが、この度の自立促進法の期限延長の検討に当たっては、東日本大震災の影響を踏まえ、合併特例債の発行期限が延長されることも併せて考慮されている。取りまとめられた法案は過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案として、平成24年6月12日の衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出された。その後、6月13日の衆議院本会議に上程、全会一致で可決され、6月19日の参議院総務委員会及び6月20日の参議院本会議で全会一致で可決、成立し、平成24年6月27日に公布、施行された。

### （４）平成26年における自立促進法の改正

平成22年における自立促進法の改正の際に、衆・参総務委員会において決議が行われ、「本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成22年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。」とされた。この決議を受け、平成22年の自立促進法の改正から3年を経過した平成25年において、平成22年国勢調査の結果の取扱いを含む対応方針が議論され、各党間の協議を経て当該調査の結果を反映した過疎地域の要件の追加や、過疎対策事業債の対象の拡大といった自

立促進法を拡充する法律案が取りまとめられ、平成26年3月13日の衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出された。その翌日の衆議院本会議に上程され全会一致で可決、その後、3月26日に参議院本会議において全会一致で可決、成立し、平成26年3月31日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、平成26年4月1日に施行された。

## 2 過疎地域自立促進特別措置法の概要

### (1) 法の目的

自立促進法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することとされている。活性化法では地域の「活性化を図る」とされていたのに対し、自立促進法では「自立促進を図る」に加え、「美しく風格ある国土の形成に寄与する」とされている。これは従来の過疎対策の成果と過疎地域の現況を踏まえた場合、新たな過疎対策として、大きく変化しつつある時代潮流の中で、ナショナル・ミニマムとしての安全・安心な暮らしの確保という従来の延長線上の考え方に加えて、全国的な視野に立った過疎地域の新しい価値・意義を認め、豊かな自然環境や広い空間の中での多様な居住・生活様式を実現する場として整備し、交流を通じて都市と相互補完関係にある新しい生活空間を確保するとともに、美しい景観の整備、地域文化の振興や多様な地域産業の振興等により、過疎地域がそれぞれの個性を発揮して自立できる地域社会を構築することを目的とした。

また、自立促進法の施行後も、過疎地域は、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。その一方で、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等のもとより、都市住民へのやすらぎや教育の場として、当該地域の住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支えるという過疎地域の公益的機能を有している。このため、過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じていくことが求められており、平成22年の改正自立促進法の制定時には、衆議院及び参議院の総務委員会においてこうした内容の決議がなされている。

### (2) 過疎地域の要件

#### 1) 原則

自立促進法の要件については、著しい人口減少はひと頃に比べると鈍化傾向が定着しているが、依然として高齢者比率は高く、若者の流出はなお続いているという状態が、地域社会における活力の低下をもたらしているとの認識に基づき、35年間人口減少率、高齢者率及び若年者率に加えて、昭和45年から平成7年までの25年間の人口減少率を用いている。このことは、35年間という長期にわたり大きな人口減少を呈している市町村は深刻な過疎問題を抱えている団体であると考えられることができるが、比較的最近において人口減少が大きく生じている団体も同様に深刻な過疎問題を抱えていると考えられたためである。また、平成22年に

における自立促進法の改正において、平成17年に実施された国勢調査人口を基とする地域指定要件を追加し、平成26年における自立促進法の改正において、平成22年に実施された国勢調査人口を基とする地域指定要件を追加しており、昭和35年から平成7年までの35年間人口減少率等と、昭和35年から平成17年までの45年間人口減少率及び昭和40年から平成22年までの45年間人口減少率等のいずれかの要件を満たす地域を過疎地域とすることとなった。したがって、次のⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの人口要件及び財政力要件を満たす市町村の区域を過疎地域としている（法第2条第1項）。

Ⅰ ①人口要件

ア 昭和35年と平成7年の国調人口を比較して30%以上減少していること。

イ 昭和35年と平成7年の国調人口を比較して25%以上減少しており、  
高齢者（65歳以上）の比率が24%以上であること。

ウ 昭和35年と平成7年の国調人口を比較して25%以上減少しており、  
若年者（15歳以上30歳未満）の比率が15%以下であること。

エ 昭和45年と平成7年の国調人口を比較して19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合には、昭和45年と平成7年の国調人口を比較して増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成8年度から平成10年度までの3年平均の財政力指数が0.42以下であり、かつ、公営競技に係る収入が13億円以下であること。

Ⅱ ①人口要件

ア 昭和35年と平成17年の国調人口を比較して33%以上減少していること。

イ 昭和35年と平成17年の国調人口を比較して28%以上減少しており、  
高齢者（65歳以上）の比率が29%以上であること。

ウ 昭和35年と平成17年の国調人口を比較して28%以上減少しており、  
若年者（15歳以上30歳未満）の比率が14%以下であること。

エ 昭和55年と平成17年の国調人口を比較して17%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合には、昭和55年と平成17年の国調人口を比較して増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成18年度から平成20年度までの3年平均の財政力指数が0.56以下であり、かつ、公営競技に係る収入が20億円以下であること。

Ⅲ ①人口要件

ア 昭和40年と平成22年の国調人口を比較して33%以上減少していること。

イ 昭和40年と平成22年の国調人口を比較して28%以上減少しており、  
高齢者（65歳以上）の比率が32%以上であること。

ウ 昭和40年と平成22年の国調人口を比較して28%以上減少しており、  
若年者（15歳以上30歳未満）の比率が12%以下であること。

エ 昭和60年と平成22年の国調人口を比較して19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和60年と平成22年の国調人口を比較して増加率が10%未満であること。

## ②財政力要件

平成22年度から平成24年度までの3年平均の財政力指数が0.49以下であり、かつ、公営競技に係る収入が40億円以下であること。

なお、平成8年以降において最初に行われる国勢調査の結果が公表された場合に、要件に関する読み替えを行い追加公示がなされるものとされている（法第32条）。

## 2) 市町村の廃置分合等があった場合の特例

廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村であって総務省令、農林水産省令、国土交通省令に定める基準に該当するものは過疎地域とみなすこととされている（法第33条第1項）。

また、過疎地域市町村を含む合併があった場合に、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるようにする措置の充実を図るため、新たに、団体数が減少する合併の場合に限り、合併市町村で過疎地域の市町村に該当せず、法第33条第1項にも当てはまらないものについては、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなすこととされている（同条第2項）。

## (3) 過疎地域市町村数の動向

自立促進法失効時点（平成22年3月31日）の過疎地域市町村数は718団体であった。平成22年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は58団体、平成26年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は22団体であり、平成27年4月1日現在で797市町村が過疎関係市町村となっている。（うち、市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている市町村の数は151市町村である。）

## (4) 過疎地域自立促進計画

都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）を定めることができるとされている（法第5条）。さらに、都道府県は自立促進方針に基づき、過疎地域の市町村が定める過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）に掲げる事項について、過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画として、過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができるものとされている（法第7条）。

なお、過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、あらかじめ、都道府県に協議し、議会の議決を経て市町村計画を定めることができるとされている（法第6条）。

自立促進方針、都道府県計画及び市町村計画の策定については、平成22年における法の改

正時において、平成21年の「地方分権改革推進計画」に対応し、策定の義務付けを廃止（いわゆる「できる」規定化）するとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す等の措置が講じられた。

自立促進法の下で都道府県、市町村が自立促進計画に基づいて推進してきた過疎対策事業についてみると、10年間（H12～H21）の計画に基づいて実施された事業実績の総額は約24兆5千億円となっている。また、平成22年以降の前期計画（H22～H27）に基づいて実施する事業のうち、平成26年度までの実績は約11兆2千億円であり、合計では約35兆7千億円となっている（図表1-2-1）。

その中で、過疎市町村が事業を行うに当たって大きな役割を果たす過疎債については、10年間（H12～H21）で約2兆8千億円が充当され、事業費の総額は約5兆5千億円に達しており、平成22年度以降（H22～H26）の5年間では約1兆4千億円が充当され、事業費の総額は約2兆2千億円に達している。一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金は、10年間（H12～H21）で約116億円であり、平成22年度以降（H22～H26）の5年間では約33億円となっている（図表1-2-2）。

## (5) 過疎対策事業債

### 1) 対象の拡充

平成22年の自立促進法の改正により、過疎債の拡充が図られ、認定こども園、図書館、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設の整備に係る規定が新設された。さらに、平成26年の自立促進法の改正により、拡充が図られ、市町村有貸工場及び貸事務所、地域鉄道、一般廃棄物処理のための施設（し尿処理施設を含む）、火葬場、障害者福祉施設、公立小中学校の屋外運動場及びプール、市町村立高等学校（校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等）、市町村管理の都道府県道の整備に係る規定が新設された。

### 2) 過疎債ソフト分

平成22年の自立促進法の改正により、いわゆるソフト事業への過疎債（以下「過疎債ソフト分」という。）の適用対象が拡大された。

過疎債ソフト分は、①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費、②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費、③地方債の元利償還に要する経費以外であれば、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を幅広く対象とすることとされており、過疎市町村において、過疎債を活用できる施策の範囲は大きく広がった。

その後、過疎債ソフト分の制度創設後2年間における過疎市町村の活用率の動向及び限度額まで活用している団体からの発行限度額の引き上げの要望等も踏まえて、平成24年度からハード分及びソフト分の起債要望額の合計が、地方債計画額の範囲内で、かつ、過疎債ソフト分の発行限度額の全国の合算額に達しない場合、財政力指数0.56以下の過疎市町村について、最大で現行発行限度額の2倍の発行が可能となる運用の弾力化が図られることとなっ

た。

平成27年度の過疎債ソフト分の活用状況は発行限度額の総額769億円に対して発行予定額が709億円であった。活用率（発行限度額に対する発行予定額の割合をいう。）は、全体としては92.2%であるが、都道府県毎に見た場合には、活用率に大きなばらつきが生じている。（図1-2-3）

図表1-2-1 自立促進法における事業実績

（単位：億円、％）

区分		産業の振興	交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落等の整備	その他	合計
自立促進法	実績 (H12～21)	69,629 (28.4)	91,919 (37.5)	49,657 (20.3)	9,521 (3.9)	5,330 (2.2)	13,298 (5.4)	2,142 (0.9)	1,003 (0.4)	2,630 (1.1)	245,129 (100.0)
	実績 (H22～27)	47,131 (29.6)	46,560 (29.3)	26,771 (16.8)	11,676 (7.3)	7,558 (4.8)	14,478 (9.1)	1,813 (1.1)	1,137 (0.7)	1,863 (1.2)	158,987 (100.0)
合計		116,760 (28.9)	138,479 (34.3)	76,428 (18.9)	21,197 (5.2)	12,888 (3.2)	27,776 (6.9)	3,955 (1.0)	2,140 (0.5)	4,493 (1.1)	404,116 (100.0)

（備考）1 総務省調べ  
2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。

図表1-2-2 自立促進法における過疎債及び国庫補助額かさ上げの実績

（単位：百万円）

区分		過疎対策事業債		特例による国庫補助かさ上げ額				合計
		事業費	過疎債	校舎・屋内運動場	教職員住宅	保育所	消防施設	
自立促進法	実績 (H12～21)	5,492,002	2,759,937	4,765	2	1,735	5,055	11,557
	実績 (H22～27)	2,996,070	1,800,918	3,944	-	-	48	3,992
合計		8,488,072	4,560,855	8,709	2	1,735	5,103	15,549

（備考）1 総務省調べ

図表1-2-3 過疎債ソフト分の都道府県別活用率（平成27年度発行状況ベース）

活用率	団体数	都道府県（活用率：％）
95％以上	17	大阪府（200.0％）、島根県（152.4％）、兵庫県（145.2％）、長崎県（135.8％）、高知県（125.7％）、京都府（118.6％）、福岡県（116.0％）、山梨県（113.0％）、和歌山県（112.0％）、北海道（110.4％）、広島県（107.9％）、山形県（107.1％）、石川県（107.1％）、茨城県（104.6％）、栃木県（96.3％）、岡山県（95.9％）、鳥取県（95.7％）
95％未満 80％以上	9	富山県（93.1％）、三重県（90.4％）、山口県（89.1％）、鹿児島県（88.5％）、香川県（87.1％）、宮城県（83.4％）、新潟県（82.7％）、秋田県（81.6％）、青森県（81.0％）
80％未満 60％以上	13	宮崎県（79.6％）、千葉県（78.7％）、佐賀県（76.0％）、長野県（75.2％）、奈良県（74.5％）、愛媛県（73.3％）、徳島県（73.1％）、岩手県（71.4％）、群馬県（68.1％）、福島県（64.8％）、大分県（62.3％）、沖縄県（62.3％）、福井県（60.3％）
60％未満 40％以上	4	岐阜県（52.6％）、愛知県（44.4％）、静岡県（42.7％）、熊本県（40.2％）
40％未満 20％以上	2	滋賀県（25.1％）、埼玉県（24.9％）
20％未満	1	東京都（0.0％）

※活用率：各都道府県の過疎市町村の発行予定額の総和／各都道府県の過疎市町村の発行限度額の総和。

※発行予定額：当該年度の協議等に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計。

※100％以上の団体は、発行限度額の運用弾力化を活用した団体である。



## 第2章

### 過疎地域の現況



## 第2章 過疎地域の現況

## 第1節 概況

## 1 過疎関係市町村数、人口、面積等

## (1) 概要

## (市町村数)

過疎関係市町村数は、平成28年4月1日現在で797（274市398町125村）であり、全国の市町村総数に占める割合は46.4%である（図表2-1-1、図表2-1-2、図表2-1-3）。

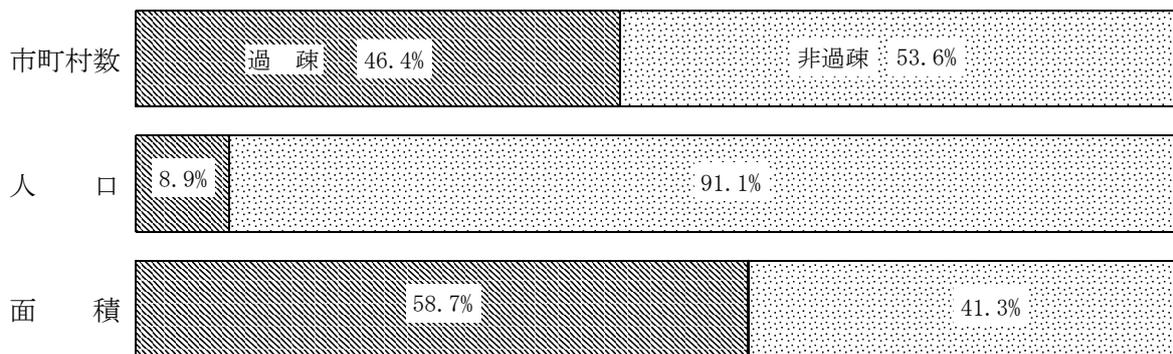
## (人口)

過疎地域の人口は、1,136万人であり、総人口（1億2,806万人）に占める割合は8.9%である（図表2-1-1、人口についての詳細は第2節）。

## (面積)

過疎地域の面積は221,911km<sup>2</sup>であり、我が国の総面積（377,950km<sup>2</sup>）に占める割合は58.7%である（図表2-1-1）。

図表2-1-1 市町村数、人口、面積

(単位：団体、人、km<sup>2</sup>、%)

区 分	市町村数	人 口	面 積
過 疎 地 域	797 (46.4)	11,355,109 (8.9)	221,911 (58.7)
非 過 疎 地 域	922 (53.6)	116,702,243 (91.1)	156,039 (41.3)
全 国	1,719 (100.0)	128,057,352 (100.0)	377,950 (100.0)

(備考) 1 市町村数は平成28年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 人口は平成22年国勢調査による。

3 面積は平成22年国勢調査による。ただし、一部過疎地域については、平成12及び平成17年国勢調査による。

- 4 東京都特別区は1団体とみなす。  
5 ( ) は構成割合である。

表2-1-2 市町村区分別団体数

(単位：団体、%)

区 分	市	町	村	計
過疎地域	274 (34.38)	398 (49.94)	125 (15.68)	797 (100.00)
非過疎地域	516 (55.97)	347 (37.64)	59 (6.40)	922 (100.00)
全 国	790 (45.96)	745 (43.34)	184 (10.70)	1,719 (100.00)

(備考) 1 平成28年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 東京都特別区は1市とみなす。

3 ( ) は構成割合である。

図表2-1-3 人口規模別市町村数及び構成割合

(単位：団体、%)

人口規模	全 国	過疎関係市町村数				※参考
		合計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎市町 村(33条1項)	一部過疎を有す る市町村 (33条2項)	一部過疎の区 域(33条2項)
～1,000	26 (1.5)	24 (3.0)	24 (3.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	24 (8.2)
～2,000	49 (2.9)	47 (5.9)	47 (7.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	43 (14.7)
～3,000	43 (2.5)	40 (5.0)	40 (6.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	40 (13.7)
～4,000	67 (3.9)	60 (7.5)	60 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	45 (15.4)
～5,000	53 (3.1)	42 (5.3)	42 (6.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	42 (14.3)
～6,000	51 (3.0)	41 (5.1)	41 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	31 (10.6)
～7,000	55 (3.2)	40 (5.0)	40 (6.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	26 (8.9)
～8,000	51 (3.0)	27 (3.4)	25 (4.1)	1 (3.3)	1 (0.7)	15 (5.1)
～9,000	48 (2.8)	23 (2.9)	22 (3.6)	0 (0.0)	1 (0.7)	11 (3.8)
～10,000	37 (2.2)	26 (3.3)	26 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.4)
～15,000	148 (8.6)	70 (8.8)	65 (10.6)	1 (3.3)	4 (2.6)	10 (3.4)
～20,000	147 (8.6)	72 (9.0)	66 (10.7)	1 (3.3)	5 (3.3)	0 (0.0)
～25,000	85 (4.9)	38 (4.8)	30 (4.9)	2 (6.7)	6 (4.0)	1 (0.3)
～30,000	76 (4.4)	30 (3.8)	22 (3.6)	2 (6.7)	6 (4.0)	0 (0.0)
～35,000	84 (4.9)	26 (3.3)	16 (2.6)	1 (3.3)	9 (6.0)	1 (0.3)
～40,000	62 (3.6)	24 (3.0)	12 (1.9)	3 (10.0)	9 (6.0)	0 (0.0)
～45,000	53 (3.1)	18 (2.3)	11 (1.8)	2 (6.7)	5 (3.3)	0 (0.0)
～50,000	45 (2.6)	12 (1.5)	6 (1.0)	1 (3.3)	5 (3.3)	0 (0.0)
～100,000	271 (15.8)	69 (8.7)	17 (2.8)	14 (46.7)	38 (25.2)	0 (0.0)
～300,000	196 (11.4)	53 (6.6)	4 (0.6)	2 (6.7)	47 (31.1)	0 (0.0)
～1,000,000	60 (3.5)	14 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (9.3)	0 (0.0)
1,000,001～	12 (0.7)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)
合 計	1,719 (100.0)	797 (100.0)	616 (100.0)	30 (100.0)	151 (100.0)	293 (100.0)

(備考) 1 市町村数は平成28年4月1日現在。

2 人口は平成22年国勢調査による。

3 東京都特別区は1団体とみなす。

4 ( ) は構成割合である。

図表2-1-4 林野面積と可住地面積

(単位：km<sup>2</sup>、%)

区 分	総 面 積 a	林 野 面 積 b	可住地面積 c	林 野 率 b / a	可住地率 c / a
過疎地域	189,997	146,344	21,645	77.0	11.4
非過疎地域	187,954	102,109	45,385	54.3	24.1
全 国	377,950	248,453	67,030	65.7	17.7

- (備考) 1 総面積は国勢調査による。  
 2 林野面積は農林水産省「2010年世界農林業センサス」による。  
 3 可住地面積は総務省「平成27年度固定資産の価格等の概要調書」による。なお、可住地面積とは、田、畑及び宅地の評価総地積の合計である。  
 4 過疎地域は平成28年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

## (2) 市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移

市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移についてみると、平成12年4月1日時点の全市町村数3,229、過疎関係市町村数1,171に対して、平成28年4月1日時点の全市町村数は1,718、過疎関係市町村数は797となっている(図表2-1-5)。

図表2-1-5 過疎地域数の推移

年月日	全市町村数	過疎地域数 (過疎関係 市町村数) (a+b+c)	過疎市町村 数(2条1項) a	過疎地域と みなされる市町村 (33条1項) b	過疎地域とみなされる区域を有する 市町村数(33条2項)		(参考) 過疎地域の 区域数 (a+b+d)
					c	(過疎地域とみなさ れる区域数) d	
H12.4.1	3,229	1,171	1,171	0	0	0	1,171
H13.4.1	3,226	1,171	1,171	0	0	0	1,171
H14.4.1	3,218	1,210	1,210	0	0	0	1,210
H15.4.1	3,190	1,203	1,194	2	7	7	1,203
H16.4.1	3,100	1,167	1,149	5	13	15	1,169
H17.4.1	2,395	899	780	33	86	169	982
H18.4.1	1,820	739	513	71	155	275	859
H19.4.1	1,804	738	508	72	158	278	858
H20.4.1	1,788	732	500	73	159	279	852
H21.4.1	1,777	730	497	72	161	290	859
H22.4.1	1,727	776	582	35	159	303	920
H23.4.1	1,724	776	582	34	160	306	922
H24.4.1	1,719	775	581	34	160	306	921
H25.4.1	1,719	775	581	34	160	306	921
H26.4.1	1,719	797	616	30	151	293	939
H27.4.1	1,718	797	616	30	151	293	938
H28.4.1	1,718	797	616	30	151	293	938

### (3) 都道府県別、ブロック別の特徴

過疎地域は、神奈川県を除く46都道府県に存在する。

都道府県別にみると、過疎地域の市町村数割合の大きい都道府県は、島根県（100.0%）、鹿児島県（95.3%）、大分県（88.9%）、愛媛県（85.0%）、秋田県（84.0%）となっている。

過疎地域の人口割合の大きい都道府県は、秋田県（64.6%）、島根県（48.9%）、大分県（40.9%）、鹿児島県（38.1%）、岩手県（37.5%）となっている（図表2-1-6）。

ブロック別にみると、全市町村数に占める過疎関係市町村数では、北海道（83.2%）、中国（73.8%）、四国（69.5%）の順に割合が高い。

全人口に占める過疎地域人口割合についてみると、北海道（31.2%）、東北（24.0%）、九州（20.9%）、四国（20.4%）の順に高い（図表2-1-7）。

図表2-1-6 過疎地域の市町村数、人口、面積の割合が大きい都道府県

(単位：%)

順位	市町村数割合	人口割合	面積割合
1	島根県 100.0	秋田県 64.6	秋田県 89.8
2	鹿児島県 95.3	島根県 48.9	大分県 87.5
3	大分県 88.9	大分県 40.9	島根県 85.4
4	愛媛県 85.0	鹿児島県 38.1	高知県 79.6
5	秋田県 84.0	岩手県 37.5	北海道 78.4
42	滋賀県 10.5	愛知県 0.6	茨城県 15.0
43	愛知県 9.3	滋賀県 0.4	埼玉県 12.2
44	茨城県 9.1	東京都 0.2	千葉県 11.8
45	埼玉県 6.3	埼玉県 0.1	滋賀県 8.3
46	大阪府 2.3	大阪府 0.1	大阪府 2.0
47	神奈川県 0.0	神奈川県 0.0	神奈川県 0.0

(備考) 1 市町村数は平成28年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 人口及び面積は平成22年国勢調査による。

図表2-1-7 ブロック別過疎地域の市町村数、人口、面積

(単位：団体、千人、km<sup>2</sup>、%)

項目 地域	市		町村数		人			口		面			積		人口密度		
	全市町村 a	過疎地域 b	構成比 b/a	全市町村 c	過疎地域 d	構成比 d/c	全市町村 e	過疎地域 f	構成比 f/e	全市町村 g	過疎地域 h	構成比 h/g	全市町村 i	過疎地域 j	構成比 j/i	全市町村 k	過疎地域 l
北海道	179	149	83.2	5,506	1,720	15.1	83,457	65,428	29.5	83,457	65,428	29.5	83,457	65,428	29.5	66	26
東北	257	144	56.0	11,710	2,813	24.8	79,535	50,873	23.0	79,535	50,873	23.0	79,535	50,873	23.0	147	55
関東	398	89	22.4	45,620	590	5.2	50,452	15,753	7.1	50,452	15,753	7.1	50,452	15,753	7.1	904	37
東海	160	36	22.5	15,111	391	3.4	29,344	11,412	5.1	29,344	11,412	5.1	29,344	11,412	5.1	515	34
北陸	51	18	35.3	3,069	230	2.0	12,623	4,254	1.9	12,623	4,254	1.9	12,623	4,254	1.9	243	54
近畿	198	54	27.3	20,903	636	5.7	27,343	10,729	4.8	27,343	10,729	4.8	27,343	10,729	4.8	764	59
中国	107	79	73.8	7,563	1,298	11.5	31,922	21,468	9.7	31,922	21,468	9.7	31,922	21,468	9.7	237	60
四国	95	66	69.5	3,977	811	7.1	18,807	13,026	5.9	18,807	13,026	5.9	18,807	13,026	5.9	211	62
九州	233	144	61.8	13,204	2,762	24.3	42,191	27,769	12.5	42,191	27,769	12.5	42,191	27,769	12.5	313	99
沖縄	41	18	43.9	1,393	104	0.9	2,276	1,198	0.5	2,276	1,198	0.5	2,276	1,198	0.5	612	87
全国	1,719	797	46.4	128,057	11,355	100.0	377,950	221,911	100.0	377,950	221,911	100.0	377,950	221,911	100.0	339	51

(備考) 1 市町村数は平成28年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 人口及び面積は国勢調査による。

3 東京都特別区は1団体とみなす。

## 2 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係

過疎関係市町村797団体のうち、他の地域振興関係法に基づく指定地域等を区域内に有する市町村の割合をみると、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」における辺地を有する市町村は86.7%、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」における特定農山村地域を含む市町村は82.6%、「山村振興法」の振興山村地域を含む市町村は70.3%、「豪雪地帯対策特別措置法」の豪雪地帯に指定されている市町村は46.5%となっている。

また、各地域振興関係法による指定地域等を区域内に有する全市町村のうち、過疎地域市町村が50%以上を占めるものは、振興山村（76.3%）、「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の特殊土壤地帯（71.3%）、「半島振興法」による半島振興対策実施地域（72.2%）、「離島振興法」の離島振興対策実施地域（69.6%）、辺地（70.7%）、豪雪地帯（69.7%）、特定農山村地域（68.6%）、「低開発地域工業開発促進法」による低開発地域（58.0%）となっている（図表2-1-8）。

図表2-1-8 ブロック別過疎関係市町村の地域振興関係法に基づく指定状況

（単位：団体、％）

区 分	過 疎	特 定 農山村	山 村	離 島	半 島	豪 雪	辺 地	特 土	低開発	リゾート	拠点都市	
過 疎 地 域	北海道	149	92	90	6	21	149 (81)	111	0	36	20	16
	東 北	144	127	119	5	15	126 (71)	133	0	35	19	56
	関 東	89	82	76	4	5	22 (9)	75	0	10	22	22
	東 海	36	36	33	1	13	9 (4)	31	1	5	7	18
	北 陸	18	18	17	1	7	18 (7)	17	0	7	3	9
	近 畿	54	52	46	0	32	13 (1)	47	2	12	16	19
	中 国	79	77	63	20	7	34 (0)	74	57	27	12	30
	四 国	66	62	51	12	8	0 (0)	61	45	13	0	23
	九 州	144	106	65	29	32	0 (0)	125	76	57	35	40
	沖 縄	18	6	0	0	0	0 (0)	17	0	0	0	7
計 a	797	658	560	78	140	371 (173)	691	181	202	134	240	
全 国 b	797	959	734	112	194	532 (201)	977	254	348	271	502	
a / b	100.0	68.6	76.3	69.6	72.2	69.7 (86.1)	70.7	71.3	58.0	49.4	47.8	
a / 797:過疎関係市町村	100.0	82.6	70.3	9.8	17.6	46.5 (21.7)	86.7	22.7	25.3	16.8	30.1	

（備考）1 平成28年4月1日現在。

2 豪雪の（ ）はうち特別豪雪地帯である。

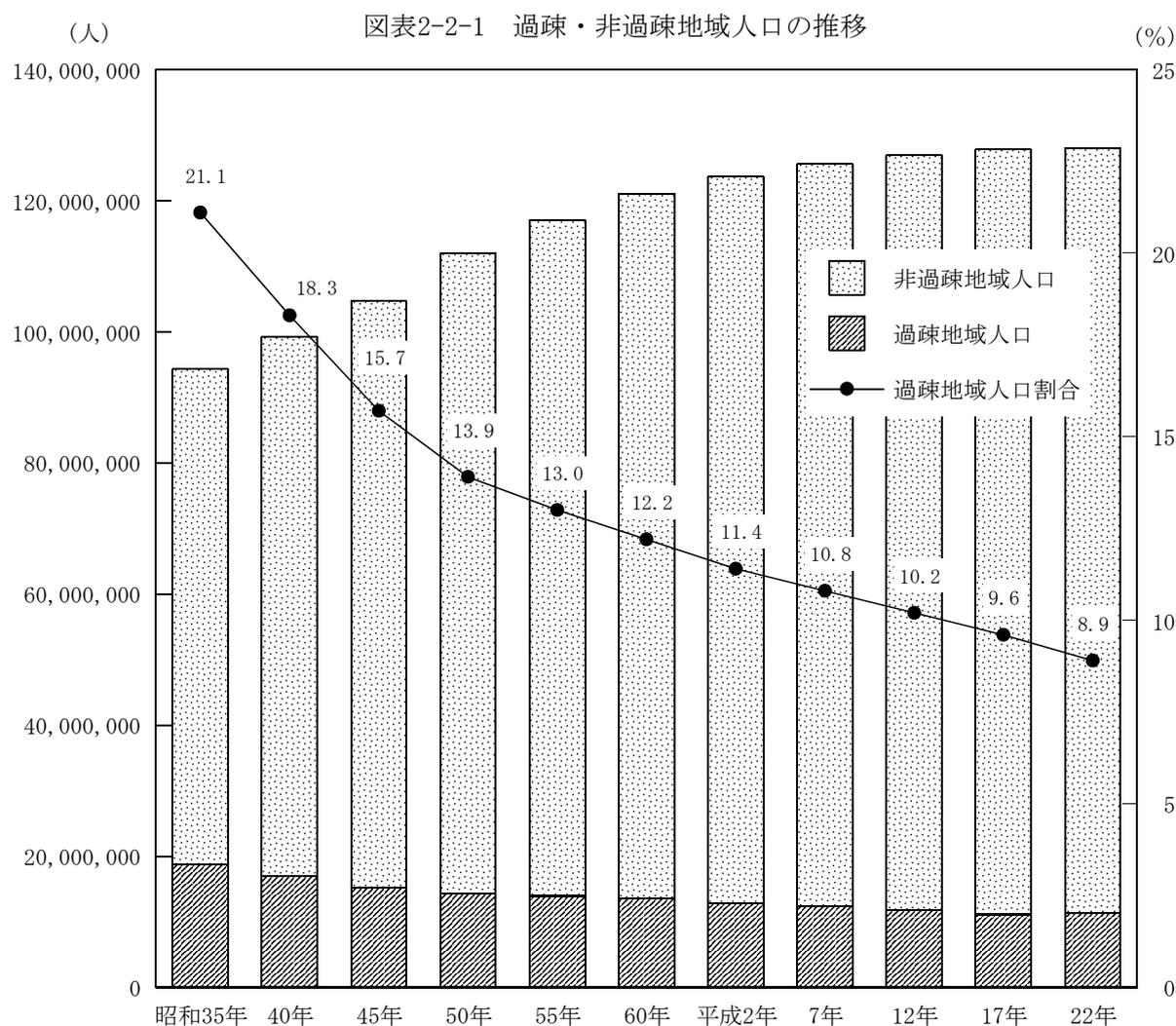
## 第2節 人口・世帯

### 1 過疎地域の人口動態

#### (1) 過疎地域の人口の推移

##### 1) 過疎地域の人口の推移

我が国の総人口に対する過疎地域（平成28年4月1日現在）の人口の割合の推移をみると、過疎問題が顕在化し始めた昭和35年には、総人口9,430万人に対し過疎地域の人口は1,992万人、構成割合は21.1%であった。その後過疎地域の人口割合は減少し、昭和45年に15.7%、昭和55年には13.0%、平成2年には11.4%、平成17年には9.6%、平成22年には、全国1億2,806万人に対し過疎地域1,136万人、8.9%となっている（図表2-2-1）。



(単位：千人、%)

年次	総人口 a	過疎地域 人口 b	非過疎地域 人口 a - b	過疎地域 人口割合 b / a
昭和35年	94,302	19,923	74,379	21.1
昭和40年	99,209	18,137	81,072	18.3
昭和45年	104,665	16,422	88,243	15.7
昭和50年	111,940	15,539	96,400	13.9
昭和55年	117,060	15,201	101,859	13.0
昭和60年	121,049	14,810	106,239	12.2
平成2年	123,611	14,071	109,540	11.4
平成7年	125,570	13,507	112,063	10.8
平成12年	126,926	12,911	114,014	10.2
平成17年	127,768	12,203	115,565	9.6
平成22年	128,057	11,355	116,702	8.9

(備考) 1 国勢調査による。

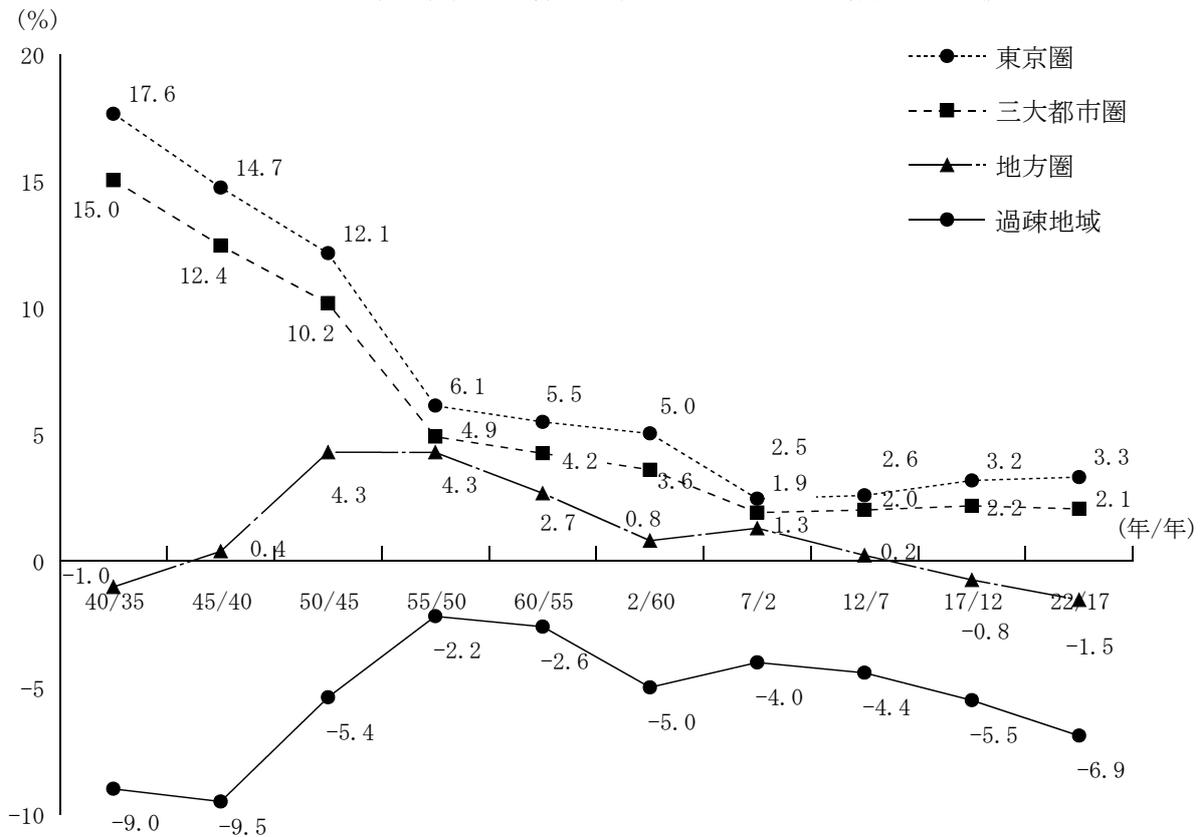
2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

2) 人口増減率の推移

過疎地域における人口減少率は、昭和35年～昭和40年が9.0%、昭和40年～昭和45年では9.5%と著しかったが、その後鈍化し、昭和50年～昭和55年には2.2%にまで改善された。しかし、昭和60年～平成2年以降に再び増大し、平成17年～22年では6.9%となっている。

他方、三大都市圏における人口増加率は、昭和35年～昭和40年の15.0%から次第に縮小し、平成17年～昭和22年では2.1%となっている。また、地方圏においては、平成12年～平成17年以降、昭和35年～昭和40年以来の人口減少となっている（図表2-2-2）。

図表2-2-2 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県の一部）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県の一部）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

### 3) ブロック別にみた過疎地域の人口動向

ブロック別に過疎地域における人口動向をみると、全てのブロックで人口が減少しており、人口減少率のピークは、近畿、中国及び九州では昭和35年～40年、四国では昭和35年～40年及び昭和40年～45年、その他のブロックでは昭和40年～45年となっている。ピーク時には10%を超えたブロックが多く、特に沖縄では昭和40年～45年に16.7%となり、大幅に人口が減少した。その後、人口減少率は鈍化傾向を示し、昭和50年～55年には、1～4%台にまで改善したものの、昭和60年～平成2年には全ブロックで再び減少幅が拡大し、平成7年以降は、拡大傾向にある（図表2-2-3）。

図表2-2-3 ブロック別過疎地域人口の推移

(人口)

(単位：千人)

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
北海道	3,197	3,007	2,722	2,518	2,449	2,349	2,174	2,061	1,959	1,848	1,720
東北	4,491	4,179	3,887	3,714	3,659	3,573	3,425	3,316	3,190	3,021	2,813
関東	1,105	1,005	905	849	813	786	754	724	685	643	590
東海	732	666	601	574	550	530	502	481	456	427	391
北陸	399	372	341	331	321	315	299	283	266	250	230
近畿	1,021	942	872	848	829	808	776	758	729	686	636
中国	2,296	2,040	1,843	1,757	1,720	1,686	1,612	1,546	1,472	1,389	1,298
四国	1,527	1,366	1,222	1,158	1,132	1,098	1,038	987	936	878	811
九州	4,985	4,405	3,900	3,672	3,611	3,548	3,378	3,241	3,109	2,952	2,762
沖縄	170	156	130	120	118	117	113	111	110	109	104
計	19,923	18,137	16,422	15,539	15,201	14,810	14,071	13,507	12,911	12,203	11,355

(人口増減率)

(単位：%)

区分	S40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	H2/60	7/2	12/7	17/12	22/17	H22/S35	H22/S45
北海道	-5.9	-9.5	-7.5	-2.8	-4.1	-7.4	-5.2	-4.9	-5.6	-7.0	-46.2	-36.8
東北	-6.9	-7.0	-4.4	-1.5	-2.4	-4.1	-3.2	-3.8	-5.3	-6.9	-37.4	-27.6
関東	-9.1	-9.9	-6.2	-4.3	-3.3	-4.1	-3.9	-5.5	-6.1	-8.3	-46.6	-34.9
東海	-9.0	-9.8	-4.5	-4.2	-3.6	-5.3	-4.2	-5.2	-6.4	-8.5	-46.6	-35.0
北陸	-6.6	-8.5	-2.9	-3.0	-1.9	-5.2	-5.4	-6.0	-6.0	-7.9	-42.3	-32.5
近畿	-7.7	-7.5	-2.8	-2.2	-2.5	-4.0	-2.4	-3.8	-5.9	-7.4	-37.7	-27.0
中国	-11.2	-9.7	-4.7	-2.1	-2.0	-4.4	-4.1	-4.8	-5.6	-6.6	-43.5	-29.5
四国	-10.5	-10.5	-5.2	-2.2	-3.0	-5.5	-4.9	-5.2	-6.2	-7.6	-46.9	-33.6
九州	-11.6	-11.4	-5.9	-1.6	-1.8	-4.8	-4.1	-4.1	-5.0	-6.4	-44.6	-29.2
沖縄	-8.2	-16.7	-7.7	-1.7	-0.8	-3.4	-1.8	-0.9	-0.9	-4.5	-38.7	-19.9
計	-9.0	-9.5	-5.4	-2.2	-2.6	-5.0	-4.0	-4.4	-5.5	-6.9	-43.0	-30.9

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

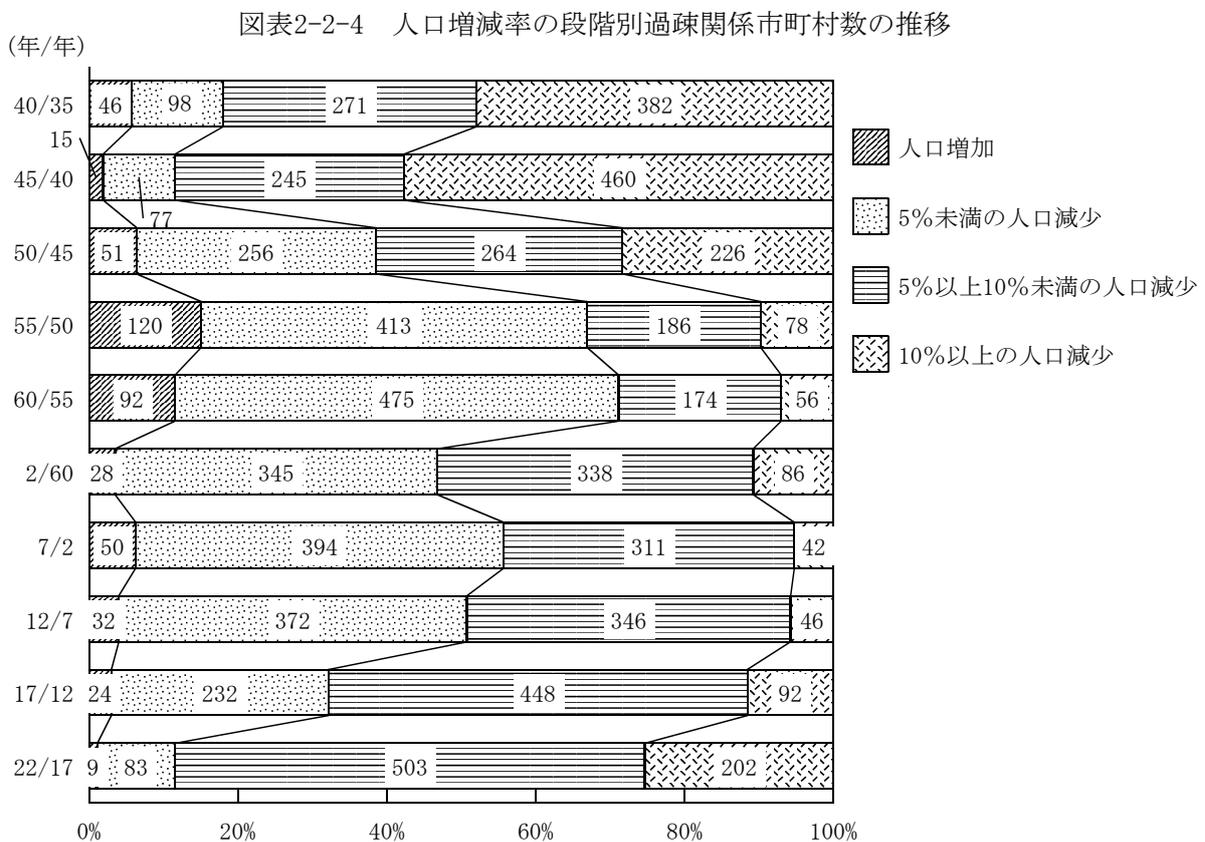
4) 過疎関係市町村の人口増減の動向

(人口増減の段階別市町村割合)

人口増減の段階別に過疎関係市町村数をみると、人口増加団体は昭和40年～45年の15団体から昭和50年～55年に120団体まで増加したが、昭和60年～平成2年には28団体に減少し、平成12年～17年には24団体、平成17年～22年には9団体となり、過疎関係市町村全体の1.1%となっている。

一方、人口が5年間で10%以上減少した団体は、昭和40年～45年の460団体をピークに昭和55年～60年には56団体までに減少したが、その後増減を繰り返し、平成17年～22年には202団体となり、過疎関係市町村全体の25.3%を占めている。

平成17年～22年の人口増減率をみると、5%以上減少した団体が705団体であり、全体の9割弱を占めている（図表2-2-4、図表2-2-5）。



(備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。  
 3 平成7年～平成12年、平成12年～平成17年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。

図表2-2-5 人口増減率の段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

区 分	40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	2/60	7/2	12/7	17/12	22/17
減	40%～	3 (0.4)	4 (0.5)	5 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	30%～	10 (1.3)	9 (1.1)	7 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)
	25%～	11 (1.4)	21 (2.6)	8 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	3 (0.4)	1 (0.1)	0 (0.0)	2 (0.3)
	20%～	26 (3.3)	38 (4.8)	18 (2.3)	6 (0.8)	2 (0.3)	5 (0.6)	1 (0.1)	1 (0.1)	5 (0.6)
	15%～	70 (8.8)	126 (15.8)	36 (4.5)	15 (1.9)	3 (0.4)	9 (1.1)	4 (0.5)	6 (0.8)	2 (0.3)
少	10%～	262 (32.9)	262 (32.9)	152 (19.1)	57 (7.2)	50 (6.3)	67 (8.4)	36 (4.5)	39 (4.9)	82 (10.3)
	5%～	271 (34.0)	245 (30.7)	264 (33.1)	186 (23.3)	174 (21.8)	338 (42.4)	311 (39.0)	346 (43.5)	448 (56.3)
	0%～	98 (12.3)	77 (9.7)	256 (32.1)	413 (51.8)	475 (59.6)	345 (43.3)	394 (49.4)	372 (46.7)	232 (29.1)
	小 計	751 (94.2)	782 (98.1)	746 (93.6)	677 (84.9)	705 (88.5)	769 (96.5)	747 (93.7)	764 (96.0)	772 (97.0)
増 加	46 (5.8)	15 (1.9)	51 (6.4)	120 (15.1)	92 (11.5)	28 (3.5)	50 (6.3)	32 (4.0)	24 (3.0)	9 (1.1)
計	797 (100.0)	796 (100.0)	796 (100.0)	797 (100.0)						

- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎区域内の人口による。  
 3 平成7年～平成12年、平成12年～平成17年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。  
 4 ( ) は構成比である。

## 5) 近年の人口増加市町村の人口増加要因

平成17年から平成22年までにかけて人口が増加している過疎関係市町村（自立促進法に基づく797市町村）は、9団体であった。これらの市町村に人口増加の主な要因を聞き取りなどにより調査したところ、「宅地分譲、公営住宅建設等の住宅整備」及び「公共事業等工事関係者の一時的流入」などが要因として挙げられた。

なお、平成7年から平成12年までにかけて人口が増加した過疎関係市町村数は、89団体であったが、その後は減少を続けており、過疎地域を取り巻く状況は一層厳しい状況となっている（図表2-2-6）。

図表2-2-6 人口が増加した過疎市町村における人口増加要因

(単位：団体、%)

項 目	H7～H12人口増加市町村(89団体)	H12～H17人口増加市町村(25団体)	H17～H22人口増加市町村(9団体)
1 企業立地、企業誘致等による就業の場の拡大	21 (23.9)	1 (4.0)	1 (11.1)
2 第1次産業従事者の定着、増加	6 (6.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 地元の創意工夫による独自の活性化施策による人口定住	15 (17.0)	2 (8.0)	0 (0.0)
4 宅地分譲、公営住宅建設等の住宅整備	62 (70.5)	5 (20.0)	2 (22.2)
5 生活環境整備の充実	7 (8.0)	0 (0.0)	1 (11.1)
6 寿命の伸長等による自然増加	3 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
7 自然環境等を求めての移住・UJIターン	9 (10.2)	7 (28.0)	0 (0.0)
8 交通体系の整備等による近郊都市の通勤圏化、ベッドタウン化	10 (11.4)	2 (8.0)	0 (0.0)
9 学校等公共施設の開設に伴う教職員、学生の居住	3 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
10 病院、老人ホーム等の医療・厚生福祉施設の入院・入所者、職員の増加	22 (25.0)	1 (4.0)	0 (0.0)
11 公共事業等工事関係者の一時的流入	12 (13.6)	3 (12.0)	2 (22.2)
12 宗教団体の進出	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
13 その他	20 (22.7)	4 (16.0)	3 (33.3)

(備考) 1 総務省調べ。人口増加市町村数は調査時点のデータによる。

2 H7～H12についての過疎地域は、過疎地域活性化特別措置法に基づく（H7～H12：1,230団体（噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。））。

3 H12～H17についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく（平成19年4月1日現在 737団体（噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。））。

4 H17～H22についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく（平成28年4月1日現在 797団体）。

5 一部過疎地域については、その区域の人口に基づく。

## (2) 社会増減と自然増減

### 1) 人口増減の要因：社会増減と自然増減

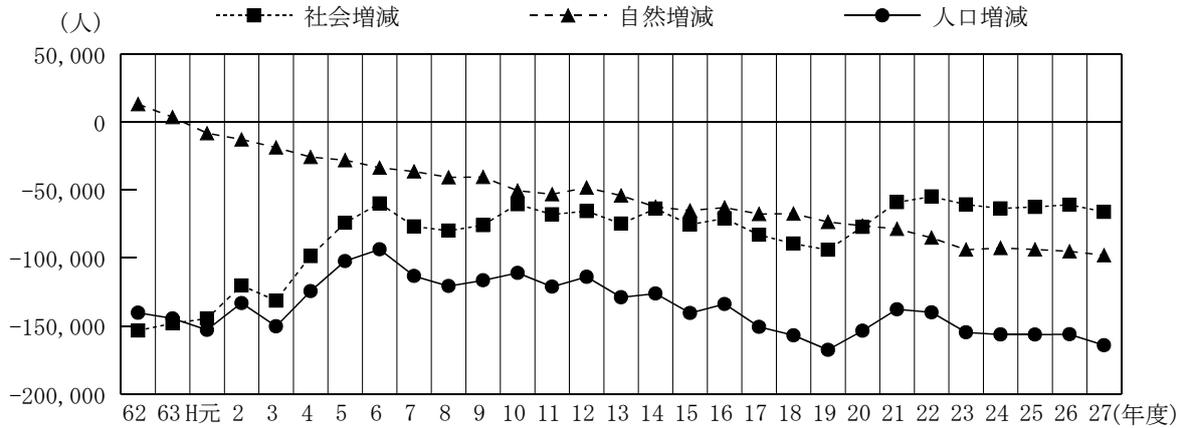
過疎地域における近年の人口増減の推移をみると、昭和62年度から平成元年度までは減少幅が拡大傾向であったが、平成2年度から平成6年度にかけては縮小した。平成7年度以降は、平成19年度から平成21年度までを除き、再び緩やかな拡大傾向となっている。

人口増減を社会増減と自然増減に分解すると、社会増減については、平成3年度までは年間12万人から15万人の間で減少し、平成4年度以降は減少幅が縮小したものの、年間5～9万人前後で推移している。

一方、自然増減をみると、昭和62年度の約1.3万人増から年々減少しており、平成元年度には自然増から自然減に転じ、平成13年度以降は年間5万人以上の自然減となっている。

また、過疎地域の人口増減の要因を社会増減及び自然増減の寄与率からみると、昭和63年度以前は自然増を上回る社会減による人口減少、平成元年度以降は社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっており、平成21年度以降、自然減の寄与率が社会減の寄与率を上回っていることが分かる（図表2-2-7）。

図表2-2-7 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移



(単位：人、%)

年 度	社会増減 a	自然増減 b	人口増減 c = a + b	社会増減寄与率 a / c	自然増減寄与率 b / c
昭和62年度	-153,403	13,079	-140,324	109	-9
昭和63年度	-148,026	3,563	-144,463	102	-2
平成元年度	-144,536	-8,355	-152,891	95	5
平成2年度	-120,331	-12,895	-133,226	90	10
平成3年度	-131,460	-18,832	-150,292	87	13
平成4年度	-98,653	-25,812	-124,465	79	21
平成5年度	-74,222	-28,129	-102,351	73	27
平成6年度	-59,973	-33,686	-93,659	64	36
平成7年度	-76,873	-36,456	-113,329	68	32
平成8年度	-79,960	-40,699	-120,659	66	34
平成9年度	-75,949	-40,534	-116,483	65	35
平成10年度	-60,534	-50,521	-111,055	55	45
平成11年度	-68,025	-53,161	-121,186	56	44
平成12年度	-65,639	-48,312	-113,951	58	42
平成13年度	-74,840	-54,144	-128,984	58	42
平成14年度	-63,786	-62,472	-126,258	51	49
平成15年度	-75,420	-65,110	-140,530	54	46
平成16年度	-70,923	-62,937	-133,860	53	47
平成17年度	-83,035	-67,670	-150,705	55	45
平成18年度	-89,472	-67,429	-156,901	57	43
平成19年度	-94,084	-73,545	-167,629	56	44
平成20年度	-77,271	-76,303	-153,574	50	50
平成21年度	-59,091	-78,675	-137,766	43	57
平成22年度	-54,843	-85,146	-139,989	39	61
平成23年度	-60,761	-93,955	-154,716	39	61
平成24年度	-63,633	-92,658	-156,291	41	59
平成25年度	-62,566	-93,804	-156,370	40	60
平成26年度	-60,926	-95,181	-156,107	39	61
平成27年度	-66,152	-98,013	-164,165	40	60

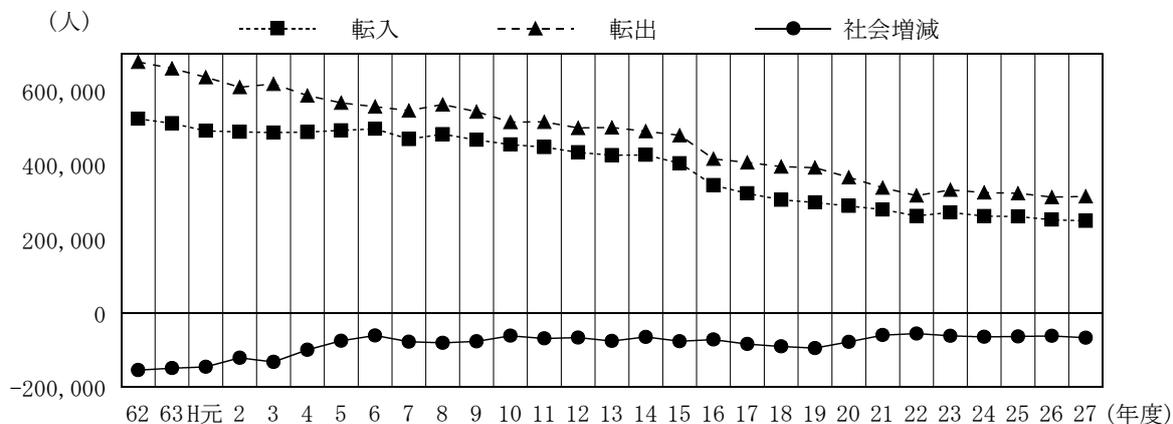
(備考)

- 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。
- 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、データの取得ができない一部過疎地域を含まない。

2) 社会増減：転入と転出

過疎地域における転入・転出の動向をみると、転入者数と転出者数ともに緩やかに減少している（図表2-2-8）。

図表2-2-8 過疎地域における社会増減（転入と転出）の推移



(単位：人、%)

年 度	転 入 a	転 出 b	社会増減 a - b
昭和62年度	524,387	677,790	-153,403
昭和63年度	512,407	660,433	-148,026
平成元年度	492,269	636,805	-144,536
平成 2年度	489,383	609,714	-120,331
平成 3年度	487,289	618,749	-131,460
平成 4年度	488,486	587,139	-98,653
平成 5年度	493,350	567,572	-74,222
平成 6年度	497,356	557,329	-59,973
平成 7年度	469,698	546,571	-76,873
平成 8年度	483,050	563,010	-79,960
平成 9年度	467,708	543,657	-75,949
平成10年度	455,245	515,779	-60,534
平成11年度	448,155	516,180	-68,025
平成12年度	434,119	499,758	-65,639
平成13年度	426,298	501,138	-74,840
平成14年度	427,181	490,967	-63,786
平成15年度	404,564	479,984	-75,420
平成16年度	345,430	416,353	-70,923
平成17年度	323,553	406,588	-83,035
平成18年度	306,080	395,552	-89,472
平成19年度	298,767	392,851	-94,084
平成20年度	289,388	366,659	-77,271
平成21年度	279,730	338,821	-59,091
平成22年度	262,500	317,343	-54,843
平成23年度	272,060	332,821	-60,761
平成24年度	261,941	325,574	-63,633
平成25年度	261,004	323,570	-62,566
平成26年度	252,379	313,305	-60,926
平成27年度	249,231	315,383	-66,152

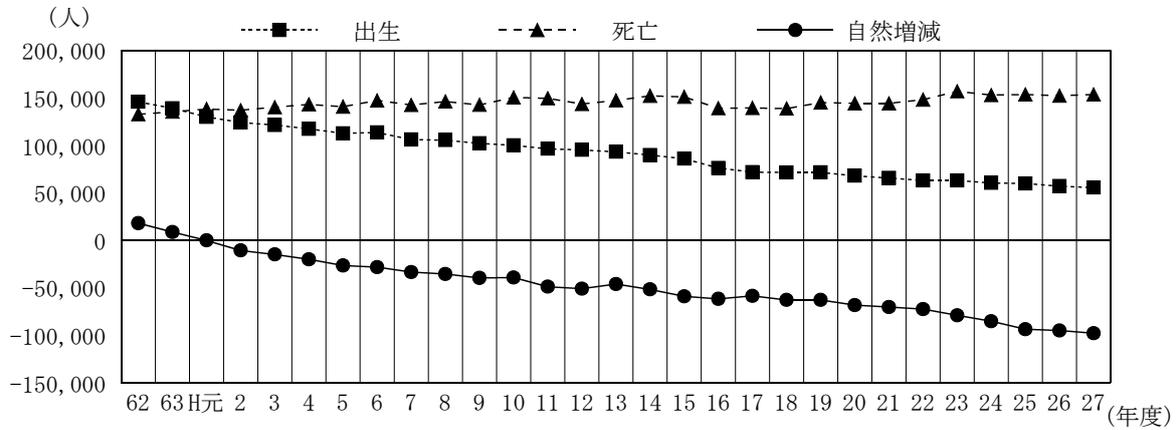
(備 考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、データの取得ができない一部過疎地域を含まない。

3) 自然増減：出生と死亡

過疎地域における出生・死亡の動向をみると、出生者数はほぼ一貫して減少している。一方、死亡者数は年間15万人前後で推移している（図表2-2-9）。

図表2-2-9 過疎地域における自然増減（出生と死亡）の推移



(単位：人、%)

年 度	出 生 a	死 亡 b	自然増減 a - b
昭和62年度	145,853	132,774	13,079
昭和63年度	139,067	135,504	3,563
平成元年度	130,002	138,357	-8,355
平成 2年度	124,130	137,025	-12,895
平成 3年度	121,427	140,259	-18,832
平成 4年度	117,343	143,155	-25,812
平成 5年度	112,649	140,778	-28,129
平成 6年度	113,636	147,322	-33,686
平成 7年度	106,154	142,610	-36,456
平成 8年度	105,471	146,170	-40,699
平成 9年度	102,170	142,704	-40,534
平成10年度	99,979	150,500	-50,521
平成11年度	96,421	149,582	-53,161
平成12年度	95,266	143,578	-48,312
平成13年度	93,235	147,379	-54,144
平成14年度	89,732	152,204	-62,472
平成15年度	86,038	151,148	-65,110
平成16年度	76,185	139,122	-62,937
平成17年度	71,779	139,449	-67,670
平成18年度	71,381	138,810	-67,429
平成19年度	71,582	145,127	-73,545
平成20年度	67,979	144,282	-76,303
平成21年度	65,576	144,251	-78,675
平成22年度	63,025	148,171	-85,146
平成23年度	63,049	157,004	-93,955
平成24年度	60,401	153,059	-92,658
平成25年度	59,789	153,593	-93,804
平成26年度	57,109	152,290	-95,181
平成27年度	55,565	153,578	-98,013

(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、データの取得ができない一部過疎地域を含まない。

## 2 過疎地域の人口構成

### (1) 男女別人口

過疎地域における男女別人口の推移をみると、一貫して女性が男性より多い傾向は全国と同様であるが、女性の構成比は常に全国より高く、平成22年では、全国の51.3%に対して、52.8%となっている。

また、過疎地域における男女別の人口増減率の推移をみると、昭和35年から昭和45年にかけて男性の減少率が女性を上回っていたが、昭和45年から昭和55年には逆に女性の減少率が男性を上回り、昭和55年以降は再び男性の減少率が女性を上回っている（図表2-2-10）。

図表2-2-10 男女別人口の推移

(人口)

(単位：千人、%)

区 分		昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
過 疎 地 域	男	9,711 (48.7)	8,748 (48.2)	7,840 (47.7)	7,436 (47.9)	7,297 (48.0)	7,092 (47.9)	6,693 (47.6)	6,416 (47.5)	6,123 (47.4)	5,767 (47.3)	5,359 (47.2)
	女	10,212 (51.3)	9,391 (51.8)	8,583 (52.3)	8,104 (52.1)	7,904 (52.0)	7,715 (52.1)	7,377 (52.4)	7,089 (52.5)	6,788 (52.6)	6,437 (52.7)	5,996 (52.8)
全 国	男	46,300 (49.1)	48,692 (49.1)	51,369 (49.1)	55,091 (49.2)	57,594 (49.2)	59,497 (49.2)	60,697 (49.1)	61,574 (49.0)	62,111 (48.9)	62,349 (48.8)	62,328 (48.7)
	女	48,001 (50.9)	50,517 (50.9)	53,296 (50.9)	56,849 (50.8)	59,467 (50.8)	61,552 (50.8)	62,914 (50.9)	63,996 (51.0)	64,815 (51.1)	65,419 (51.2)	65,730 (51.3)

(人口増減率)

(単位：%)

区 分		40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	2/60	7/2	12/7	17/12	22/17
過 疎 地 域	男	△9.9	△10.4	△5.2	△1.9	△2.8	△5.6	△4.1	△4.6	△5.8	△7.1
	女	△8.0	△8.6	△5.6	△2.5	△2.4	△4.4	△3.9	△4.2	△5.2	△6.9
全 国	男	5.2	5.5	7.2	4.5	3.3	2.0	1.4	0.9	0.4	0.0
	女	5.2	5.5	6.7	4.6	3.5	2.2	1.7	1.3	0.9	0.5

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

3 ( ) は構成比である。

## (2) 未婚者数

平成22年国勢調査における、25歳～39歳人口に占める未婚者の割合を男女別にみると、男性では、全国の48.3%に対して過疎地域は49.0%であり、全国よりも0.7ポイント高くなっている。一方、女性については、全国の36.7%に対して過疎地域は33.7%と3.0ポイント低くなっている。

また、未婚女性1人に対する未婚男性の数は、25歳～39歳では、過疎地域は1.51人であり、全国の1.35人を上回っている（図表2-2-11）。

図表2-2-11 男女別未婚者数

(単位：千人、%)

区 分	男			女			
	総 数 a	未婚者数 b	未婚率 b/a	総 数 a	未婚者数 b	未婚率 b/a	
過疎地域	15歳以上総数	4,152	1,091	26.3	4,754	785	16.5
	20～24歳	164	149	90.7	163	138	84.7
	25～29歳	211	143	67.9	200	107	53.5
	30～34歳	248	116	46.9	236	74	31.2
	35～39歳	274	100	36.5	269	57	21.2
	25～39歳	733	359	49.0	705	238	33.7
全国	15歳以上総数	53,155	16,639	31.3	57,123	13,090	22.9
	20～24歳	3,266	2,986	91.4	3,160	2,776	87.8
	25～29歳	3,692	2,554	69.2	3,602	2,121	58.9
	30～34歳	4,221	1,941	46.0	4,120	1,396	33.9
	35～39歳	4,950	1,721	34.8	4,836	1,097	22.7
	25～39歳	12,863	6,216	48.3	12,559	4,615	36.7

(備考) 1 平成22年国勢調査による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

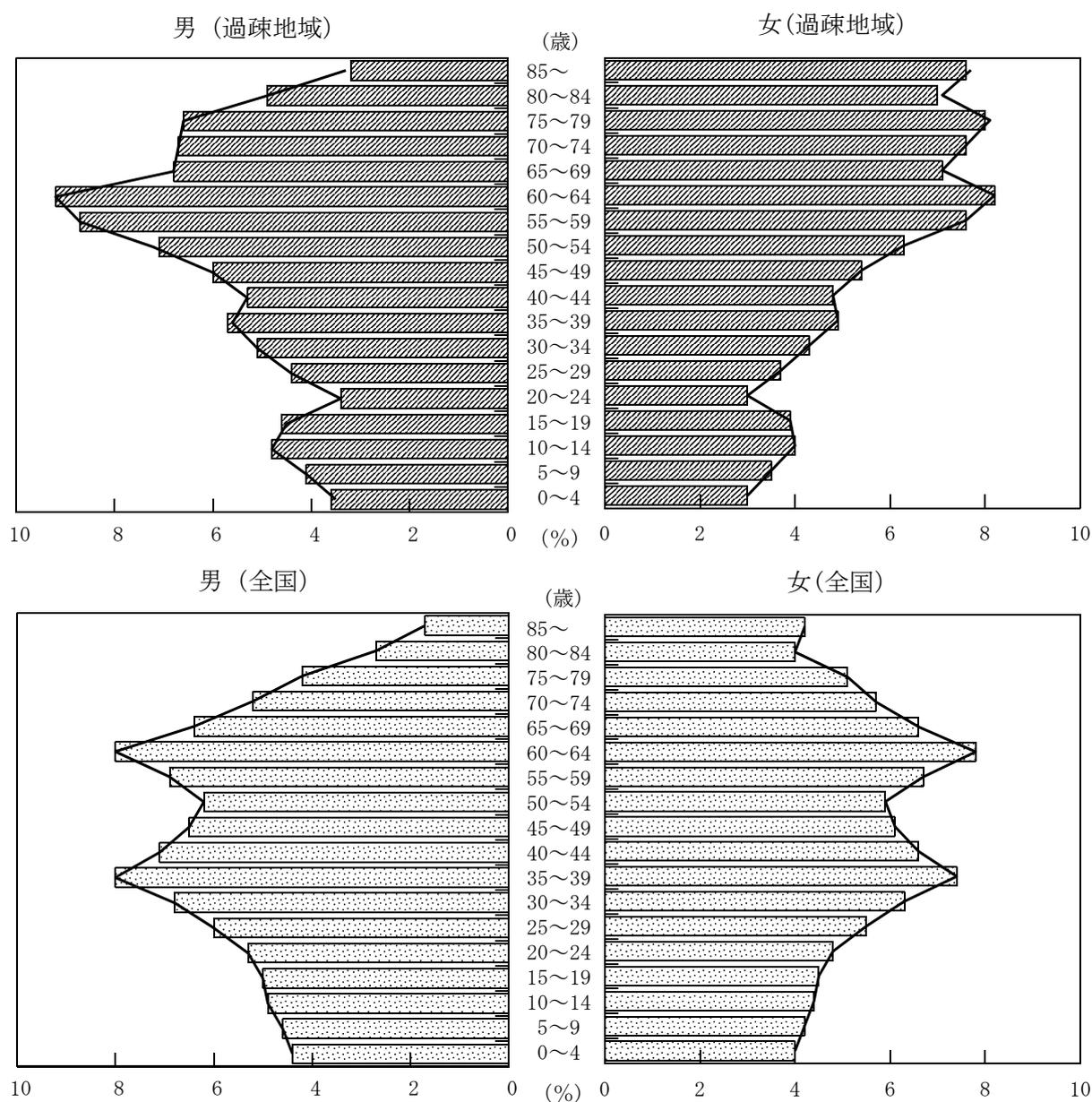
### (3) 年齢階層別人口

#### 1) 過疎地域と全国と比較

過疎地域と全国における年齢階層別の人口構成を平成22年国勢調査人口で比較すると、過疎地域は、男女ともに50歳以上の各区分の構成が全国より高く、0歳から49歳の各区分で全国より低くなっている。

このことから、過疎地域は全国に比べて少子高齢化がより進行した人口構成となっていることが分かる（図表2-2-12）。

図表2-2-12 男女別・年齢階層別の人口構成



(備考) 1 平成22年国勢調査による。

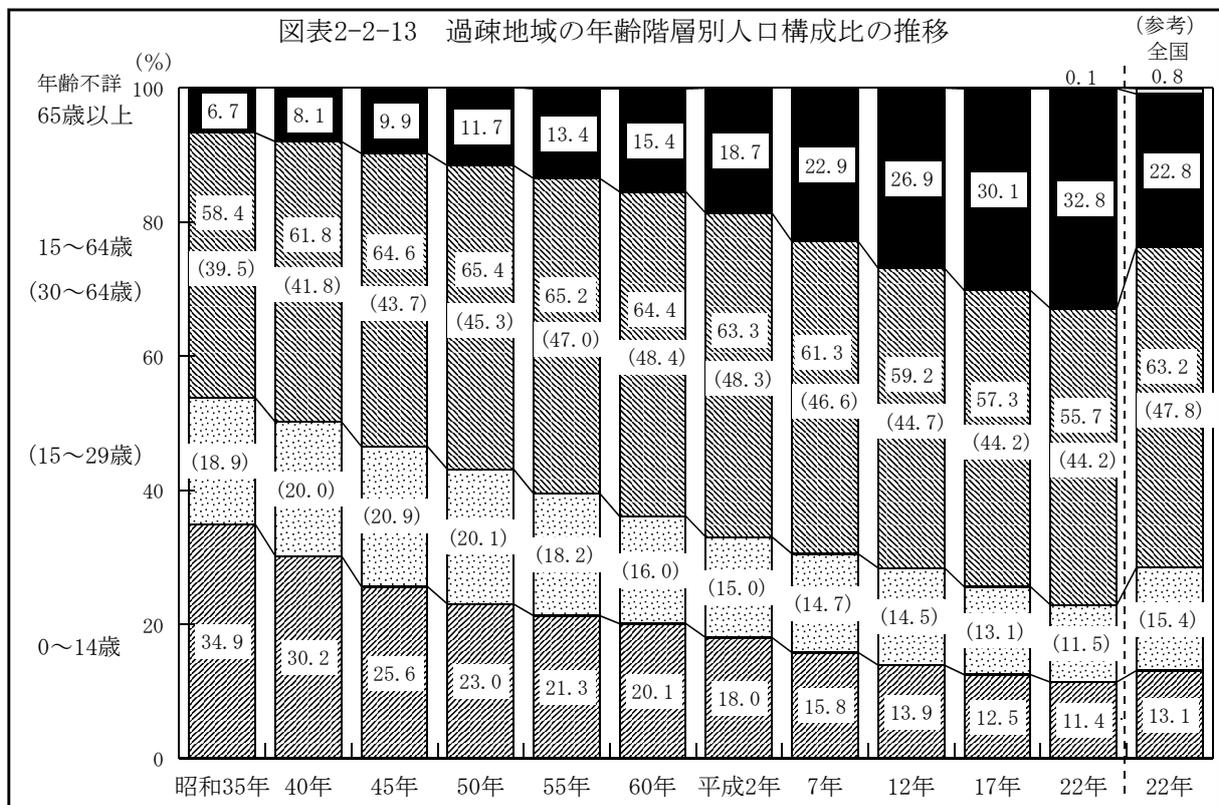
2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

2) 年齢階層別人口の推移

過疎地域の昭和35年から平成22年までの年齢階層別人口の推移をみると、0歳～14歳の階層は693万6千人から129万8千人（81.3%減）と大幅に減少し、構成比も34.9%から11.4%に大きく減少している。また、15歳～29歳の階層についても、この期間に374万9千人から130万4千人（65.2%減）に減少しており、構成比をみると、平成22年では全国が15.4%であるのに対し、過疎地域は11.5%となっている。

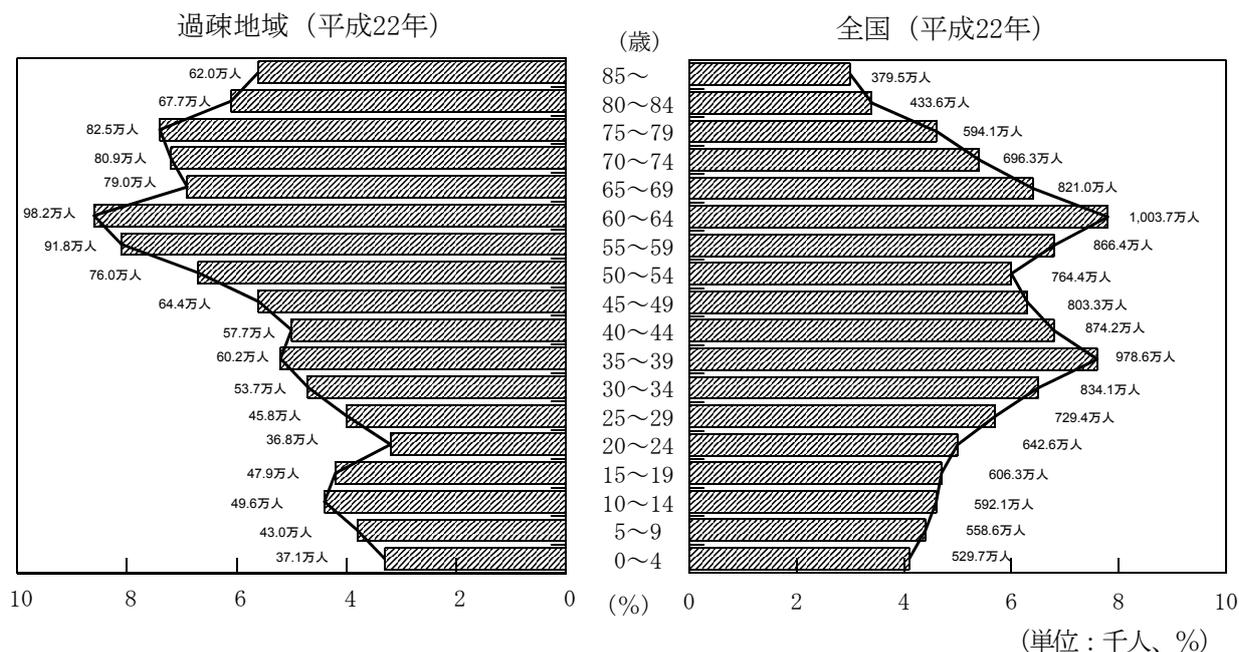
また、生産年齢人口である15歳～64歳の階層は1,160万人から632万5千人（45.5%減）に減少している。

一方、65歳以上の高齢者階層については、134万人から372万1千人（177.7%増）と大幅に増加し、構成比も6.7%から32.8%へと上昇しており、全国における構成比（22.8%）を10.0ポイント上回っている（図表2-2-13、図表2-2-14）。



(備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

図表2-2-14 年齢階層別人口及び構成比



区分	過 疎 地 域												全 国	
	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成12年		平成17年		平成22年		平成22年	
	人口	構成比	人口	構成比										
0~4	1,910	9.6	1105	7.1	699	5.0	505	3.9	435	3.6	371	3.3	5,297	4.1
5~9	2,274	11.4	1136	7.3	859	6.1	590	4.6	508	4.2	430	3.8	5,586	4.4
10~14	2,752	13.8	1331	8.6	975	6.9	701	5.4	581	4.8	496	4.4	5,921	4.6
(0~14)	(6,936)	(34.9)	(3,572)	(23.0)	(2,534)	(18.0)	(1,795)	(13.9)	(1,523)	(12.5)	(1,298)	(11.4)	(16,803)	(13.1)
15~19	1,534	7.7	1130	7.3	880	6.3	697	5.4	576	4.7	479	4.2	6,063	4.7
20~24	1,187	6.0	914	5.9	548	3.9	540	4.2	465	3.8	368	3.2	6,426	5.0
25~29	1,028	5.2	1075	6.9	677	4.8	637	4.9	558	4.6	458	4.0	7,294	5.7
(15~29)	(3,749)	(18.9)	(3,119)	(20.1)	(2,105)	(15.0)	(1,875)	(14.5)	(1,599)	(13.1)	(1,304)	(11.5)	(19,783)	(15.4)
30~34	1,161	5.8	916	5.9	799	5.7	603	4.7	620	5.1	537	4.7	8,341	6.5
35~39	1,376	6.9	1,026	6.6	975	6.9	673	5.2	590	4.8	602	5.3	9,786	7.6
40~44	1,398	7.0	1,207	7.8	1047	7.4	788	6.1	659	5.4	577	5.1	8,742	6.8
45~49	1,194	6.0	1,227	7.9	863	6.1	950	7.4	772	6.3	644	5.7	8,033	6.3
50~54	997	5.0	1,028	6.6	946	6.7	1,018	7.9	935	7.7	760	6.7	7,644	6.0
55~59	915	4.6	848	5.5	1088	7.7	834	6.5	1,000	8.2	918	8.1	8,664	6.8
60~64	810	4.1	783	5.0	1081	7.7	901	7.0	820	6.7	982	8.6	10,037	7.8
(30~64)	(7,851)	(39.5)	(7,035)	(45.3)	(6,798)	(48.3)	(5,766)	(44.7)	(5,396)	(44.2)	(5,021)	(44.2)	(61,248)	(47.8)
65~69	517	2.6	665	4.3	878	6.2	998	7.7	865	7.1	790	7.0	8,210	6.4
70~74	391	2.0	524	3.4	671	4.8	942	7.3	927	7.6	809	7.1	6,963	5.4
75~79	243	1.2	352	2.3	530	3.8	702	5.4	832	6.8	825	7.3	5,941	4.6
80~84	128	0.6	181	1.2	335	2.4	447	3.5	567	4.6	677	6.0	4,336	3.4
85~	61	0.3	90	0.6	218	1.5	383	3.0	487	4.0	620	5.5	3,795	3.0
(65~)	(1,340)	(6.7)	(1,813)	(11.7)	(2,631)	(18.7)	(3,473)	(26.9)	(3,677)	(30.1)	(3,721)	(32.8)	(29,246)	(22.8)
年齢不詳	0	0.0	0	0.0	3	0.0	3	0.0	6	0.0	11	0.1	976	0.8
合計	19,877	100.0	15,539	100.0	14,071	100.0	12,912	100.0	12,201	100.0	11,355	100.0	128,057	100.0

(備考) 1 国勢調査による。  
2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

## 3) コーホート人口の増減

図表2-2-15及び図表2-2-16は、人口の動向をコーホート（同一年齢階層区分に属する出生者集団）により示したものである。

これによると、過疎地域には、次のような特色がある。

第一に、全ての期間で15～19歳及び20～24歳の区分の人口減少率が20～30%前後と著しく拡大している。つまり、前回国勢調査時に10～14歳もしくは15～19歳であった者が、その次の国勢調査時には著しく減少していることとなる。これは、中学校卒業者や高等学校等卒業者が、進学や就職を機に郷里である過疎地域を転出することが推測される。過疎地域における人口流出の度合いは近年低下しているものの、高度成長期以降、若者の人口減少が構造的になっていることが分かる。

第二に、昭和55年以降、25～29歳の区分が昭和45年～昭和50年及び平成17年～平成22年の期間を除き3～10%程度増加しており、5歳～9歳の区分も昭和45年～昭和50年、昭和60年～平成2年及び平成17年～平成22年の期間を除き増加している。つまり、前回国勢調査時に20～24歳及び0～4歳であった年齢層が、次の国勢調査時には増加していることとなる。これは、大学等卒業者や、幼児を持つ若い夫婦世帯がU I ターンとして過疎地域に転入しているものと推測される。

図表2-2-15 コーホート人口増減率

## (1) 過疎地域

(単位：%)

年齢区分	50年/45年	55年/50年	60年/55年	2年/60年	7年/2年	12年/7年	17年/12年	22年/17年
5～9歳	△ 2.1	1.9	0.8	△ 1.1	1.1	1.5	0.6	△ 1.0
10～14歳	△ 3.6	△ 0.8	△ 0.9	△ 2.0	△ 1.2	△ 0.9	△ 1.5	△ 2.2
15～19歳	△32.3	△25.1	△20.7	△21.1	△18.5	△17.8	△17.9	△17.5
20～24歳	△34.7	△32.6	△34.7	△38.7	△32.5	△32.0	△33.3	△36.1
25～29歳	△ 0.9	10.1	9.0	4.0	9.8	7.3	3.2	△ 1.6
30～34歳	△ 2.5	1.3	△ 0.4	△ 3.8	△ 0.4	0.2	△ 2.7	△ 3.8
35～39歳	△ 3.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 2.8	△ 0.4	△ 0.3	△ 2.1	△ 2.9
40～44歳	△ 4.0	△ 1.8	△ 2.2	△ 3.2	△ 1.1	△ 1.0	△ 2.0	△ 2.2
45～49歳	△ 3.9	△ 2.8	△ 2.6	△ 3.6	△ 1.4	△ 1.5	△ 2.0	△ 2.3
50～54歳	△ 5.8	△ 3.4	△ 3.1	△ 3.6	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
55～59歳	△ 6.9	△ 4.6	△ 4.4	△ 4.3	△ 2.4	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.8
60～64歳	△ 6.3	△ 5.6	△ 4.7	△ 4.7	△ 3.6	△ 2.3	△ 1.7	△ 1.7

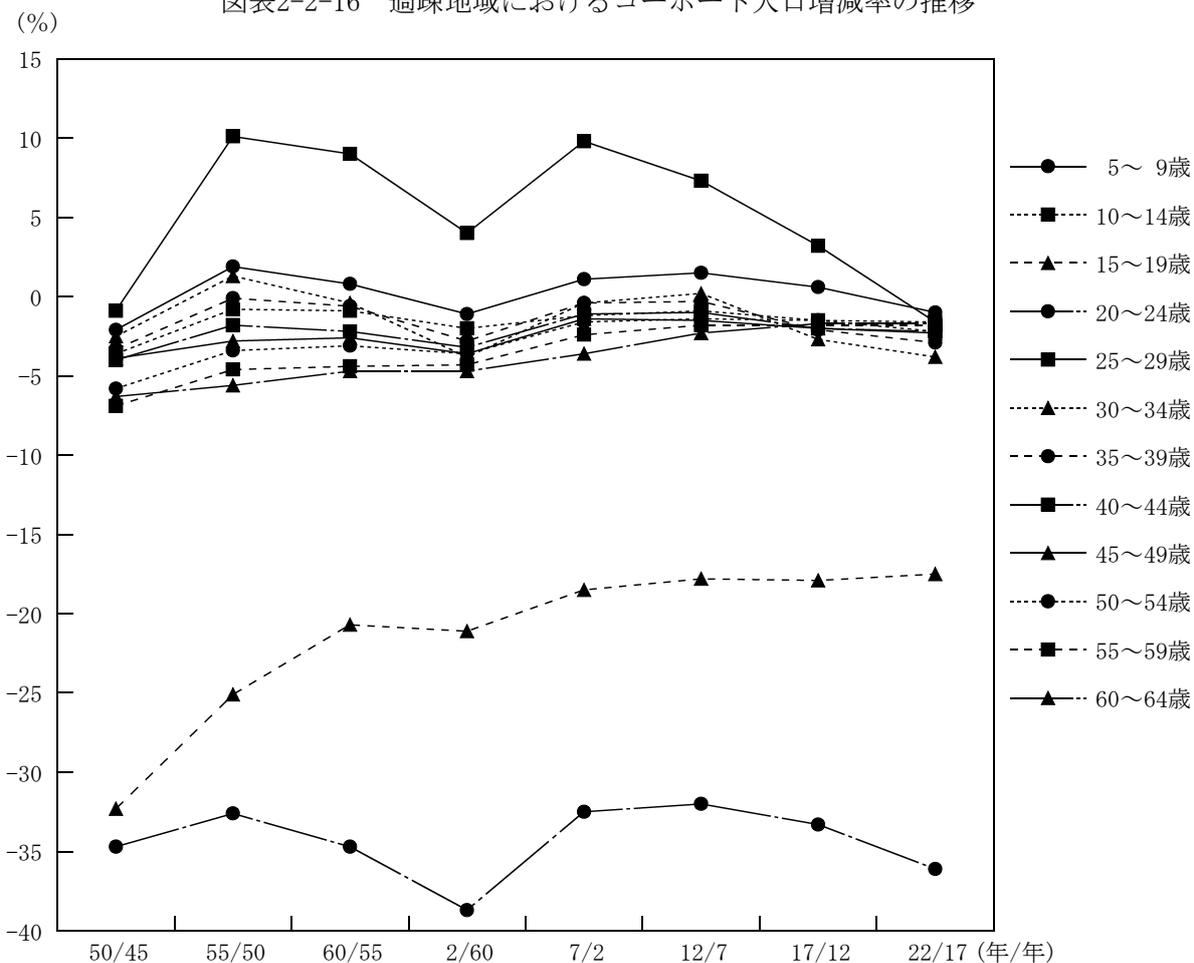
(2) 非過疎地域

(単位：%)

年齢区分	50年/45年	55年/50年	60年/55年	2年/60年	7年/2年	12年/7	17年/12年	22年/17年
5～9歳	0.7	0.1	0.1	0.3	0.7	0.3	0.4	0.2
10～14歳	0.9	0.4	0.2	0.2	0.3	0.2	0.0	0.1
15～19歳	8.1	4.7	3.2	2.2	2.8	2.4	2.5	2.8
20～24歳	5.0	3.8	3.8	2.1	1.9	1.5	1.4	1.1
25～29歳	0.8	△ 1.5	△ 1.2	△ 2.1	△ 0.8	△ 1.6	△ 2.0	△ 0.7
30～34歳	1.5	△ 0.4	0.2	△ 0.1	0.8	△ 0.2	△ 0.2	1.1
35～39歳	0.2	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.5	△ 0.1	△ 0.3	0.5
40～44歳	0.0	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.5	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.2
45～49歳	0.3	△ 1.4	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4
50～54歳	△ 1.6	△ 2.0	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.0	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.0
55～59歳	△ 2.7	△ 2.5	△ 2.5	△ 2.3	△ 1.6	△ 2.1	△ 1.8	△ 1.5
60～64歳	△ 3.3	△ 4.2	△ 3.5	△ 3.4	△ 3.2	△ 2.8	△ 2.2	△ 2.2

- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 コーホート人口については、図表2-2-16の備考3を参照。

図表2-2-16 過疎地域におけるコーホート人口増減率の推移



- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

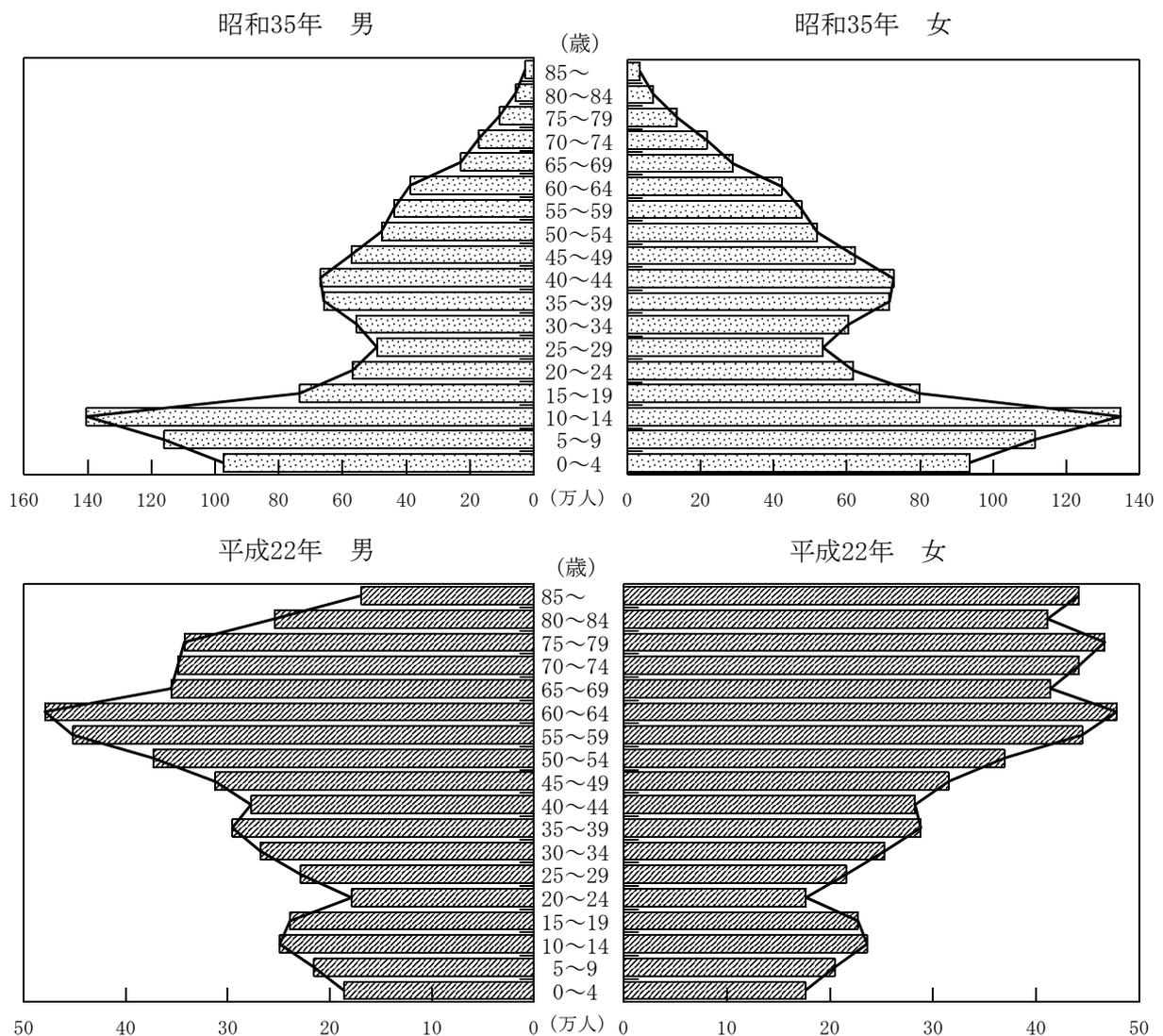
- 3 コーホートとは、同一年齢階層区分に属する出生者集団をいう。コーホート人口増減率は、各年齢層区分人口を、それぞれ直前の国勢調査時の一段階若い年齢階層区分人口と比較したものである。

例えば、図表2-2-15において、「(1)過疎地域」の表側「20～24歳」欄、表頭「2年/60年」欄の△38.7%とは、昭和60年国勢調査時の15～19歳の年齢階層の人口が、平成2年国勢調査時（この時点では、次の20～24歳の年齢階層となっている）には38.7%減少したことを示している。

#### 4) 人口構造の変化

昭和35年と平成22年の過疎地域の人口構造を人口ピラミッドで比較すると、15歳未満の年少人口が5分の1程度に減少し、15歳～40歳未満人口も3分の1程度に減少している。一方、60歳以上の人口が2倍以上増加していることが分かる（図表2-2-17）。

図表2-2-17 過疎地域における人口構造の変化



(備考) 1 国勢調査による。

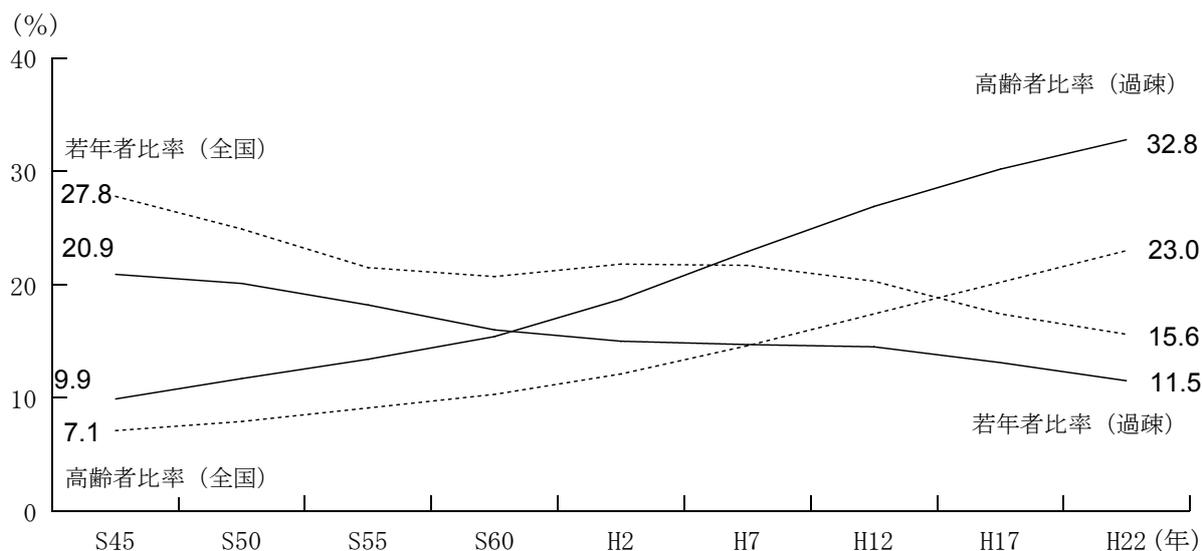
2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

## 5) 高齢者比率・若年者比率の推移

昭和45年から平成22年までの65歳以上の高齢者比率の推移をみると、全国で15.9ポイント増加しているのに対し、過疎地域では22.9ポイント増加しており、過疎地域は全国よりも高齢化の進行が早く、全国との差も次第に広がっていることが分かる。

また、15歳～29歳の若年者比率については、全国、過疎地域ともに減少傾向にある。

図表2-2-18 高齢者比率及び若年者比率の推移



(単位：%)

区 分		S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
高齢者比率	全国①	7.1	7.9	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0
	過疎②	9.9	11.7	13.4	15.4	18.7	22.9	26.9	30.2	32.8
	②-①	2.8	3.8	4.3	5.1	6.6	8.3	9.5	10.0	9.8
若年者比率	全国①	27.8	24.9	21.5	20.7	21.8	21.7	20.3	17.4	15.6
	過疎②	20.9	20.1	18.2	16.0	15.0	14.7	14.5	13.1	11.5
	②-①	△6.9	△4.8	△3.3	△4.7	△6.8	△7.0	△5.8	△4.3	△4.1

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。

3 高齢者比率、若年者比率とも加重平均である。

## 6) 高齢者・若年者比率の段階別市町村数

## (高齢者比率の段階別過疎関係市町村数)

高齢者比率の段階別に過疎関係市町村の分布をみると、平成2年には15%～20%未満が376団体で最多となっていたが、市町村数が最多の区分は次第に高齢者比率の高い方にシフトし、平成22年には30%～35%未満が330団体で最多となっている。また、高齢者比率40%以上の市町村は、平成2年には0団体であったが、平成22年には122団体まで増加している(図表2-2-19)。

## (若年者比率の段階別過疎関係市町村数)

若年者比率の段階別に過疎関係市町村の分布をみると、平成2年以降10%～15%未満の区分が最多となっている。また、5%～10%未満の区分についても、平成2年の48団体から平成22年には254団体まで増加しており、全体の31.9%を占めるに至っている(図表2-2-19)。

図表2-2-19 高齢者比率・若年者比率の段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

区 分		5%未満	5%～ 10%未満	10%～ 15%未満	15%～ 20%未満	20%～ 25%未満	25%～ 30%未満	30%～ 35%未満	35%～ 40%未満	40%以上	計
高 齢 者	平 2 成 年	0 (0.0)	3 (0.4)	56 (7.0)	376 (47.2)	278 (34.9)	70 (8.8)	11 (1.4)	2 (0.3)	0 (0.0)	796 (100.0)
	平 7 成 年	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (1.3)	94 (11.8)	367 (46.1)	239 (30.0)	64 (8.0)	20 (2.5)	2 (0.3)	796 (100.0)
	平 1 2 成 年	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	14 (1.8)	149 (18.7)	364 (45.8)	186 (23.4)	54 (6.8)	26 (3.3)	795 (100.0)
	平 1 7 成 年	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	3 (0.4)	45 (5.7)	238 (29.9)	321 (40.3)	123 (15.5)	64 (8.0)	796 (100.0)
	平 2 2 成 年	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	3 (0.4)	16 (2.0)	104 (13.0)	331 (41.5)	219 (27.5)	123 (15.4)	797 (100.0)
若 年 者	平 2 成 年	2 (0.3)	48 (6.0)	455 (57.2)	281 (35.3)	8 (1.0)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	796 (100.0)
	平 7 成 年	1 (0.1)	64 (8.0)	482 (60.6)	239 (30.0)	8 (1.0)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	796 (100.0)
	平 1 2 成 年	3 (0.4)	57 (7.2)	508 (63.9)	220 (27.7)	5 (0.6)	2 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	795 (100.0)
	平 1 7 成 年	2 (0.3)	111 (13.9)	610 (76.6)	70 (8.8)	3 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	796 (100.0)
	平 2 2 成 年	4 (0.5)	254 (31.9)	521 (65.4)	17 (2.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	797 (100.0)

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。

3 平成12年は、国勢調査時に噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。

4 分村合併後に2市町の一部過疎地域となった山梨県上九一色村は、平成2年から平成17年までの国勢調査において、各地域内のデータが取得できないため、1団体として算出。

5 ( ) は構成比である。

### 3 過疎地域の世帯の動向

#### (1) 世帯数及び世帯人員数

平成17年から平成22年までの5年間における世帯数及び1世帯当たり世帯人員数の変動をみると、世帯数については、全国で5.7%増加しているのに対して、過疎地域では2.2%減少している。ブロック別にみると、沖縄以外の全てのブロックで減少している。

1世帯当たり世帯人員数については、全国及び過疎地域で共に減少しているが、平成22年における過疎地域の世帯人員数は1世帯当たり2.58人であり、全国より0.16人多い。ブロック別にみると、全てのブロックで減少しており、平成22年において、1世帯当たりの世帯人員数が最大の東北と最小の北海道との差は0.69人となっている（図表2-2-20）。

図表2-2-20 ブロック別世帯数及び1世帯当たり世帯人員数

(単位：世帯、人、%)

区 分	世 帯 数			1世帯当たり世帯人員数			
	平成17年	平成22年	増 減 率	平成17年	平成22年	増 減 率	
過 疎 地 域	北海道	763,211	738,613	△ 3.2	2.34	2.24	△ 4.2
	東 北	948,412	937,730	△ 1.1	3.09	2.93	△ 5.3
	関 東	221,715	215,458	△ 2.8	2.84	2.67	△ 6.0
	東 海	150,007	144,325	△ 3.8	2.79	2.64	△ 5.2
	北 陸	81,303	78,929	△ 2.9	2.99	2.83	△ 5.4
	近 畿	243,703	238,438	△ 2.2	2.75	2.59	△ 5.6
	中 国	496,719	482,740	△ 2.8	2.71	2.60	△ 4.4
	四 国	335,380	326,812	△ 2.6	2.52	2.40	△ 4.9
	九 州	1,081,335	1,064,226	△ 1.6	2.62	2.50	△ 4.5
	沖 縄	42,090	42,772	1.6	2.53	2.38	△ 5.9
計	4,363,875	4,270,043	△ 2.2	2.71	2.58	△ 4.8	
全 国	49,062,530	51,842,307	5.7	2.55	2.42	△ 4.9	

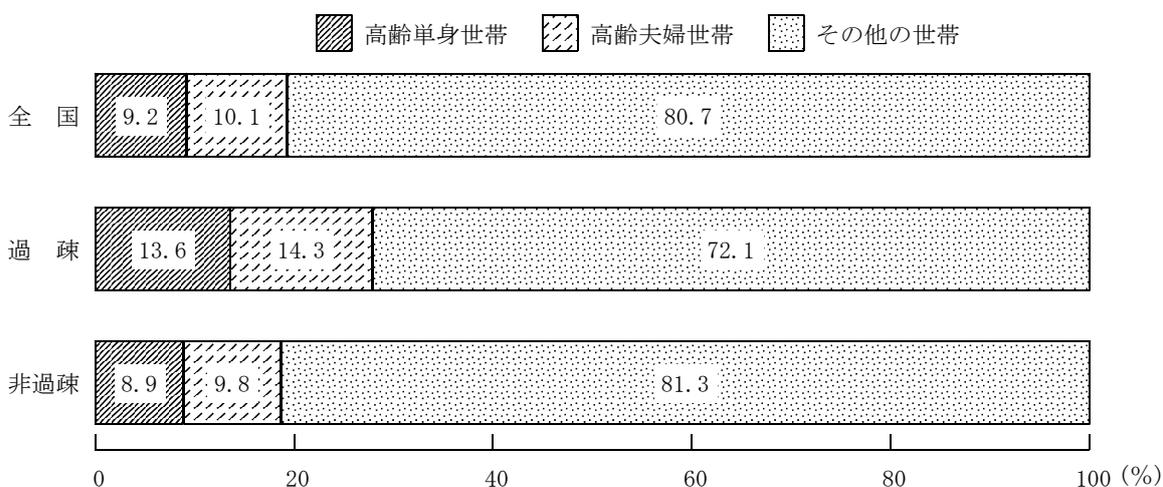
- (備考) 1 国勢調査による。  
2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

(2) 高齢者世帯

1) 概況

平成22年国勢調査における高齢者世帯の総世帯数に占める割合をみると、過疎地域は高齢単身世帯（65歳以上の者1人のみからなる一般世帯）13.6%、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の世帯）14.3%、計27.9%となっており、非過疎地域は高齢単身世帯8.9%、高齢夫婦世帯9.8%、計18.7%となっている（図表2-2-21）。

図表2-2-21 高齢者世帯割合



(単位：世帯、%)

区分	総世帯数	高齢単身世帯数 a	高齢夫婦世帯数 b	高齢者世帯計 a + b
全国	51,842,307 (100.0)	4,790,768 (9.2)	5,250,952 (10.1)	10,041,720 (19.4)
過疎地域	3,812,761 (100.0)	518,768 (13.6)	544,340 (14.3)	1,063,108 (27.9)
非過疎地域	48,029,546 (100.0)	4,272,000 (8.9)	4,706,612 (9.8)	8,978,612 (18.7)

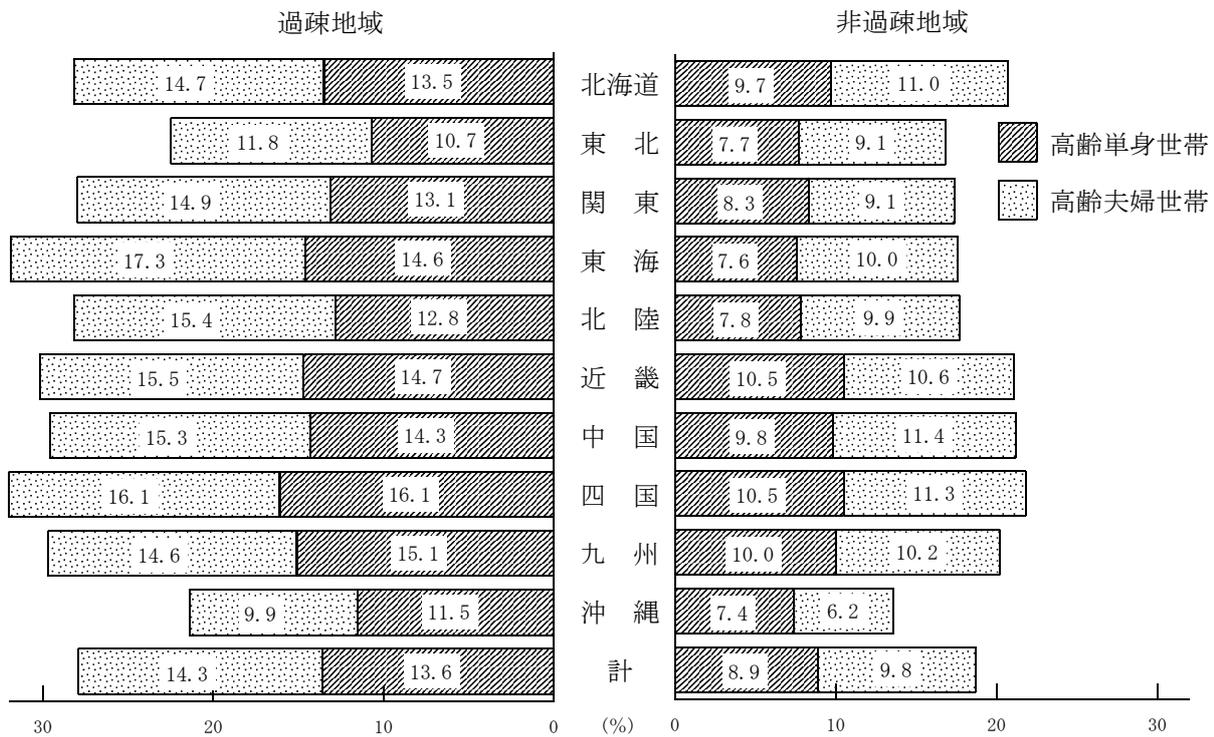
- (備考) 1 平成22年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。非過疎地域は、一部過疎市町村を含む。  
 3 高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいい、高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。  
 4 ( ) は総世帯数に対する構成比である。

## 2) ブロック別の状況

平成22年国勢調査における高齢者世帯の状況をブロック別にみると、過疎地域は全てのブロックにおいて非過疎地域よりも高齢者世帯数の割合が高い。

また、過疎地域では東海、四国で高齢者世帯の割合が高い。一方、割合が低いのは、東北、沖縄である（図表2-2-22）。

図表2-2-22 高齢者世帯割合のブロック別状況



(備考) 1 ブロック別の総世帯数に占める高齢者世帯の割合であり、平成22年国勢調査による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

## 第3節 財政状況

### 1 決算の状況

#### (1) 概況

平成26年度における過疎関係市町村の1団体当たりの決算額をみると、過疎関係市町村は歳入歳出とも全国市町村の約3分の1に過ぎず、財政規模は極めて小さい（図表2-3-1）。

図表2-3-1 市町村決算の状況

（単位：百万円）

区 分		平成26年度	
		決 算 額	1 団 体 当 たり の 決 算 額
過疎関係市町村	歳入	7,395,866	11,448.7
	歳出	7,028,814	10,880.5
全 国 市 町 村	歳入	57,355,686	33,365.7
	歳出	55,367,472	32,209.1

- （備考）1 総務省「平成26年度地方財政状況調査」による。  
 2 過疎地域、全国市町村数は、平成28年4月1日現在。  
 3 過疎関係市町村には、一部過疎地域を含まない。

#### (2) 歳入

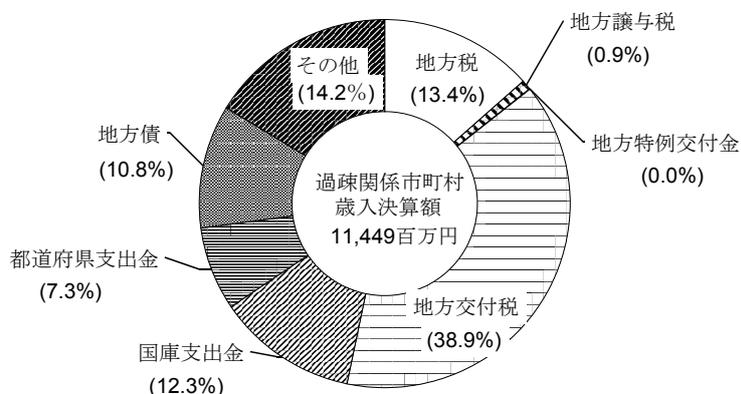
平成26年度における過疎関係市町村の歳入決算の状況をみると、地方税の歳入総額に占める割合は13.4%で、全国市町村の33.1%に比べて著しく低い。

一方、地方公共団体の財源調整を行う地方交付税が歳入に占める割合は、過疎関係市町村は39.0%、全国市町村は14.9%であり、過疎関係市町村の方が著しく高い。

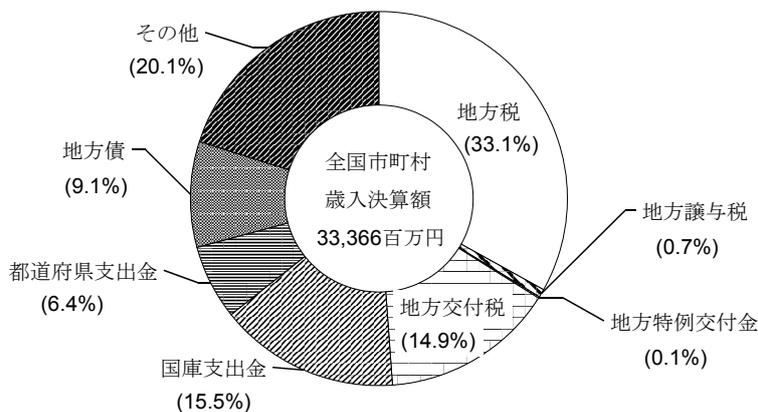
また、国庫支出金が歳入に占める割合は、過疎関係市町村では12.3%で全国市町村の15.5%より低い。都道府県支出金（過疎関係市町村7.3%、全国市町村6.4%）及び地方債（過疎関係市町村10.8%、全国市町村9.1%）については、過疎関係市町村の方が高い（図表2-3-2）。

図表2-3-2 市町村歳入決算額の状況

過疎関係市町村 1団体当たり決算



全国市町村 1団体当たり決算



(単位：百万円、%)

区分	過疎関係市町村			全国市町村		
	決算額	1団体当たりの決算額	構成比	決算額	1団体当たりの決算額	構成比
地方税	992,459	1,536	13.4	18,991,450	11,048	33.1
地方譲与税	64,355	100	0.9	402,258	234	0.7
地方特例交付金	2,344	4	0.0	71,513	42	0.1
地方交付税	2,880,819	4,459	39.0	8,552,643	4,975	14.9
国庫支出金	906,448	1,403	12.3	8,898,851	5,177	15.5
都道府県支出金	543,284	841	7.3	3,688,763	2,146	6.4
地方債	801,220	1,240	10.8	5,243,572	3,050	9.1
その他	1,204,938	1,865	16.3	11,506,637	6,694	20.1
合計	7,395,866	11,449	100.0	57,355,686	33,366	100.0

- (備考) 1 総務省「平成26年度地方財政状況調査」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 過疎関係市町村には、一部過疎地域を含まない。

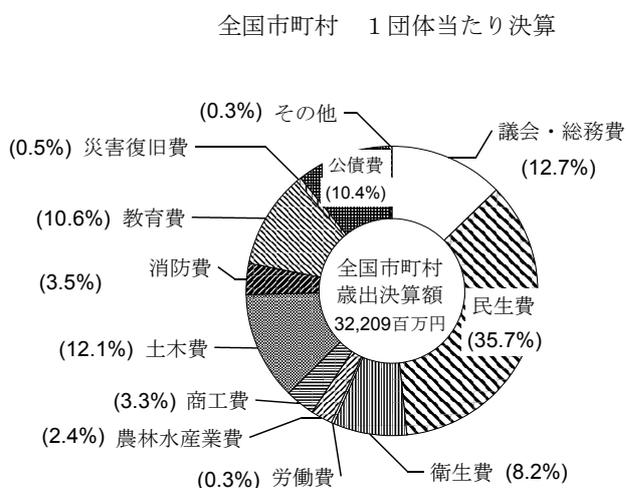
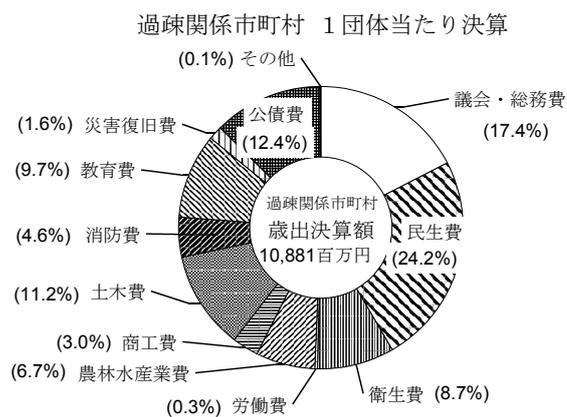
### (3) 歳 出

平成26年度における市町村の歳出決算の状況を目的別にみると、過疎関係市町村には農山漁村が多いことから、農林水産業費の割合が6.7%と、全国市町村の2.4%を大幅に上回っている。また、地方債の元利償還に充てられる公債費の割合も全国市町村の10.8%に対して、12.6%と上回っている。一方、民生費、土木費、教育費、商工費等の割合については、過疎関係市町村が全国市町村を下回っている。

この歳出決算の状況を性質別にみると、過疎関係市町村では社会基盤の整備が遅れており、地域間格差を解消するために積極的に公共事業を展開していることから、投資的経費の割合が全国市町村より高いと考えられる。その中でも、補助事業の割合は全国市町村の6.9%に対して、9.9%と全国市町村を3.0ポイント上回っている（図表2-3-3）。

図表2-3-3 市町村歳出決算額の状況

(1) 目的別

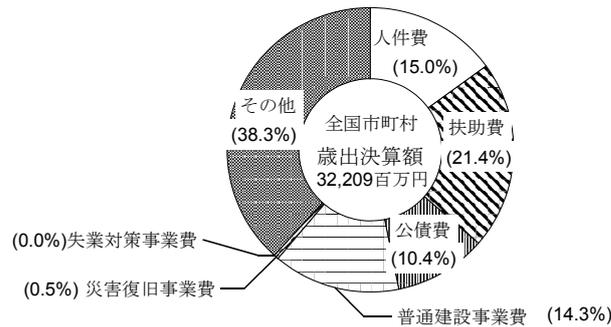
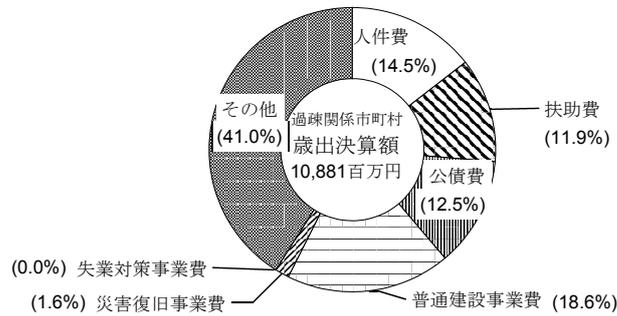


(単位：百万円、%)

区分	過疎関係市町村			全国市町村		
	決算額	1団体当たりの決算額	構成比	決算額	1団体当たりの決算額	構成比
議会・総務費	1,225,271	1,897	17.4	7,035,958	4,093	12.7
民生費	1,701,953	2,635	24.2	19,737,318	11,482	35.6
衛生費	614,713	952	8.7	4,533,025	2,637	8.2
労働費	21,229	33	0.3	160,796	94	0.3
農林水産業費	473,936	734	6.7	1,331,791	775	2.4
商工費	209,243	324	3.0	1,817,175	1,057	3.3
土木費	788,776	1,221	11.2	6,688,175	3,891	12.1
消防費	321,603	498	4.6	1,930,024	1,123	3.5
教育費	681,909	1,056	9.7	5,876,088	3,418	10.6
災害復旧費	110,945	172	1.6	295,467	172	0.5
公債費	875,411	1,355	12.5	5,775,049	3,360	10.4
その他	3,827	6	0.1	186,607	109	0.3
合計	7,028,814	10,881	100.0	55,367,472	32,209	100.0

(2) 性質別

過疎関係市町村 1団体当たり決算



全国市町村 1団体当たり決算

(単位：百万円、%)

区分 費目	過疎関係市町村			全国市町村		
	決算額	1団体当たりの決算額	構成比	決算額	1団体当たりの決算額	構成比
義務的経費	2,728,130	4,223	38.8	25,928,198	15,083	46.8
人件費	1,017,046	1,574	14.5	8,293,163	4,824	15.0
扶助費	835,929	1,294	11.9	11,866,910	6,903	21.4
公債費	875,155	1,355	12.5	5,768,125	3,356	10.4
投資的経費	1,417,199	2,194	20.2	8,231,779	4,789	14.9
普通建設事業費	1,306,288	2,022	18.6	7,938,262	4,618	14.3
補助事業	678,576	1,050	9.7	3,794,139	2,207	6.9
単独事業	585,812	907	8.3	3,930,861	2,287	7.1
その他	41,900	65	0.6	213,263	124	0.4
災害復旧事業費	110,846	172	1.6	293,422	171	0.5
失業対策事業費	65	0	0.0	95	0	0.0
その他の経費	2,883,486	4,464	41.0	21,207,495	12,337	38.3
合計	7,028,815	10,881	100.0	55,367,472	32,209	100.0

- (備考) 1 総務省「平成26年度地方財政状況調査」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 過疎関係市町村には、一部過疎地域を含まない。

## 2 財政力指数等の状況

### (1) 財政力指数

過疎地域について市町村の財政力を示す指標である財政力指数の状況をみると、平成26年度の財政力指数の平均は0.23であり、全国平均0.49と比べて著しく低く、過疎関係市町村の財政力は極めてぜい弱なものとなっている。

また、平成26年度における財政力指数の段階別に過疎関係市町村の分布をみると、最も多いのは、0.1以上0.2未満の307団体である（図表2-3-4）。

図表2-3-4 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

		平成25年度	平成26年度
過 疎 地 域	0.1未満	29 (3.6)	32 (4.0)
	0.1以上0.2未満	310 (38.9)	307 (38.5)
	0.2以上0.3未満	273 (34.3)	268 (33.6)
	0.3以上0.42以下	159 (19.9)	165 (20.7)
	0.42超	26 (3.3)	25 (3.1)
	団体数合計	797 (100.0)	797 (100.0)
	平均値 A	0.23	0.23
全国平均値 B		0.49	0.49
B - A		0.26	0.26

- (備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 財政力指数について、平成25年度は平成23年度から平成25年度まで、平成26年度は平成24年度から平成26年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値（小数点第3位を四捨五入）を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値（合併算定替）に基づく。  
 4 ( ) は団体数合計に対する構成比である。  
 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。

## (2) 公債費負担比率等

地方債の元利償還金に充てられる公債費は、義務的経費の中でも特に非弾力的な経費であるため、その増加は財政を圧迫することとなる。

この公債費による財政負担の度合をみると、公債費負担比率については、過疎関係市町村の平均は16.7%と、全国平均の14.6%より2.1ポイント高くなっている。

また、実質公債費比率については、過疎関係市町村9.8%、全国平均8.7%と、過疎関係市町村が1.1ポイント高くなっている。

全国との比率の差については、過疎地域がこれまで実施してきた、起債を活用したインフラ整備などによる元利償還金の負担が大きいことがひとつの要因と考えられるが、著しい人口減少や高齢化、都市部との格差の残る生活基盤整備の状況やぜい弱な財政状況などに鑑みると、過疎関係市町村は引き続き支援を必要とするものと考えられる（図表2-3-5）。

図表2-3-5 公債費負担比率等の状況

(単位：%)

区 分	公債費負担比率	実質公債費比率	将来負担比率
過疎関係市町村	16.7	9.8	38.6
全 国 市 町 村	14.6	8.7	43.7

- (備考)
- 1 総務省「平成26年度地方財政状況調査」及び「地方財政状況調査関係資料」による。
  - 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、過疎関係市町村には、一部過疎地域を含まない。
  - 3 数値は単純平均である。
  - 4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体に関する数値を含んでいない。
  - 5 公債費負担比率とは、一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の割合である。
  - 6 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

(参考)

$$\bullet \text{公債費負担比率 (\%)} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

$$\bullet \text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-F}$$

A = 地方債の元利償還金 (繰上償還等を除く)

B = 準元利償還金 (イからホまでの合計額: イ満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、ロ一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、ハ組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの、ニ債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、ホ一時借入金の利子)

C = 特定財源

D = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E = 標準財政規模

F = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(注) 平成23年度～平成25年度の各年度毎に求めた数値を平均し、小数点第2位以下を切り捨てたものである。

$$\bullet \text{将来負担比率 (\%)} = \frac{A - (B+C+D)}{E-F}$$

A = 将来負担額 (イからチまでの合計額: イ一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高、ロ債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)、ハ一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、ニ当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額、ホ退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額、ヘ地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額、ト連結実質赤字額、チ組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額)

B = 充当可能基金額 (上記イからへまでの償還額等に充てることのできる基金)

C = 特定財源見込額

D = 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E = 標準財政規模

F = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

## 第4節 産業・雇用

### 1 労働力人口及び雇用の状況

#### (1) 労働力人口の状況

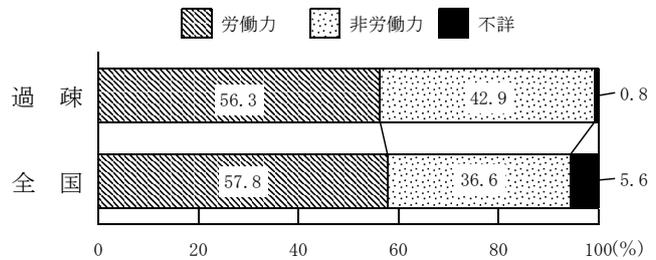
##### 1) 労働力人口割合

平成22年国勢調査における労働力・非労働力人口割合をみると、全年齢層(15歳以上)で労働力の占める割合は、過疎地域及び全国ともに60%弱程度である。年齢階層別にみると、15歳～29歳では2.4ポイント、30歳～64歳では5.4ポイント過疎地域が全国を上回っており、65歳以上では過疎地域と全国は同率となっている(図表2-4-1)。

図表2-4-1 労働力・非労働力人口割合

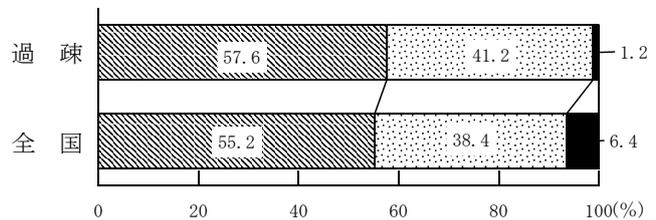
全年齢層(15歳以上) (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	63,699	5,011	58,688
非労働力	40,372	3,820	36,552



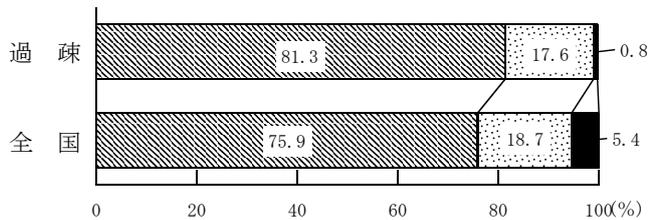
15～29歳 (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	10,925	671	10,254
非労働力	7,590	480	7,111



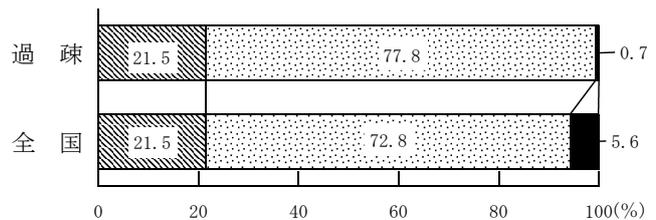
30～64歳 (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	46,476	3,638	42,838
非労働力	11,481	800	10,681



65歳以上 (単位:千人)

区分	全国	過疎	非過疎
労働力	6,298	702	5,596
非労働力	21,301	2,540	18,760



(備考) 1 平成22年国勢調査による。

2 過疎地域は平成28年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

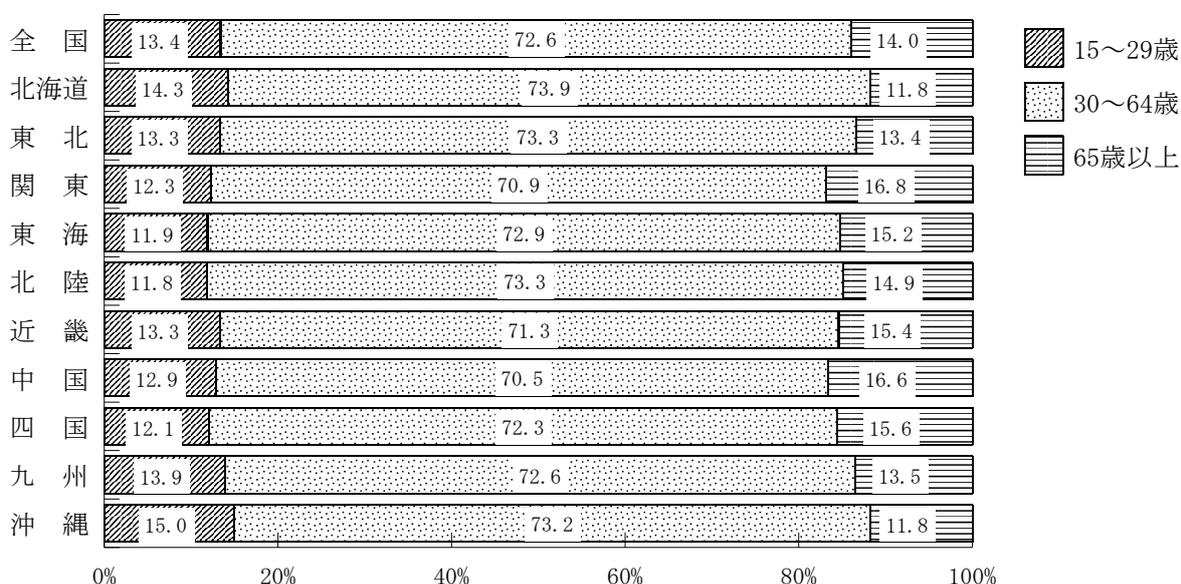
## 2) ブロック別労働力人口の年齢構成割合

労働力人口の年齢構成割合をみると、過疎地域では15歳～29歳が13.4%で全国を3.8ポイント下回っており、逆に65歳以上が14.0%で全国を4.1ポイント上回っている。このことから、過疎地域の労働力人口が全国よりも高齢化していることが分かる。

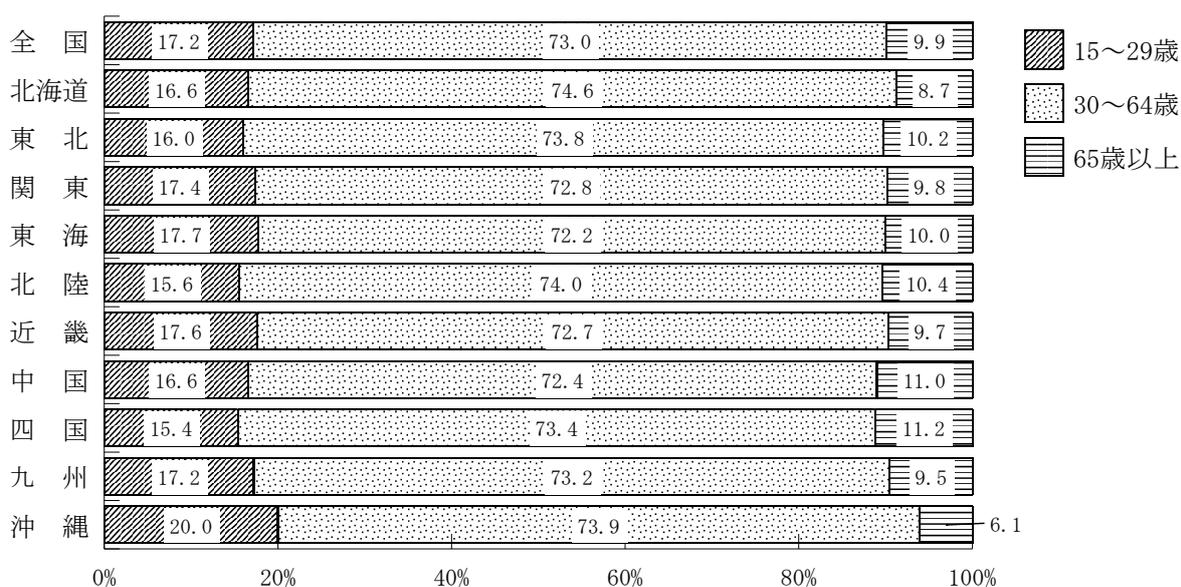
また、ブロック別にみると、15歳～29歳の割合が高いのは、過疎地域では沖縄、北海道及び九州、全国では沖縄及び東海であり、65歳以上の割合が高いのは、過疎地域では関東及び中国、全国では四国及び中国となっている（図表2-4-2）。

図表2-4-2 ブロック別労働力人口の年齢構成割合

(過疎地域)



(全国)



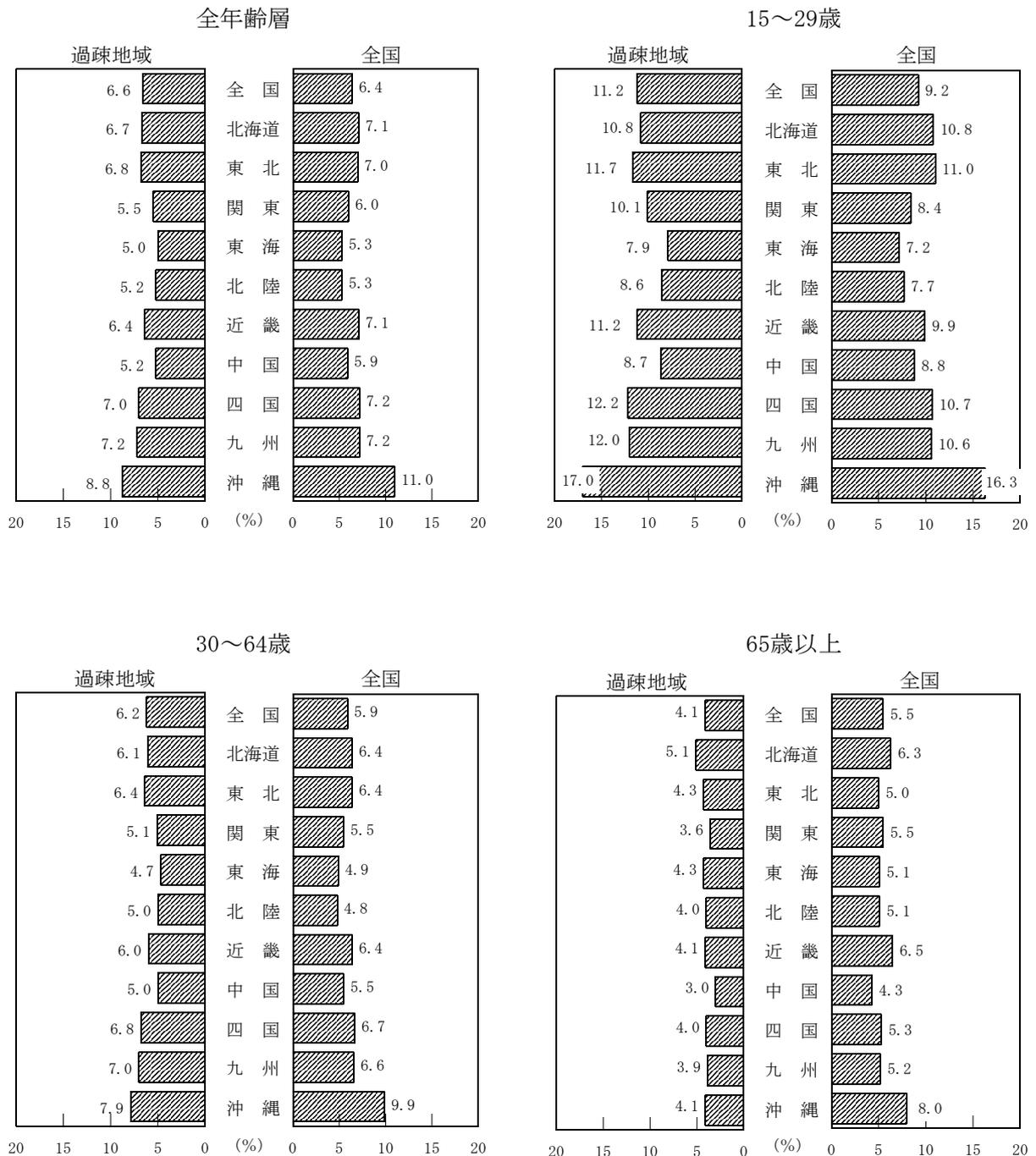
(備考) 1 平成22年国勢調査による。

2 過疎地域は平成28年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

3) 完全失業者割合

ブロック別に労働力人口に占める完全失業者の割合を年齢階層別にみると、15～29歳では過疎地域、全国ともに沖縄が著しく高く、過疎地域では四国、九州がこれに続く。30～64歳については、全国、過疎地域ともに沖縄、九州、四国が高い（図表2-4-3）。

図表2-4-3 ブロック別・年齢階層別完全失業者割合



(備考) 1 平成22年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。  
 3 数値は、加重平均である。

## (2) 雇用の状況

雇用や賃金の状況については、市町村単位の統計がないため、以下では、過疎関係市町村の比率が相対的に大きい県（以下「過疎の多い県」という。）を選び、その平均値を全国と比較した。

「過疎の多い県」としては、過疎関係市町村数、人口及び面積を基準に、地域バランスも勘案して、秋田県、山形県、山梨県、和歌山県、島根県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とした。

### 1) 雇用機会

#### (求人倍率)

過疎の多い県における新規求人倍率をみると、平成2、3年度をピークに減少傾向にあったものの、平成22年度以降は回復傾向にある。

また、有効求人倍率についても新規求人倍率と同様の傾向を示している（図表2-4-4）。

図表2-4-4 新規、有効求人倍率（一般）（単位：倍）

	新規求人倍率		有効求人倍率	
	過疎の多い県	全国	過疎の多い県	全国
昭和50年度	0.52	0.96	0.32	0.58
55	0.58	1.00	0.44	0.71
60	0.58	0.91	0.43	0.64
平成2年度	1.38	1.95	1.04	1.29
3	1.38	1.83	1.03	1.24
4	1.20	1.41	0.84	0.93
5	1.05	1.07	0.69	0.66
6	1.06	0.99	0.68	0.59
7	0.98	0.98	0.61	0.57
8	1.05	1.08	0.64	0.63
9	0.96	0.98	0.59	0.59
10	0.76	0.74	0.43	0.41
11	0.74	0.74	0.40	0.39
12	0.80	0.87	0.46	0.49
13	0.63	0.76	0.36	0.43
14	0.64	0.76	0.36	0.43
15	0.71	0.91	0.41	0.54
16	0.87	1.19	0.54	0.73
17	0.94	1.33	0.61	0.87
18	1.01	1.40	0.67	0.95
19	0.98	1.30	0.65	0.90
20	0.72	0.91	0.48	0.66
21	0.63	0.65	0.33	0.36
22	0.76	0.79	0.44	0.47
23	0.89	0.96	0.54	0.59
24	0.97	1.13	0.60	0.71
25	1.13	1.33	0.72	0.85
26	1.26	1.46	0.84	0.98

(備考) 1 厚生労働省「労働市場年報」による。

2 新規学卒者及びパートタイムを除く。

新規求人数（期間中新たに受けた求人（採用予定人員））

3 新規求人倍率 =  $\frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職申込件数}}$

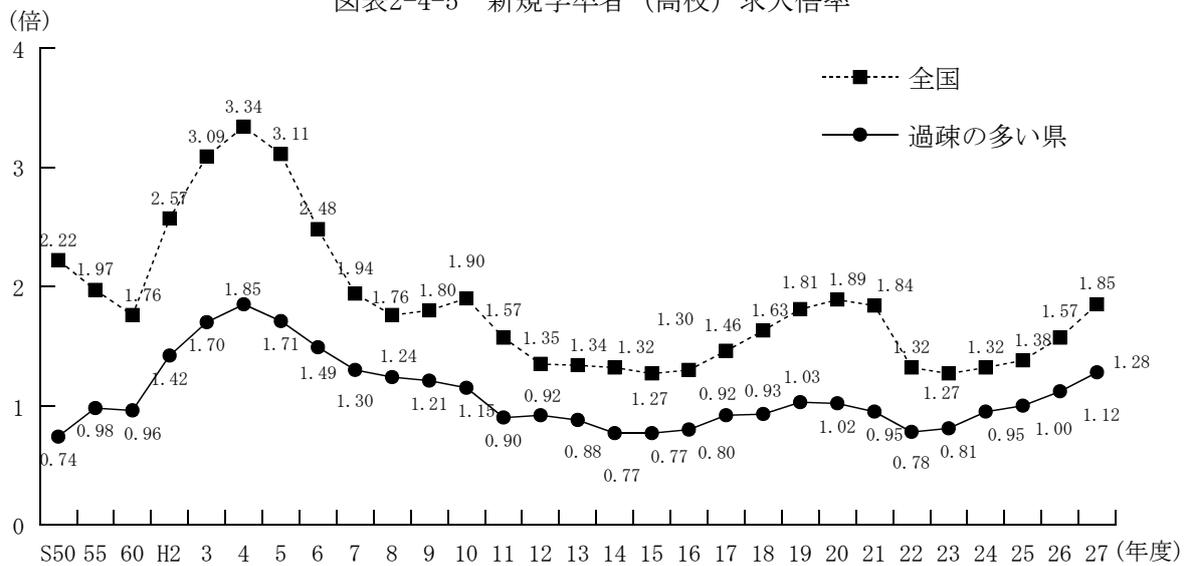
$$\text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人人数（前期から繰越された有効求人数と当期の新規求人）}}{\text{有効求職者数（就職未定の求職者）}}$$

（新規学卒者（高校）の求人倍率・県内就職率）

高校卒業者の雇用状況について、求人倍率をみると、過疎の多い県と全国との格差は平成4年度の1.49から縮小しつつあったが、平成18年度以降に全国との格差が再び拡大した。その後、平成22年度以降、再び格差が縮小傾向に転じている（図表2-4-5）。

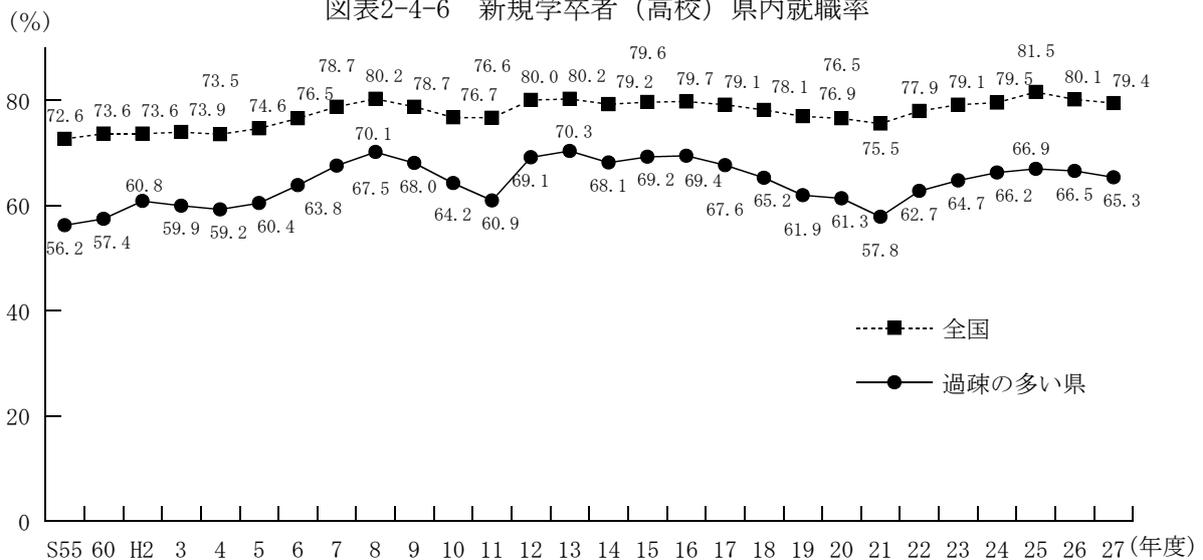
また、高校卒業者の県内就職率をみると、過疎の多い県が全国を下回る傾向が続いている（図表2-4-6）。

図表2-4-5 新規学卒者（高校）求人倍率



（備考）厚生労働省「新規学卒者の労働市場」による。

図表2-4-6 新規学卒者（高校）県内就職率



（備考）1 厚生労働省「新規学卒者の労働市場」による。  
 2 県内就職率（%）＝（県内就職者数／就職全数）×100

## 2) 賃金

過疎の多い県における賃金（常用労働者1人当たり月間所定内給与をいう。）を企業規模別にみると、平成25年度以降は増加傾向にある。しかしながら、全体の月間所定内給与では、過疎の多い県は83.9%であり、全国との格差が16.1%に拡大している（図表2-4-7）。

図表2-4-7 企業規模別月間所定内給与（単位：千円、%）

区分 年	1,000人以上		100人～999人		10人～99人		計	
	全 国	過疎の多い県	全 国	過疎の多い県	全 国	過疎の多い県	全 国	過疎の多い県
昭和45年	57.6	53.4 (92.7)	49.7	40.5 (81.5)	47.3	37.1 (78.4)	52.1	43.4 (83.3)
50	138.9	135.4 (97.5)	119.1	102.3 (85.9)	107.9	89.3 (82.8)	122.8	106.5 (86.7)
55	199.2	179.3 (90.0)	168.4	141.1 (83.8)	156.5	130.7 (83.5)	173.1	142.7 (82.4)
60	250.3	225.1 (89.9)	207.3	169.4 (81.7)	189.9	156.2 (82.3)	213.8	173.6 (81.2)
平成 2年	298.3	265.9 (89.1)	244.9	199.5 (81.5)	227.7	183.5 (80.6)	254.7	204.4 (80.3)
3	308.4	270.6 (87.7)	257.0	208.7 (81.2)	238.7	193.1 (80.9)	266.3	213.3 (80.1)
4	316.4	282.0 (89.1)	264.8	220.3 (83.2)	249.7	203.8 (81.6)	275.2	224.2 (81.5)
5	324.7	272.3 (83.9)	272.0	221.2 (81.3)	254.5	204.7 (80.4)	281.1	229.4 (81.6)
6	332.2	298.1 (89.7)	279.4	228.4 (81.7)	260.1	214.1 (82.3)	288.4	234.7 (81.4)
7	337.3	305.0 (90.4)	282.6	241.3 (85.4)	262.8	222.9 (84.8)	291.3	243.8 (83.7)
8	344.3	306.6 (89.1)	285.9	241.2 (84.4)	264.8	227.3 (85.8)	295.6	245.8 (83.2)
9	349.3	308.3 (88.3)	289.1	245.3 (84.8)	267.1	228.5 (85.5)	298.9	249.3 (83.4)
10	351.4	309.3 (88.0)	289.9	245.6 (84.7)	267.1	228.3 (85.5)	299.1	248.3 (83.0)
11	352.7	309.3 (87.7)	292.2	253.6 (86.8)	268.2	227.0 (84.6)	300.6	250.8 (83.4)
12	356.6	283.8 (79.6)	292.4	243.9 (83.4)	267.7	220.7 (82.5)	302.2	240.4 (79.5)
13	362.4	289.8 (80.0)	295.5	242.5 (82.1)	268.9	222.2 (82.6)	305.8	241.0 (78.8)
14	355.7	291.2 (81.9)	295.7	244.7 (82.8)	264.3	218.8 (82.8)	302.6	240.4 (79.4)
15	358.7	288.8 (80.5)	293.6	246.2 (83.9)	265.1	220.4 (83.2)	302.1	241.7 (80.0)
16	359.5	283.8 (78.9)	292.7	243.0 (83.0)	267.2	221.2 (82.3)	301.6	239.6 (79.4)
17	359.5	310.5 (86.4)	289.5	254.2 (87.8)	263.1	227.5 (86.5)	302.0	252.7 (83.7)
18	359.3	307.7 (85.6)	290.1	248.1 (85.5)	263.5	227.8 (86.5)	301.8	250.8 (83.1)
19	354.5	308.0 (86.9)	287.6	245.9 (85.5)	265.5	227.7 (85.8)	301.1	251.1 (83.4)
20	345.7	299.2 (86.5)	290.4	244.6 (84.2)	265.6	230.9 (86.9)	299.1	250.5 (83.8)
21	342.5	304.2 (88.8)	285.4	246.2 (86.2)	260.1	223.9 (86.1)	294.5	247.8 (84.1)
22	348.1	306.8 (88.1)	286.1	242.9 (84.9)	259.2	223.2 (86.1)	296.2	246.9 (83.4)
23	351.2	308.5 (87.8)	285.9	244.3 (85.4)	257.4	223.6 (86.9)	296.8	247.6 (83.4)
24	344.9	301.8 (87.5)	286.7	250.7 (87.5)	258.2	224.9 (87.1)	297.7	251.4 (84.5)
25	344.6	288.4 (83.7)	281.1	243.8 (86.7)	261.5	225.3 (86.2)	295.7	246.5 (83.4)
26	347.2	301.4 (86.8)	284.4	252.8 (88.9)	262.4	228.8 (87.2)	299.6	253.4 (84.6)
27	351.5	301.4 (85.7)	291.4	255.1 (87.5)	264.4	228.5 (86.4)	304.0	255.0 (83.9)

- (備考) 1 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による。  
 2 月間所定内給与とは、6月分として支給された常用労働者1人当たりの給与で、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等をいい、超過勤務手当、賞与、期末手当を含まない。  
 3 過疎の多い県の給与額は、各県の数値を加重平均したものである。  
 4 ( ) は対全国比である。

## 3) 所得

過疎地域における平成27年度の納税義務者1人当たりの総所得金額は2,495千円であり、非過疎地域と比較して738千円低い。また、納税義務者割合をみると、過疎地域は非過疎地域より7.5ポイント低く、37.4%となっている（図表2-4-8）。

図表2-4-8 納税義務者1人当たりの総所得金額等

平成27年度	納税義務者1人当たり総所得金額	納税義務者割合
過 疎 地 域	2,495千円	37.4%
非過疎地域	3,233千円	45.0%

- (備考) 1 総務省「平成27年度市町村税課税状況等の調」による。(納税義務者は均等割、所得割を納める者)  
 2 人口は住民基本台帳人口(平成27年1月1日現在)による。  
 3 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

(3) 産業別就業人口

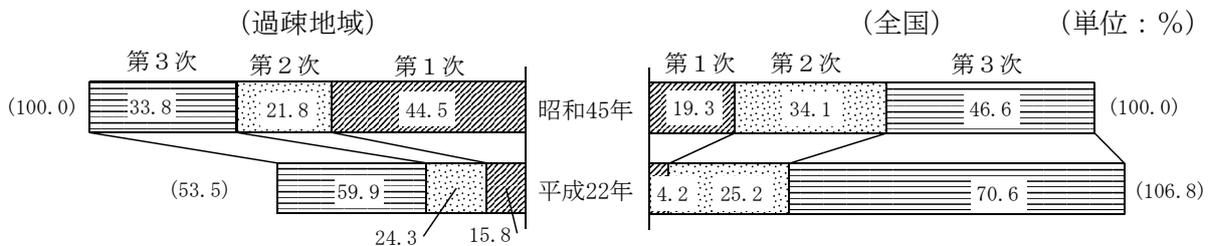
1) 産業別就業人口の推移

過疎地域では、かつて第1次産業が中核的な産業であったが、産業別人口割合をみると、第1次産業は、昭和45年から平成22年までの40年間で、44.5%から15.8%へと大きく減少しており、現在では、第2次及び第3次産業の人口割合が8割を占めている（図表2-4-9、図表2-4-10）。

一方、全国では、昭和45年の時点ですでに第3次産業の割合が高く、その後昭和45年の46.6%から平成22年の70.6%へ大幅に増加している。逆に第1次産業の割合は昭和45年から年々減少しており、第3次産業との差が拡大している。

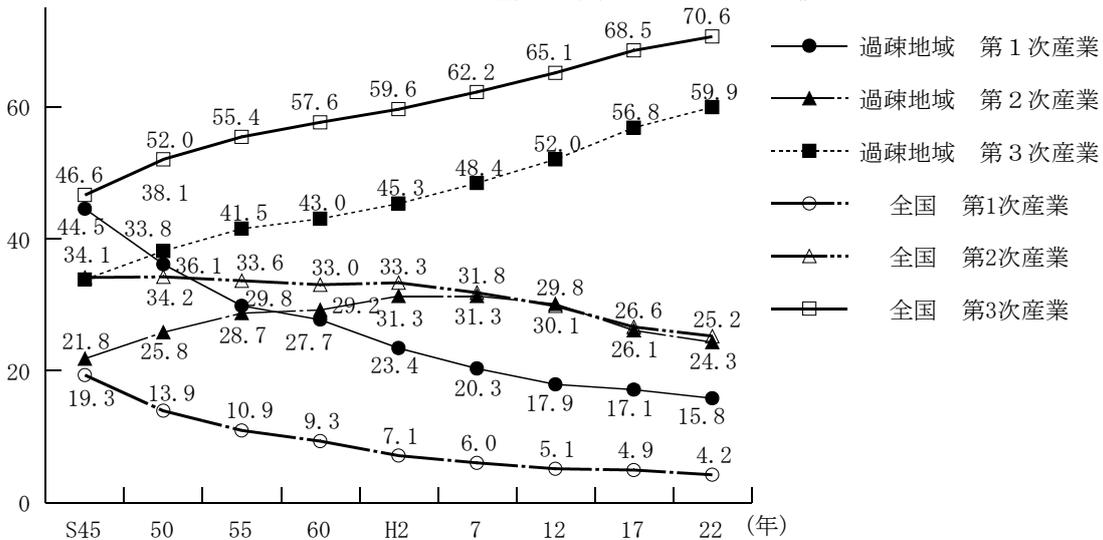
また、産業別就業人口の増減をみると、過疎地域においては、この40年間に第1次産業就業人口が287万4千人（79.8%）、第2次産業就業人口が64万2千人（36.5%）と大きく減少している（図表第2-4-11）。全国においては、概ね第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業が増加している。

図表2-4-9 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



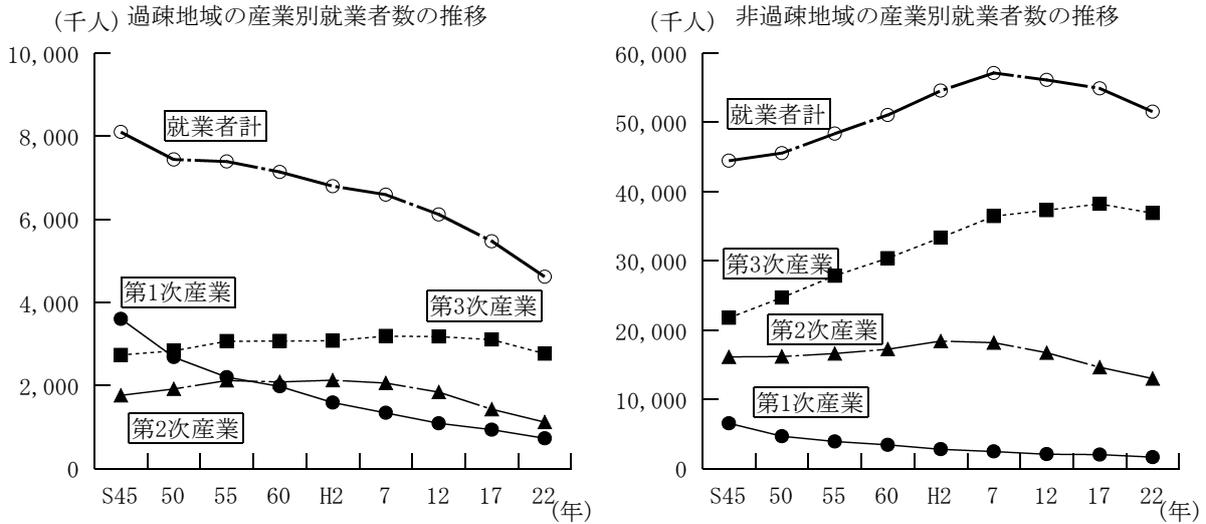
- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 ( ) は昭和45年の就業人口を100としたときの指数。  
 3 過疎地域は平成28年4月1日現在。  
 4 平成22年の過疎地域は一部過疎地域を含まない。  
 5 総数には分類不能産業を含まない。

図表2-4-10 産業別就業人口割合の推移



- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は平成28年4月1日現在。  
 3 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いている。  
 4 平成22年度の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

図表2-4-11 産業別就業者数の推移



- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は平成28年4月1日現在。  
 3 平成17年については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いている。  
 4 平成22年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

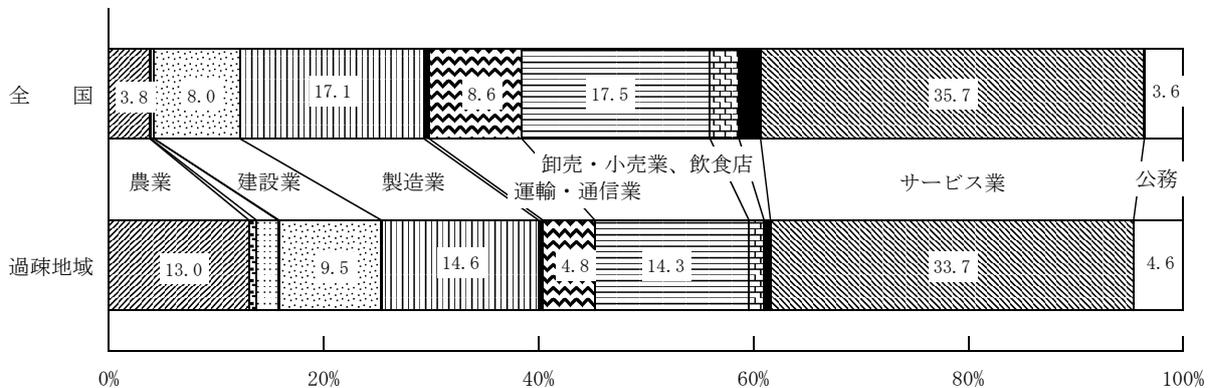
## 2) 産業別就業人口割合

平成22年国勢調査による産業大分類別の就業人口割合をみると、全国では、大きいものから順にサービス業35.7%、卸売・小売業、飲食店17.5%、製造業17.1%であり、過疎地域においては、サービス業33.7%、製造業14.6%、卸売・小売業、飲食店14.3%の順である。

また、農業、漁業、林業、鉱業、建設業については、全国より就業人口割合が高い。

このうち農業についてみると、過疎地域においては就業人口割合は13.0%と全国の3倍以上あるものの、年齢階層別にみると、65歳以上が46.8%と約半数を占めており、15歳～29歳は4.3%に過ぎないことから、過疎地域における農業は、高齢者に大きく依存していることが分かる（図表2-4-12、図表2-4-13、図表2-4-14）。

図表2-4-12 産業別就業人口割合



- (備考) 1 平成22年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表2-4-13 産業別・年齢階層別就業人口

(単位：人)

	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類されないもの)
過疎地	総数	601,668	33,208	94,077	6,622	440,308	672,782	20,334	222,695	659,965	66,751	28,899	1,556,669	211,651
	15～29歳	25,797	3,220	7,362	436	38,669	114,215	2,567	22,858	95,695	11,171	3,605	228,587	29,754
	30～64歳	294,265	23,558	59,652	5,616	361,457	514,198	17,252	185,495	474,091	53,160	19,440	1,188,364	173,611
	65歳以上	281,606	6,430	27,063	570	40,182	44,369	515	14,342	90,179	2,420	5,854	139,718	8,286
全国	総数	2,135,977	68,553	176,885	22,152	4,474,946	9,626,184	284,473	4,845,764	9,804,290	1,512,975	1,113,768	20,068,918	2,016,128
	15～29歳	89,705	6,780	13,771	1,668	484,169	1,561,310	33,081	716,198	1,824,838	257,186	121,140	3,699,434	319,316
	30～64歳	1,020,028	49,749	111,589	18,274	3,578,874	7,423,642	246,614	3,874,804	7,073,729	1,206,714	727,309	14,573,400	1,625,921
	65歳以上	1,026,244	12,024	51,525	2,210	411,903	641,232	4,778	254,762	905,723	49,075	265,319	1,796,084	70,891

(備考) 1 平成22年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。  
 3 総数には分類不能の産業を含まない。

図表2-4-14 産業別・年齢階層別就業人口構成比

(1) 年齢区分構成比

地域区分	過疎地域													全国		
	産業区分	総数	農業	林業	漁業	業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業		サービス業	公務(他に分類されないもの)
年齢区分																
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～29歳	12.7	4.3	9.7	7.8	6.6	8.8	17.0	12.6	10.3	14.5	16.7	12.5	14.7	14.1	16.3	
30～64歳	73.0	48.9	70.9	63.4	84.8	82.1	76.4	84.8	83.3	71.8	79.6	67.3	76.3	82.0	74.0	
65歳以上	14.3	46.8	19.4	28.8	8.6	9.1	6.6	2.5	6.4	13.7	3.6	20.3	9.0	3.9	9.8	

(単位：%)

(2) 産業区分構成比

産業区分	過疎地域													全国		
	総数	農業	林業	漁業	業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業		公務(他に分類されないもの)	
年齢区分																
総数	100.0	13.0	0.7	2.0	0.1	9.5	14.6	0.4	4.8	14.3	1.4	0.6	33.7	4.6		
15～29歳	100.0	4.4	0.6	1.3	0.1	6.6	19.6	0.4	3.9	16.4	1.9	0.6	39.1	5.1		
30～64歳	100.0	8.7	0.7	1.8	0.2	10.7	15.3	0.5	5.5	14.1	1.6	0.6	35.3	5.2		
65歳以上	100.0	42.6	1.0	4.1	0.1	6.1	6.5	0.1	2.2	13.6	0.4	0.9	21.1	1.3		
全国総数	100.0	3.8	0.1	0.3	0.0	8.0	17.1	0.5	8.6	17.5	2.7	2.0	35.7	3.6		

(単位：%)

(備考) 1 平成22年国勢調査による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。  
 3 総数には分類不能の産業を含まない。

## 2 産業分野別の状況

## (1) 第1次産業の状況

## 1) 農林漁家数の推移

農業・林業・漁業の各センサスにより農林漁家数の推移をみると、平成2年～平成22年の過疎地域の農家数の減少率は35.4%であり、全国を1.3ポイント上回っている。林家数についても、平成2年～平成22年の過疎地域の減少率が17.3%であり、全国を1.2ポイント上回っている。漁家数については、平成5年～平成25年の過疎地域の減少率は43.6%であり、全国と同程度となっている（図表2-4-15）。

図表2-4-15 農林漁家数の推移

## (1) 農 業

(単位：千戸、%)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減率				
						H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H22/H2
過疎地域	1,241	1,112	1,003	922	802	△10.4	△9.8	△8.1	△13.0	△35.4
全 国	3,835	3,444	3,120	2,848	2,528	△10.2	△9.4	△8.7	△11.2	△34.1

- (備考) 1 農林水産省「農業センサス」、「農林業センサス」及び「世界農林業センサス」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 農家とは経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び農産物販売金額が年間15万円以上あった世帯をいう。

## (2) 林 業

(単位：千戸、%)

区 分	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	増 減 率			
					H12/H2	H17/H12	H22/H17	H22/H2
過疎地域	567	534	487	469	△5.8	△8.8	△3.7	△17.3
全 国	1,056	1,019	920	886	△3.5	△9.7	△3.7	△16.1

- (備考) 1 農林水産省「農林業センサス」及び「世界農林業センサス」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 林家とは保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

## (3) 漁 業

(単位：千戸、%)

区 分	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	増 減 率				
						H10/H5	H15/H10	H20/H15	H25/H20	H25/H20
過疎地域	93	82	72	61	52	△11.8	△13.9	△18.0	△16.3	△43.6
全 国	164	143	126	109	89	△12.8	△11.9	△13.5	△17.9	△45.4

- (備考) 1 農林水産省「漁業センサス」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 漁家とは個人で漁業を自営する世帯をいう。

## 2) 専兼業別農家数

農家数を専兼業別にみると、過疎地域は専業農家の割合が全国よりも高く、平成22年では32.5%を占め、全国を4.8ポイント上回っている。一方、第2種兼業農家は53.8%であり、全国を4.8ポイント下回っている。

また、昭和55年～平成22年の30年間における農家数の推移をみると、専業農家については全国で27.6%、過疎地域で7.1%の減少、第1種兼業農家は全国で77.5%、過疎地域で71.9%の減少、第2種兼業農家は全国で68.5%、過疎地域で55.6%の減少となっており、いずれも全国より過疎地域の方が減少率が小さい（図表2-4-16）。

図表2-4-16 専兼業別農家数の推移

(戸数)

(単位：千戸、%)

区 分	昭和55年		平成2年		平成12年		平成22年	
	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
専 業	182 (17.1)	623 (13.4)	169 (19.9)	473 (15.9)	125 (23.4)	426 (18.2)	169 (32.5)	451 (27.7)
第1種兼業	253 (23.7)	1,002 (21.5)	134 (15.7)	521 (17.5)	84 (15.7)	350 (15.0)	71 (13.6)	225 (13.8)
第2種兼業	631 (59.2)	3,036 (65.1)	548 (64.4)	1,977 (66.5)	326 (60.9)	1,561 (66.8)	280 (53.8)	955 (58.6)
計	1,066 (100.0)	4,661 (100.0)	851 (100.0)	2,971 (100.0)	534 (100.0)	2,337 (100.0)	521 (100.0)	1,631 (100.0)

(増減率)

(単位：%)

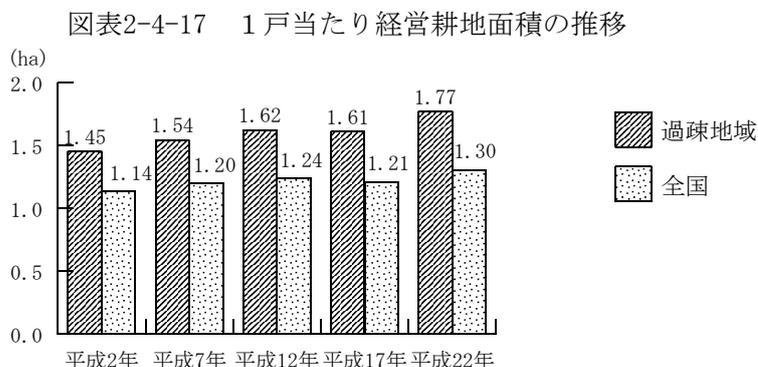
区 分	H2/S55		H12/H2		H22/H12		H22/S55	
	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
専 業	△ 7.1	△24.1	△26.0	△ 9.9	35.2	5.9	△ 7.1	△27.6
第1種兼業	△47.0	△48.0	△37.3	△32.8	△15.5	△35.7	△71.9	△77.5
第2種兼業	△13.2	△34.9	△40.5	△21.0	△14.1	△38.8	△55.6	△68.5
計	△20.2	△36.3	△37.3	△21.3	△ 2.4	△30.2	△51.1	△65.0

- (備考) 1 農林水産省「世界農林業センサス」による。  
 2 農家は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上）である。  
 3 第1種兼業農家とは農業所得を主とする兼業農家、第2種兼業農家とは農業所得を従とする兼業農家をいう。  
 4 ( ) は農家総数に対する構成比である。

### 3) 農業経営規模

#### (1戸当たり経営耕地面積の推移)

平成2年から平成22年までの1戸当たり経営耕地面積の推移をみると、過疎地域では1.45haから1.77ha（22.1%増）に増加しており、全国の1.14haから1.30ha（14.0%増）よりも増加率が高い（図表2-4-17）。



- (備考) 1 農林水産省「農業センサス」、「農林業センサス」及び「世界農林業センサス」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 経営耕地総面積／総農家数により算出している。

#### (経営規模別農家数割合の推移)

昭和55年から平成22年までの経営規模別農家数割合の推移を都府県と北海道に分けてみると、都府県では、過疎地域及び全体ともに3.0ha以上、北海道では、過疎地域及び全体ともに10.0ha以上の経営規模の大きな農家割合が増加傾向にある（図表2-4-18）。また、都府県では、過疎地域及び全体ともに0.5ha未満の経営規模の小さな農家数の割合についても増加傾向にある。

図表2-4-18 経営規模別農家数割合の推移

(単位：%)

経営規模	昭和55年		平成2年		平成12年		平成22年		
	過疎地域	全体	過疎地域	全体	過疎地域	全体	過疎地域	全体	
都府県	0.5ha未満	41.3	42.3	41.5	41.7	45.5	43.3	49.0	50.0
	0.5ha～1.0ha未満	29.5	28.7	29.1	28.1	26.5	26.7	22.4	22.3
	1.0ha～1.5ha未満	14.4	14.4	13.6	13.7	11.8	12.7	10.8	10.9
	1.5ha～2.0ha未満	7.1	7.2	6.8	7.2	6.0	6.7	5.7	5.7
	2.0ha～3.0ha未満	5.4	5.2	5.7	6.0	5.5	6.0	5.6	5.4
	3.0ha～5.0ha未満	2.0	1.8	2.6	2.7	3.3	3.2	3.9	3.5
	5.0ha以上	0.3	0.3	0.7	0.7	1.5	1.4	2.8	2.3
北海道	1.0ha未満	15.7	19.0	15.3	18.8	18.3	18.6	20.4	21.0
	1.0ha～3.0ha未満	13.5	15.5	10.4	12.5	8.6	10.4	7.3	8.4
	3.0ha～5.0ha未満	17.5	16.8	12.4	12.5	9.2	9.8	6.4	6.6
	5.0ha～10.0ha未満	29.1	24.8	26.2	22.9	19.3	18.4	13.6	12.7
	10.0ha～20.0ha未満	14.7	13.3	19.3	16.7	19.9	18.3	19.4	18.0
	20.0ha以上	9.4	10.7	16.4	16.7	24.7	24.4	32.5	33.0

(備考) 農林水産省「世界農林業センサス」による。

#### 4) 部門別農業産出額の推移

平成2年から平成18年までの農業産出額の推移を部門別にみると、過疎地域は全国よりも畜産部門の割合が高く、耕種部門の割合が低い傾向がある。また、産出額総額の増減率をみると過疎地域、全国ともに減少している（図表2-4-19）。

図表2-4-19 部門別農業産出額の推移

(産出額)

(単位：億円、%)

部門	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成18年	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
耕種	24,168 (64.6)	79,823 (70.8)	24,063 (68.2)	78,719 (74.4)	20,124 (64.6)	66,327 (71.6)	16,899 (59.8)	60,377 (68.6)	16,061 (60.0)	59,192 (68.6)
養蚕	123 (0.3)	467 (0.4)	16 (0.0)	79 (0.1)	3 (0.0)	20 (0.0)	11,171 (39.6)	27,023 (30.7)	10,566 (39.4)	26,512 (30.7)
畜産	12,970 (34.7)	31,824 (28.2)	11,031 (31.3)	26,267 (24.8)	10,866 (34.9)	25,554 (27.6)				
加工 農産物	153 (0.4)	673 (0.6)	186 (0.5)	781 (0.7)	175 (0.6)	673 (0.7)	176 (0.6)	666 (0.8)	161 (0.6)	618 (0.7)
計	37,414 (100.0)	112,786 (100.0)	35,296 (100.0)	105,846 (100.0)	31,168 (100.0)	92,574 (100.0)	28,245 (100.0)	88,066 (100.0)	26,788 (100.0)	86,321 (100.0)

(増減率)

(単位：%)

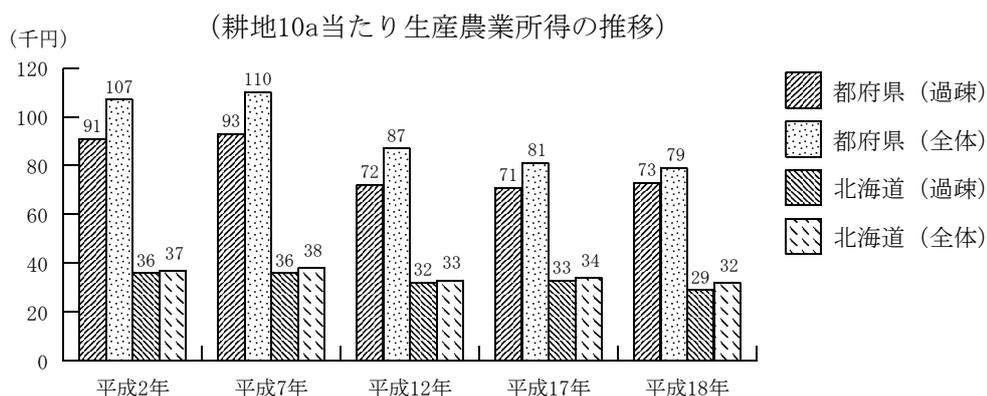
部門	H7/H2		H12/H7		H17/H12		H18/H2	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
耕種	△0.4	△1.4	△16.4	△15.7	△16.0	△9.0	△33.5	△25.8
養蚕	△87.0	△83.1	△81.3	△74.7	2.8	5.7	△19.3	△17.9
畜産	△14.9	△17.5	△1.5	△2.7				
加工 農産物	21.6	16.0	△5.9	△13.8	0.6	△1.0	5.2	△8.2
計	△5.7	△6.2	△11.7	△12.5	△9.4	△4.9	△28.4	△23.5

- (備考) 1 農林水産省「生産農業所得統計」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 ( )は構成比である。  
 4 一部過疎地域のうち、データが取得できない区域（平成17年 224区域、平成18年 289区域）を過疎地域から除いている。  
 5 平成19年以降、データが取得できない。

5) 生産農業所得の推移

耕地10a当たりの生産農業所得の推移をみると、過疎地域の所得は、都府県で6千円～17千円程度、北海道で1～3千円程度低くなっている。また、平成2年から平成18年までの生産農業所得の減少率をみると、都府県、北海道ともに過疎地域の方が減少率が大きい（図表2-4-20）。

図表2-4-20 生産農業所得及び耕地面積の推移



区 分	単位	地域	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	H18/H12 (%)	H18/H2 (%)
都府県	生産農業所得	百万円	1,238,150	1,202,130	886,820	734,445	747,161	△15.7	△39.7
		全体	4,323,700	4,210,600	3,184,000	2,866,284	2,763,495	△13.2	△36.1
	耕地面積	ha	1,361,460	1,299,508	1,234,277	1,030,122	1,028,510	△16.7	△24.5
		全体	4,035,000	3,837,000	3,646,000	3,523,326	3,506,329	△3.8	△13.1
耕地10a当たり生産農業所得	千円	過疎	91 (84.9)	93 (84.3)	72 (82.3)	71 (87.6)	73 (92.2)	1.4	△19.8
		全体	107	110	87	81	79	△9.2	△26.2
北海道	生産農業所得	百万円	312,020	312,490	266,070	266,562	233,423	△12.3	△25.2
		全体	443,800	450,600	393,800	396,912	374,266	△5.0	△15.7
	耕地面積	ha	861,469	857,342	843,409	797,429	794,987	△5.7	△7.7
		全体	1,209,000	1,201,000	1,185,000	1,168,910	1,165,743	△1.6	△3.6
耕地10a当たり生産農業所得	千円	過疎	36 (98.7)	36 (97.1)	32 (94.9)	33 (98.4)	29 (91.5)	△9.4	△19.4
		全体	37	38	33	34	32	△3.0	△13.5

- (備考) 1 農林水産省「生産農業所得統計」及び「耕地及び作付面積統計」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 ( ) は対全体比 (%) である。  
 4 一部過疎地域のうち、データが取得できない区域を過疎地域から除いている。  
 5 平成19年以降、データが取得できない。

## (2) 第2次産業・第3次産業の状況

### 1) 製造業の状況

#### (事業所数等)

工業統計調査により製造業の状況をみると、過疎地域、全国ともに、事業所数、従業者数は減少傾向にある。また、昭和60年度から平成26年度までの、1事業所当たり製造品出荷額の伸び率は全国を下回っているが、従業者1人当たり製造品出荷額の伸び率は全国を上回っている（図表2-4-21）。

図表2-4-21 製造業の状況

項目	単位	区分	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成26年度	H26/S60
事業所数	箇所	過疎	47,040	48,141	43,903	38,039	29,727	23,777	21,855	△53.5
		全国	438,518	435,997	387,726	341,421	276,715	224,403	202,410	△53.8
従業者数	人	過疎	1,017,727	1,087,495	991,710	863,772	706,302	628,158	606,959	△40.4
		全国	10,889,949	11,172,829	10,320,583	9,183,833	8,156,992	7,663,847	7,403,269	△32.0
製造品 出荷額等	百万円	過疎	13,456,430	16,806,777	17,214,451	17,141,332	14,541,662	14,451,739	15,557,493	15.6
		全国	265,320,551	323,372,603	306,029,559	300,477,603	295,345,543	289,107,683	305,139,989	15.0
1事業所 当たり 従業者数	人	過疎	21.6 (87.1)	22.6 (88.3)	22.6 (85.0)	22.7 (84.4)	23.8 (80.7)	26.4 (77.2)	27.8 (76.0)	28.7
		全国	24.8	25.6	26.6	26.9	29.5	34.2	36.6	47.6
1事業所 当たり 製造品 出荷額等	百万円	過疎	286.1 (47.3)	349.1 (47.1)	392.1 (49.7)	450.6 (51.2)	489.2 (45.8)	607.8 (47.2)	711.9 (47.2)	148.8
		全国	605.0	741.7	789.3	880.1	1,067.3	1,288.3	1,507.5	149.2
従業者1 人当たり 製造品 出荷額等	百万円	過疎	13.2 (54.1)	15.5 (53.6)	17.4 (58.6)	19.8 (60.6)	20.6 (56.9)	23.0 (61.0)	25.6 (62.1)	93.9
		全国	24.4	28.9	29.7	32.7	36.2	37.7	41.2	68.9

- (備考) 1 経済産業省「工業統計調査」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 従業者4人以上の事業所について集計。  
 4 ( ) は対全国比 (%) である。

#### (工場設備投資の状況)

過疎地域における工場設備投資の状況をみると、設備投資が行われた工場数、増加雇用人数、設備投資額は、いずれも平成5年度以降概ね減少傾向にあり、平成25年度は工場数281箇所（新設123箇所、増設158箇所）、増加雇用人数1,102人、設備投資額105,141百万円となっている（図表2-4-22）。

図表2-4-22 過疎地域における工場設備投資の状況

(単位：件、人、百万円)

区 分		平成 5年度	平成 7年度	平成 9年度	平成 11年度	平成 13年度	平成 15年度	平成 17年度	平成 19年度	平成 21年度	平成 23年度	平成 25年度
設備投資 工場数	新設	405	302	326	130	132	154	165	156	92	113	123
	増設	658	362	329	477	193	176	226	253	170	217	158
	計 A	1,063	664	655	607	325	330	391	409	262	330	281
増加雇用人数 B		6,925	3,105	3,307	1,936	1,436	1,861	2,309	2,270	1,181	1,586	1,102
1工場当たり 増加雇用人数 B/A		7	5	5	3	4	6	6	6	5	5	4
設備投資額 C		335,793	169,949	203,295	120,921	99,804	76,183	115,886	138,709	98,189	102,638	105,141
1工場当たり 設備投資額 C/A		335	256	310	199	307	231	296	339	375	311	374

(備考) 1 総務省調べ。

2 設備投資工場とは、製造の事業の用に供する建物、機械等でその取得価額の合計が、平成5・7年度は2,100万円、平成9・11年度は2,300万円、平成13・15・17年度は2,500万円、平成19・21・23・25年度は2,000万円を超えるものの新設又は増設を行った工場をいう。

## 2) 商業の状況

平成25年度の過疎地域における商業の状況をみると、商店数は全国約104万箇所に対して過疎地域約11万箇所、従業者数は全国857万人に対して過疎地域55万人であり、それぞれ全国の10.5%、6.4%を占めている。また、年間販売額は全国の2.7%を占めている。

1商店当たりの従業者数は、全国が8.2人であるのに対して過疎地域は5.1人、1商店当たりの年間販売額は、全国461百万円に対して過疎地域118百万円、従業者1人当たりの年間販売額は、全国56百万円に対して過疎地域23百万円であり、過疎地域においては小規模な商店が中心となっている(図表2-4-23)。

図表2-4-23 商業の状況

(単位：箇所、人、百万円、%)

項 目	地域	平成19年度		平成25年度		25/19
商 店 数 (箇所)	過疎	158,782		108,751		△31.5
	全国	1,472,658	(10.8)	1,039,079	(10.5)	△29.4
従 業 者 数 (人)	過疎	747,607		549,456		△26.5
	全国	11,105,669	(6.7)	8,569,694	(6.4)	△22.8
年 間 販 売 額 (百万円)	過疎	14,680,232		12,783,637		△12.9
	全国	548,237,119	(2.7)	478,828,374	(2.7)	△12.7
1 商店当たり従業者数 (人)	過疎	4.7		5.1		7.3
	全国	7.5	(62.4)	8.2	(61.3)	9.4
1 商店当たり年間販売額 (百万円)	過疎	92.5		117.5		27.1
	全国	372.3	(24.8)	460.8	(25.5)	23.8
従業者1人当たり年間販売額 (百万円)	過疎	19.6		23.3		18.5
	全国	49.4	(39.8)	55.9	(41.6)	13.2

(備考) 1 経済産業省「商業統計調査」による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

3 ( ) は対全国比 (%) である。

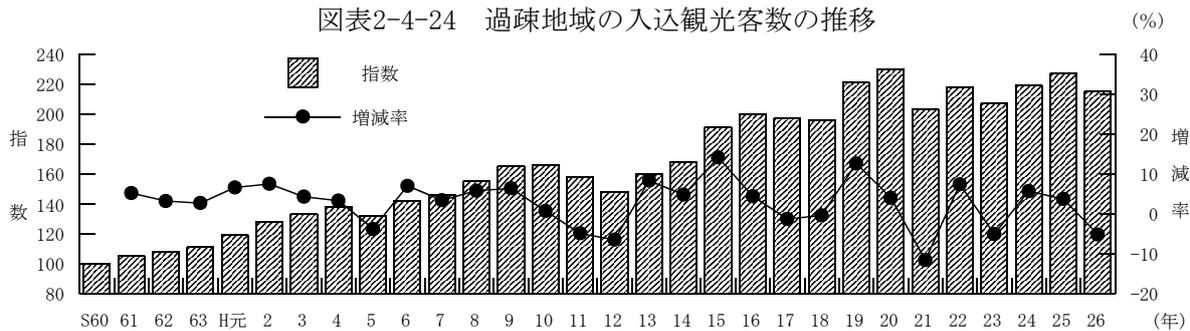
### (3) 観光・レクリエーション事業の状況

#### 1) 入込観光客数

過疎地域における入込観光客数は、昭和60年の271百万人から徐々に増加し、平成15年以降は500百万人を超え、平成26年では584百万人となっている。

また、過疎地域を訪れた観光客のうち延宿泊者数をみると、昭和60年の52百万人から昭和63年には60百万人台に達し、平成26年は74百万人となっている（図表2-4-24）。

図表2-4-24 過疎地域の入込観光客数の推移



(単位：百万人、%)

過疎地域					全国（参考）			
年次	入込客数	増減率	指数	延宿泊者数	年次	入込客数	増減率	指数
昭和60年	271	-	100	52	昭和60年度	1,750	-	100
昭和61年	285	5.2	105	55	昭和61年度	1,818	3.9	104
昭和62年	294	3.2	108	57	昭和62年度	1,870	2.9	107
昭和63年	302	2.7	111	63	昭和63年度	1,860	-0.5	106
平成元年	322	6.6	119	62	平成元年度	2,098	12.8	120
平成2年	346	7.5	128	66	平成2年度	2,154	2.7	123
平成3年	361	4.3	133	68	平成3年度	2,108	-2.1	120
平成4年	373	3.3	138	66	平成4年度	2,188	3.8	125
平成5年	359	-3.8	132	63	平成5年度	2,144	-2.0	123
平成6年	384	7.0	142	66	平成6年度	2,177	1.5	124
平成7年	397	3.4	146	64	平成7年度	2,162	-0.7	124
平成8年	420	5.8	155	66	平成8年度	2,222	2.8	127
平成9年	447	6.4	165	71	平成9年度	2,090	-5.9	119
平成10年	450	0.7	166	63	平成10年度	2,911	39.3	166
平成11年	428	-4.9	158	56	平成11年度	2,424	-16.7	139
平成12年	400	-6.5	148	56	平成12年度	2,423	0.0	138
平成13年	433	8.3	160	64	平成13年度	2,355	-2.8	135
平成14年	454	4.8	168	64	平成14年度	2,359	0.2	135
平成15年	518	14.1	191	70	平成15年度	2,371	0.5	135
平成16年	541	4.4	200	70	平成16年度	2,666	12.4	152
平成17年	534	-1.3	197	67	平成17年度	2,782	4.4	159
平成18年	532	-0.4	196	64	平成18年度	2,818	1.3	161
平成19年	599	12.6	221	72	平成19年度	2,809	-0.3	161
平成20年	623	4.0	230	77	平成20年度	2,786	-0.8	159
平成21年	551	-11.6	203	68	平成21年度	2,807	0.8	160
平成22年	592	7.4	218	70	-	-	-	-
平成23年	562	-5.1	207	70	-	-	-	-
平成24年	594	5.7	219	73	-	-	-	-
平成25年	616	3.7	227	77	-	-	-	-
平成26年	584	-5.2	215	74	-	-	-	-

(備考) 1 全国は日本観光協会「全国観光動向」による。

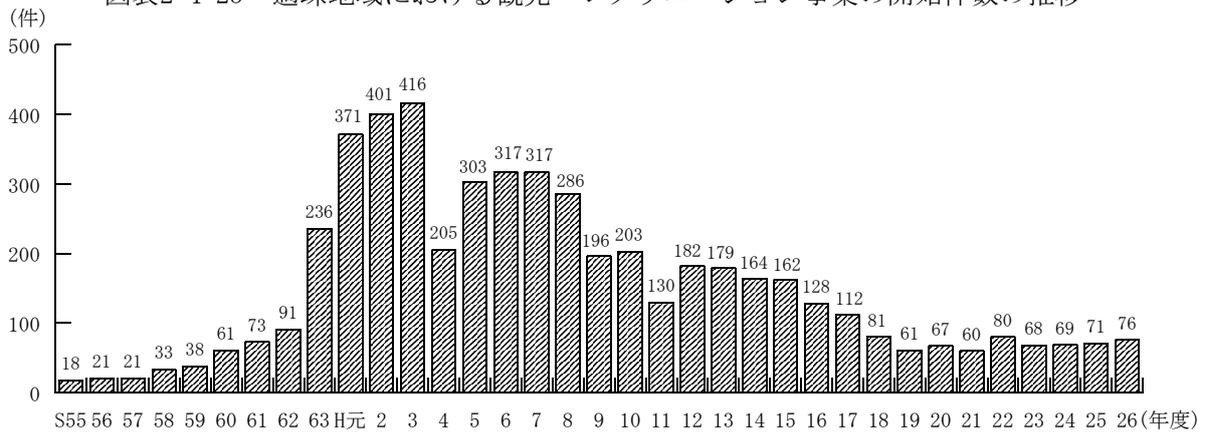
2 過疎地域は総務省調べ。平成21年については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。

3 全国の入込客数については、平成10年から東京都と大阪府を算入して両方で8億人増加し、平成11年には東京都が集計手法を変更して5億人減少していることにより、数字の変動が大きい。

2) 観光・レクリエーション事業の開始件数

過疎地域における観光・レクリエーション事業（民営等を含む）の開始件数をみると、昭和63年度～平成3年度の間に大きく増加した後、平成4年度には景気動向を反映して減少した。その後、平成8年度以降は減少傾向となったが、平成20年度以降はおおむね横ばいとなっている（図表2-4-25）。

図表2-4-25 過疎地域における観光・レクリエーション事業の開始件数の推移

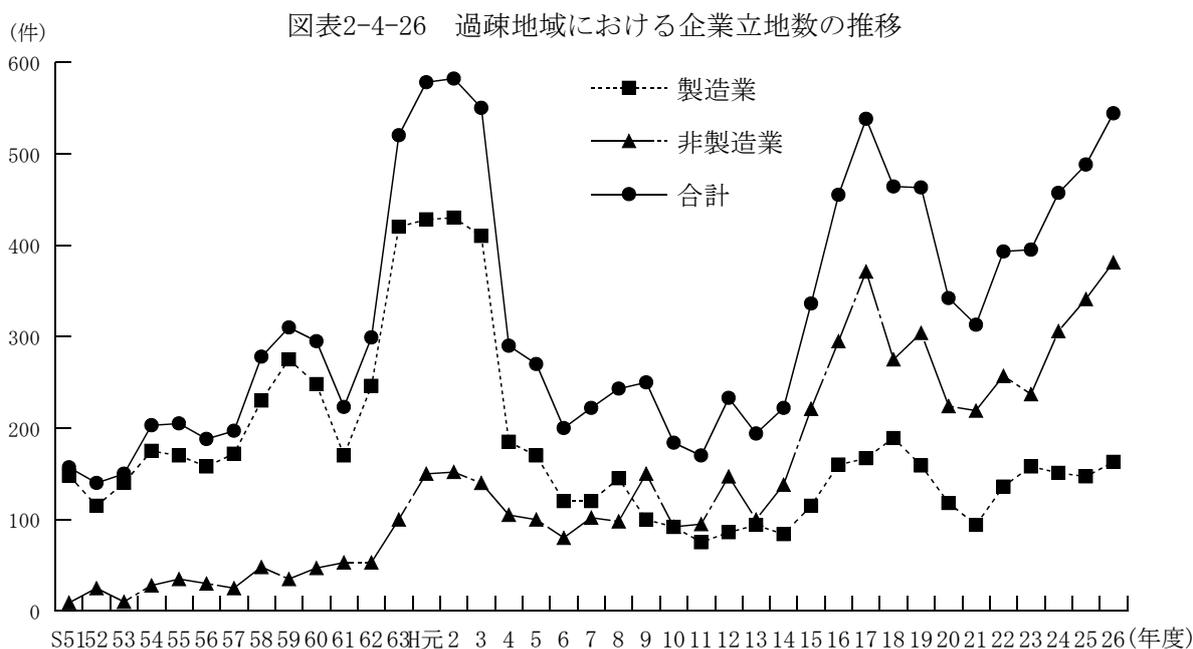


- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 調査対象は、年度内に供用開始した観光・レクリエーション施設であって、雇用者を有するものである。  
 3 平成21年度の数値については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。

### 3 過疎地域における企業立地

#### 1) 企業立地の状況

過疎地域における企業立地数の推移をみると、昭和50年代に着実に増加し、昭和62年度から平成3年度にかけて非常に高水準となった後、平成4年度以降は昭和50年代の水準に戻っている。平成14年度から製造業及び非製造業ともに再び増加傾向にあったものの、平成18年度に非製造業、平成19年度に製造業が減少に転じた。平成22年度以降、非製造業が増加傾向に転じたことから、合計数も増加傾向となっている。また、平成8年度までは製造業が非製造業を上回っていたが、平成9年度以降は逆転している（図表2-4-26）。



	S51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5
製造業	148	115	140	175	170	158	172	230	275	248	170	246	420	428	430	410	185	170
非製造業	9	25	10	28	35	30	25	48	35	47	53	53	100	150	152	140	105	100
合計	157	140	150	203	205	188	197	278	310	295	223	299	520	578	582	550	290	270

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
製造業	120	120	145	100	92	75	86	94	84	115	160	167	189	159	118	94	136	158
非製造業	80	102	98	150	92	95	147	100	138	221	295	371	275	304	224	219	257	237
合計	200	222	243	250	184	170	233	194	222	336	455	538	464	463	342	313	393	395

	24	25	26
製造業	151	147	163
非製造業	306	341	381
合計	457	488	544

- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 調査対象は、操業又は営業を目的として年度内に用地を取得した（借地を含む。）企業又は事業所である（未操業及び常用雇用者のないものを除く）。  
 3 平成21年度の数値については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。

2) ブロック別工場立地動向

過疎地域における平成26年の工場立地動向をブロック別にみると、立地件数及び敷地面積ともに、九州が最も多い。また、過疎地域の工業団地内に立地された工場の割合を見ると、立地件数では11.1%、敷地面積では7.4%となっている（図表2-4-27）。

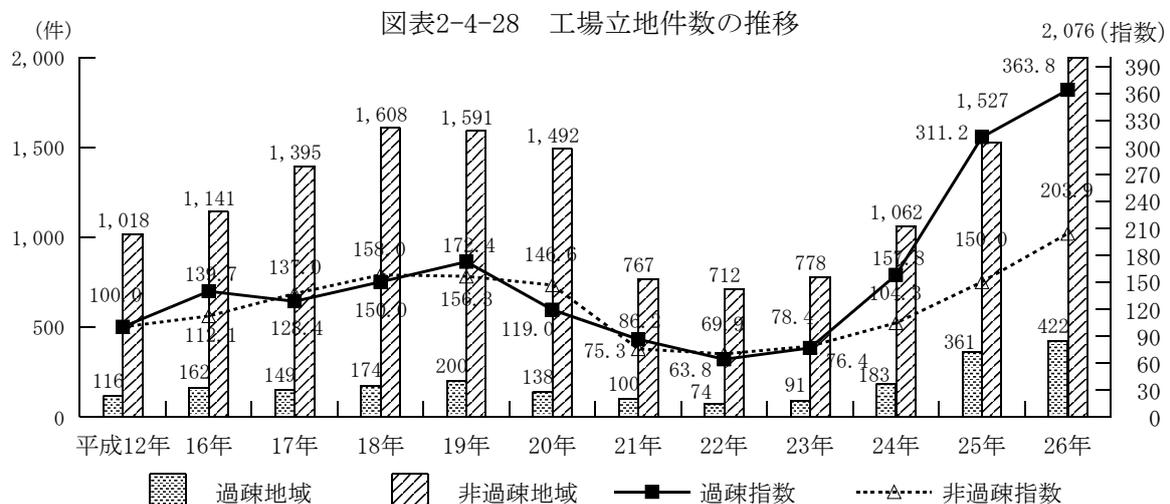
また、工場立地件数の推移をみると、非過疎地域では平成19年、過疎地域では平成20年を境に減少に転じたが、平成23年以降は両地域ともに増加している。なお、平成24年度以降の大幅な増加は、太陽光発電を目的とした電気業の立地案件の増加が大きな要因となっている（図表2-4-28）。

図表2-4-27 ブロック別工場立地動向

(単位：件、千㎡、%)

区分	立地件数	うち工業団地内		敷地面積	うち工業団地内	
		件数	(%)		千㎡	(%)
過疎地域	北海道	32	5 (15.6)	1,501	388 (25.9)	
	東北	57	13 (22.8)	1,607	439 (27.3)	
	関東	25	0 (0.0)	3,808	0 (0.0)	
	東海	20	1 (5.0)	751	23 (3.0)	
	北陸	20	1 (5.0)	975	8 (0.8)	
	近畿	17	5 (29.4)	199	47 (23.7)	
	中国	65	17 (26.2)	2,772	243 (8.8)	
	四国	25	1 (4.0)	451	25 (5.5)	
	九州	161	4 (2.5)	4,410	51 (1.1)	
	沖縄	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	
計	422	47 (11.1)	16,474	1,223 (7.4)		
全国	2,498	481 (19.3)	77,223	8,995 (11.6)		

- (備考) 1 経済産業省「平成26年工場立地動向調査」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。  
 3 調査対象は、全国の製造業、電気業（水力発電所、地熱発電所を除く）、ガス業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的をもって取得（借地を含む。）された1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）である。  
 4 ( ) は全体に対する工業団地内の割合である。  
 5 立地件数が3件以下である場合には、法人の秘密保護のため、立地件数及び敷地面積について秘匿処理を行っている（合計では算入している）。

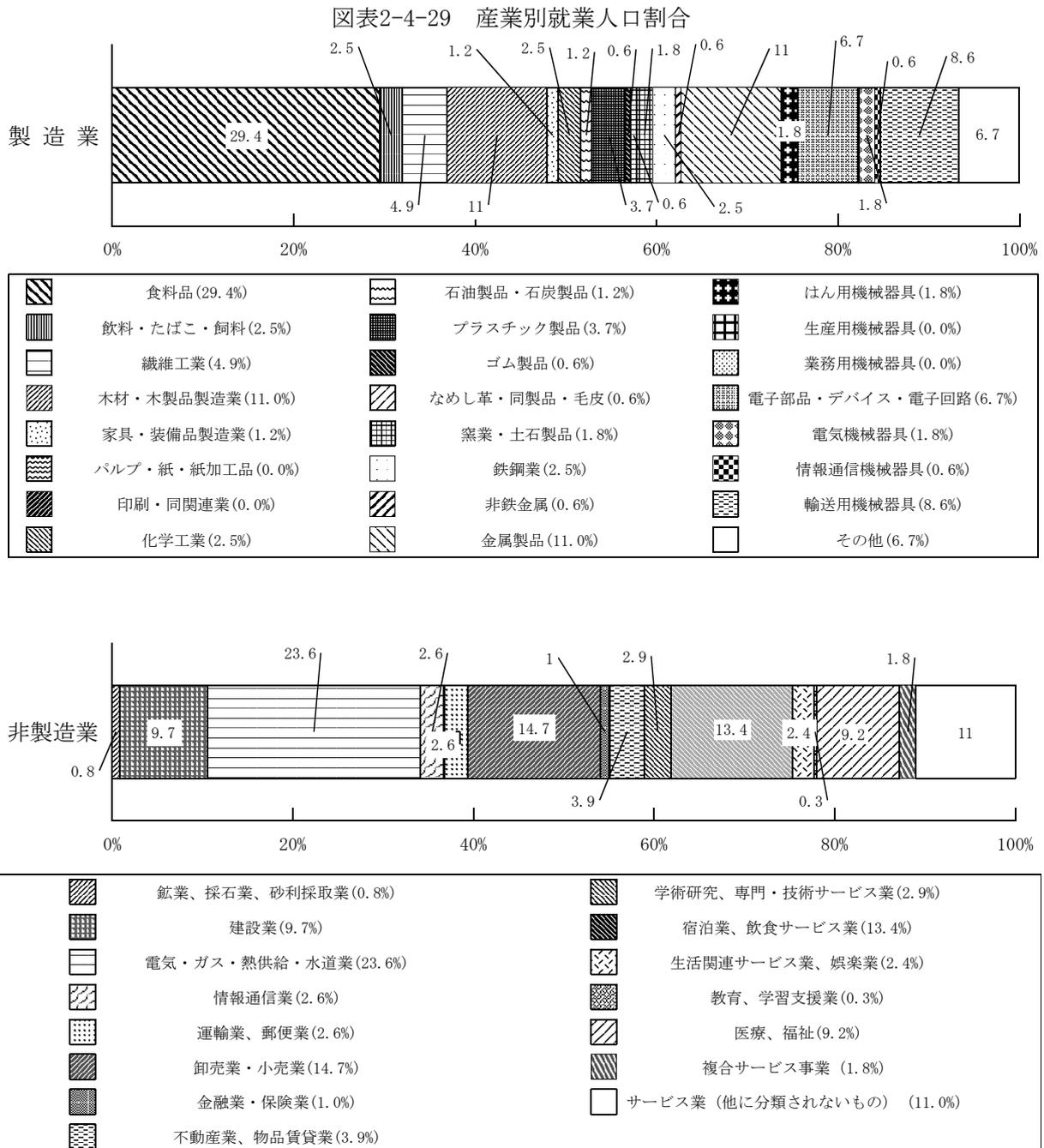


- (備考) 1 経済産業省「工場立地動向調査」による。  
 2 過疎指数、非過疎指数は、平成12年の件数を100とした場合の指数である。

### 3) 業種別・規模別立地動向

#### (業種別の立地動向)

過疎地域における平成26年度に立地した製造業・非製造業の立地動向を業種別にみると、製造業では食料品製造業が29.4%を占め、木材・木製品製造業11.0%、金属製品製造業11.0%と続いている。非製造業では、電気・ガス・熱供給・水道業が23.6%を占め、卸売業・小売業14.7%、宿泊業、飲食サービス業が13.4%と続いている（図表2-4-29）。



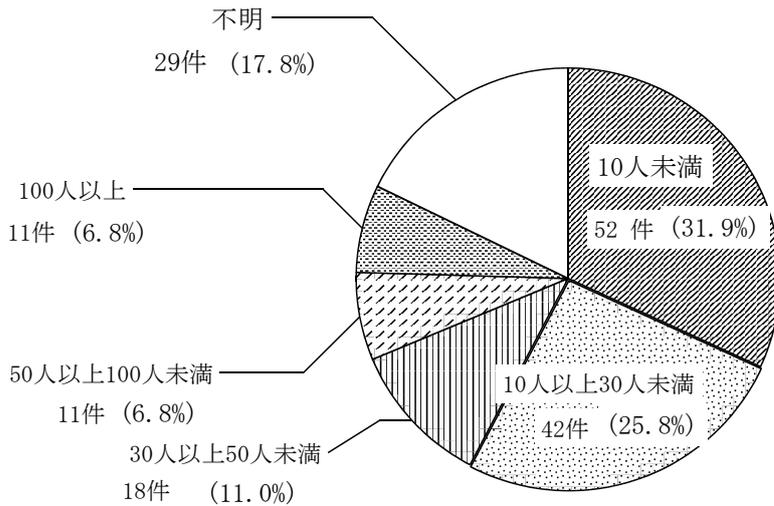
- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。  
 3 調査対象企業については図表2-4-26と同じ。

(企業規模別の立地動向)

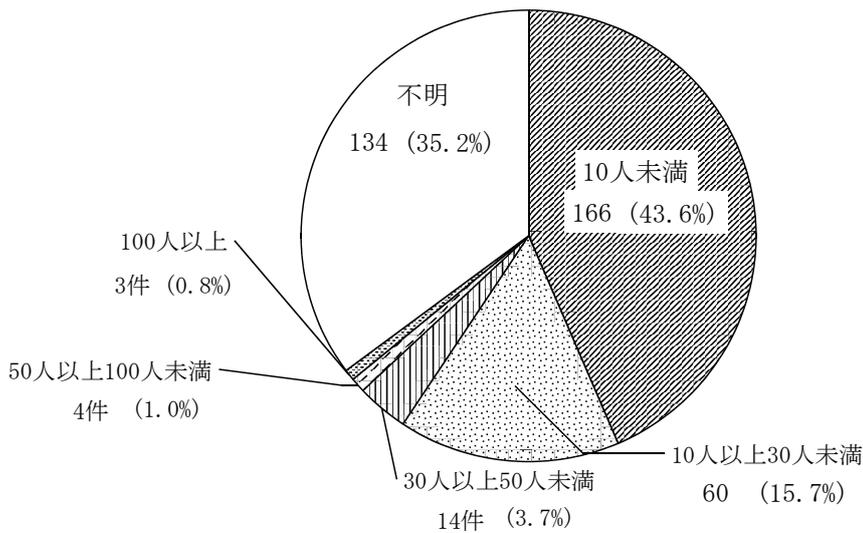
平成26年度において、過疎地域に立地した企業（544件）を製造業（163件）と非製造業（381件）に分け、常用雇用者数の規模別にみると、常用雇用者10人未満の企業が、製造業では31.9%であるのに対し、非製造業では43.6%となっており、非製造業は小規模な企業が主体となっていることが分かる（図表2-4-30）。

図表2-4-30 平成26年度の過疎地域における企業規模別立地件数

製造業 N=163



非製造業 N=381



- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

## 第5節 交通・通信

### 1 交通

交通体系の整備は、産業、雇用、教育、医療等の基礎となるものである。特に過疎地域においては、地形、気象等の自然的・地理的条件が厳しく、遠隔な立地特性のため、日常生活圏が広域化せざるを得なくなっている場合も多く、交通条件の改善は過疎地域自立促進の基本的条件となっている。

#### (1) 道路の整備状況

##### 1) 国道・都道府県道の整備状況

道路の改良率、改良済幅員5.5m以上の整備率をみると、着実に整備が進められているものの、国道、都道府県道とも過疎地域は非過疎地域を下回っており、依然として格差がみられる。改良率のうち特に都道府県道については、平成26年の過疎地域と非過疎地域を比べると5.1ポイントの格差がある（図表2-5-1）。

図表2-5-1 国道・都道府県道の整備状況

(単位：%)

区 分	平成12年			平成24年			平成25年			平成26年		
	全国	過疎	非過疎									
(改良率)												
国 道	92.9	88.3	96.0	95.7	93.6	97.0	95.8	93.7	97.1	95.9	93.8	97.2
都道府県道	75.1	66.2	79.8	79.6	74.4	82.3	79.8	74.7	82.6	80.1	75.0	82.8
改良済幅員 5.5m以上 の整備率												
国 道	89.2	83.2	93.2	93.1	90.3	95.0	93.3	90.5	95.1	93.4	90.7	95.2
都道府県道	63.2	54.0	67.9	69.0	63.5	72.0	69.3	63.8	72.3	69.6	64.1	72.7

(備考) 1 国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。

2 過疎地域は平成28年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

2) 市町村道・農道・林道の整備状況

(市町村道)

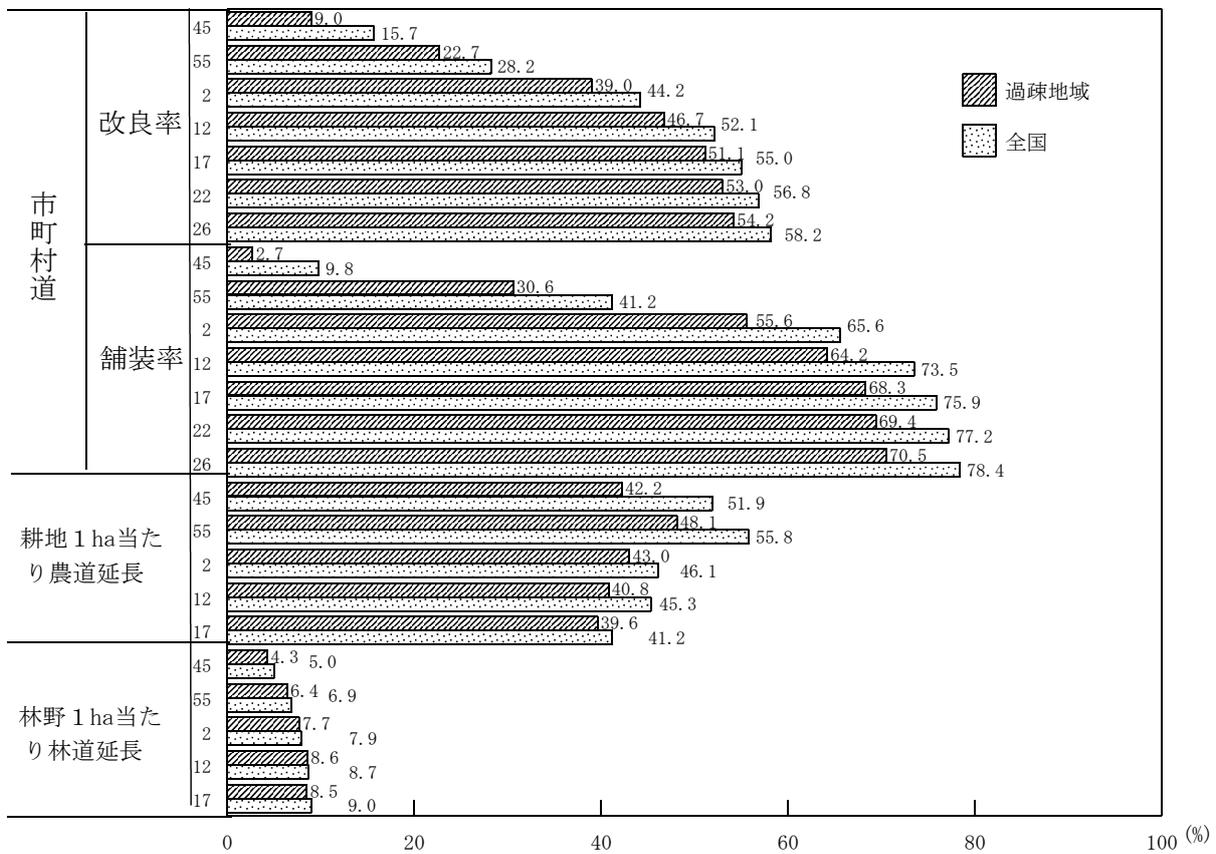
過疎地域における市町村道の整備水準は、過疎地域の道路整備の面での当初の立ち後れが著しかったため、未だに全国との間には格差があるが、昭和45年度から平成17年度の間には改良率、舗装率とも著しく改善されている。橋梁についても、同期間に過疎地域と全国との永久橋比率の格差は大幅に縮小している（図表2-5-2）。

(農道・林道)

林野1ha当たり林道延長については、昭和45年度の4.3mから平成17年度には8.5mへとほぼ倍増しており、全国との格差がある程度解消されつつある（図表2-5-2）。

表示文字列

図表2-5-2 市町村道・農道・林道の整備状況



項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
市町村道	改良率	%	9.0	15.7	22.7	28.2	39.0	44.2	46.7	52.1	51.1	55.0
	舗装率	%	2.7	9.8	30.6	41.2	55.6	65.6	64.2	73.5	68.3	75.9
	自動車交通不能比率	%	39.6	36.9	30.4	27.6	17.3	19.7	14.4	16.9	13.2	15.6
	木橋比率	%	46.3	33.1	24.0	16.3	7.6	3.8	5.4	2.6	3.8	2.1
	永久橋比率	%	51.9	66.0	75.4	83.2	92.1	96.0	94.3	97.2	95.9	97.7
耕地1ha当たり農道延長	m	42.2	51.9	48.1	55.8	43.0	46.1	40.8	45.3	39.6	41.2	
林野1ha当たり林道延長	m	4.3	5.0	6.4	6.9	7.7	7.9	8.6	8.7	8.5	9.0	

項 目		単 位	平成22年度		昭和26年度	
			過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
市 町 村 道	改良率	%	53.0	56.8	54.2	58.2
	舗装率	%	69.4	77.2	70.5	78.4
	自動車交通不能比率	%	-	-	-	-
	木橋比率	%	-	-	-	-
	永久橋比率	%	-	-	-	-
耕地1ha当たり農道延長		m	-	-	-	-
林野1ha当たり林道延長		m	-	-	-	-

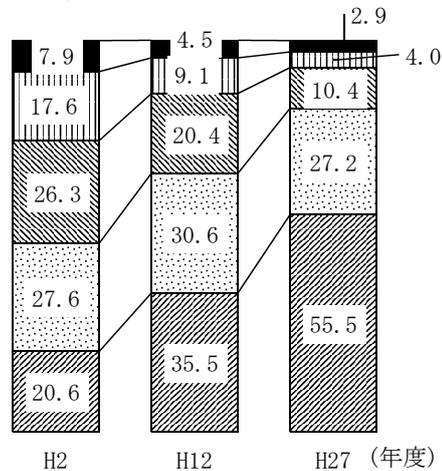
- (備考) 1 平成17年度までのデータは、総務省「公共施設状況調査」等による。平成22年度以降の「改良率」及び「舗装率」のデータは国土交通省の資料を基に総務省が作成したものであり、このほかのデータは、調査項目の廃止によりデータが取得できない。
- 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在である。平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない286区域を過疎地域から除いている。また、平成22年度以降のデータは一部過疎地域を含まない。

(2) 過疎関係市町村から高速道路のインターチェンジ等までの所要時間

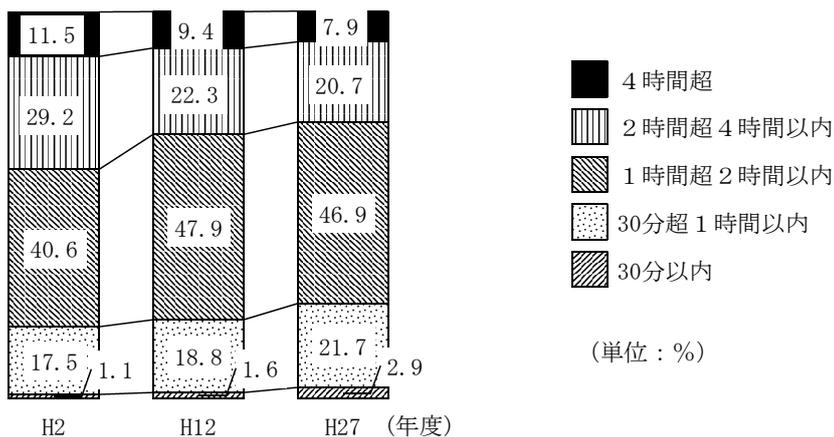
過疎関係市町村の役場・庁舎から高速道路のインターチェンジまでの所要時間が1時間以内の過疎地域は、平成2年度の48.2%から平成27年度には82.7%に、都道府県庁まで1時間以内の過疎地域は、平成2年度の18.6%から平成27年度には24.6%にそれぞれ増加しており、交通基盤整備の推進により時間距離が短縮されていることを示しているが、それでもなお高速道路のインターチェンジまで2時間超の過疎地域が6.9%、都道府県庁まで2時間超の過疎地域が28.6%残されている（図表2-5-3）。

図表2-5-3 市町村庁舎からの所要時間段階別過疎地域数割合

(1) 高速道路のインターチェンジまで



(2) 都道府県庁まで



4時間超  
 2時間超4時間以内  
 1時間超2時間以内  
 30分超1時間以内  
 30分以内

(単位：%)

(備考) 1 総務省調べ。

2 過疎関係市町村の庁舎（一部過疎地域については、旧市町村の庁舎又はその区域を管轄する行政施設）から、自家用自動車通常用いられる経路を利用した場合の所要時間を、段階別の過疎地域数構成比で示したものである。なお、航路の区間はフェリーを利用した場合の所要時間とする。

## 2 高度情報化への対応

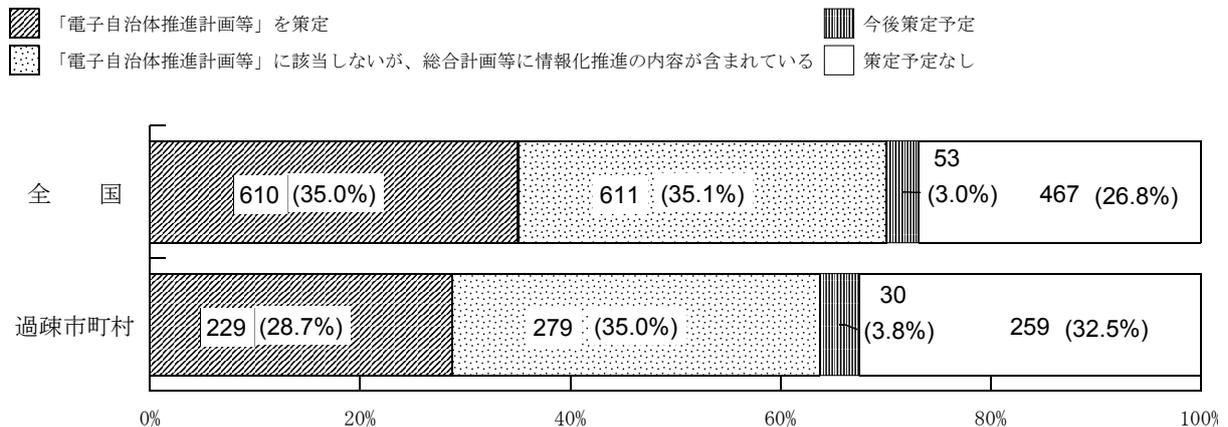
情報化の進展は、時間・距離の制約が緩和される点において、遠隔な立地という過疎地域の不利な条件を克服する大きな手がかりとなる。

### (1) 電子自治体構築計画の策定状況

「電子自治体の構築に関する計画」は、地方公共団体が、ICT（Information and Communication Technology）の便益を最大限活用し、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現するため、目的及びビジョンを明確にするとともに、アクションプラン（年次計画及び個別施策の推進スケジュール等）を明記したものであり、市区町村は同計画を策定し、計画に基づき計画的かつ総合的に事業を推進しているところである。

平成27年4月1日現在の電子自治体の構築に関する計画の策定状況をみると、調査による回答があった全国1,741市区町村のうち、「電子自治体推進計画等を策定」または「電子自治体推進計画等に該当しないが、総合計画等に情報化推進の内容が含まれている」団体は1,211団体（70.1%）であるのに対し、過疎地域では、797市町村のうち、508団体（63.7%）にとどまり、全国を6.4ポイント下回っている（図表2-5-4）。

図表2-5-4 電子自治体構築計画の策定状況



(備考) 1 総務省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」による。

2 過疎地域は、平成28年4月1日現在である。

(2) 携帯電話サービスエリアの状況

過疎地域における携帯電話サービスカバーエリア率については、平成19年度末の98.1%に対して、平成27年度末は99.85%となっており、全国との格差はほぼ改善されている（図表2-5-5）。

図表2-5-5 携帯電話サービスエリアカバー率の状況

(単位：%)

		過疎地域	全 国
平成19年度	夜間人口ベース	エリア内	98.1
		エリア外	1.9
平成27年度	夜間人口ベース	エリア内	99.85
		エリア外	0.15

- (備考) 1 総務省調べ。  
2 過疎地域、サービスエリアカバー率は、各年度末時点。

(3) インターネットの利用状況

家計消費状況調査によれば、平成21年において、インターネットが利用できる機器を保有している世帯は全国平均で67.1%である。そのうち、人口5万人以上の市では保有世帯率が65%以上となっているのに対して、人口5万人未満の市及び町村では、保有世帯率が57.5%にすぎない。

過疎関係市町村のインターネット利用状況は、家計消費状況調査による人口5万人未満の市及び町村の調査結果に近いものと考えられ、過疎地域では、インターネット接続機器を保有する世帯が少ない状況にあるものと推測される（図表2-5-6）。

図表2-5-6 インターネットの利用状況

(単位：%)

項 目	全 国	大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
インターネットが接続できる機器を保有している世帯	67.1	72.4	68.2	65.8	57.5

- (備考) 1 総務省「平成21年家計消費状況調査」による。なお、平成22年以降、調査項目の変更によりデータが取得できない。  
2 人口規模による5区分は次のとおり。  
(1) 大 都 市：人口100万人以上の市  
(2) 中 都 市：人口15万人以上100万人未満の市  
(3) 小 都 市 A：人口5万人以上15万人未満の市  
(4) 小都市B・町村：人口5万人未満の市及び町村

#### (4) ブロードバンドの整備状況

平成27年3月末のブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率をみると、全国及び過疎関係市町村ともに100.0%となっている。また、超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率をみると、全国では100.0%、過疎関係市町村では99.9%となっており、その差は0.1ポイントになっている。その一方で固定系の超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率をみると、過疎地域は全国よりも2.7ポイント低い状況となっている（図表2-5-7）。

図表2-5-7 ブロードバンドの整備状況

区分	ブロードバンドサービスエリアの 世帯カバー率	超高速ブロードバンドサービスエリアの 世帯カバー率
過疎地域	100.0 (99.6) %	99.9 (96.3) %
全国	100.0 (99.9) %	約100.0 (99.0) %

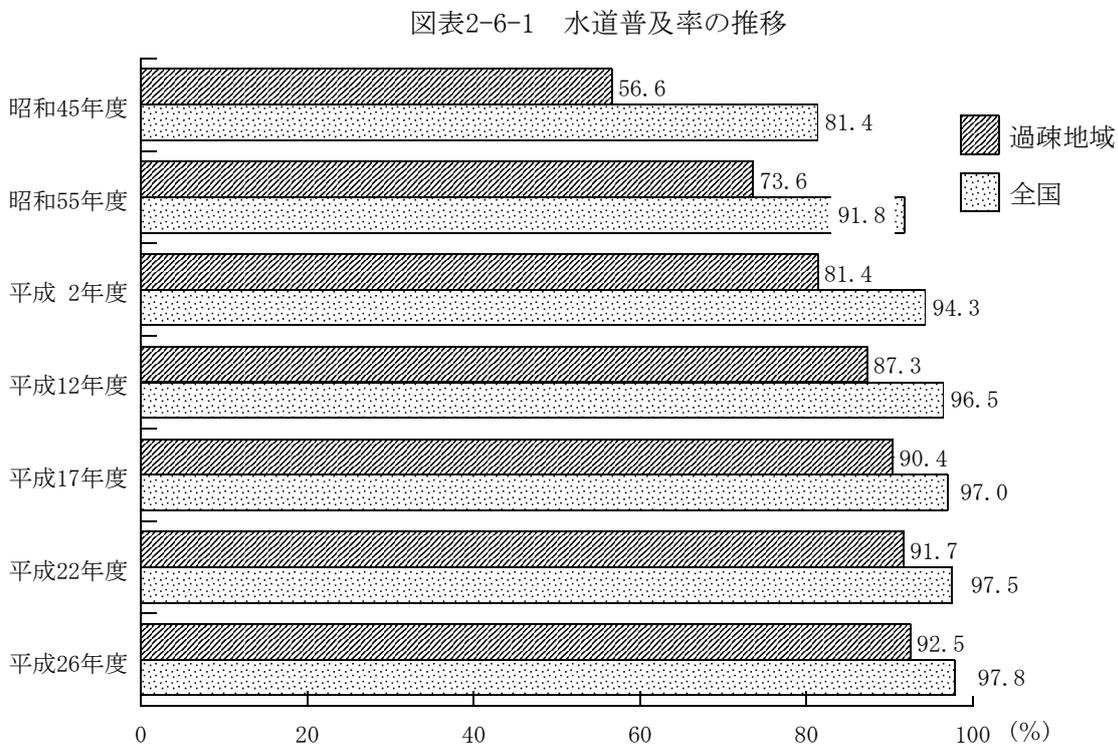
- (備考) 1 平成27年3月末の整備状況について推計したもの（総務省調べ）。
- 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。
- 3 ブロードバンドサービス：FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA、LTE、3.5世代携帯電話。（）内は固定系のみの数値。
- 4 超高速ブロードバンドサービス：FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA、LTE（FTTH及びLTE以外は下り30Mbps以上のものに限る）。（）内は固定系のみの数値。
- 5 世帯カバー率は、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの（小数点以下第2位を四捨五入）。

## 第6節 生活環境

過疎地域における主要な公共施設の整備水準は、全国水準とかなりの格差があるものも少なからず存在しているが、昭和45年の緊急措置法以来の各種事業の推進により、以下に示すとおり、かなりの程度の改善がみられる。

### 1 上水道

上水道、簡易水道を含めた水道の普及率は、昭和45年度には、過疎地域56.6%に対し、全国81.4%と大きな格差があったものが、平成26年度には過疎地域92.5%、全国97.8%となっており、格差はかなり縮小しつつある（図表2-6-1）。



(単位：%)

区 分	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成26年度
過疎地域	56.6	73.6	81.4	87.3	90.4	91.7	92.5
全 国	81.4	91.8	94.3	96.5	97.0	97.5	97.8

(備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等による。

2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。

3 平成22年度以降については、日本水道協会「水道統計」によるものであり、一部過疎地域を除いている。また、水道普及率には専用水道を含む。

## 2 生活排水関連施設

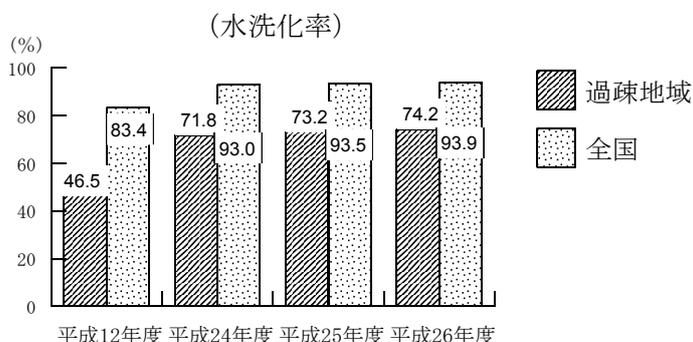
### 1) 水洗化人口の推移

過疎地域における水洗化率の推移をみると、平成12年度の46.5%から平成26年度には74.2%に増加しているが、全国と比べると、なお格差が残されている（図表2-6-2）。

### 2) 水洗化人口の内訳

平成26年度における水洗化人口の内訳をみると、全国では公共下水道が77.8%を占めているのに対し、過疎地域では浄化槽が53.9%であり、水洗化人口の過半数を占めている（図表2-6-2）。

図表2-6-2 水洗化人口の状況



(単位：千人、%)

項目	平成12年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎
公共下水道人口 A	71,222 (67.4)	823 (22.2)	91,973 (76.9)	3,265 (45.1)	92,886 (77.4)	3,293 (45.4)	93,685 (77.8)	3,308 (45.7)
コミュニティ プラント人口 B	414 (0.4)	19 (0.5)	289 (0.2)	32 (0.4)	304 (0.3)	35 (0.5)	302 (0.3)	32 (0.4)
浄化槽人口 C	34,095 (32.2)	2,865 (77.3)	27,391 (22.9)	3,937 (54.4)	26,875 (22.4)	3,932 (54.2)	26,386 (21.9)	3,899 (53.9)
うち合併処理	10,806 (10.2)	1,101 (29.7)	14,340 (12.0)	2,398 (33.1)	14,492 (12.1)	2,454 (33.8)	14,564 (12.1)	2,561 (35.4)
水洗化人口 D=A+B+C	105,731 (100.0)	3,707 (100.0)	119,654 (100.0)	7,234 (100.0)	120,065 (100.0)	7,260 (100.0)	120,372 (100.0)	7,239 (100.0)
非水洗化人口 E	21,002	4,258	8,957	2,845	8,329	2,657	7,810	2,522
総人口 F=D+E	126,734	7,966	128,610	10,079	128,394	9,917	128,181	9,761
水洗化率 D/F	83.4	46.5	93.0	71.8	93.5	73.2	93.9	74.2

(備考) 1 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。

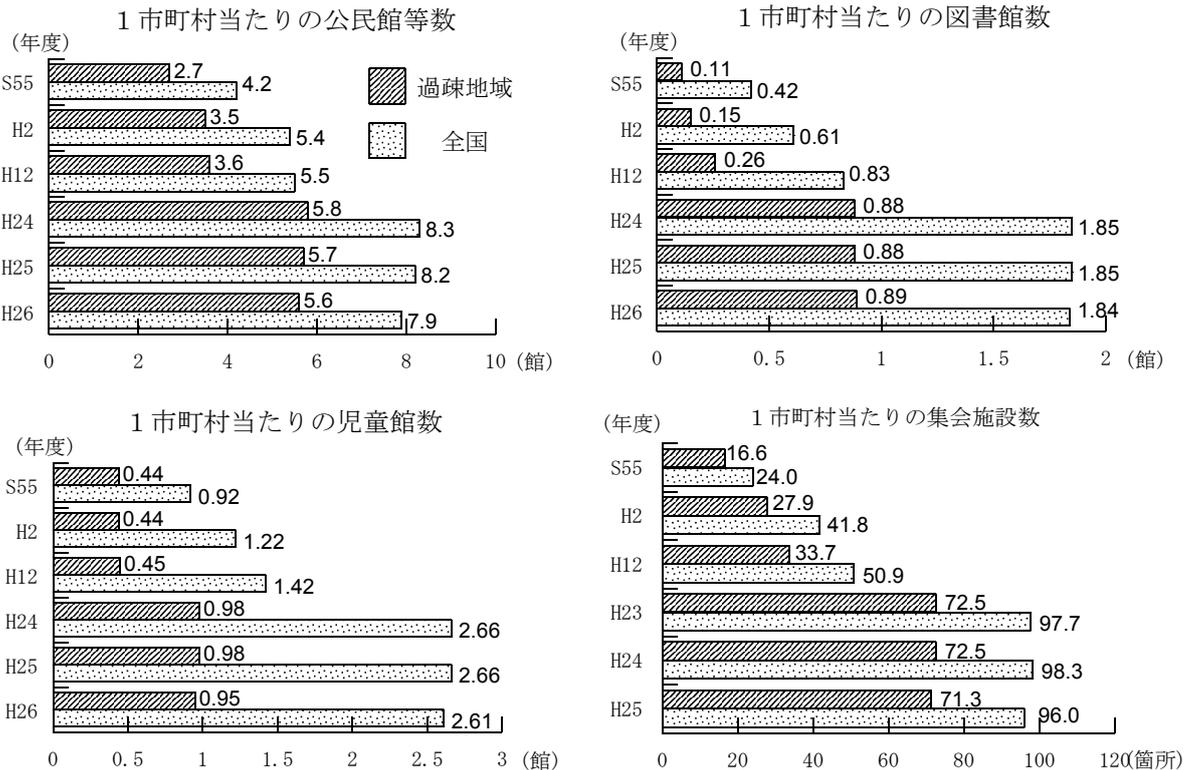
2 ( )内は水洗化人口の構成割合である。

3 過疎地域には、一部過疎地域を含まない。

### 3 社会教育施設・コミュニティ関係施設

過疎地域における1市町村当たりの社会教育施設・コミュニティ関係施設数をみると、平成26年度で公民館等数5.6館（全国7.9館）、図書館数0.95館（全国1.84館）、児童館数0.95館（全国2.61館）、集会施設数71.3箇所（全国96.0箇所）といずれも全国を下回っている（図表2-6-3）。

図表2-6-3 コミュニティ関係施設の整備水準



項目	単位	昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
公民館数	館	3,051	13,708	3,944	17,755	4,323	17,641	3,749	14,275	3,662	14,061	3,619	13,762
1市町村当たりの数		2.7	4.2	3.5	5.4	3.6	5.5	5.8	8.3	5.7	8.2	5.6	7.9
図書館数	館	125	1,358	176	1,977	319	2,656	568	3,179	567	3,186	572	3,208
1市町村当たりの数		0.11	0.42	0.15	0.61	0.26	0.83	0.88	1.85	0.88	1.85	0.89	1.84
児童館数	館	502	2,948	504	3,966	540	4,582	636	4,573	630	4,569	616	4,539
1市町村当たりの数		0.44	0.92	0.44	1.22	0.45	1.42	0.98	2.66	0.98	2.66	0.95	2.61
集会施設数	箇所	19,129	78,108	31,914	136,331	40,752	163,939	46,847	167,893	46,861	168,930	46,078	167,099
1市町村当たりの数		16.6	24.0	27.9	41.8	33.7	50.9	72.5	97.7	72.5	98.3	71.3	96.0

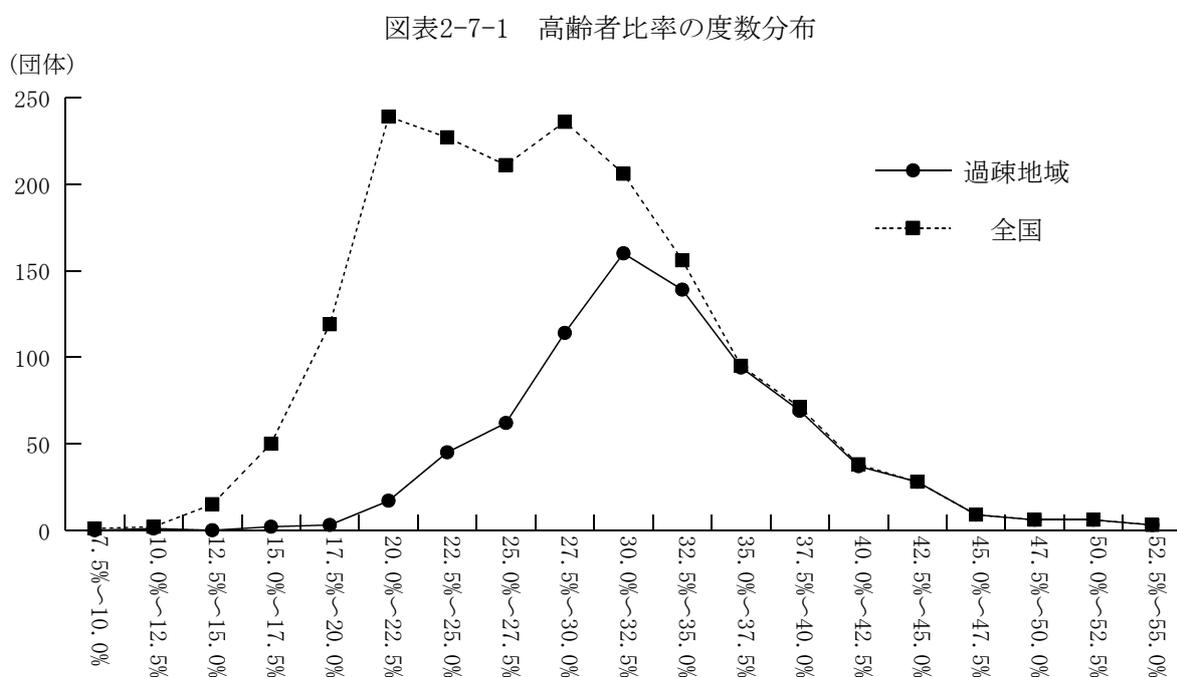
(備考) 1 総務省「公共施設状況調査」による。  
 2 平成23年度以降の過疎地域は平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

## 第7節 高齢化・福祉・医療

### 1 高齢化への対応

#### (1) 過疎地域の高齢化

過疎地域全体の高齢者比率（単純平均）は32.9%であり、非過疎地域の23.6%を大きく上回っている（図表2-2-17参照）。高齢者比率の度数分布をみても、全国のピークが20.0%～22.5%であるのに対して過疎地域のピークは30.0%～32.5%であり、過疎地域は全国に先行して高齢化が進んでいるといえる（図表2-7-1）。



区 分	市町村数	単純平均	中央値	最多頻度
過 疎 地 域	797	32.9%	32.4%	30.0～32.5%
				160団体
非過疎地域	922	23.6%	23.2%	20.0～22.5%
				222団体
全 国	1,719	27.9%	27.5%	20.0～22.5%
				239団体

- (備考) 1 市町村数は平成28年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は、過疎関係市町村数による。また、東京都特別区を1団体とみなす。  
 2 人口は平成22年国勢調査であり、一部過疎市町村については、市町村全域の人口による。  
 3 数値は、各市町村ごとの高齢者比率を単純平均したものである。

(2) 高齢者福祉施設・サービスの状況

1) 高齢者福祉施設の整備状況

平成26年における、65歳以上人口1万人に対しての各種高齢者施設の定員数をみると、軽費老人ホームを除き、いずれの施設についても、全国平均より多くなっている（図表2-7-2）。

また、平成12年から平成26年までの施設数の増減率をみると、軽費老人ホームでは過疎地域が全国を上回っているものの、デイサービスの中心的施設である通所介護事業所をはじめ、その他の施設は過疎地域が全国を下回っている（図表2-7-3）。

図表2-7-2 65歳以上人口1万人に対しての高齢者福祉施設の整備状況（定員）

定員 (単位：人/65歳以上1万人)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成26年		12→26増減率	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
特別養護老人ホーム	155	102	175	131	172	138	187	159	20.6	55.9
養護老人ホーム	42	23	43	23	40	19	41	22	-2.4	-4.3
軽費老人ホーム	16	21	22	28	24	24	27	32	68.8	52.4
介護老人保健施設	94	80	108	102	110	105	116	113	23.4	41.3

- (備考) 1 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」及び「社会福祉施設等調査」による。  
 2 65歳以上の人口は平成22年度国勢調査による。  
 3 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表2-7-3 高齢者福祉施設の整備状況（施設数）

施設数 (単位：箇所)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成26年		12→26増減率	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
特別養護老人ホーム	975	4,463	1,090	5,535	1,045	5,676	1,184	6,764	21.4	51.6
養護老人ホーム	253	949	257	964	248	822	244	917	-3.6	-3.4
軽費老人ホーム	171	1,444	236	1,966	293	1,683	270	2,085	57.9	44.4
老人福祉センター	477	2,271	449	2,284	390	1,814	365	1,992	-23.5	-12.3
通所介護事業所	1,688	8,037	2,566	17,652	2,844	22,738	3,692	35,568	118.7	342.6
短期入所生活介護事業所	1,008	4,515	1,218	6,216	1,241	7,096	1,608	9,405	59.5	108.3
老人介護支援センター	1,423	6,964	1,688	8,668	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	439	2,667	496	3,278	505	3,382	563	3,741	28.2	40.3

- (備考) 1 特別養護老人ホーム、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設は厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」による。養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センターは厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

## 2) 居宅介護サービスの利用状況

高齢化の進展に伴い、居宅介護サービスの利用状況は、過疎地域を含めた全国的な傾向として大きく増加をしているが、過疎地域における居宅介護サービスの利用状況を高齢者100人当たりの年間利用件数で見ると、平成26年度における短期入所サービスは16.1件（全国16.2件）であり、全国と大きな差はないものの、訪問サービスは61.8件（全国113.8件）、通所サービスは81.7件（全国100.8件）であり、全国を大きく下回っている（図表2-7-4）。

図表2-7-4 居宅介護サービスの利用状況

(単位：件)

区 分		訪問サービス		通所サービス		短期入所サービス	
		利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数	利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数	利 用 延件数	100人当 たり年間 利用件数
平 成 14年度	過疎地域	1,237,917	33.3	1,685,733	45.3	245,164	6.6
	全 国	14,328,946	49.0	13,147,749	45.0	2,377,631	8.1
平 成 21年度	過疎地域	1,848,982	49.7	2,712,728	72.9	501,963	13.5
	全 国	19,987,937	68.3	21,673,909	74.1	4,093,227	14.0
平 成 26年度	過疎地域	2,300,903	61.8	3,039,326	81.7	599,451	16.1
	全 国	33,286,238	113.8	29,472,824	100.8	4,746,045	16.2

(備考) 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」による。

2 100人当たりは、65歳以上人口の100人当たりをいう。

3 人口は平成22年度国勢調査による。

4 過疎地域は平成28年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。また、広域連合、事務組合については、構成市町村に一部過疎地域又は非過疎地域のいずれかを含むものは除いている。

## 2 医療

### (1) 診療施設の整備状況

過疎地域における診療施設の整備状況を人口1万人当たりの病床数に着目してみると、昭和45年度以降、過疎地域における病床数は全国を下回っていたが、最近是全国的に病床数が減少していることや、過疎地域の人口減少もあり、全国と過疎地域が逆転している（図表2-7-5）。

また、主な専門科別医師数をみると、過疎地域は、全国に比べて小児科や産婦人科・産科の医師が少ない（図表2-7-6）。

図表2-7-5 診療施設の整備状況

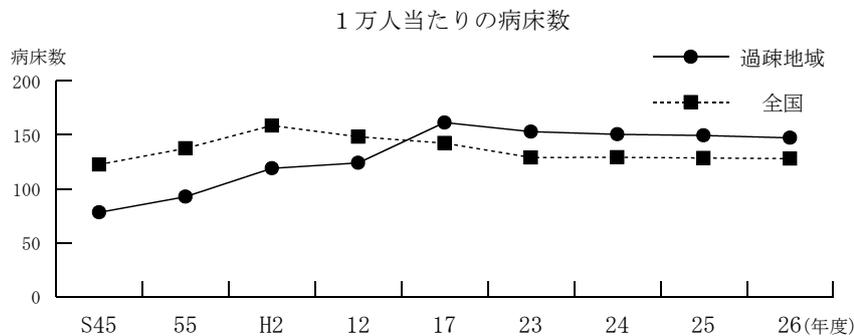
項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度		平成23年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
病院数	箇所	652	8,212	607	9,356	642	10,436	673	9,331	960	9,063	988	8,325
診療所数	箇所	4,666	88,835	4,759	110,227	4,596	130,220	6,282	151,280	9,427	158,349	9,701	156,093
病院・診療所の病床数	床	77,649	1,280,023	79,110	1,607,870	90,726	1,951,338	95,327	1,870,020	153,798	1,806,480	154,020	1,651,155
1万人当たりの病床数	床	78.1	122.4	92.6	137.4	118.9	158.4	123.9	148.1	161.2	142.2	152.8	128.9

項目	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
病院数	箇所	974	8,331	974	8,308	962	8,276
診療所数	箇所	9,757	157,612	9,705	158,953	9,645	159,488
病院・診療所の病床数	床	151,640	1,652,800	150,551	1,664,824	148,101	1,636,586
1万人当たりの病床数	床	150.4	129.1	150.4	128.4	147.1	127.8

(備考) 1 総務省「公共施設状況調査」等による。

2 平成17年度については、一部過疎市町村のうち、データが取得できない275区域を除いている。

3 平成23年度以降にこの過疎地域は平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。



図表2-7-6 主な専門科別医師

(単位：人)

区分	総数	内科	小児科	外科	産婦人科・産科
過疎地域	14,607	5,320	680	1,350	431
人口1万人当たり	14.51	5.28	0.68	1.34	0.43
全国	296,845	61,317	16,758	15,383	11,085
人口1万人当たり	23.18	4.79	1.31	1.20	0.87

(備考) 1 厚生労働省「平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。

## (2) 無医地区の状況

全国的に無医地区の減少が図られる中、過疎市町村における無医地区数をみると、昭和53年の1,168地区から平成26年には565地区へと減少しているものの、無医地区を有する市町村は平成21年の203から平成26年の216と増加している。また、無医地区の約90%が過疎地域に存在している（図表2-7-7）。

※ 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

図表2-7-7 無医地区の状況

(単位：箇所、%)

区分		昭和 53年 10月	昭和 59年 10月	平成 6年 9月	平成 11年 6月	平成 16年 12月	平成 21年 10月	平成 26年 10月	S53 ~H26 増減率
過疎	無医地区数	1,168	887	725	715	621	565	565	△51.6
市町村	無医地区を有する市町村数	555	463	389	368	312	203	216	△61.1
非過疎	無医地区数	582	389	272	199	165	140	72	△87.6
市町村	無医地区を有する市町村数	323	230	156	127	97	86	40	△87.6

(備考) 1 厚生労働省「無医地区等調査」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

## 第8節 教育・文化の振興

### 1 教育

#### (1) 義務教育

過疎地域における小学校及び中学校の状況をみると、昭和45年度に比べ、平成26年度には児童数が57.6%、生徒数が62.1%減少している。また、これに伴い学校数、教員数も減少している。

一方、全国の推移をみると、児童数及び生徒数はいわゆる団塊ジュニア世代（昭和46～49年生まれ）が就学している昭和55年度にピークを迎え、その後減少していることがわかる。

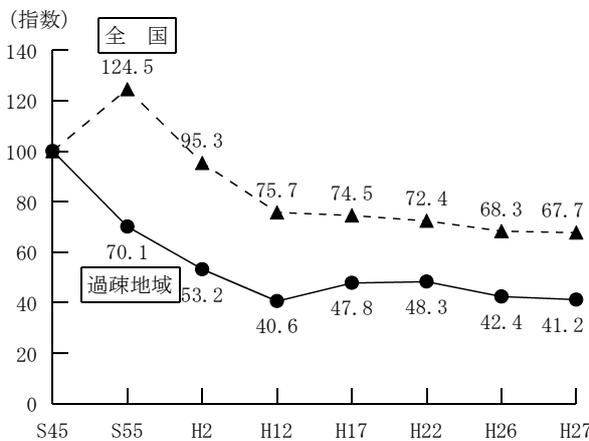
次に危険校舎面積比率を見ると、過疎地域、全国ともに徐々に減少しているが、いずれの時点においても過疎地域における比率が全国を上回っている。

また、平成27年度における1学校当たりの児童数及び生徒数は、児童数が116人、生徒数が125人となっており、全国と比較すると、児童数が37.2%、生徒数が41.1%の水準であることから、過疎地においては比較的小規模校が多いことが分かる（図表2-8-1）。

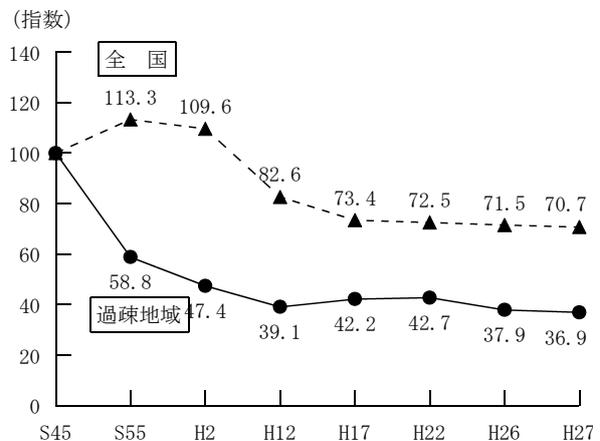
図表2-8-1 義務教育の状況

項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成27年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
小学校	学校数	校	6,622	24,313	5,677	24,732	4,950	24,557	4,890	23,719	4,475	22,606	4,420	21,713	3,634	20,601
	うち分校数	校	929	2,346	522	1,244	315	775	211	514	132	344	99	270	52	189
	教員数	人	55,570	370,578	50,354	469,343	46,209	440,443	44,587	396,834	46,770	404,367	49,499	413,473	44,431	410,397
	児童数	人	1,023,569	9,491,866	717,134	11,819,045	544,812	9,045,154	415,369	7,182,432	489,718	7,067,832	493,956	6,869,318	421,945	6,425,754
	危険校舎面積比率	%	14.9	10.8	7.8	3.0	3.3	1.0	2.0	1.0	1.8	1.1	—	—	—	—
	1学校当たり児童数	人	155	390	126	478	110	368	85	303	109	313	112	316	116	312
中学校	学校数	校	2,793	10,215	2,261	10,178	1,973	10,595	2,053	10,428	1,970	10,154	2,049	9,982	1,861	10,484
	うち分校数	校	120	323	34	130	22	92	15	73	12	70	13	80	11	82
	教員数	人	37,380	216,520	29,036	249,778	26,312	275,761	26,548	238,651	27,787	228,947	29,887	234,471	27,884	236,947
	生徒数	人	632,131	4,510,815	371,719	5,111,822	299,639	4,942,223	247,266	3,724,593	266,524	3,312,007	269,789	3,270,582	233,301	3,190,799
	危険校舎面積比率	%	7.7	5.4	3.8	2.1	1.5	0.8	1.6	1.0	2.2	1.5	—	—	—	—
	1学校当たり生徒数	人	226	442	164	502	152	466	120	357	135	326	132	328	125	304

小学校児童数の推移（昭和45年を100とした場合の指数）



中学校生徒数の推移（昭和45年を100とした場合の指数）



(備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等、平成22年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。  
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。  
 3 平成22年度以降の過疎地域は、平成28年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。  
 4 平成22年度以降の危険校舎面積比率はデータを取得できない。

## (2) 幼児教育

### 1) 保育所・幼稚園の施設充足率

保育所・幼稚園の施設充足率をみると、昭和55年度以降一貫して過疎地域が全国を上回っている（図表2-8-2）。

図表2-8-2 保育所・幼稚園の施設充足率

（単位：人、％）

項 目	昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度	
	過疎地域	全 国						
保育所・幼稚園定員	324,530	4,653,572	301,109	4,461,464	295,918	4,251,003	358,808	4,282,103
幼児人口	332,300	5,511,441	235,764	4,121,230	177,879	3,611,989	220,887	3,528,117
施設充足率	97.7	84.4	127.7	108.3	166.4	117.3	162.4	121.4

- （備考） 1 総務省「公共施設状況調査」等による。  
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない275区域を過疎地域から除いている。  
 3 平成18年度以降、調査項目の変更によりデータが取得できない。

### 2) 幼稚園就園率

幼稚園就園率を過疎地域と全国で比較すると、昭和45年度以降、格差が少なくなる傾向である。近年では過疎地域及び全国ともに就園率が低下している（図表2-8-3）。

図表2-8-3 幼稚園就園率

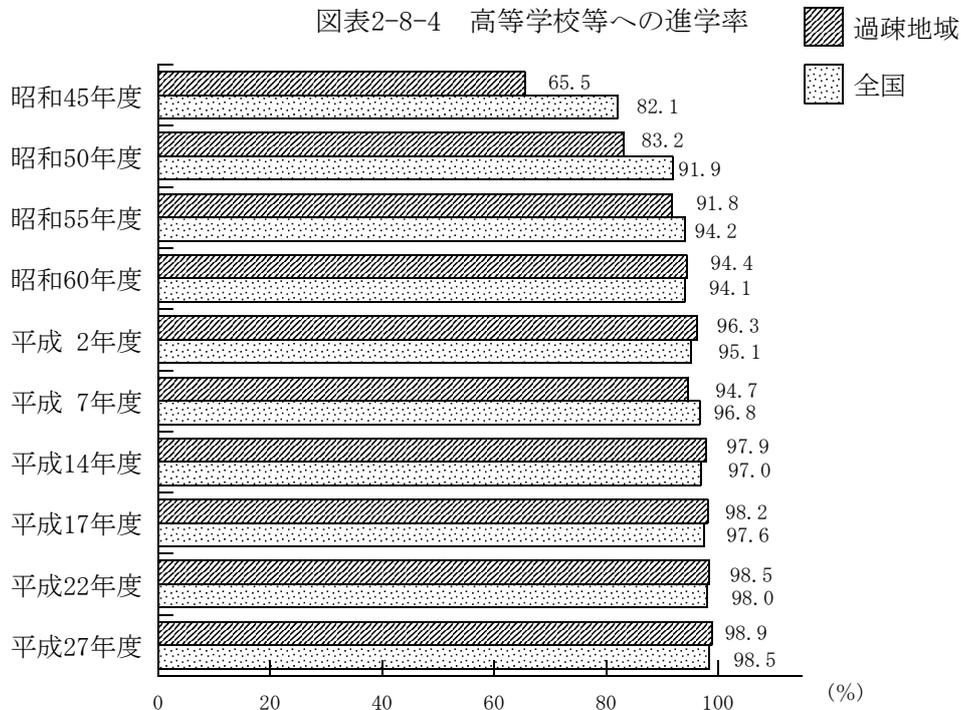
（単位：％）

区分	昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成21年度		平成27年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼稚園就園率	18.3	53.8	29.6	63.5	35.4	64.4	37.3	63.7	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	32.2	56.4	31.8	53.5

- （備考） 1 文部科学省「学校基本調査」による。  
 2 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

(3) 高等学校等

高等学校等への進学率は、昭和60年度以降は全国と過疎地域とはほぼ同様の水準であり、格差はみられない（図表2-8-4）。



(単位：%)

昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成17年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
65.5	82.1	83.2	91.9	91.8	94.2	94.4	94.1	96.3	95.1	94.7	96.7	97.9	97.0	98.2	97.6

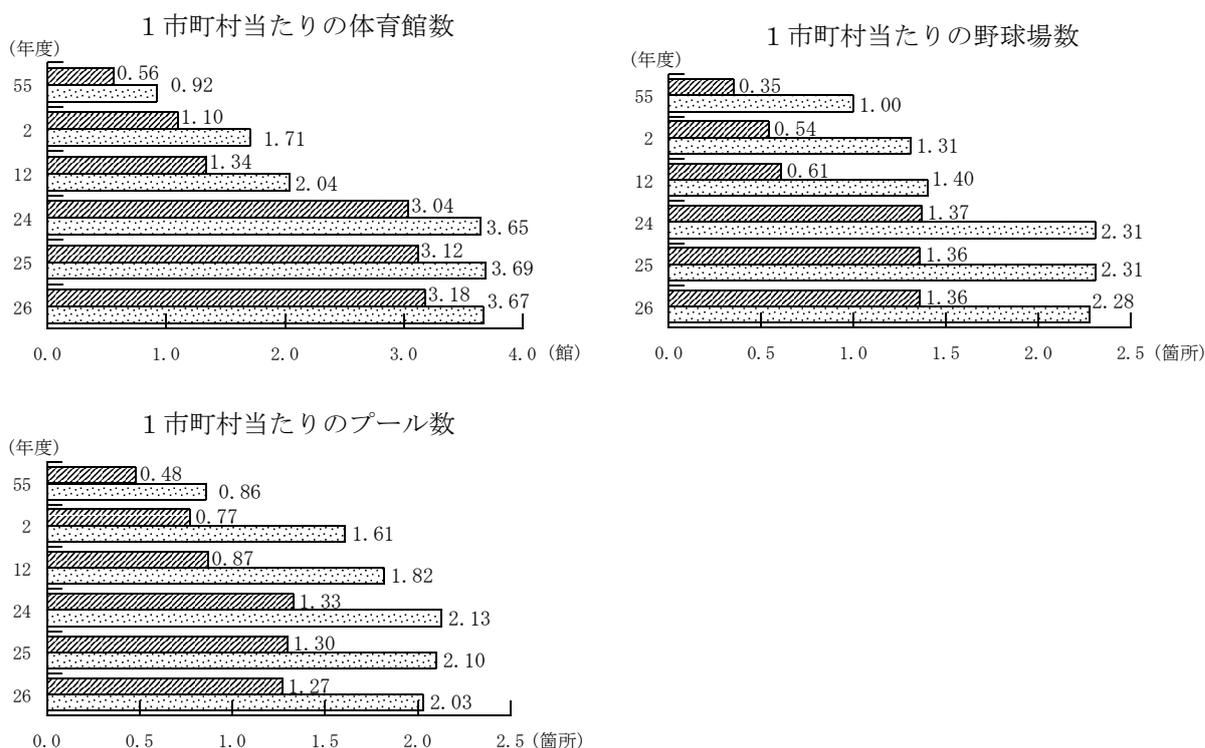
平成22年度		平成27年度	
過疎	全国	過疎	全国
98.5	98.0	98.9	98.5

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」による。  
2 過疎地域は総務省調べ

## 2 体育・スポーツ施設

過疎地域における1市町村当たりの体育・スポーツ施設数をみると、平成26年度で体育館数3.18館（全国3.67館）、野球場数1.36箇所（全国2.28箇所）、プール数1.27箇所（全国2.03箇所）といずれも全国を下回っている（図表2-8-5）。

図表2-8-5 体育・スポーツ施設の整備水準



項目	単位	昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
体育館数	館	647	2,984	1,253	5,571	1,616	6,552	1,967	6,280	2,015	6,341	2,055	6,395
1市町村当たりの数		0.56	0.92	1.10	1.71	1.34	2.04	3.04	3.65	3.12	3.69	3.18	3.67
野球場数	箇所	405	3,263	620	4,285	734	4,514	882	3,966	878	3,977	877	3,963
1市町村当たりの数		0.35	1.00	0.54	1.31	0.61	1.40	1.37	2.31	1.36	2.31	1.36	2.28
プール数	箇所	549	2,800	879	5,266	1,050	5,851	858	3,654	843	3,603	823	3,536
1市町村当たりの数		0.48	0.86	0.77	1.61	0.87	1.82	1.33	2.13	1.30	2.10	1.27	2.03

(備考) 1 総務省「公共施設状況調査」等による。

2 平成23年度以降の過疎地域は平成28年4月1日現在であり、データが取得できない一部過疎地域を過疎地域から除いている。

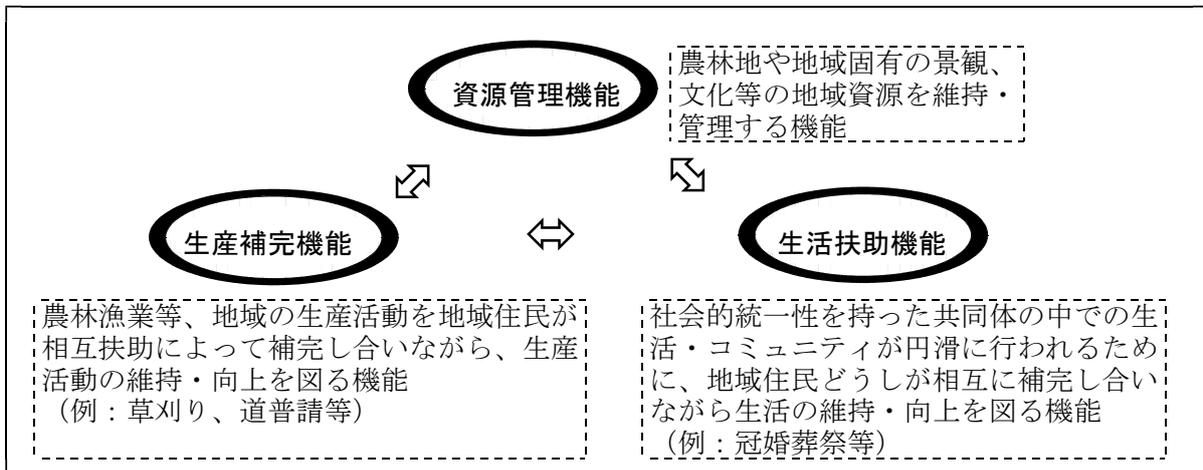
## 第9節 集落の整備等

### 1 集落の現状

#### (1) 集落の現状

集落は、地域住民同士が相互に扶助し合いながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能（例：冠婚葬祭など）、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能（例：草刈り、道普請など）、農林地や地域固有の資源、文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能を果たしている（図表2-9-1）。

図表2-9-1 集落機能のイメージ



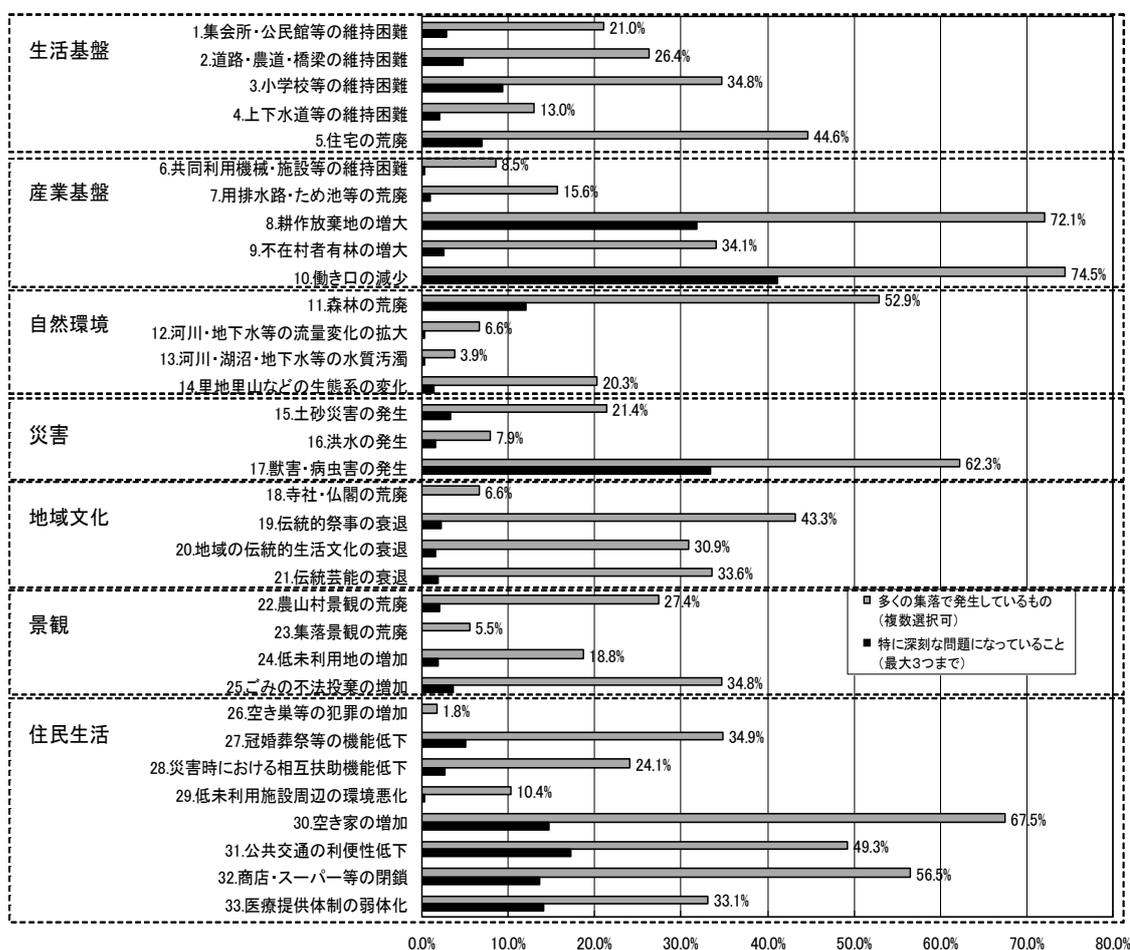
(備考) 国土交通省「集落の衰退による地域の社会基盤等への影響に関する調査報告書」(平成13年3月)による。

以下、平成22年度に総務省が実施した「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」により、過疎地域等における集落の現状について概観する。

### 1) 集落での問題の発生状況

過疎地域等の集落で発生している問題や現象について、全国的な傾向を見ると、7割を超える市町村で働き口の減少や耕作放棄地の増大が指摘されているほか、空き家の増加、獣害・病虫害等の発生、商店・スーパー等の閉鎖、森林の荒廃等も高い割合となっている（図表2-9-2）。

図表2-9-2 多くの集落で発生している問題や現象（複数回答）



## 2) 集落の消滅可能性

同調査における過疎関係市町村の回答によれば、過疎地域等における64,954集落のうち、454集落（全体の0.7%）が今後10年以内に消滅するおそれがあり、2,342集落（全体の3.6%）がいずれ消滅するおそれがあると予測されている（図表2-9-3）。

図表2-9-3 今後の消滅の可能性別集落数

	10年以内に 消滅	いずれ消滅	消滅の可能 性はない	無回答	計
北海道	20 (0.5%)	182 (4.6%)	3,426 (86.6%)	329 (8.3%)	3,957 (100.0%)
東北圏	55 (0.4%)	343 (2.4%)	12,170 (86.5%)	1,504 (10.7%)	14,072 (100.0%)
首都圏	18 (0.7%)	80 (3.2%)	2,056 (82.0%)	354 (14.1%)	2,508 (100.0%)
北陸圏	21 (1.2%)	51 (2.9%)	1,226 (70.1%)	450 (25.7%)	1,748 (100.0%)
中部圏	50 (1.2%)	265 (6.6%)	2,595 (64.7%)	1,098 (27.4%)	4,008 (100.0%)
近畿圏	25 (0.8%)	194 (6.2%)	2,355 (74.7%)	580 (18.4%)	3,154 (100.0%)
中国圏	82 (0.6%)	445 (3.5%)	10,910 (85.9%)	1,257 (9.9%)	12,694 (100.0%)
四国圏	129 (1.8%)	431 (6.0%)	6,217 (86.2%)	439 (6.1%)	7,216 (100.0%)
九州圏	53 (0.3%)	349 (2.3%)	12,958 (84.6%)	1,948 (12.7%)	15,308 (100.0%)
沖縄県	1 (0.3%)	2 (0.7%)	285 (98.6%)	1 (0.3%)	289 (100.0%)
全国	454 (0.7%)	2,342 (3.6%)	54,198 (83.4%)	7,960 (12.3%)	64,954 (100.0%)

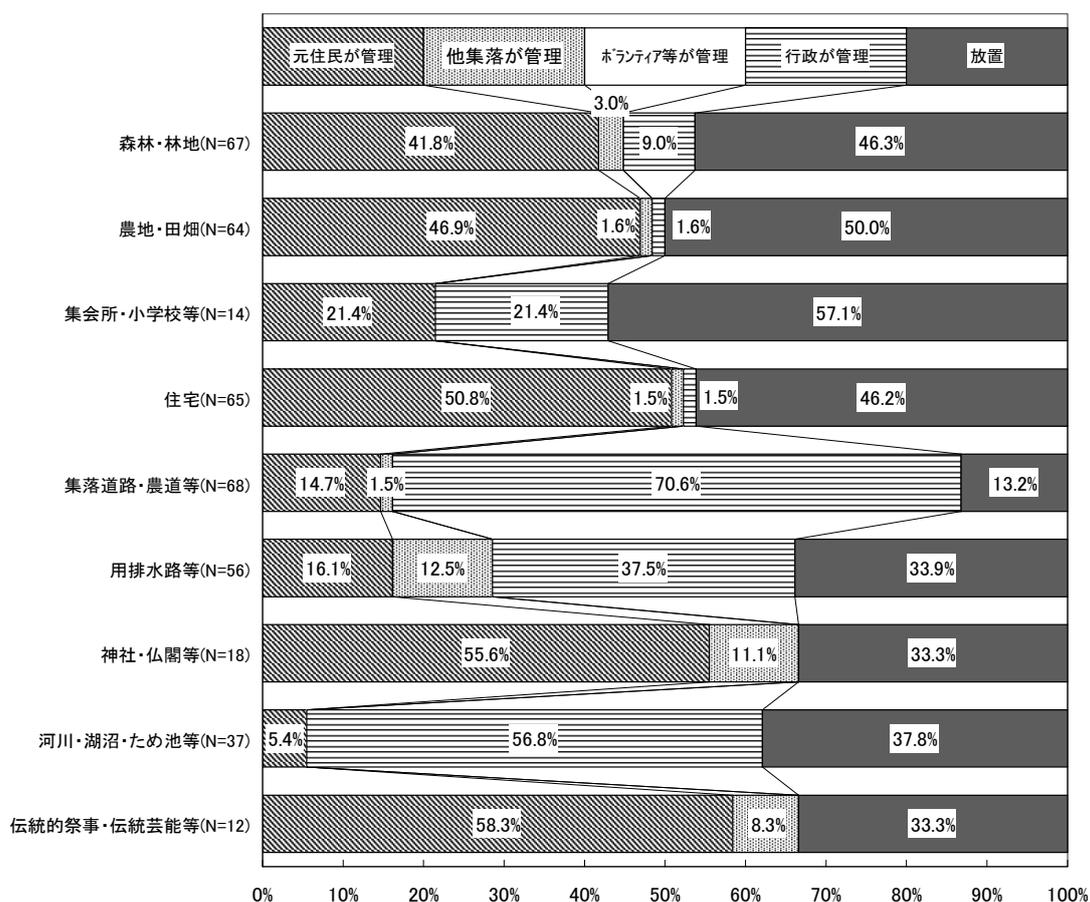
（備考） 各圏域は次のとおりである（図表2-9-5において同じ）。

東北圏…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県  
 首都圏…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県  
 北陸圏…富山県、石川県、福井県  
 中部圏…長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
 近畿圏…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 中国圏…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
 四国圏…徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
 九州圏…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

### 3) 消滅した集落の跡地の状況

平成18年度に総務省及び国土交通省が実施した「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現状把握調査」で把握された62,273集落のうち、本調査までに消滅した集落は93集落であった。この消滅した集落の跡地についてみると、住宅や神社・仏閣等、森林・林地、農地・田畑については、40～50%程度の消滅集落において元住民が管理しているが、放置されている集落も多くみられる。これに対して、河川・湖沼・ため池や集落道路・農道等、用排水路等については行政が管理している割合が多くなっている。また、集会所・小学校等については半数以上が放置されている（図表2-9-4）。

図表2-9-4 消滅した集落跡地の主な地域資源の管理状況



また、消滅した集落の跡地の管理状況は、「やや荒廃」「荒廃」が約6割を占めており、消滅した集落の過半数で跡地管理が十分に行われていないことが分かる（図表2-9-5）。

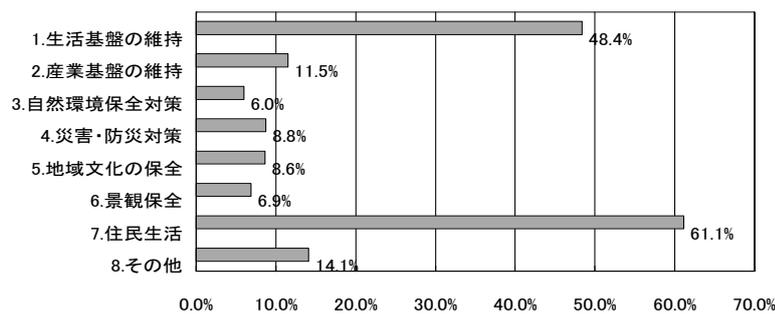
図表2-9-5 消滅した集落の跡地の管理状況

	良好	やや荒廃	荒廃	不明・無回答	合計
北海道	2 (28.6%)	3 (42.9%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)
東北圏	5 (25.0%)	11 (55.0%)	1 (5.0%)	3 (15.0%)	20 (100.0%)
首都圏	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
北陸圏	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
中部圏	0 (0.0%)	4 (44.4%)	4 (44.4%)	1 (11.1%)	9 (100.0%)
近畿圏	1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
中国圏	7 (41.2%)	6 (35.3%)	1 (5.9%)	3 (17.6%)	17 (100.0%)
四国圏	2 (15.4%)	7 (53.8%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)	13 (100.0%)
九州圏	5 (29.4%)	12 (70.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (100.0%)
沖縄県	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
合計	24 (25.8%)	49 (52.7%)	11 (11.8%)	9 (9.7%)	93 (100.0%)

#### 4) 集落対策の状況

集落機能の維持・保全のために市町村が実施している集落対策事業の内容について分野ごとにみると、住民生活に対する支援や生活基盤の維持に係る施策が多くみられる（図表2-9-6）。

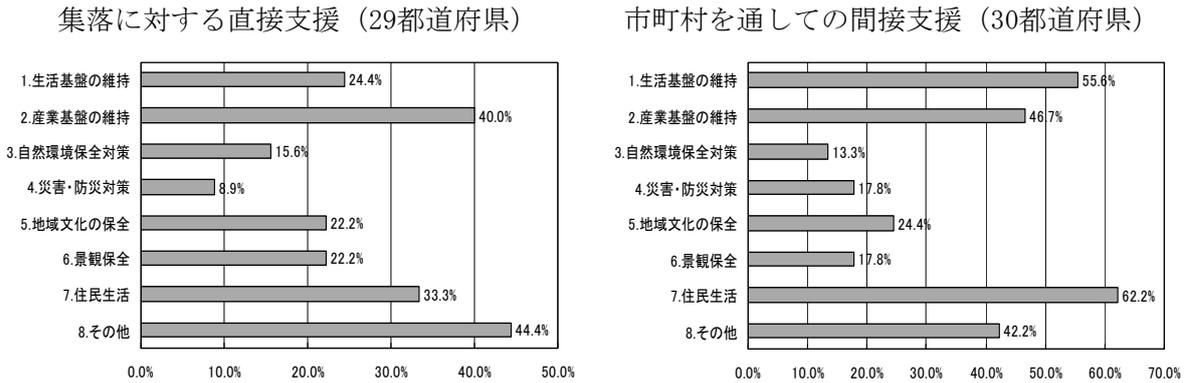
図表2-9-6 市町村による集落対策事業の実施状況〔複数回答〕



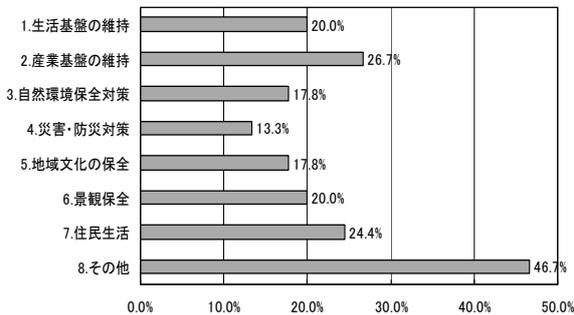
分類	具体的内容（例）
生活基盤の維持対策	給水施設整備、ケーブルテレビ網の整備、集会施設の整備・補修等に対する補助、高齢者住宅の整備、定住団地整備、空き家の利活用
産業基盤の維持対策	農林道の整備（材料費補助を含む）、港湾整備、農地保全事業、担い手育成、情報通信施設整備
自然環境保全対策	中山間地域直接支払
災害・防災対策	防災集団移転事業、冬期集落保安委員設置、鳥獣駆除対策事業
地域文化の保全対策	文化財保護補助金
景観保全対策	地域文化活性化事業（古民家再生等）、エコガーデン構想（花木植栽）
住民生活対策	福祉バスの運行、離島航路運営費補助、路線廃止代替バスの運行、地域づくり活動への補助（交付金）、特色ある地域づくり活動への支援、患者輸送事業、高齢者の訪問活動、へき地診療所設置
その他	山村留学

集落機能の維持・保全のために都道府県が実施している集落対策事業の内容について分野ごとにみると、集落に対する直接支援では産業基盤の維持や住民生活が、市町村を通しての間接支援では住民生活、生活基盤の維持、産業基盤の維持が、NPOや住民団体等を通じた間接支援では産業基盤の維持、住民生活が多くなっている（図表2-9-7）。

図表2-9-7 都道府県による集落対策事業の実施状況〔複数回答〕

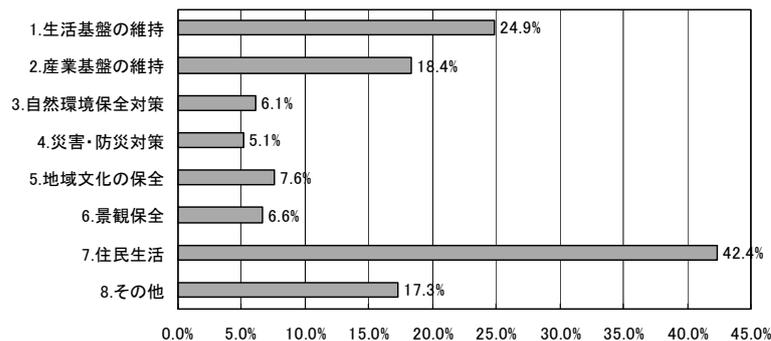


NPOや住民団体等を通じた間接支援（18都道府県）



また、過疎法の改正に伴って市町村が新たに取り組んでいる（取り組む予定の）集落対策に係るソフト事業を分野別にみると、住民生活が最も多く、次いで生活基盤の維持、産業基盤の維持が多い（図表2-9-8）。

図表2-9-8 過疎法改正に伴い新たに取り組んでいる集落対策に係るソフト事業〔複数回答〕



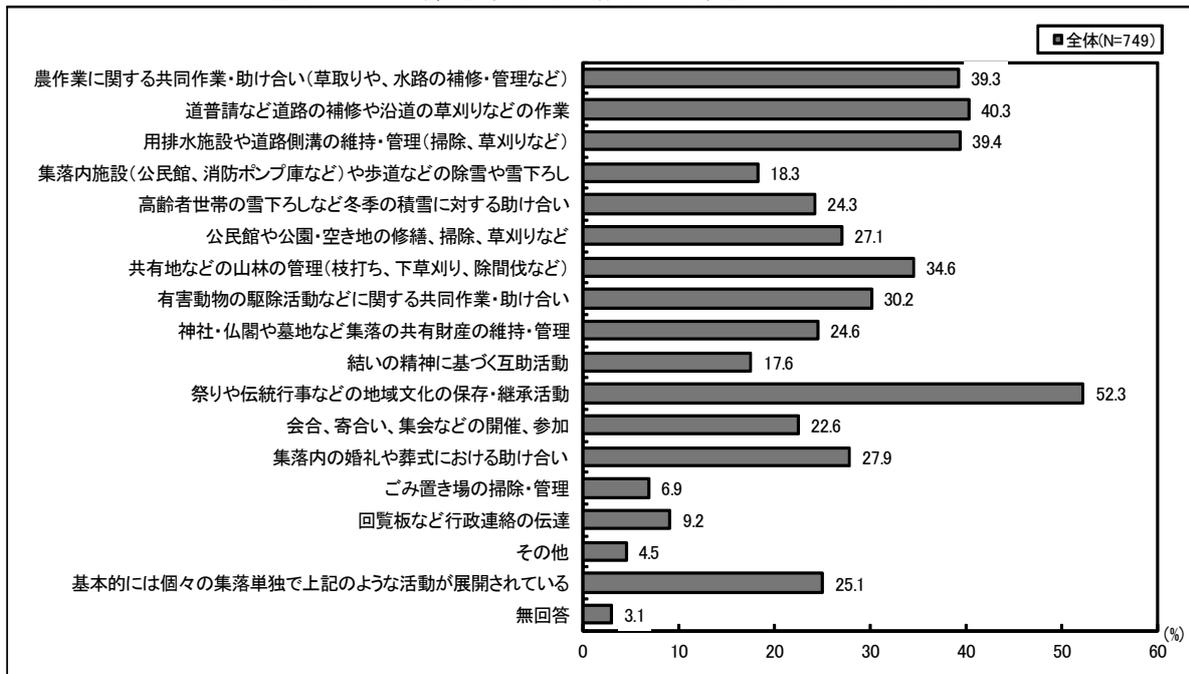
## (2) 集落の維持について

以下、平成23年度に総務省が実施した「過疎地域における集落対策に関する調査」により、過疎地域等における集落の現状を概観する。

### 1) 個々の集落単独では維持が困難になっている活動及び維持方法

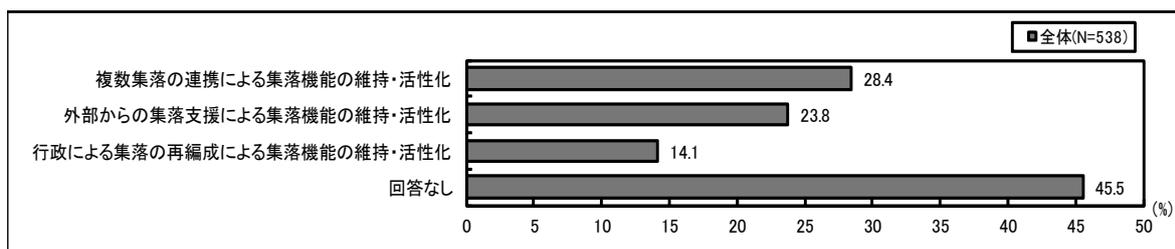
集落単独での維持が困難になっている具体的な集落活動としては、「祭りや伝統行事などの地域文化の保存・継承活動」が5割強と最も多くの市町村から挙げられているほか、「農作業に関する共同作業・助け合い」や「道普請など道路の補修や沿道の草刈りなどの作業」、「用排水施設や道路側溝の維持・管理(掃除、草刈りなど)」、「共有地などの山林の管理」などが比較的多くみられる(図表2-9-9)。

図表2-9-9 集落単独では維持が困難になっている活動



その維持方法としては、複数集落の連携や外部からの集落支援によりそれらの集落機能の維持・活性化を図る取組が5割程度の市町村で見られる(図表2-9-10)。

図表2-9-10 集落単独では維持が困難になっている活動の維持方法

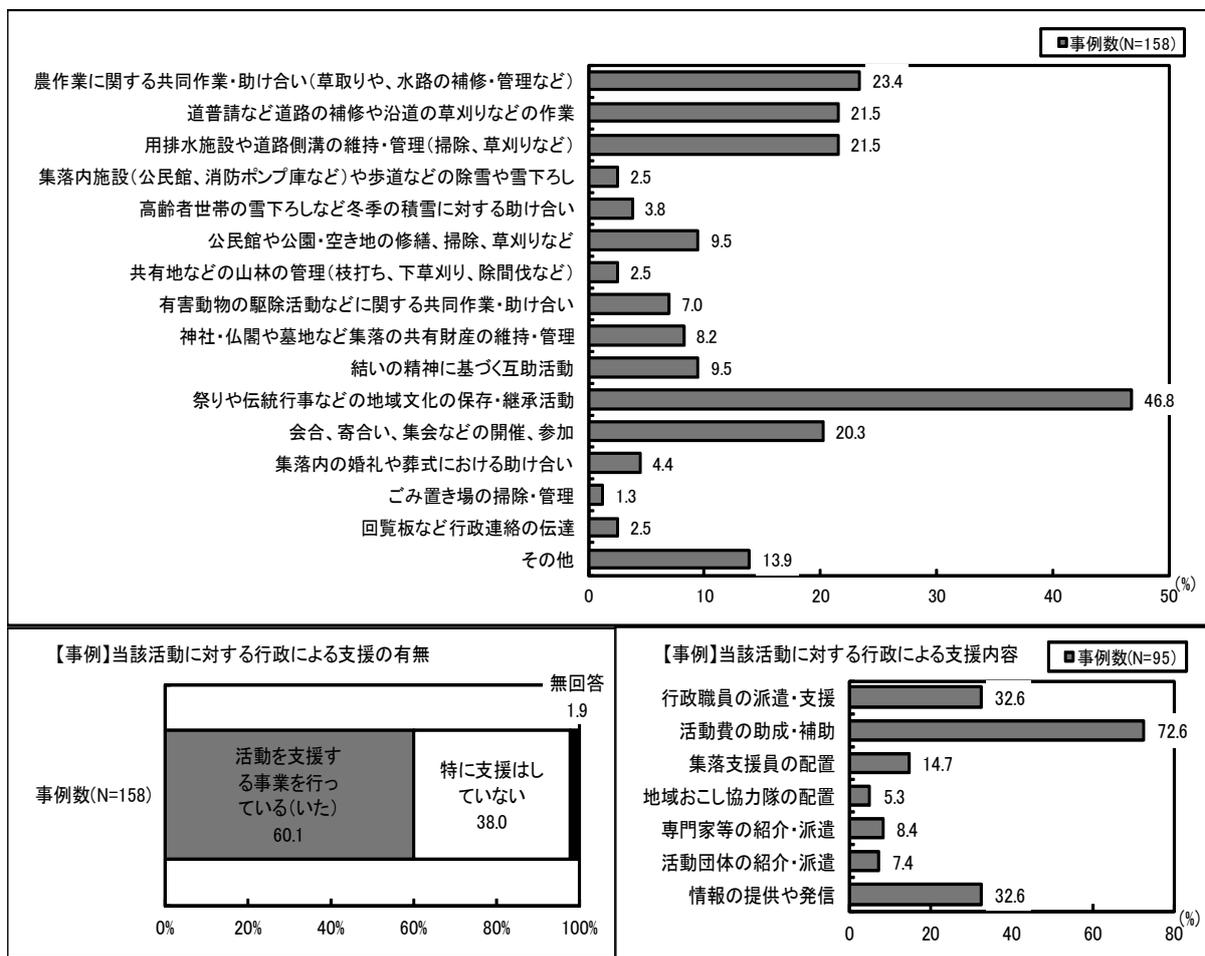


## 2) 複数集落の連携により活動が維持されている活動事例

複数集落の連携により、集落単独では維持が困難になった活動が維持されている事例について、活動の内容別でみると、「祭りや伝統行事などの地域文化の保存・継承活動」が最も多く、次いで、「農作業に関する共同作業・助け合い」や「道普請など道路の補修や沿道の草刈りなどの作業」、「用排水施設や道路側溝の維持・管理(掃除、草刈りなど)」、「集会、寄合い、集会などの開催、参加」などに関する事例が多くみられる。

また、約6割の事例では、行政による何らかの支援が行われており、具体的な支援内容としては「活動費の助成・補助」が最も多くみられる(図表2-9-11)。

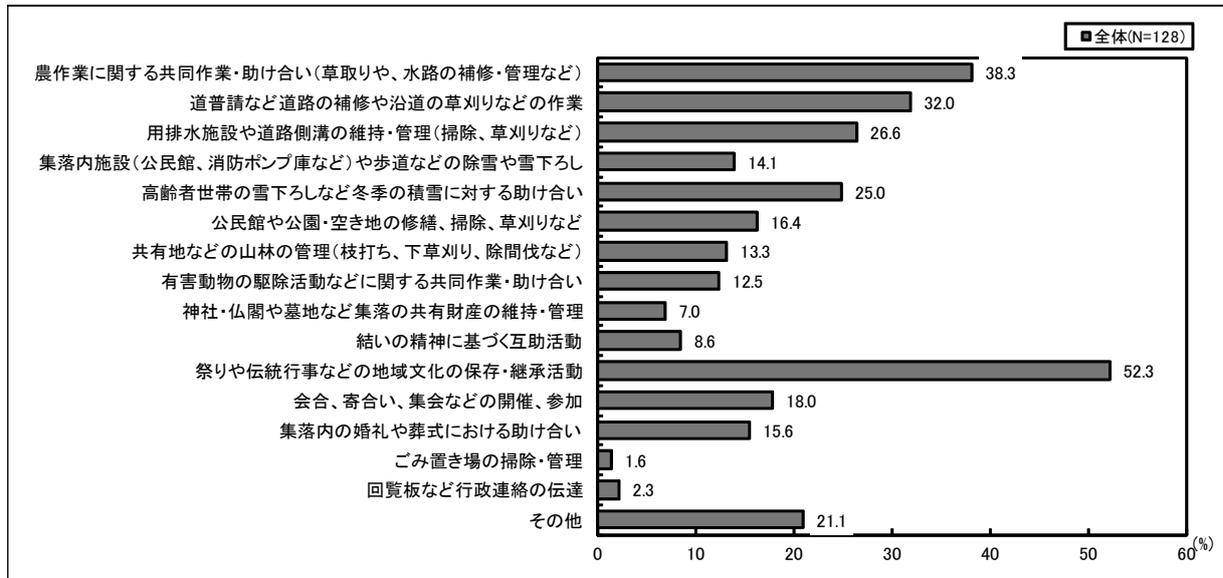
図表2-9-11 複数集落の連携により実施されている集落活動等



### 3) 集落外の様々な主体の参画により実施されている集落活動

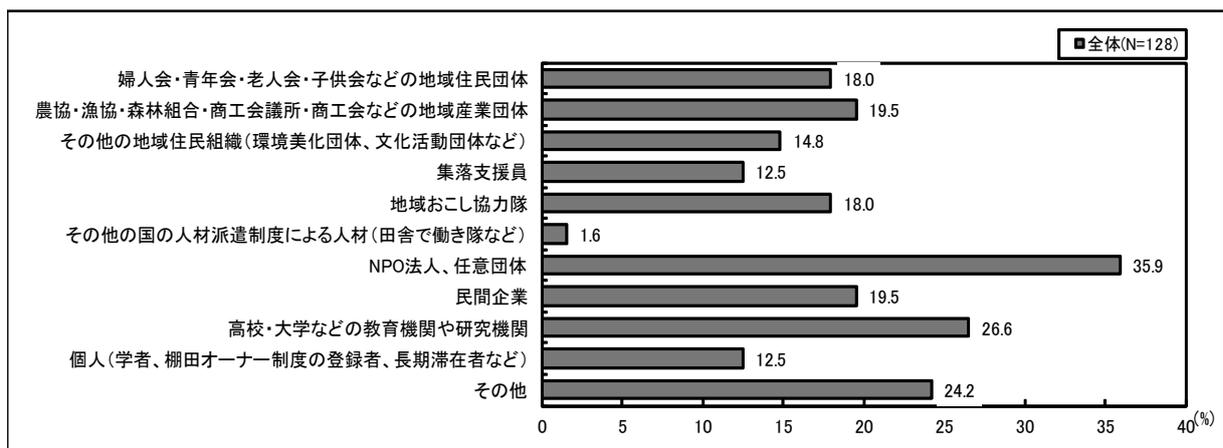
集落外の様々な主体の参加・協力を得て維持されている集落活動の内容としては、「祭りや伝統行事などの地域文化の保存・継承活動」が5割強と最も多くみられる(図表2-9-12)。

図表2-9-12 集落外の様々な主体の参加・協力を得て実施されている集落活動



集落活動に参加・協力している外部の主体としては、「NPO法人、任意団体」が最も多く、国の人的支援制度の中では、「地域おこし協力隊」の参加による集落機能の維持が2割弱みられる(図表2-9-13)。

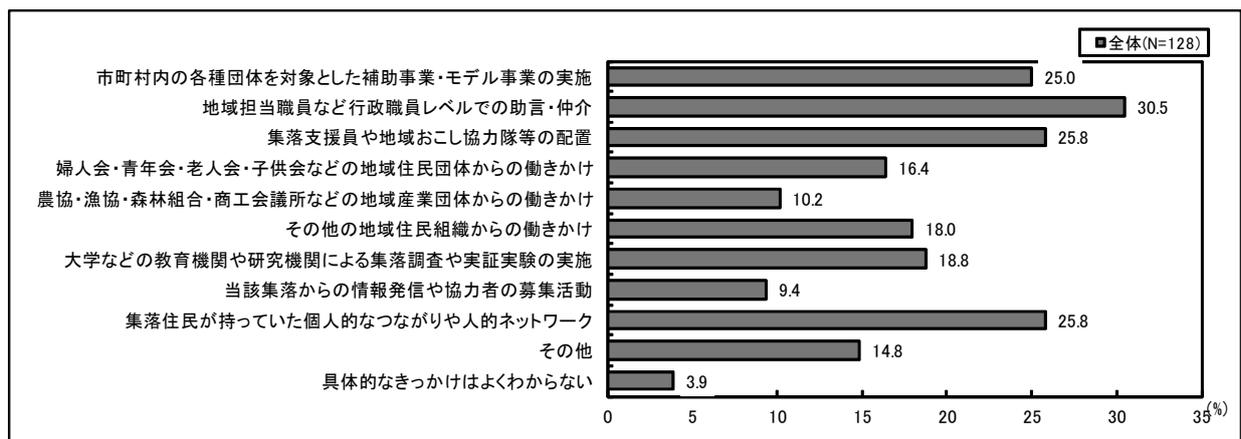
図表2-9-13 集落活動を支援している集落外の様々な主体



集落外の主体が集落活動に参加・協力するようになったきっかけとしては、「地域担当職員など行政職員レベルでの助言・仲介」と「集落住民が持っていた個人的なつながりや人的ネットワーク」、「集落支援員・地域おこし協力隊等の配置」が多くなっている。

このほか、「市町村内の各種団体を対象とした補助事業・モデル事業の実施」がきっかけとなった例も25%程度みられる（図表2-9-14）。

図表2-9-14 集落活動に集落外の主体が参加・協力するようになるきっかけ



## 2 市町村による住宅整備の状況

## (1) 定住促進のための住宅整備の状況

人口の増加や地域の担い手確保を図るためには、UIターン者や当該地域の若者等のための良質で低廉な住宅や宅地を整備することが重要である。

このため、過疎関係市町村においては、定住促進のための住宅整備を実施している。平成12年度から平成27年度までに過疎関係市町村が整備した宅地は32,019区画であり、その形態別の区画数をみると、「宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する」が50.3%を占め、次いで、「宅地を分譲し、住宅は個人が建設する」が46.9%となっている。

平成27年度においては、1,154区画が整備されており、その内訳としては、「宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する」が62.7%、「宅地を分譲し、住宅は個人が建設する」が34.4%となっている（図表2-9-15）。

図表2-9-15 過疎地域における定住促進のための宅地整備状況

(単位:戸)

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計	
団 体 数	273	288	286	238	168	141	92	113	104	114	100	117	122	129	108	141	2,534	
戸数(区画数)	2,724	3,128	3,727	3,217	2,492	2,262	1,081	1,772	1,761	2,050	928	1,130	1,449	1,947	1,197	1,154	32,019	
内	宅地を分譲し、住宅は個人が建設する	1,444	1,542	1,850	1,567	1,247	1,158	422	456	944	494	319	561	381	1,312	572	397	14,666
	宅地及び住宅を市町村が整備し、分譲する	106	19	33	44	172	70	26	0	0	0	0	1	11	3	0	20	505
	宅地を賃貸し、住宅は個人が建設する	13	70	96	136	59	71	72	27	82	28	12	6	34	3	11	13	733
訳	宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する	1,161	1,497	1,748	1,470	1,014	963	561	1,289	735	1,528	597	562	1,023	629	614	724	16,115

- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 一部過疎地域については、その区域の整備状況に基づく。  
 3 平成22年度については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含んでいない。



## 第3章

# 過疎対策の現況



## 第3章 過疎対策の現況

### 第1節 近年の過疎対策

総務省では、過疎地域の課題の解決に向け、時代に対応した実効性ある過疎対策のあり方等について学識経験者等の意見交換を行う場として、過疎問題懇談会を開催している。同懇談会では、これまでの過疎対策の成果や過疎地域の現状を踏まえながら、今後の過疎地域における振興方策全般について意見交換等を行っている。

また、政府全体では平成26年12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されて以降、地方創生に向けた取組が加速化されているところである。

本節では、近年の過疎対策に関する国の動向及び施策を紹介する。

#### 1 集落対策

##### (1) 「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言」

過疎地域における集落対策のあり方について検討を行うため、過疎問題懇談会では、平成25年度末より集落対策ワーキンググループを設置し、議論を重ねた。その検討を踏まえ、同懇談会より「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言」が平成27年3月31日に発表された。

提言の要旨は次のとおり。

#### 1. 過疎集落の現状と課題

##### ①過疎集落等の現状

- ・ 過疎地域等の集落は小規模化、高齢化により集落機能が低下し、生活の維持困難な集落が増加
- ・ 日本全体の人口が急激な減少局面に突入するなか、過疎地域の人口は特に減少率が高い
- ・ 過疎地域では、最も住民に近く人々の暮らしの原点とも言うべき集落が地域のコミュニティ、伝統文化を支えてきている。農林水産業等の生産の補完、日常生活における相互扶助に加え、地域資源の維持保全の面から集落機能は重要であり、集落での暮らしを持続させることが都市にとっても大きな意味をもつ

##### ②過疎集落等において取り組むべき課題

- ・ 日本全体の人口が減少する社会でも、過疎地域等における集落機能を中長期的に持続可能なものに活性化していくことが重要な課題
- ・ 一部の過疎集落において、Iターン・Uターンの増加現象が見られつつある今こそ、生活サポートシステムの構築、地域産業の育成のため、施策を推し進めるべき

## 2. 集落ネットワーク圏の必要性

### ①集落ネットワーク圏施策の必要性

- ・単体の集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加していることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして集落を活性化する取組（集落ネットワーク圏施策）を進める必要
- ・集落ネットワーク圏のエリアは、住民の一体性がある新旧小学校区、昭和・平成の合併の旧市町村等を想定

### ②具体的な集落ネットワーク圏施策の取組

- ・集落ネットワーク圏施策として、持続的な集落の活性化の実現のため、以下の二つを軸とした取組が必要
  - (1) 住民の「くらし」を支える生活サポートシステムの構築
  - (2) 住民の「なりわい」を継承・創出する活動の育成
- ・具体的には、中心となる基幹的集落において日常生活に不可欠な機能を確保するとともに、周辺集落と基幹集落との間でアクセス手段を確保する等ネットワーク化を強化し、人々が引き続き集落に安心して暮らせる環境を確保
- ・さらに、集落ネットワーク圏を核に小さなビジネスなどの地域産業を振興し、働き口を増大させ、将来にわたる持続的な定住を促進

## 3. 集落ネットワーク圏の形成に向けて

### ①集落ネットワーク圏の設定

- ・集落ネットワーク圏施策は、約2割の過疎関係市町村で既に取り組みされているが、着手していない市町村も多く、十分浸透しているとは言えない
- ・集落ネットワーク圏施策を進めるため、まずは市町村が集落点検等に取り組み、今後の活性化の単位とする「集落ネットワーク圏」を設定する必要

### ②住民の合意形成

- ・集落対策は地域住民自らの問題であり、市町村と地域住民が地域の問題意識と将来展望を共有し協働で取り組む必要
- ・地域住民等の考えを聞きながら、合意形成に向け、啓発と意見交換を進める必要があり、ファシリテイト能力の高い人材の確保・育成が必要

### ③圏域を支える組織（地域コミュニティ組織）の体制確立

- ・集落ネットワーク圏の取組を継続的に展開するためには、集落ネットワーク圏を支える組織（地域コミュニティ組織）の体制確立が不可欠
- ・会費制度や活動による自己収益の確保、行政からの事業受託等、財政的にも持続可能な組織体制の確立が必要。また、法人化することが望ましい

## 4. 集落ネットワーク圏における活動のポイント

### ①活性化プランの策定

- ・ 地域コミュニティ組織が主体となって、地域の実情に応じた活性化プランを策定することが重要
- ・ 基幹集落と個々の集落が果たす役割などを念頭に、生活サポートシステムの構築と「なりわい」を継承・創出する活動の育成の観点から対策を位置付け

#### ②活性化プランに基づく集落ネットワーク圏施策の実施

- ・ 活性化プランに基づき、生活サポートシステムの構築と「なりわい」を継承・創出する活動の育成の2つを軸とした取組が必要
- ・ デマンドバスなど集落間のアクセス確保は不可欠

#### ③担い手の確保

- ・ 効果的で実効性の高い活性化プランを策定し、実行、継続していくには、中心となる担い手が必要であり、その活動拠点を整備することも重要

#### ④集落ネットワーク圏と個別集落の関係

- ・ 集落の活動が基本にあり、集落単位では困難な活動について、集落ネットワーク圏が補完して実施

### 5. 集落ネットワーク圏の推進に向けて期待される役割

#### ①集落ネットワーク圏の形成を主導する市町村

- ・ 市町村が、集落ネットワーク圏の具体的な範囲や当該圏域の活性化の基本方針等を含む集落ネットワーク圏計画を作成
- ・ 地域コミュニティ組織の組織体制の確立や、地域コミュニティ組織が行う集落ネットワーク圏の総合的な活性化プランの作成についても様々な側面から支援
- ・ 地域コミュニティ組織の構成員である地域住民や関係団体が、生活サポートシステムの構築、「なりわい」を継承・創出する活動の育成の両面にわたり、総合的に事業展開する具体的な事業実施の際も様々な側面から支援

#### ②広域的な視点から支援する都道府県

- ・ これまで以上に、市町村や地域に対して、専門家を含めた必要な人材の確保や提供、育成の役割を果たす

#### ③全国的な取組みを推進する国

- ・ 集落ネットワーク圏の必要性の理解を深め、その形成を推進するため、地方自治体に対し集落ネットワーク圏施策の推進方針を提示
- ・ 市町村等が行う集落ネットワーク圏の形成を進めるために必要な支援策を検討し、さらに地域コミュニティ組織が策定する活性化プランに基づく活性化の取組について、国がモデル的に支援
- ・ 集落ネットワーク圏施策推進の大きなカギである人材確保について、国としても必要な人材確保・育成フレームを検討
- ・ 市町村や住民団体等による集落ネットワーク圏の取組を促すため、国が全国の具体的事例を類型化して提示
- ・ 国の最重要課題である地方創生の施策として、関係省庁が連携して取り組む必要

#### ※語句解説

- ・**集落ネットワーク圏**：複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域で、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業振興、地域の伝統文化の継承・振興などの集落機能の維持・活性化への取組を共同で行う地域。
- ・**地域コミュニティ組織**：設定された集落ネットワーク圏において多くの地域住民・世帯や地域の関係団体によって構成される中心的な組織。

### (2) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

総務省では、上記過疎問題懇談会の提言を受け、「過疎地域等自立活性化推進交付金」のメニューとして、平成27年度に「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」を創設した。

本事業は過疎地域の集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために地域運営組織等が行う取組を支援することにより、集落の維持・活性化を図ることを目的としている。

具体的には、過疎地域等の条件不利地域内において、①市町村による集落ネットワーク圏計画の策定（複数の生活サービスや地域活動の場を集めた拠点の形成に係るプラン策定を含む。）、②地域運営組織の体制確立、③地域運営組織による活性化プランの策定、④地域運営組織が活性化プランに基づき取り組む事業の実施に必要な経費（食糧費及び建設地方債が充て可能な経費を除く）、について支援するものである。

#### ※語句解説

- ・**地域運営組織**：地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

### (3) まち・ひと・しごと創生基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって暮らし続けることができるよう、①地域住民が主体となった集落生活圏の将来像の合意形成、②持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③生活サービスの維持・確保、④地域の収入の確保のためのコミュニティビジネスの実施などの取組を進めるとともに、生活施設の集約・確保、周辺との交通ネットワーク等「小さな拠点」の形成を図ることが必要である、とされ、今後の方向性として、地域に合った生活サービスや交通ネットワークの確保により「小さな拠点」の形成を図るとともに、地域運営組織の普及・拡大や活動内容の深化を図るなど持続的な地域づくりを推進するとされている。

また、次のように対応方針を定めている。

#### 1) 「小さな拠点」の形成の推進

- ・人口減少や高齢化の進展に対応し、住民生活に不可欠なサービスの効率的・効果的な供給体制を構築するため、「小さな拠点」を形成し、公民館等を活用して日常生活に必要な機能及びサービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶこと等により持続的な地域の形成を推進する。
- ・そのため、地域の生活交通等の維持、利用環境の向上に当たっての道の駅の活用等、官民連携の取組を推進するとともに、フォーラムや交流会の開催等により「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げる。

#### 2) 地域運営組織の展開や活動の推進

- ・「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」において、地域運営組織の設立展開の拡大、活動の深化、法人化等について検討を進め、成案を得る。
- ・地域の実情やニーズに対応して地域運営組織の法人化を促進するため、地域運営組織のNPO法人化に係る法解釈の周知徹底を含め、NPO法人や社団法人、認可地縁団体、株式会社などの各種制度の理解や法人格取得方法の周知を進めるとともに、更に使い勝手の良い制度・運用への改善について検討を進め、結論を得る。
- ・地域運営組織の形成及び持続的な運営が可能となるよう、資金について、会費・寄附・事業収益等の資金調達力の向上など、多様で安定した収入源の確保を図る。等

なお、「小さな拠点」及び地域運営組織の形成については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定）において、平成32年までに「「小さな拠点」（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数1,000か所、住民の活動組織（地域運営組織）の形成数3,000団体」という重要業績評価指標（KPI）が設定されたところであり、関係府省庁の連携の下、様々な支援措置が講じられているところである。

#### （4）集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル

過疎問題懇談会が取りまとめた提言では、集落ネットワーク圏の形成に向けて、外部人材も含めた人材確保・人材育成が重要である点について度々指摘されており、「国としても必要な人材確保・育成のフレームを検討することが求められる」とされた。

本マニュアルは、集落ネットワーク圏の形成に向けて圏域内外の人材確保・人材育成が課題となっていることを踏まえ、先行的に取組が展開されている集落ネットワーク圏を中心に、当該圏域の形成プロセスをはじめ、地域運営組織を担う人材の発掘・育成について調査分析し、かつそれらの知見をとりまとめ、集落ネットワーク圏の形成に向けたノウハウを蓄積・発信することを目的として作成したものである。なお、作成に当たっては、市町村が集落ネットワーク圏の形成を推進する上で参考となるよう、「集落ネットワーク圏を担う人材の確保とつながりの構築に関する研究会」を開催し、有識者や市町村職員、地域づくり団体等と検討が重ねら

れたものである。

#### 【総務省ホームページURL】

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html)

#### (5) 集落支援員

過疎問題懇談会の「過疎地域等の集落対策についての提言（平成20年4月）」を踏まえ、総務省は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方公共団体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する「集落支援員」の設置、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士や住民と市町村の話し合いによる集落対策等に取り組む必要がある旨の通知（平成20年8月）を各都道府県宛に行うとともに、これらの経費等について、特別交付税による財政措置を講じることとした。

平成27年度の集落支援員に関する各自治体の取組状況についてみると、集落対策の業務に専ら従事する集落支援員を設置している都道府県及び市町村は、3府県238市町村であり、人数は994人であった。そのほか、自治会長、行政区長といった他の業務と兼ねる集落支援員は全国で3,096人であった（平成27年度特別交付税算定ベース）。

## 2 移住・定住に向けた取組

#### (1) 地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化に資する取組となる。

「地域おこし協力隊」とは、地方公共団体が三大都市圏をはじめとする都市地域等から、過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動するとともに、生活の拠点を移した者を地域おこし協力隊員としておおむね1年以上3年以下の期間委嘱し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRや、農林水産業への従事及び住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組である。

総務省では、地域おこし協力隊を配置する地方公共団体に対し、隊員の活動や起業に要する経費等について、地方交付税により財政支援を講じており、全国で2,625人が活動している（平成27年度特別交付税ベース）。

(2) 「全国移住ナビ」及び「移住・交流情報ガーデン」

総務省では、地方への新しいひとの流れをつくるため、全国の「しごと」や「住まい」などのデータを一元的にわかりやすく提供する「全国移住ナビ」を開設するとともに、東京駅八重洲口近くに、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設した。

「全国移住ナビ」は、関係省庁と連携し、全国の自治体と共同して構築するもので、居住・就労・生活支援等に係る総合的なワンストップのポータルサイトであり、①セミナーなどの案内、②ハローワーク・新規就農相談センター等の仕事情報、③民間の不動産会社や交通情報システム等からの住まい情報や生活・交通情報などを提供している。

「移住・交流情報ガーデン」では、「全国移住ナビ」等を活用した相談を実施し、利用者のニーズに応じて地方自治体の窓口に繋いだり、厚生労働省や農林水産省と連携し、しごと情報や就農支援情報を提供しているほか、各地方自治体の移住・交流に関するパンフレット等の閲覧コーナーを設けている。また、週末を中心に地方自治体等による移住・交流に関する相談会やセミナー等が開催されている。

## 第2節 地方公共団体の過疎対策

### 1 過疎地域自立促進計画等の体系

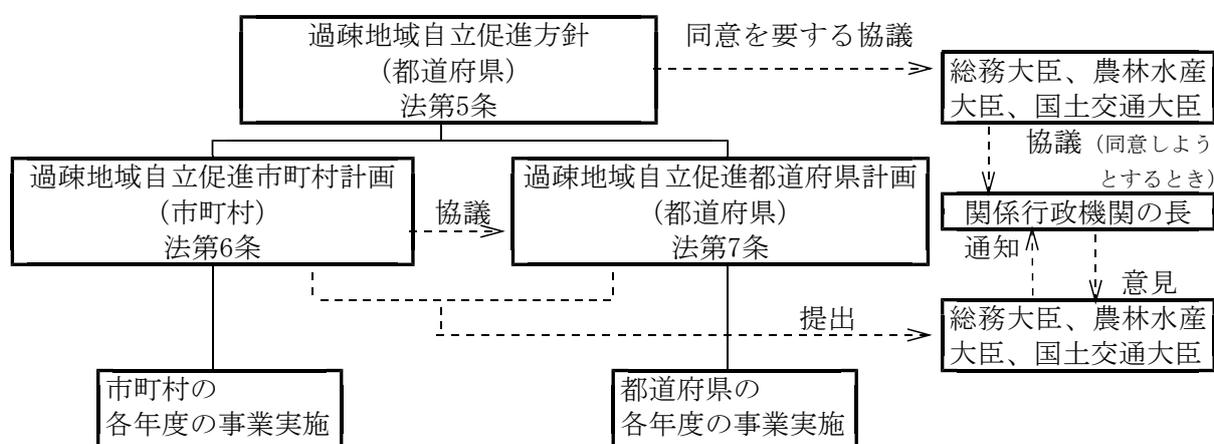
過疎対策については、過疎地域市町村の自主的な取組が重要であることから、対策の主体は基本的に市町村とされており、これに都道府県が協力し、国が特例措置により支援することによって推進されるよう組み立てられている。都道府県が策定する「過疎地域自立促進方針」（以下「自立促進方針」という。）に基づき、過疎地域市町村や都道府県は、それぞれ「過疎地域自立促進市町村計画」（以下「市町村計画」という。）又は「過疎地域自立促進都道府県計画」（以下「都道府県計画」という。）を策定し、過疎対策に取り組むこととされている。

「自立促進方針」は、都道府県が行う過疎地域自立促進のための施策の大綱であるとともに、市町村計画及び都道府県計画の策定指針となるもので、策定に当たっては総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣（以下「三大臣」という。）に協議を行いその同意を得ることとされており、国の施策の方針との調和が図られている。

「市町村計画」は、過疎地域市町村の総合的、計画的な自立促進を図るための総合計画、地域計画としての性格を備えており、それぞれの地域の状況を踏まえ、地域の特性を活かしつつ、離島振興計画、山村振興計画等の他の地域振興計画等とも調和を図り定められるものである。策定に当たっては、一部の事項を除いてあらかじめ都道府県に協議することとされており、また、当該市町村の議会の議決が必要とされている。

「都道府県計画」は、都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画であり、都道府県自らが実施する広域的かつ基幹的な諸事業及び市町村事業の円滑な実施に必要な措置が織り込まれている。

図表3-2-1 過疎地域自立促進特別措置法の仕組み



「自立促進方針」に基づいて定められる「市町村計画」及び「都道府県計画」は、三大臣に提出されるが、三大臣は、その内容を関係行政機関の長に通知し、関係行政機関の長は、当該計画について意見があれば、三大臣に申し出ることができる。「市町村計画」及び「都道府県計画」は、このような一連の手続きを通じて、国の方針及び施策との整合性が確保されている（図表3-2-1）。

なお、平成22年4月1日施行の改正「自立促進法」は、平成22年度から平成27年度までの6年間の時限立法として施行されたが、平成24年6月24日にさらに5年間延長となる改正がなされ、平成32年度までの時限立法となったところである。法期限の延長に伴い、都道府県や過疎地域市町村では、新たな自立促進方針や都道府県計画、市町村計画を定め、それぞれの施策を講じているところである。

## 2 自立促進方針

過疎地域は地域ごとにその状況を異にしており、過疎対策の方向もまたそれぞれ地域の実態に適合したものでなければならない。したがって、「自立促進方針」は、それぞれの地域の特性を活かし、各地域の自主性、主体性、創意工夫等を尊重するとともに、国、都道府県の各種地域開発計画等における過疎地域の位置づけやそれらの計画の過疎地域に及ぼす影響等をも検討し、過疎地域自立促進のための基本的方向を定めるものである。

また、策定に当たっては「広域的な経済社会生活圏の整備の体系」に配慮することとなっているが、これは、経済、社会及び生活の活動範囲が広域化していることに鑑み、過疎地域の自立促進を都道府県の総合計画などの中に位置付け、広域的な観点に立っての総合的かつ計画的な自立促進が図られることが肝要であることによるものである。

「自立促進方針」は、おおむね①基本的な事項、②産業の振興及び観光の開発、③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、④生活環境の整備、⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑥医療の確保、⑦教育の振興、⑧地域文化の振興等、⑨集落の整備の9つの項目について定められる。

過疎地域がある都道府県は、平成27年度末までに、平成28年度から平成32年度までを期間とする自立促進方針を策定している。自立促進方針の策定にあたり、総務省、農林水産省及び国土交通省の三省の通知において、策定にあたって配慮すべき事項や、具体的な施策の事例を示しており、その一部を挙げると、次のとおりである。

### (1) 基本的な事項

○過疎地域の現状と問題点を踏まえて、過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

## (2) 産業の振興

- 交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルの構築、情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実等。
- 農林水産業の振興については、生産基盤の整備、経営近代化のための施設整備のほか、営農指導、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一体化による取組、農林資源の持続可能な利用のための森林整備等のソフト事業。
- 地域資源を活かしたコミュニティビジネス、スモールビジネス等地域の実情に即した多様な分野における新規事業の立ち上がりを支援するための幅広い情報提供、共同利用施設の整備、金融措置等のソフト事業。
- 観光及びレクリエーションについては、近年におけるゆとりある生活への指向、余暇の増大、自然環境への関心の高まり等の要請を踏まえつつ、地域間交流の促進の観点も含めたソフト事業。

## (3) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- コミュニティバスやデマンドバスの導入、スクールバスや福祉バスの活用、民間バス路線の確保、公営バス等身近な交通手段の確保や、住民の交通の利便の確保のためのハード事業及びソフト事業。
- 過疎地域のニーズに対応した情報通信基盤整備とともに、医療・教育等公共サービスの確保（医療情報連携ネットワーク等）、高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供、場所にとらわれない就業や起業を可能とする取組（テレワーク等）、地域がその実情に応じた形でICTを最大限利活用していくためのハード事業及びソフト事業。

## (4) 生活環境の整備

- 洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全、森林や水路等の保全活動、耕作放棄地の復元、ゴミ分別活動やリサイクル活動等のソフト事業。
- 簡易水道、下水処理施設等の整備及び消防・救急施設等の整備。また、新規整備のほか、費用対効果の高い維持管理の実施等。
- 消防・救急の広域応援体制や災害時要援護者対策等、防災力向上のためのソフト事業。

## (5) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 地域全体で高齢者を支える仕組みづくりなど施設整備以外のソフト事業。
- 保育所、児童館及び認定こども園の配置のあり方並びにその整備、少子化対策、子育て支援対策等、子どもを育てる若い世代を対象とした保健及び福祉対策。

## (6) 医療の確保

- 医師修学資金貸付事業への支援や専門医の派遣に対する支援等の医師確保対策。
- 地域の中核的な病院等による過疎地域への支援や、病院間・病院診療所間の協力体制の構築、遠隔医療の環境整備を始めとする新たなICT等の活用について、地域医療確保の観

点から行うハード事業及びソフト事業。

(7) 教育の振興

- 耐震化を含めた良好な教育環境の確保のための施設整備。
- コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用等。
- 統廃合に伴う廃校舎等について、企業誘致による新たな産業拠点としての活用や、都市との交流拠点、子どもの体験活動のフィールドとしての再整備等の有効活用。

(8) 地域文化の振興等

- 施設の整備に限らず、施設を活用した地域文化の振興事業や、施設にかかわらないソフト事業

(9) 集落の整備

- 集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能を強化し、複数集落をネットワーク化する事業（「集落ネットワーク圏」の形成を含む「小さな拠点」の形成等）。
- 地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作りや、集落支援員や地域おこし協力隊など人材の確保等に係る施策等。

### 3 自立促進計画の事業費

(1) 全体事業費

地方公共団体が直面する厳しい財政状況の中、平成12年度からスタートした自立促進法に基づく自立促進計画（都道府県計画及び市町村計画）における地方公共団体の事業計画の合計額は、42兆9,478億円となっている（図表3-2-2）。

また、平成28年度の自立促進計画における項目別事業費の構成比をみると、これまで最も大きな割合を占めていた「交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進」に代わり、「産業の振興」が全体の32.0%を占めており、以下、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」（25.7%）、「生活環境の整備」（18.7%）となっている（図表3-2-4）。なお、緊急措置法、振興法、活性化法、自立促進法に基づく事業計画の合計額は104兆5,451億円となっている。

図表3-2-2 過疎対策事業における項目別事業費の構成比

(単位：億円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
緊急措置法 (S45～54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)		953 (1.2)	9,470 (12.0)		190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)
振興法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)		2,457 (1.4)	17,085 (9.8)		412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,670 (100.0)
活性化法 (H2～11)	106,603 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,865 (6.8)		1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,287 (100.0)
自立促進法 (H12～21)	69,629 (28.4)	91,919 (37.5)	49,657 (20.3)	9,521 (3.9)	5,330 (2.2)	13,298 (5.4)	2,142 (0.9)	1,003 (0.4)	2,629 (1.1)	245,128 (100.0)
自立促進法 (H22～27)	44,553 (29.1)	44,892 (29.3)	26,802 (17.5)	11,002 (7.2)	7,106 (4.6)	14,247 (9.3)	1,810 (1.2)	1007 (0.7)	1,778 (1.2)	153,197 (100.0)
自立促進法 (H28)	9,956 (32.0)	8,020 (25.7)	5,841 (18.7)	2,322 (7.5)	1,216 (3.9)	2,657 (8.5)	381 (1.2)	304 (1.0)	456 (1.5)	31,153 (100.0)
自立促進法 計 (H12～28)	124,138 (28.9)	144,831 (33.7)	82,300 (19.2)	22,845 (5.3)	13,652 (3.2)	30,202 (7.0)	4,333 (1.0)	2,314 (0.5)	4,863 (1.1)	429,478 (100.0)
合計 (S45～H28)	296,522 (28.4)	412,643 (39.5)	173,285 (16.6)	34,153 (3.3)	23,273 (2.2)	81,622 (7.8)	4,333 (0.4)	4,102 (0.4)	15,520 (1.5)	1,045,453 (100.0)

- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 ( ) は構成比である。  
 3 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。  
 4 平成28年度は熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。

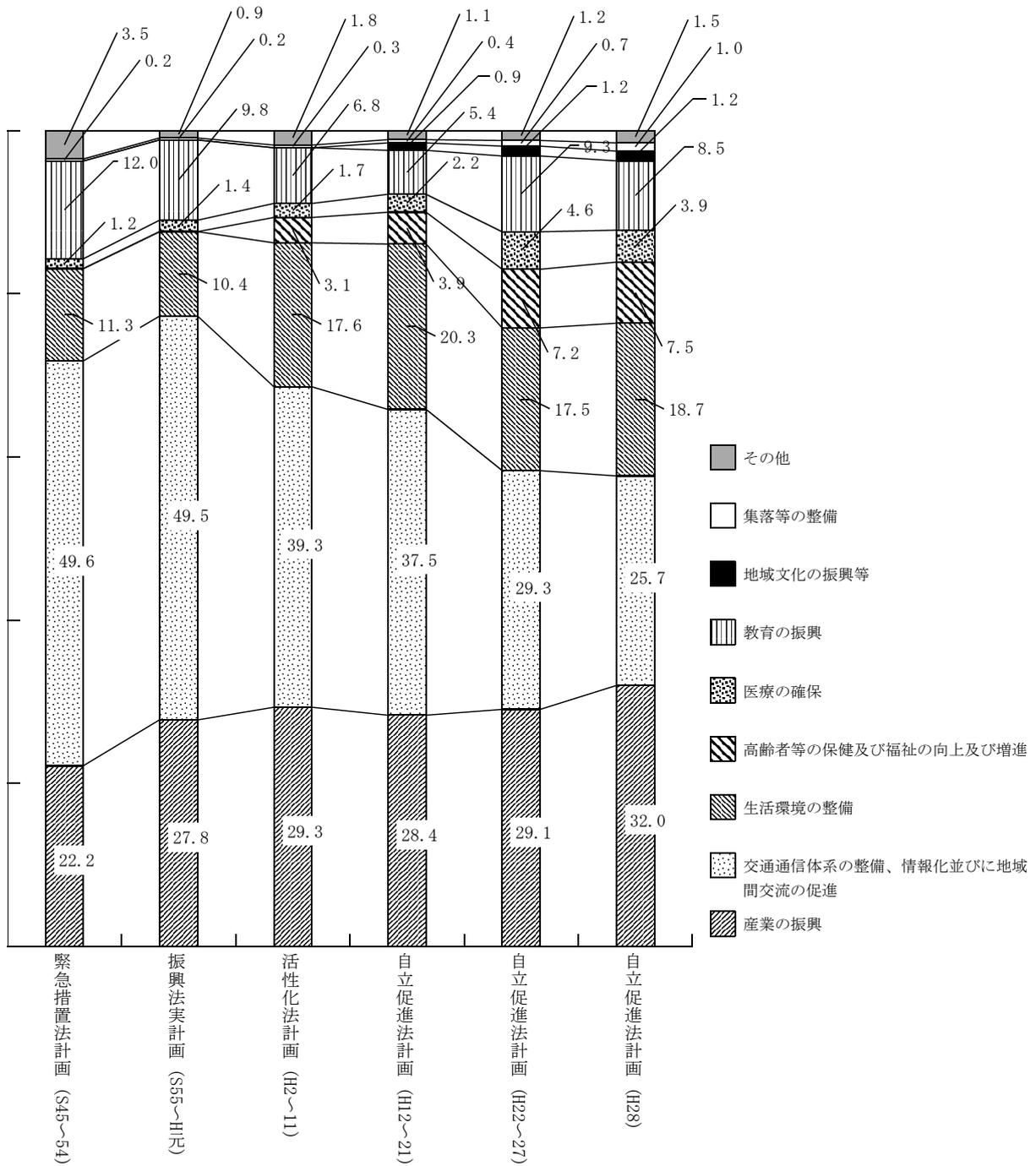
図表3-2-3 平成22年度以降の自立促進計画における計画額

(単位：百万円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成22年度	666,860	711,824	390,008	151,954	105,657	194,996	19,659	13,706	26,320	2,280,932
平成23年度	744,088	726,761	397,191	172,996	116,846	224,240	20,112	15,359	30,671	2,448,265
平成24年度	723,725	730,664	436,513	173,308	131,735	282,825	51,322	16,335	26,793	2,573,219
平成25年度	750,856	840,115	453,223	183,924	123,418	241,144	27,542	16,443	30,366	2,667,027
平成26年度	795,381	771,987	515,204	188,362	123,309	227,395	32,312	17,918	31,916	2,703,784
平成27年度	774,448	707,832	488,008	229,584	109,652	254,151	30,026	20,945	31,659	2,646,305
平成28年度	995,618	801,989	584,105	232,306	121,580	265,752	38,171	30,398	45,541	3,115,460
(構成比)										
平成22年度	29.2	31.2	17.1	6.7	4.6	8.5	0.9	0.6	1.2	100.0
平成23年度	30.4	29.7	16.2	7.1	4.8	9.2	0.8	0.6	1.3	100.0
平成24年度	28.1	28.4	17.0	6.7	5.1	11.0	2.0	0.6	1.0	100.0
平成25年度	28.2	31.5	17.0	6.9	4.6	9.0	1.0	0.6	1.1	100.0
平成26年度	29.4	28.6	19.1	7.0	4.6	8.4	1.2	0.7	1.2	100.0
平成27年度	29.3	26.7	18.4	8.7	4.1	9.6	1.1	0.8	1.2	100.0
平成28年度	32.0	25.7	18.7	7.5	3.9	8.5	1.2	1.0	1.5	100.0

- (備考) 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。  
 2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。  
 3 区分を重複して計上している事例があるため、区分毎の計と合計は一致しない。  
 4 平成28年度は熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。

図表3-2-4 項目別事業費における構成比の推移 (%)



## (2) 自立促進都道府県計画に係る事業費

平成12年度からスタートした自立促進法に基づく自立促進都道府県計画の全体事業計画額は19兆7,345億円となっている（図表3-2-5）。

事業費を項目別にみると、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」が9兆2,783億円で全体事業費の47.0%を占め、続いて「産業の振興」が7兆6,733億円で全体事業費の38.9%を占めており、この2項目で全体の85.9%という高いウエイトを占めているのが特徴的である。

項目別の計画における構成比についてこれまでの実績と比較すると、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の比率が減少し、「産業の振興」の比率が高くなっており、さらには、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」及び「教育の振興」の比率が高くなってきている（図表3-2-5, 図表3-2-7）。

図表3-2-5 都道府県計画における項目別事業費の構成比

(単位：億円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
緊急措置法 (S45～54)	9,940 (28.2)	22,709 (64.4)	447 (1.3)		314 (0.9)		131 (0.4)	0 (0.0)	1,738 (4.9)	35,279 (100.0)
振興法 (S55～H元)	26,196 (32.9)	50,623 (63.6)	810 (1.0)		1,027 (1.3)		822 (1.0)	10 (0.0)	112 (0.1)	79,600 (100.0)
活性化法 (H2～11)	58,262 (33.7)	95,341 (55.2)	10,994 (6.4)	871 (0.5)	2,442 (1.4)		2,286 (1.3)	442 (0.3)	2,157 (1.2)	172,795 (100.0)
自立促進法 (H12～21)	41,837 (35.8)	61,106 (52.3)	7,788 (6.7)	1,253 (1.1)	1,789 (1.5)	1,783 (1.5)	441 (0.4)	189 (0.2)	616 (0.5)	116,802 (100.0)
自立促進法 (H22～27)	28,689 (42.9)	26,867 (40.2)	4,404 (6.6)	2,466 (3.7)	1,992 (3.0)	1,399 (2.1)	444 (0.7)	135 (0.2)	434 (0.6)	66,830 (100.0)
自立促進法 (H28)	6,207 (45.3)	4,810 (35.1)	1,088 (7.9)	622 (4.5)	388 (2.8)	310 (2.3)	83 (0.6)	56 (0.4)	149 (1.1)	13,713 (100.0)
自立促進法 計 (H12～28)	76,733 (38.9)	92,783 (47.0)	13,280 (6.7)	4,341 (2.2)	4,169 (2.1)	3,492 (1.8)	968 (0.5)	380 (0.2)	1,199 (0.6)	197,345 (100.0)
合計 (S45～H28)	171,131 (35.3)	261,456 (53.9)	25,531 (5.3)	5,212 (1.1)	7,952 (1.6)	6,731 (1.4)	968 (0.2)	832 (0.2)	5,206 (1.1)	485,019 (100.0)

(備考) 1 総務省調べ。  
2 ( ) は構成比である。  
3 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。

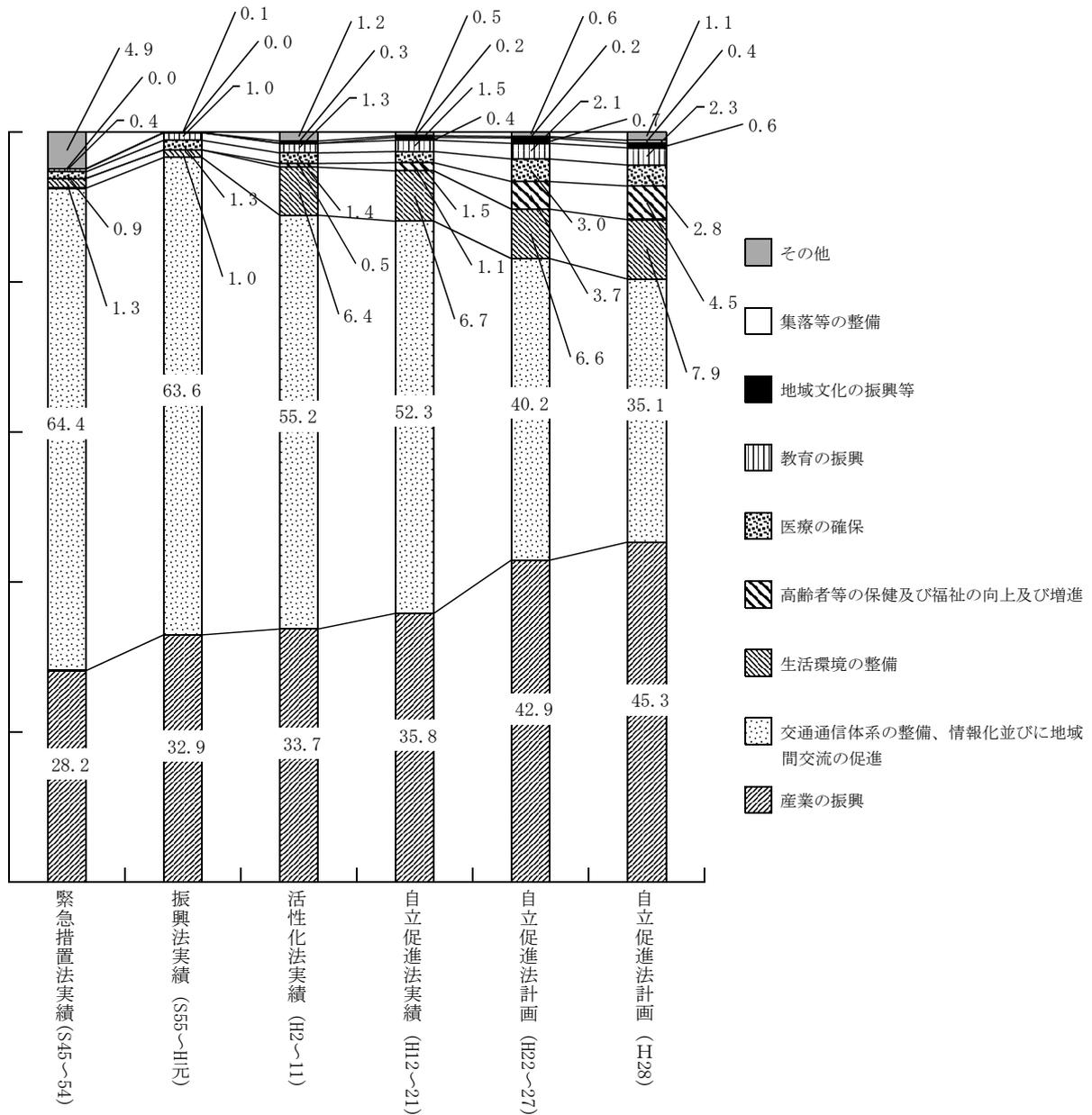
図表3-2-6 平成22年度以降の自立促進都道府県計画における計画額

(単位：百万円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成22年度	405,194	411,730	53,756	30,551	31,372	26,894	4,953	2,259	6,013	972,670
平成23年度	469,428	467,112	62,756	53,676	37,628	21,030	5,635	2,340	8,255	1,127,860
平成24年度	480,003	446,652	75,065	45,716	42,784	22,131	6,498	1,654	7,041	1,127,543
平成25年度	494,099	461,517	74,348	43,603	31,524	19,489	12,308	1,917	7,588	1,146,391
平成26年度	537,230	475,357	88,201	39,444	26,963	23,377	7,852	2,751	8,816	1,209,991
平成27年度	482,955	424,331	86,255	33,575	28,908	27,020	7,152	2,597	5,647	1,098,440
平成28年度	620,673	480,973	108,797	62,246	38,759	31,038	8,336	5,563	14,877	1,371,262
(構成比)										
平成22年度	41.7	42.3	5.5	3.1	3.2	2.8	0.5	0.2	0.6	100.0
平成23年度	41.6	41.4	5.6	4.8	3.3	1.9	0.5	0.2	0.7	100.0
平成24年度	42.6	39.6	6.7	4.1	3.8	2.0	0.6	0.1	0.6	100.0
平成25年度	43.1	40.3	6.5	3.8	2.7	1.7	1.1	0.2	0.7	100.0
平成26年度	44.4	39.3	7.3	3.3	2.2	1.9	0.6	0.2	0.7	100.0
平成27年度	44.0	38.6	7.9	3.1	2.6	2.5	0.7	0.2	0.5	100.0
平成28年度	45.3	35.1	7.9	4.5	2.8	2.3	0.6	0.4	1.1	100.0

(備考) 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。  
2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。  
3 区分を重複して計上している事例があるため、区分毎の計と合計は一致しない。

図表3-2-7 都道府県計画の項目別事業費における構成比の推移 (%)



図表3-2-8 都道府県事業実績(項目別内訳)

(単位:百万円、%)

区 分	項 目	平成26年度(参考)		平成27年度		
		事業費	構成比	事業費	構成比	
1 産業の振興	(1)農業の振興	217,151	21.0	188,672	18.8	
	(2)林業の振興	60,134	5.8	48,015	4.8	
	(3)水産業の振興	75,585	7.3	75,333	7.5	
	(4)地場産業の振興	52,706	5.1	44,201	4.4	
	(5)企業の誘致対策	29,352	2.8	30,976	3.1	
	(6)起業の促進	9,771	0.9	8,866	0.9	
	(7)商業の振興	4,113	0.4	3,488	0.3	
	(8)観光又はレクリエーション	9,938	1.0	11,339	1.1	
	(9)その他	9,254	0.9	11,153	1.1	
		計	468,004	45.2	422,043	42.0
2 交通通信系の整備、情報並びに地域間交流の促進	I 基幹的な市町村道等の整備	(1)市町村道	4,677	0.5	7,890	0.8
		(2)農道	3,231	0.3	1,012	0.1
		(3)林道	17,509	1.7	12,991	1.3
		(4)漁港関連道	0	0.0	0	0.0
		小計	25,417	2.5	21,893	2.2
	II 都道府県道等の整備	(1)国道	130,218	12.6	122,528	12.2
		(2)都道府県道	163,868	15.8	180,263	17.9
		(3)農道	16,685	1.6	13,805	1.4
		(4)林道	12,201	1.2	11,759	1.2
		(5)漁港関連道	208	0.0	367	0.0
		小計	323,180	31.2	328,722	32.7
	III 交通確保対策		44,904	4.3	40,894	4.1
	IV その他	(1)電気通信施設の整備	1,223	0.1	1,329	0.1
		(2)その他	14,676	1.4	12,888	1.3
小計		15,899	1.5	14,217	1.4	
	計	409,400	39.5	405,726	40.4	
3 生活環境の整備	(1)公共下水道事業	26,332	2.5	34,038	3.4	
	(2)その他	35,343	3.4	42,837	4.3	
	計	61,675	5.9	76,875	7.7	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)高齢者生活福祉センター	5,735	0.6	6,299	0.6	
	(2)その他	26,697	2.6	25,570	2.5	
	計	32,432	3.2	31,869	3.2	
5 医療の確保	I 無医地区対策	(1)病院、診療所の整備	3,104	0.3	3,382	0.3
		(2)患者搬送車(艇)の整備	4	0.0	1	0.0
		(3)巡回診療	358	0.0	365	0.0
		(4)保健指導等	4	0.0	7	0.0
		(5)その他	6,161	0.6	11,098	1.1
		小計	9,631	0.9	14,853	1.5
	II その他		13,116	1.3	12,220	1.2
	計	22,747	2.2	27,073	2.7	
6 教育の振興		25,606	2.5	24,885	2.5	
7 地域文化の振興等		6,888	0.7	6,855	0.7	
8 集落の整備		2,321	0.2	2,170	0.2	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項		7,128	0.7	6,962	0.7	
	総 計	1,036,201	100.0	1,004,458	100.0	

(備考) 1 総務省調べ。

2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。

### (3) 自立促進市町村計画に係る事業費

平成12年度からスタートした自立促進法に基づく自立促進市町村計画の全体事業計画額は23兆2,133億円となっている（図表3-2-9）。

事業費を項目別にみると、「生活環境の整備」が6兆9,020億円（全体事業費の29.7%）で最も多く、以下「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」5兆2,048億円（22.4%）、「産業の振興」4兆7,405億円（20.4%）、「教育の振興」2兆6,710億円（11.5%）となっている（図表3-2-9）。

項目別の計画における構成比についてこれまでの実績と比較すると、平成28年度において「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の比率が減少し、「産業の振興」、「生活環境の整備」等が増加している（図表3-2-11）。

図表3-2-9 市町村計画における項目別事業費の構成比

(単位：億円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
緊急措置法 (S45～54)	7,584 (17.3)	16,488 (37.7)	8,498 (19.4)		639 (1.5)	9,339 (21.4)		190 (0.4)	1,001 (2.3)	43,739 (100.0)
振興法 (S55～H元)	22,061 (23.5)	35,319 (37.5)	17,173 (18.3)		1,430 (1.5)	16,263 (17.3)		402 (0.4)	1,422 (1.5)	94,070 (100.0)
活性化法 (H2～11)	48,341 (25.4)	47,332 (24.8)	53,063 (27.9)	10,437 (5.5)	3,769 (2.0)	22,579 (11.9)		744 (0.4)	4,227 (2.2)	190,492 (100.0)
自立促進法 (H12～21)	27,792 (21.7)	30,813 (24.0)	41,869 (32.6)	8,268 (6.4)	3,541 (2.8)	11,515 (9.0)	1,701 (1.3)	814 (0.6)	2,013 (1.6)	128,326 (100.0)
自立促進法 (H22～27)	15,864 (18.4)	18,025 (20.9)	22,398 (25.9)	8,536 (9.9)	5,114 (5.9)	12,848 (14.9)	1,366 (1.6)	872 (1.0)	1,344 (1.6)	86,367 (100.0)
自立促進法 (H28)	3,749 (21.5)	3,210 (18.4)	4,753 (27.3)	1,700 (9.7)	828 (4.7)	2,347 (13.5)	298 (1.7)	248 (1.4)	307 (1.8)	17,440 (100.0)
自立促進法 (H12～28)	47,405 (20.4)	52,048 (22.4)	69,020 (29.7)	18,504 (8.0)	9,483 (4.1)	26,710 (11.5)	3,365 (1.4)	1,934 (0.8)	3,664 (1.6)	232,133 (100.0)
合計 (S45～H28)	125,391 (22.4)	151,187 (27.0)	147,754 (26.4)	28,941 (5.2)	15,321 (2.7)	74,891 (13.4)	3,365 (0.6)	3,270 (0.6)	10,314 (1.8)	560,434 (100.0)

- (備考) 1 総務省調べ。  
2 ( )は構成比である。  
3 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。  
4 平成28年度は熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。

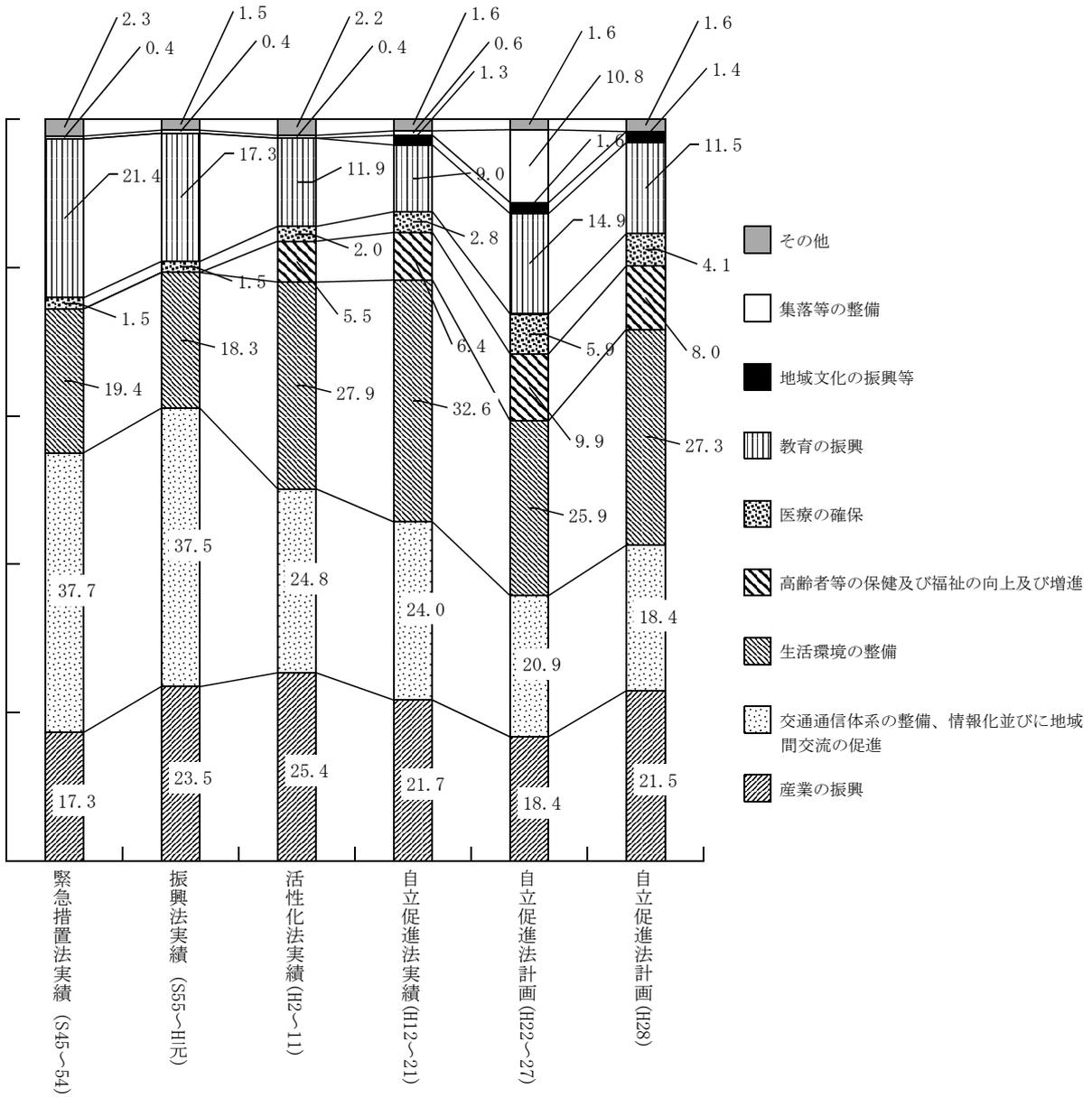
図表3-2-10 平成22年度以降の自立促進市町村計画における計画額

(単位：百万円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成22年度	261,666	300,094	336,252	121,403	74,285	168,102	14,706	11,447	20,307	1,308,262
平成23年度	274,660	259,649	334,435	119,320	79,218	203,210	14,477	13,019	22,416	1,320,405
平成24年度	243,722	284,012	361,448	127,592	88,951	260,694	44,824	14,681	19,752	1,445,676
平成25年度	256,757	378,598	378,875	140,321	91,894	221,655	15,234	14,526	22,778	1,520,636
平成26年度	258,151	296,630	427,003	148,918	96,346	204,018	24,460	15,167	23,100	1,493,793
平成27年度	291,493	283,501	401,753	196,009	80,744	227,131	22,874	18,348	26,012	1,547,865
平成28年度	374,945	321,016	475,308	170,060	82,821	234,714	29,835	24,835	30,664	1,744,198
(構成比)										
平成22年度	20.0	22.9	25.7	9.3	5.7	12.8	1.1	0.9	1.6	100.0
平成23年度	20.8	19.7	25.3	9.0	6.0	15.4	1.1	1.0	1.7	100.0
平成24年度	16.9	19.6	25.0	8.8	6.2	18.0	3.1	1.0	1.4	100.0
平成25年度	16.9	24.9	24.9	9.2	6.0	14.6	1.0	1.0	1.5	100.0
平成26年度	17.3	19.9	28.6	10.0	6.4	13.7	1.6	1.0	1.5	100.0
平成27年度	18.8	18.3	26.0	12.7	5.2	14.7	1.5	1.2	1.7	100.0
平成28年度	21.5	18.4	27.3	9.8	4.7	13.5	1.7	1.4	1.8	100.0

- (備考) 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。  
2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。  
3 平成28年度は熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。

図表3-2-11 市町村計画の項目別事業費における構成比の推移 (%)



図表3-2-12 市町村事業実績(項目別内訳)

(単位:百万円、%)

区分	項目	平成26年度(参考)		平成27年度	
		事業費	構成比	事業費	構成比
1 産業の振興	(1) 基盤整備	60,402	4.5	66,385	5.1
	(2) 漁港施設	14,960	1.1	14,470	1.1
	(3) 経営近代化施設	13,560	1.0	16,858	1.3
	(4) 地場産業の振興	7,348	0.5	8,095	0.6
	(5) 企業誘致	2,949	0.2	4,462	0.3
	(6) 起業の促進	465	0.0	427	0.0
	(7) 商業	8,459	0.6	8,767	0.7
	(8) 観光又はレクリエーション	41,023	3.0	38,879	3.0
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	46,170	3.4	48,623	3.7
	(10) その他	42,136	3.1	41,651	3.2
		計	237,472	17.5	248,617
2 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交 流の促進	(1) 市町村道	165,215	12.2	137,646	10.5
	(2) 農道	5,544	0.4	4,254	0.3
	(3) 林道	11,166	0.8	9,260	0.7
	(4) 漁港関連道	1,492	0.1	96	0.0
	(5) 鉄道施設等	602	0.0	585	0.0
	(6) 電気通信施設等情報化のための施設	27,788	2.0	25,918	2.0
	(7) 自動車等	1,387	0.1	1,754	0.1
	(8) 渡船施設	2,380	0.2	1,087	0.1
	(9) 道路整備機械等	3,890	0.3	4,689	0.4
	(10) 地域間交流	2,033	0.1	3,605	0.3
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	29,120	2.1	38,051	2.9
	(12) その他	12,612	0.9	10,715	0.8
	計	263,229	19.4	237,660	18.2
3 生活環境の整備	(1) 水道施設	99,809	7.4	96,332	7.4
	(2) 下水処理施設	80,466	5.9	83,328	6.4
	(3) 廃棄物処理施設	44,752	3.3	44,221	3.4
	(4) 火葬場	1,517	0.1	3,182	0.2
	(5) 消防施設	67,381	5.0	46,443	3.6
	(6) 公営住宅	29,848	2.2	25,825	2.0
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	12,722	0.9	13,135	1.0
	(8) その他	28,371	2.1	25,331	1.9
	計	364,866	26.9	337,797	25.9
4 高齢者等の保健及び福祉 の向上、増進	(1) 高齢者福祉施設	29,610	2.2	12,283	0.9
	(2) 介護老人保健施設	3,020	0.2	337	0.0
	(3) 児童福祉施設	19,271	1.4	16,061	1.2
	(4) 認定こども園	4,932	0.4	12,411	1.0
	(5) 障害者福祉施設	517	0.0	460	0.0
	(6) 母子福祉施設	313	0.0	332	0.0
	(7) 市町村保健センター及び母子健康センター	957	0.1	721	0.1
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	48,741	3.6	59,075	4.5
	(9) その他	38,975	2.9	37,261	2.9
	計	146,336	10.8	138,941	10.6
5 医療の確保	(1) 診療施設	53,184	3.9	43,886	3.4
	(2) 特定診療科に係る診療施設	1,955	0.1	6,136	0.5
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	19,259	1.4	19,462	1.5
	(4) その他	14,283	1.1	10,004	0.8
	計	88,681	6.5	79,488	6.1
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	126,024	9.3	130,834	10.0
	(2) 幼稚園	3,466	0.3	4,704	0.4
	(3) 集会施設、体育施設	36,366	2.7	39,716	3.0
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	19,490	1.4	19,627	1.5
	(5) その他	8,199	0.6	5,916	0.5
	計	193,545	14.3	200,797	15.4
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	19,167	1.4	13,992	1.1
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	3,438	0.3	3,723	0.3
	(3) その他	2,356	0.2	2,774	0.2
	計	24,961	1.8	20,489	1.6
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再整備	3,558	0.3	3,613	0.3
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	8,198	0.6	12,983	1.0
	(3) その他	2,679	0.2	2,551	0.2
	計	14,435	1.1	19,147	1.5
9 その他地域の自立促進 に関し必要な事項	(1) 自然エネルギーを利用するための施設	3,107	0.2	1,867	0.1
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	7,529	0.6	8,084	0.6
	(3) その他	12,270	0.9	12,130	0.9
	計	22,906	1.7	22,081	1.7
	総計	1,356,431	100.0	1,305,017	100.0

(備考) 1 総務省調べ。

2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。

3 熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。

図表3-2-13 平成27年度(市町村)施設等整備状況

施設名等		実績		施設名等		実績	
<b>(産業振興)</b>				<b>(高齢者等の健康及び福祉)</b>			
地場産業又は観光・レクリエーション事業を行う者に対する出資で過疎債を充当したもの		34件	(2,050百万円)	高齢者生活福祉センター	4箇所	(8,829㎡)	
農林漁業経営近代化施設		142箇所	(500,796㎡)	老人ホーム	収容人員	771人	
地場産業振興施設				老人福祉センター	7箇所	(5,616㎡)	
技能習得施設		3箇所	(3,025㎡)	介護老人保健施設	3箇所	(5,004㎡)	
試験研究施設		1箇所	(2,613㎡)	保育所		132箇所	
生産施設		25箇所	(10,036㎡)	児童館		18箇所	
加工施設		19箇所	(16,856㎡)	障害児入所施設		-	
流通販売施設		25箇所	(77,069㎡)	認定子ども園		40箇所	
観光・レクリエーション施設				障害者支援施設		6箇所	
自然観察体験施設		4箇所	(2,364㎡)	地域活動支援センター		4箇所	
学習創作施設				福祉ホーム	収容人員	20人	
スポーツ・レクリエーション施設		64箇所	(1,808,635㎡)	母子福祉施設		1箇所	
宿泊休養施設		37箇所	(199,363㎡)	市町村保健センター		20箇所	
駐車場		30箇所	(60,115㎡)	母子健康センター		4箇所	
その他の施設		104箇所	(922,379㎡)	<b>(医療)</b>			
				診療施設	病院	31箇所	
					診療所	103箇所	
<b>(交通通信)</b>				巡回診療車購入			
市町村道				患者輸送車購入			
新設			48,646m	無医地区解消			
改良			457,895m				
舗装			356,740m	<b>(教育文化)</b>			
橋りょう				学校統合	小学校	180→139校	
新設			1,792m		中学校	77→59校	
改良			13,826m		高等学校	-	
農道				危険校舎改築	小学校	72校	
新設			24,467m		中学校	64校	
改良			55,057m		高等学校	-	
林地				屋内運動場	小学校	114校	
新設			77,478m		中学校	58校	
改良			110,059m		高等学校	-	
漁港関連道				屋内運動場	小学校	36校	
新設			3,137m		中学校	21校	
改良			806m		高等学校	-	
住民の交通の便に供するための				屋内運動場	小学校	36校	
自動車			92台		中学校	21校	
渡船施設			10箇所		高等学校	-	
鉄道施設			4箇所	水泳プール	小学校	30校	
鉄道車両			3両		中学校	8校	
軌道施設			3箇所		高等学校	-	
軌道車両			1箇所	へき地集会施設		-	
有線放送			4,744台	寄宿舎		-	
テレビ難視聴解消のための施設			18箇所	教職員住宅		197戸	
通信用鉄塔施設			102箇所	スクールバス・ボート購入		165台	
テレビ放送中継施設			5箇所	給食施設		35箇所	
<b>(生活環境)</b>				幼稚園			
給水施設		給水人口	2,541,830人	集会施設(1,000㎡以上)			
下水処理施設		水洗化人口	2,120,881人	図書館			
廃棄物処理施設		ごみ	31箇所	10箇所 (13,014㎡)			
		し尿	102箇所	体育館			
火葬場			20箇所	35箇所 (54,329㎡)			
消防施設		ポンプ自動車	308台	運動場・広場等			
		小型動力ポンプ	500台	49箇所 (335,403㎡)			
		防火水槽	683基	<b>(地域文化)</b>			
				地域文化振興施設			
				46箇所			
				<b>(集落の整備)</b>			
				過疎地域集落再編整備			
				用地			
				23,172㎡			
				住宅			
				96戸			

(備考)1 総務省調べ。

2 熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。

(4) 市町村計画に係る過疎地域自立促進特別事業について

平成22年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、過疎対策事業債の対象がいわゆる「ソフト事業」にも拡充されたところである。

過疎地域自立促進特別事業は、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行ういわゆるソフト事業として市町村計画に位置付けられるものである。

平成22年度からスタートした過疎地域自立促進特別事業の6ヵ年の計画額は、1兆500億円であり、自立促進市町村計画の6ヵ年の計画額8兆6,367億円の12.2%を占めている。

事業区分別の構成比を見ると、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に係る事業費の割合が最も大きく、全体の25.1%を占めており、次いで「産業の振興」（23.5%）、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進」（15.5%）、「医療の確保」（10.7%）となっている（図表3-2-14）。

図表3-2-14 自立促進市町村計画の自立促進特別事業に係る計画額

(単位：百万円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成22年度	33,775	24,785	7,346	36,598	17,195	11,216	1,909	5,670	5,498	143,991
平成23年度	36,792	24,541	8,676	39,623	19,910	11,925	2,308	7,090	8,375	159,238
平成24年度	39,536	25,473	7,993	38,875	14,936	14,923	4,038	7,060	6,812	159,645
平成25年度	41,428	27,343	10,610	46,191	18,570	16,237	3,055	7,910	7,056	178,396
平成26年度	45,571	29,659	11,788	49,868	21,079	18,618	3,694	8,212	7,736	196,225
平成27年度	49,708	31,033	14,271	52,667	20,734	20,975	4,573	9,891	8,613	212,465
平成28年度	67,653	34,848	17,525	67,729	24,893	25,961	4,135	12,463	11,091	266,298
(構成比)										
平成22年度	23.5	17.2	5.1	25.4	11.9	7.8	1.3	3.9	3.8	100.0
平成23年度	23.1	15.4	5.4	24.9	12.5	7.5	1.4	4.5	5.3	100.0
平成24年度	24.8	16.0	5.0	24.4	9.4	9.3	2.5	4.4	4.3	100.0
平成25年度	23.2	15.3	5.9	25.9	10.4	9.1	1.7	4.4	4.0	100.0
平成26年度	23.2	15.1	6.0	25.4	10.7	9.5	1.9	4.2	3.9	100.0
平成27年度	23.4	14.6	6.7	24.8	9.8	9.9	2.2	4.7	4.1	100.0
平成28年度	25.4	13.1	6.6	25.4	9.3	9.7	1.6	4.7	4.2	100.0

(備考)

- 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。
- 2 過疎地域自立促進特別事業とは、いわゆるソフト事業で住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として市町村計画に定められたものをいう。
- 3 平成28年度は熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。

## 第3節 国の過疎対策

### 概要

自立促進法は、「総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること（第1条）」を目的としており、その目的の達成のため、財政、行政、金融及び税制上の幅広い分野にわたり、特別措置が講じられている（図表3-3-1）。

具体的には、過疎地域自立促進市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に対し、地方債の充当、国庫補助率のかさ上げ、都道府県代行制度や低利融資、課税の特例等の措置とともに、優先的な事業採択、事業採択基準の引き下げ、各種手続きの簡素化等の配慮をすることとされている。また、本法に基づく様々な施策とともに、他の法令等に基づき、過疎地域を対象とする施策のほか、その他過疎地域に関連の深い施策等も、各省庁によって講じられている（図表3-3-2）。

本節では、これらの主要な施策について、過疎地域自立促進計画の分野ごとに、以下の3分類により整理する。

#### 【過疎法による施策】

自立促進法による施策

#### 【過疎地域を対象とする施策】

対象として「過疎地域」を法律・政令・要綱等において明示している施策（自立促進法による施策を除く。）

#### 【過疎地域に関連する施策】

過疎地域が対象となる場合が多いと考えられる施策

図表3-3-1 過疎法による施策

区 分	過疎法条文	種 類
財政上の特別措置	第10条・第11条	○国の負担又は補助の割合の特例等 ・適正規模に統合する小中学校の校舎・屋内運動場の新增築、教職員住宅の建築 ・保育所 ・消防施設
	第12条	○過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）
	第13条	○資金の確保等
行政上の特別措置	第14条	○基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（都道府県代行制度）
	第15条	○公共下水道の幹線管渠等の整備（都道府県代行制度）
	第16条・第17条	○医療の確保
	第18条・第19条	○高齢者の福祉の増進
	第20条	○交通の確保
	第21条	○情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
	第22条	○教育の充実
	第23条	○地域文化の振興等
	第24条	○農地法等による処分についての配慮
第25条	○国有林野の活用	
金融上の特別措置	第26条	○株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け
	第27条	○中小企業に対する資金の確保
	第28条	○沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け
税制上の特別措置	第29条	○事業用資産の買換えの場合の課税の特例（所得税・法人税）
	第30条	○減価償却の特例（所得税・法人税）
	第31条	○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補てん）

図表3-3-2① 過疎対策の具体的施策

項目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
財政上の主要な施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨資金の確保等（法第13条）</li> <li>⑨過疎地域自立促進のための地方債（法第12条）</li> <li>⑨国の負担又は補助の割合の特例等（法第10、11、16、18、19条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農林水産関係事業の実施要件の緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨辺地対策事業債</li> <li>⑨地方交付税</li> </ul>
産業の振興		<ul style="list-style-type: none"> <li>①農林漁業振興施策</li> <li>①地場産業の振興・企業誘致施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農林漁業振興施策</li> <li>①地場産業の振興・企業誘致施策</li> <li>①農村地域への工業等導入等の施策</li> <li>①観光又はレクリエーション施設の整備</li> <li>①森林・山村対策</li> <li>①農山漁村地域活性化対策</li> </ul>
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>②道路整備事業</li> <li>②林道の整備に関する補助制度</li> <li>②自家用有償旅客運送</li> <li>②バス運行対策（地域内フィーダースystem確保維持）</li> <li>②無線システム普及支援事業</li> <li>②情報通信利用環境整備推進事業</li> <li>②電気通信に関する施設の維持管理に係る支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②地方公共団体の道路整備に関する補助制度</li> <li>②農道及び林道の整備に関する補助制度</li> <li>②漁港関連道の整備に関する補助制度</li> <li>②バス運行対策（地域間幹線system維持確保）</li> <li>②離島航路等におけるインフラ整備に関する補助制度</li> <li>②離島航路対策及び離島航空路対策</li> <li>②地方公共団体が設置管理者であつて全国航空ネットワーク機能を補完する空港の整備</li> <li>②鉄道軌道整備費等補助金</li> <li>②鉄道施設安全対策事業等補助金</li> </ul>
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>③消防施設に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第10条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③空き家再生等推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③污水处理施設関連の事業</li> <li>③簡易水道等施設整備事業</li> <li>③生活貯水池整備事業</li> <li>③雪対策砂防モデル事業</li> <li>③雪崩対策事業</li> <li>②森林激甚災害地域における急傾斜地崩壊対策事業</li> </ul>

図表3-3-2② 過疎対策の具体的施策（続き）

項目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	④高齢者の福祉の増進（法第18条、19条） ④保育所に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第10条）	④離島等サービス確保対策事業	④へき地保育の推進 ④社会福祉施設等施設整備費補助金制度
医療の確保	⑤医療の確保（法第16条、17条）		⑤へき地保健医療対策
教育の振興	⑥教育の充実 ⑥地域文化の振興等 ⑥学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の新增築に対する国の負担割合の特例（法第10条） ⑥学校統合に伴う教職員住宅の建築に対する国の交付金の算定割合の特例（第11条）	⑥公立学校施設整備事業	⑥へき地集会室等の整備 ⑥へき地児童生徒援助費等補助金 ⑥私立高等学校等経常費助成費補助金
集落の整備等		⑦過疎地域集落再編整備事業 ⑦「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 ⑦過疎地域遊休施設再整備事業	⑦離島振興特別事業
その他		⑧過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ⑧過疎地域等自立活性化推進事業	⑧地域雇用開発対策 ⑧出稼労働者安定就労対策
行政上の特別措置（再掲を含む）	②基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（法第14条） ③交通の確保（法第20条） ②情報の流通の円滑化及び通信体系の充実 ③下水道事業の都道府県代行制度（法第15条） ④高齢者の福祉の増進（法第18条・第19条） ⑤医療の確保（法第16条・第17条） ⑥教育の充実（法第22条） ⑥地域文化の振興等（法第23条） ⑩農地法等による処分についての配慮（法第24条） ⑩国有林野の活用（法第25条）		

図表3-3-2③ 過疎対策の具体的施策（続き）

項目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
金融上の特別措置	①株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け（法第26条） ①中小企業に対する資金の確保（法第27条） ⑦沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（法第28条）	①地域総合整備資金貸付制度 ①地域産業振興に対する特別融資制度 ①農業改良資金等の貸付	①農業改良資金等の貸付 ①就農支援資金の貸付 ①林業就業促進資金の貸付
税制上の特別措置	①事業用資産の買換えの場合の課税の特例（法第29条） ①減価償却の特例（法第30条） ①地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第31条）	①特別土地保有税の非課税措置（地方税法第586条）  （ただし、特別土地保有税は平成15年度以降、当分の間新たな課税は行われないこととされている。）	①農村地域への工業等の導入等の施策
その他		過疎地域対策調査研究	

（備考）1 本節で取り上げた具体的な施策を一覧にしたものである。

2 各項目に付した数値は以下の分類による。

①産業の振興、②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、③生活環境の整備、④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑤医療の確保、⑥教育の振興、⑦集落の整備等、⑧その他、⑨財政上の主要な施策、⑩その他の行政措置

## 1 産業の振興

## 【過疎法による施策】

## ●資金の確保等（法第13条）〔財政措置〕

国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保に努めるとともに、補助事業採択基準の引下げ、補助事業の優先的な採択、融資制度の特例等を行うこととしている。なお、これらについては、旧過疎活性化法において認められていたものを継続するとともに、融資制度の特例の一部が拡充されている。

## ●株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け（法第26条）〔金融措置〕

日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、「振興山村・過疎地域経営改善資金」の貸付けを行うこととしている。

## 1 目的

本資金は、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法により指定された振興山村又は過疎地域の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。

## 2 貸付対象者

農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等

## 3 資金使途

本資金の貸付けは、都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業を対象とする。

## (1) 農業関係

果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得

## (2) 林業関係

素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設（簡易給排水施設、集会施設等）等の改良、造成又は取得

## (3) 漁業関係

漁船（20トン未満）、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得

〔※（1）～（3）の施設にエネルギーを供給するための目的で設置する太陽光、バイオマス熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。〕

## (4) その他

- ① （1）～（3）の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得
- ② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得

4 貸付条件（平成28年3月31日現在）

区分	補助事業	非補助事業
利率	0.95%（共同利用：1.95%）	0.80%
限度額	負担する額の80%以内	負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 （かっこ書きの金額は、一定の要件を満たす場合） ①個人：1,300万円（2,600万円） ②法人・団体：5,200万円（6,000万円、1億円、3億円、5億円）
償還期限	25年（うち据置期間8年）以内	

図表3-3-3 振興山村・過疎地域経営改善資金貸付実績

（単位：千円）

法区分	年度	農 業		林 業		漁 業		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
振興法	昭55～平元	11,618	28,713,792	1,341	3,860,559	565	6,413,275	13,524	38,987,626
活性化法	平2	147	1,201,266	35	356,400	33	812,660	215	2,370,326
	平3	321	2,832,728	58	1,069,019	25	479,970	404	4,381,717
	平4	523	3,723,299	55	1,145,497	24	455,000	602	5,327,796
	平5	527	5,310,772	36	1,666,043	30	1,444,240	593	8,421,055
	平6	249	3,445,763	29	1,532,201	32	1,538,300	310	6,516,264
	平7	119	971,721	17	1,251,748	7	299,100	143	2,522,569
	平8	70	1,219,176	6	103,298	8	838,500	84	2,160,974
	平9	29	934,147	9	808,600	5	142,180	43	1,884,927
	平10	29	651,570	8	332,060	4	249,000	41	1,252,630
	平11	20	1,004,389	5	242,318	—	—	25	1,246,707
自立促進法	平12	9	673,580	3	517,200	1	270,000	13	1,460,780
	平13	6	107,000	3	397,970	1	20,000	10	524,970
	平14	3	275,950	1	18,000	—	—	4	293,950
	平15	5	664,800	—	—	—	—	5	664,800
	平16	2	188,000	—	—	2	555,700	4	743,700
	平17	3	131,200	1	86,400	1	278,000	5	495,600
	平18	—	—	3	94,000	1	400,000	4	494,000
	平19	1	25,000	1	22,000	—	—	2	47,000
	平20	—	—	—	—	4	263,000	4	263,000
	平21	—	—	—	—	4	371,000	4	371,000
	平22	—	—	—	—	—	—	—	—
	平23	—	—	—	—	2	500,000	2	500,000
	平24	—	—	—	—	1	120,000	1	120,000
	平25	—	—	—	—	—	—	—	—
	平26	2	13,800	—	—	1	4,000	3	17,800
	平27	—	—	—	—	—	—	—	—

（備考）1 日本政策金融公庫調べ。

2 山村振興法に基づく振興山村分も含む。

**●中小企業に対する資金の確保（法第27条）〔金融措置〕**

過疎地域における中小企業の育成を図るため、過疎地域において中小企業者が経営改善計画に定められた事業等の目的の達成に資する事業を行う場合に、国等が必要な資金の確保に努めるべき旨を規定している。

**●事業用資産の買換えの場合の課税の特例（法第29条）〔税制措置〕**

過疎地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、個人又は法人が非過疎地域内にある土地、建物又は構築物等の事業用資産を譲渡して、過疎地域内にある事業の用に供する土地、建物又は構築物等の事業用資産を取得した場合に、租税特別措置法第37条（特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例）及び第65条の7（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）の規定により、税負担の軽減を図っている。

**●減価償却の特例（法第30条）〔税制措置〕**

前項と同じ趣旨で、過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業（コールセンター）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設又は増設した個人又は法人に対して、当該新增設に係る機械及び装置（製造の事業又はコールセンターの用に供するものに限る。）並びに建物及びその附属設備について、租税特別措置法第12条及び第45条の定めるところにより特別償却を認め、所得税又は法人税の優遇措置を講じている。

なお、平成22年の自立促進法改正により、対象業種からソフトウェア業が除外され、情報通信技術利用事業（コールセンター）が追加されている。

**●地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第31条）〔税制措置〕**

過疎地域内における産業の振興を図るため、製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新增設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を地方公共団体が条例により、課税免除又は不均一課税した場合、若しくは畜産業又は水産業を行う個人に対する個人事業税を地方公共団体が条例により課税免除又は不均一課税した場合には、その減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を基準財政収入額から控除することで普通交付税により補填することとしている（図表3-3-4、減収補填額の実績については図表3-3-5参照）。

図表3-3-4 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

事業税	<p>a. 製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）又はコールセンターの用に供する設備で租税特別措置法第12条第1項における表第1号の第3欄又は第45条第1項における表第1号の第3欄の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計が2,700万円を超えるもの（「特別償却設備」という。）を新增設した者について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について、課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補填の措置期間は3箇年度。</p> <p>b. 畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、過疎地域として公示された日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税について、課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補填の措置期間は5箇年度。</p>
不動産取得税	<p>特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（過疎地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補填の措置は、当該年度のみ。</p>
固定資産税	<p>特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎地域として公示された日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補填の措置期間は3箇年度。</p>

図表3-3-5 普通交付税で措置した減収補填額

(単位：千円)

年 度	事 業 税	不動産取得税	固定資産税	計
(緊急措置法) 昭45～54	2,290,786	1,084,706	2,450,405	5,825,897
(振興法) 昭55～平元	5,313,484	2,692,001	7,928,100	15,933,585
(活性化法) 平2～11	9,089,165	15,890,410	26,466,369	51,445,944
(自立促進法) 平12～27	8,629,829	13,572,099	35,447,529	57,649,457
合 計	25,323,264	33,239,216	72,292,403	130,854,883

(備考) 総務省調べ。

【過疎地域を対象とする施策】

●特別土地保有税の非課税措置（地方税法第586条）〔税制措置〕

過疎地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、過疎地域市町村で新設又は増設された一定の製造業の用に供する設備に係る工場用建物（一定の附帯施設を含む。）の用に供する土地並びに同期間内に新築又は増築された一定の宿泊施設、集会施設及びスポーツ施設の用に供する土地について、特別土地保有税を非課税としている。（ただし、特別土地保有税は平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われなことをされている。）

●地域総合整備資金貸付制度（総務省）〔金融措置〕

地方公共団体は、民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力のある地域づくりを推進するために、地域総合整備財団の支援を得て、金融機関等の融資（有利子）と協調して地域振興に資する民間事業者等に無利子資金（「地域総合整備資金」という。）を貸し付けている。過疎地域（離島地域及び特別豪雪地帯を含む。）市町村については、他の市町村と比較して、融資比率及び融資限度額が引き上げられている。なお、地方公共団体は、地域総合整備資金の原資を地方債で調達し、この地方債の利子の75%（用地取得費に係る部分については50%）は地方交付税で補填される。また、平成27年度より低金利下における措置として、地方公共団体が民間事業者等に連帯保証料の補助を行う場合、当該地方公共団体に対して補助額の75%を地方交付税で措置している（図表3-3-6）。

図表3-3-6 地域総合整備資金貸付制度（総務省）

貸付対象事業	地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件を満たすもの ① 新規雇用者が1人以上増加すること。 ② 用地取得費を除く設備投資総額が1,000万円以上であること。 ③ 用地取得等の契約後5年以内に事業供用を開始すること。 ④ 対象事業が、公益性、適度の事業収益性等の観点から実施されること。				
貸付対象者	第三セクターを含む民間事業者				
貸付額	通常の地域		過疎・みなし過疎（旧過疎地域に限る）、離島地域、特別豪雪地帯		東日本大震災被災地域、連携中枢都市圏、定住自立圏
	一般の地域	地域再生計画認定地域・地域力創造推進地域・沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画認定地域・地域力推進地域・沖縄県の区域	
通常の施設	10.5億円	13.1億円	13.5億円	16.8億円	16.8億円
複合施設	15.7億円	19.6億円	20.2億円	25.3億円	25.3億円
融資比率	35%		45%		45%

- (備考) 1 表は、政令指定都市以外の市町村から融資を受ける場合である。  
2 「複合施設」とは、対象事業が年度を越えて実施され、複数の施設が一体的・複合的に整備されるもの。  
3 融資上限額は、対象事業に係る借入総額に融資比率を乗じた額と、各々の融資限度額のいずれか小さい額となる。

●地域産業振興に対する特別融資制度（総務省、農林水産省、国土交通省）〔金融措置〕

過疎地域の雇用機会の創出と地域の経済力の強化のために、地域産業の振興を図り、地域の自立的発展に資するため、昭和58年度から地域産業振興特利制度を、昭和62年度から中小企業者を対象とした地域産業振興特別貸付制度を創設している。なお、平成2年度からは、地域の経済社会の広域化に対応して、広域的な産業振興による過疎地域の活性化を図るため、広域過疎事業に対する金融の支援措置を講じているが、平成12年度からは過疎地域に隣接する市町村も広域過疎地域に加えたところである（図表3-3-7）。

図表3-3-7 地域産業振興に対する特別融資制度

	地域産業振興・雇用開発融資制度 (平成20年9月までで廃止)	企業活力強化貸付制度(地域活性化・雇用促進資金)	
金融機関	日本政策投資銀行	日本政策金融公庫 (中小企業事業本部)	日本政策金融公庫 (国民生活事業本部)
対象地域	過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯、広域過疎地域	過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯、広域過疎地域	本制度としての限定はなし。
対象業種	鉱業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、建設業、サービス業、文化・教養・スポーツ・レクリエーション事業	本制度としての限定はなし。	
雇用創出要件	8名以上。広域過疎事業については10名以上、うち過疎地域から4名以上。但し、製造業については、要件を1/2に緩和。	3名以上。	新たに2名以上（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項第5号の特定業種に該当する場合又は女性、若年者（30歳未満）若しくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合は1名以上）の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う者
投資規模要件	2億円以上。広域過疎事業については8億円以上	貸付限度額：7億2,000万円	貸付限度額：7,200万円
金利	政策金利Ⅰ。但し、平成20年9月までは政策金利Ⅱ。（平成18年度より、金利体系が整理された。）	基準利率。 但し、設備資金については、2億7,000万円を限度に特別利率②。（但し平成29年度までは特別利率③）、2億7,000万円を超えて5億4,000万円を限度に特別利率①。 広域過疎に係る設備資金については、2億7,000万円を限度に特別利率②、雇用創出5名以上（うち過疎地域から3名以上）の場合、2億7,000万円を超えて5億4,000万円を限度に特別利率①。	基準利率。 特別利率①。 特別利率②（特定の過疎地域等において一定の要件を満たす場合の設備資金に限る。）

(備考) 1 広域過疎地域とは、過疎市町村を含む割合が30%以上の広域市町村圏に含まれる非過疎市町村（なお、過疎地域市町村数を30%以上含む広域過疎市町村が、合併により過疎地域を含む割合が30%未満となった場合は、合併前と同様広域過疎市町村として取り扱う。）及び過疎市町村に隣接する非過疎市町村をいう（ここでいう「広域市町村」とは、従来の広域行政圏施策に基づく地域を指す）。

2 日本政策投資銀行では、広域過疎地域のうち政令指定都市は対象外となっている。

3 平成18年度より日本政策投資銀行の政策金利体系が簡素化され、従来の政策金利Ⅰ～Ⅲは政策金利Ⅰ、Ⅱに変更されている。

4 日本政策投資銀行は、平成20年10月に民営化された。

5 過疎地域等とは、過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯をいう。

図表3-3-8 地域産業に対する特別融資制度の実績  
(地域産業振興・雇用開発融資制度の実績) (単位：件、百万円)

金融機関	日本政策投資銀行				北東公庫				合計	
	地域		広域過疎		過疎地域		広域過疎			
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和58	3	2,090			1	210			4	2,300
昭和59	9	2,820			2	325			11	3,145
昭和60	8	1,690			0	0			8	1,690
昭和61	11	2,705			0	0			11	2,705
昭和62	17	5,277			0	0			17	5,277
昭和63	21	10,470			3	1,040			24	11,510
平成元	22	9,046			7	1,470			29	10,516
平成2	22	8,004	17	7,050	5	670	6	2,380	50	18,104
平成3	39	14,220	18	8,780	2	600	1	750	60	24,350
平成4	36	15,250	13	12,350	3	300	4	1,150	56	29,050
平成5	16	9,530	4	5,300	3	375	0	0	23	15,205
平成6	11	4,970	3	2,500	1	1,000	3	1,220	18	9,690
平成7	4	2,300	1	1,000	0	0	1	1,200	6	4,500
平成8	6	5,700	1	120	1	100	2	3,100	10	9,020
平成9	7	2,890	3	3,220	2	350	3	4,850	15	11,310
平成10	6	5,130	3	4,200	1	300	1	500	11	10,130
平成11上期	3	1,010	1	750	1	1,800	0	0	5	3,560
平成11下期	3	2,200	0	0					3	2,200
平成12	2	1,440	0	0					2	1,440
平成13	3	960	0	0					3	960
平成14	1	120	0	0					1	120
平成15	2	1,820	0	0					2	1,820
平成16	10	3,410	1	2,400					11	5,810
平成17	7	2,205	3	2,900					10	5,105
平成18	14	5,290	4	950					18	6,240
平成19	12	6,690	0	0					12	6,690
平成20	5	3,510	0	0					5	3,510
平成21										

(備考) 平成11年度上期以前は、日本開発銀行による実績。なお、平成7年度以前は、地域産業振興融資制度の実績。

(企業活力強化貸付 地域活性化・雇用促進資金の実績)

(単位：件、百万円)

金融機関	日本政策金融公庫 (中小企業事業本部)				日本政策金融公庫 (国民生活事業本部)		合 計	
	過疎地域		広域過疎		件 数	金 額	件 数	金 額
地 域	件 数	金 額	件 数	金 額				
昭和62	22	1,870			4	77	26	1,947
昭和63	105	9,961			15	195	120	10,156
平成元	254	24,133			43	1,333	297	25,466
平成 2	331	27,622	39	4,572	227	5,575	597	37,769
平成 3	186	15,734	100	10,864	215	5,487	501	32,085
平成 4	138	14,710	108	12,299	116	3,226	362	30,235
平成 5	60	7,033	64	10,325	74	2,198	198	19,556
平成 6	24	2,864	37	5,652	35	1,217	96	9,733
平成 7	20	2,030	71	8,485	25	851	116	11,366
平成 8	33	4,012	106	13,888	19	647	158	18,547
平成 9	70	8,699	202	25,601	25	984	297	35,284
平成10	12	1,210	35	3,803	11	386	58	5,399
平成11	6	700	10	1,140	5	46	21	1,886
平成12	8	650	16	2,290	7	161	31	3,101
平成13	2	215	3	152	2	28	7	395
平成14	2	220	1	150	7	78	10	448
平成15	2	160	4	318	2	37	10	515
平成16	36	4,158	34	8,508	0	0	70	12,666
平成17	79	7,958	314	29,803	0	0	393	37,761
平成18	206	16,026	742	64,225	1	30	949	80,281
平成19	154	13,021	453	32,854	2	45	609	45,919
平成20	148	11,280	405	33,330	1	15	554	44,625
平成21	70	6,500	234	23,673	0	0	304	30,173
平成22	116	8,750	309	24,940	0	0	425	33,690
平成23	132	9,982	316	25,423	0	0	448	33,405
平成24	121	9,951	444	39,675	0	0	565	49,626
平成25	136	13,370	343	30,662			479	44,032
平成26	116	12,650	289	29,267			405	41,917
平成27	102	8,490	313	30,512			415	39,002

(備考) 1 平成15年度までは、地域産業振興資金の実績。

2 国民生活事業本部は、平成21年度までは過疎地域及び広域過疎地域の外、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯を合わせた数値。平成22年度以降は「図表3-3-7 地域産業振興に対する特別融資制度」の国民生活事業本部の特別利率②の適用を受けた数値。また、平成10年度以前は国民金融公庫の実績。

3 平成20年度より、地域雇用促進資金は地域活性化資金と統合され、地域活性化・雇用促進資金となった。

## ●農林漁業振興施策（農林水産省）〔交付金〕

事業名	事業内容	国費率 (平成27年度予算額)
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農山漁村における定住や都市住民による二地域居住、地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、農・林・水の縦割りなく、生産基盤や生活環境施設、地域間交流の拠点となる施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援するとともに、地域のそれぞれの実情に応じた、地域の創意工夫による自主的な取組を支援する。	定額 (6,150,000千円)
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差の範囲内で交付金を交付する。 平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、中山間地域等直接支払は、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、「日本型直接支払制度」として実施。	定額 (28,999,601千円)
都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援する。 取組メニューのうち、「集出荷等を通じた地域内外の連携」又は「市民と連携した農業被害の防止」の取組を実施し、事務所が過疎地域に所在し、かつ、高齢化率（販売農家人口のうち65歳以上の人口が占める割合）が50%以上の農業集落又は総農業従事者数のうち65歳以上の人数が占める割合が50%以上の農業集落が、地域資源の利活用、高齢農業者等の意向把握及び高齢農業者等の知恵や経験を活かした活動の試行などについて、その周辺の農業集落と連携した取組を行う場合においては、助成額の上限は100万円を上乗せし、900万円とする。	定額 (2,000,000千円)

事業名	事業内容	国費率 (平成27年度予算額)
農山漁村地域整備交付金のうち		(106,650,000千円の内数)
農地防災事業（農村災害対策整備事業）	災害に対し脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を実施する。	整備事業（過疎） 災害防除対策推進地域 内地・北海道・奄美55%、 離島60% 甚大な災害発生地域で実施するもの 内地・北海道55%、 離島60%、奄美70% (通常補助率) 50/100
沖縄振興公共投資交付金のうち		(81,592,025千円の内数)
農地防災事業（農村災害対策整備事業）	災害に対し脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を実施する。	整備事業（過疎） 災害防除対策推進地域 沖縄80% 甚大な災害発生地域で実施するもの 沖縄75% (通常補助率) 2/3

●農業改良資金等の貸付（農林水産省）〔金融措置〕

事業名	事業内容
農業改良資金	農業改良資金融通法に基づき都道府県知事による貸付資格の認定を受けた一定の農業者等(※)に対し、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入すること等）を実施するのに必要な資金を無利子で貸し付けるとともに、過疎地域、振興山村等条件不利地域においては、償還期限の延長等の特例措置を講じる。(※農商工等連携促進法など、個別の法律に基づき国又は都道府県から事業計画の認定を受けた者)
就農支援資金	都道府県知事の認定を受けた新規就農者等に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農準備に必要な資金を無利子で貸し付けるとともに、過疎地域、振興山村等条件不利地域に就農する場合には、償還期間の延長等の特例措置を講じる。

●農村地域への工業等の導入等の施策

対象地域	過疎地域、振興山村、農業振興地域（大都市圏等を除く。）
税制・金融上の優遇措置	農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区内の農用地等を、農村地域工業等導入実施計画で定める工場用地等に供するため、個人が譲渡した場合における譲渡所得についての所得税の軽減措置がある（農村地域工業等導入促進法第7条）。 その他、企業が行う設備投資等について、日本政策金融公庫から低利融資が受けられる。
工業等の立地に関する情報収集・提供、指導	一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構及び一般財団法人日本立地センターにおいて、農村地域への工業等の導入の促進のために、工業等の立地情報の収集、広報、指導等の業務が行われている。

●地場産業の振興・企業誘致施策（経済産業省）

事業	事業内容
SS過疎地対策	<p>平成27年3月に国、石油元売各社、業界団体等で組織するSS過疎地対策協議会を設置。平成27年4月に第1回を開催し、SS過疎地対策に係る状況の共有及び各関係者の取組状況を確認した。10月には、第2回を開催し、各関係者の取組状況のフォローアップ及び関係省庁における取組状況を確認し、今後、事業者の目線にたったSS過疎地対策マニュアルを作成することとした。引き続き、同協議会の枠組みのもと、主に以下の取組を実施し、SS過疎地において地域コミュニティに必要な燃料供給機能確保のため取組を働きかける。</p> <p>①実態把握・相談窓口の設置 主に自治体等を念頭にSS過疎地問題に関する相談窓口を資源エネルギー庁に設置。相談窓口に応じ、石油元売各社、業界団体等とともに、ワンストップで経営ノウハウに係る助言や補助事業の適用など適切な支援をコーディネートする。また、SS過疎地又は近い将来SS過疎問題に直面することが見込まれる自治体に対する個別の実態調査を通じ、SS過疎地に共通する課題の抽出等を行う。</p> <p>②地域における取組支援 自治体等の関与を前提として、地域に合った燃料供給スキームの検討・構築のための実証事業について支援する。</p> <p>③新技術等に関する検討会の設置 SS運営のコスト削減に資する新技術や運営オペレーションについて関係省庁等と整理・検討する場を設置。</p>
地域エネルギー供給拠点整備事業費	<p>石油製品の安定供給を確保するため、SSの地下タンクの入換えや漏えい防止対策、自家発電機導入、SS過疎地における簡易計量機の設置、地下タンク等の放置防止、土壌汚染の有無に関する検査経費等に係る費用について支援する。</p> <p>更に過疎地等において、自治体が石油製品の安定供給について、過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村計画等に位置付けた場合、支援措置の深掘り（補助率：2/3→3/4（中小企業）、10/10（自治体））を実施する。</p> <p>※27年度予算額：3,394,000（千円）</p>

石油製品流通網維持強化事業（のうち石油製品流通網再構築実証事業）	石油製品の安定供給を確保するため、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業を支援する。 ※27年度予算額：150,000（千円）
----------------------------------	---

### 【過疎地域に関連する施策】

#### ●農林漁業振興施策（農林水産省）〔交付金〕

事業名	事業内容	国費率 (平成27年度予算額)
多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るため、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。	定額 (48,250,500千円)
山村活性化支援交付金	山村の所得・雇用の増大に向け、薪炭・山菜など地域資源の活用等を図るための取組を支援する。	定額 (750,000千円)
農山漁村地域整備交付金のうち		(106,650,000千円の内数)
中山間地域総合整備事業	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず生産条件等が不利な中山間地域で、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象に、農業・農村の活性化を図るため、農業生産基盤と農村生活環境等の総合的な整備を実施する。	内地・北海道55%、 離島60%、奄美70%
農地環境整備事業	耕作放棄地及びこれが介在する周辺農地を対象に保全管理区域と生産区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去、耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全と、優良農地の生産性の向上を図るための整備を一体的に実施する。	内地・北海道55%、 離島60%、奄美70%
草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型）	生産条件が不利な中山間地域等において、林地、野草地、草地等の農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備を支援する。	内地・北海道55%、 離島60%、奄美70%
沖縄振興公共投資交付金のうち		(81,592,025千円の内数)
農山漁村活性化対策整備に関する事業	農山漁村における定住や都市住民による二地域居住、地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、農・林・水の縦割りなく、生産基盤や生活環境施設、地域間交流の拠点となる施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援するとともに、地域のそれぞれの実情に応じた、地域の創意工夫による自主的な取組を支援する。	定額（8/10、2/3等）
中山間地域総合整備事業	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず生産条件等が不利な中山間地域で、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象に、農業・農村の活性化を図るため、農業生産基盤と農村生活環境等の総合的な整備を実施する。	沖縄75%

農地環境整備事業	耕作放棄地及びこれが介在する周辺農地を対象に保全管理区域と生産区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去、耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全と、優良農地の生産性の向上を図るための整備を一体的に実施する。	沖縄75%
草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型）	生産条件が不利な中山間地域等において、林地、野草地、草地等の農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備を支援する。	沖縄75%

事業名	事業内容	国費率 (平成27年度予算額)
森林・林業再生基盤づくり交付金	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一体的な支援を行う。	定額（1/2、4/10等） (2,700,000千円)
林業労働力の確保と林業事業体の育成対策	林業への新規就業者の確保、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者の育成及び林業事業体の育成等を図るため、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等を推進する。また、林業事業体の経営の合理化を促進し、森林整備を担う人材を確保・育成するため「林業労働力確保支援センター」を中核として、総合的な対策を推進する。	定額、定額（1/2） (当初 5,683,241千円、 補正 300,000千円) (2,700,000千円の内数)
森林・山村多面的機能発揮対策交付金	地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等との合意により設置する活動組織が行う里山林等の森林の保全管理や、森林資源の活用を目的とした伐採等の活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対し、支援を行う。	定額（2,485,000千円）

●林業就業促進基金の貸付（農林水産省）〔金融措置〕

事業名	事業内容
林業就業促進資金	新たに林業に就業しようとする者の研修等、就業準備に必要な資金を無利子で貸し付ける。

事業	事業内容
JAPANブランド育成支援事業	中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対する支援を実施する。
消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業	中小企業地域資源活用促進法に基づき、地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者が、当該事業計画に沿って実施する、地域産業資源（農林水産物、鉱工業品、観光資源など）を活用した新商品・新サービスの開発等の取組に対し、市場調査、試作品開発、展示会出展等に要する経費の一部を補助する。
金融上の優遇措置	中小企業地域資源活用促進法に基づき、地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者等に対して、日本政策金融公庫等による貸付を行う。また、信用保証協会の保証限度額を拡大する。
戦略産業支援のための基盤整備事業	企業立地促進法に基づき国の同意を受けた「基本計画」の対象区域内において、企業立地促進及び産業集積形成のための基盤として活用され、我が国の産業競争力強化に資する施設・設備の整備事業を支援する。
企業立地促進法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填	都道府県知事から企業立地計画の承認を受けた事業者が、同計画に基づいて、工場用等の建物等を取得等した場合であって、地方公共団体が当該施設に係る不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行ったとき、その減収額の一部を普通交付税により補填する。（企業立地促進法第20条）
企業立地促進法に基づく金融上の優遇措置	企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」又は「事業高度化計画」に従って企業立地又は事業高度化への取組を行う中小企業者に対して、日本政策金融公庫等による貸付を行う。

●観光又はレクリエーション施設の整備（環境省、国土交通省、農林水産省）

〔国庫補助金及び交付金〕

事業名	事業内容	事業主体・補助率等
国立公園、国立公園等の整備	<p>国立公園、国立公園等において、地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を実施し、自然と共生する社会の実現を図ることを目的に、都道府県及び市町村が自然環境整備計画に基づき実施する整備事業に対し、自然環境整備交付金により以下の事業について支援するもの。</p> <p>①国立公園の整備 国立公園において利用施設の国際化対応や老朽化対策のために実施する歩道、園地、休憩所、公衆便所等の整備</p> <p>②国立公園の整備 国立公園において実施する歩道、園地、休憩所、公衆便所、植生復元施設、自然再生施設等の整備。</p> <p>③長距離自然歩道の整備（国立公園・国立公園外） 長距離自然歩道において実施する歩道や標識等の整備。 （環境省）</p>	<p>地方公共団体 1/2（国立公園整備）、45/100（国立公園等整備）</p>

レクリエーション施設等	都市計画区域外の農山漁村地域における生活環境を改善するため、都市公園における地区公園相当規模の公園の整備を行う（国費率：用地費1/3、施設費1/2）。 また、河川事業及び砂防事業による地域の人々も散策等で利用できる河川管理用道路等の整備。  (国土交通省)	地方公共団体、1/3・1/2
港湾の整備	人々の生活の安定及び地域の振興を図るため、日常生活物資や地場産品、農水産品等を効率的に輸送するための岸壁の整備等を促進する。また地域住民の足となるフェリーターミナルの整備を行う。  (国土交通省)	地方公共団体等、9.5/10～6/10
海岸の整備	国土保全及び安全の確保を図るため海岸保全施設の整備を促進する。特に、安全で景観にも優れた、地域住民が海辺とふれあえる海岸空間を創出する。  (農林水産省・国土交通省)	地方公共団体等、9/10～1/3

●森林・山村対策（総務省・農林水産省）

森林・山村対策については、森林の有する多面的な公益的機能を今後とも維持し、山村地域の活性化を図っていくため、新たな観点からの抜本的な対策が必要との認識に基づき、平成3年12月に国土庁、林野庁、自治省の間で「森林・山村検討会」を設置し、検討を進めた。その検討結果を踏まえ、平成5年1月に「森林・山村検討会の取りまとめに基づき平成5年度から講じる施策の概要」がとりまとめられ、これに基づいて平成5年度から森林・山村対策として地方交付税措置が講じられた。

平成27年度に講じられた森林・山村対策の概要は次のとおりである。

[地方財政措置]（総務省）

事 項	内 容
豊かな森林づくりの推進	(1) 公有林等における間伐等の管理に対する財政措置 (2) 公有林における作業道の整備に対する財政措置 (3) 公的管理が必要な民有林について所有者との協定等により一定期間にわたり管理・整備を行う地方公共団体や森林整備法人に対する財政措置 (4) 伐期延長や複層林化による人工林の天然林化を促進する取組に対する財政措置 (5) (4)の取組を行う林業公社に対する地方公共団体の利子補給等に対する財政措置 (6) 森林所有者等による森林の現況調査等の地域活動を支援 (7) 活動組織が行う里山林等の森林の保全管理や、森林資源の活用を目的とした伐採等の活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対する財政措置
担い手の育成と山村の活性化	新たな緑の雇用担い手育成対策 ・森林作業員を育成するためのOJT研修等を実施 ・林業への新規就業者の定着のための福利厚生、技術講習、安全衛生等の条件整備等

地域材の利用促進	(1) 環境物品（木材製品）の導入等による地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマスエネルギー利用促進対策等の推進 (2) 木材乾燥施設の整備促進等 (3) 地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等 (4) 地域材を利用した住宅建設に対する低利融資
----------	--

●農山漁村地域活性化対策（総務省・農林水産省）

人口の著しい減少や高齢化が進展し、地域の活力の低下が懸念されている農山漁村地域の活性化を一層推進するため、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」（平成5年法律第72号）が、平成5年9月に施行されたが、この法律に基づく農林業等の活性化の基盤整備にあわせて、地理的、自然的条件が不利な地域における後継者の育成・確保対策や若者の定住促進対策等を支援するため、農山漁村対策として、平成6年度から地方財政措置が講じられた。また、平成7年度以降、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う影響への懸念等から農山漁村地域の活性化を図るため、農山漁村ふるさと事業として地方交付税措置が講じられてきたが、平成12年度をもってUR対策が終了したことに伴い、これを見直し、平成13年度からの新たな措置として「農山漁村地域活性化事業」が創設された。

平成27年度に講じられた農山漁村地域活性化対策の概要は次のとおりである。

[地方財政措置]（総務省）

農山漁村地域活性化事業	農山漁村地域の活性化を図るため、農林漁業の振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するためのソフト事業に要する経費に対する財政措置 ・地域におけるニーズに応じた地域農畜産物の生産、消費拡大等への取組対策 ・都市と農山漁村の共生・対流、高付加価値の地域特産品の振興等による地域の活性化対策 ・農山漁村の多面的・公益的機能の発揮のための対策
環境保全型農業直接支払交付金	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置
多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るため、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、耕作放棄を防止し、多面的機能の維持を図るための直接支払の実施に必要な経費に対する財政措置
離島漁業再生支援事業	販売・生産面で条件が不利な離島において、漁場再生活動を行う漁業集落に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置
水産多面的機能発揮対策事業	水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する活動を行う活動組織に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置

## 2 交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進

## (1) 交通

## 【過疎法による施策】

## ●基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備（法第14条）〔行政措置〕

道路交通体系の整備は、過疎対策のうちで最も重要な施策の一つであるが、過疎地域市町村は、財政力が弱く、また技術的能力も十分でない場合が多い。このため、過疎法では、基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定したものについて、都道府県計画に基づき、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができることとされている。

この代行事業に係る経費は、都道府県が負担するものとされ、国は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の規定に基づき、補助率の嵩上げを行うこととしている。

（都道府県代行制度の適用件数）

（年度、件）

	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
市町村道	266	251	239	226	215	202	191	187	176	153	135	119	99	81	62	50	46	45	41	39	38
農道	248	243	239	242	226	215	188	155	132	105	79	59	52	45	38	32	20	21	16	9	8
林道	269	273	266	260	251	234	233	217	203	193	200	188	176	163	158	148	148	123	122	120	124
漁港 関連道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	785	769	746	729	693	652	613	560	512	451	414	366	327	289	258	230	214	189	179	168	170

（備考） 国庫補助金や交付金を充当している路線数。

なお、各基幹道路についての指定基準及び指定路線は、次のとおりである。

<p>市 町 村 道 (国土交通省)</p>	<p>過疎地域における市町村道（過疎地域とその他の地域を連絡する道路も含む）のうち、次の各号の一つに該当するものから、国土交通大臣が当該都道府県知事の意見を聞いた上で指定する。</p>	<p>a 都市計画決定された幹線街路 b 主要集落（戸数50戸以上）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路 c 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な生産施設とを連絡する道路 d 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要な生産施設又は主要な観光地相互において密接な関係を有するものとの連絡する道路 e 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道又は幹線一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のために必要な道路</p>
<p>農 道 (農林水産省)</p>	<p>土地改良法に基づき実施される農業用道路であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産大臣が指定する。（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。）</p>	<p>a 受益面積30ha以上のものであること。 b 延長800m以上、かつ、全幅員4m以上のものであること。</p>
<p>林 道 (農林水産省)</p>	<p>森林法に基づく国庫補助事業により実施される林道であり、次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。）</p>	<p>a 利用区域の森林面積が200ha以上であること b 利用区域内に10戸以上の集落が存在すること、又は、国道、都道府県道又は基幹道路若しくはこれと同等の要件を持つ既設道路の間を相互に結ぶものであること。</p>
<p>漁港関連道 (農林水産省)</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領(沖縄県においては、沖縄振興公共投資交付金交付要綱)に規定する漁港関連道であり、次に該当するものについて農林水産大臣が指定する。（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な漁港関連道を含む。）</p>	<p>その路線が市町村の区域を超えるもの又は延長が500m以上で、かつ全幅員が4m以上のものであること。</p>

**●交通の確保（法第20条）〔行政措置〕**

過疎地域の自立促進に当たっては、乗合バス、鉄道、離島航路、離島航空等のうち、地域における通勤、通学、通院、買物などの住民の日常生活に必要な交通について、その安定性の確保を図ることが重要である。

過疎法では、国及び地方公共団体が適切な役割分担と協調関係の下で、地域住民の生活に必要な旅客輸送の安定的な確保について適切な配慮をすることとしている。

**【過疎地域を対象とする施策】****●道路整備事業（国土交通省）〔国庫補助金〕**

過疎地域の自立促進にあたっては、地域の経済社会及び生活行動圏の拡大に対応し、地域間の交流を促進するネットワーク及び交通網の整備が不可欠となっている。

このため、地域間交流を促進し、過疎地域の自立促進を支援するために高規格幹線道路の整備と連携を図り、地域高規格道路をはじめ、一般国道、都道府県道等について、計画的・重点的に整備の推進を図る。

**●自家用有償旅客運送（国土交通省）**

過疎地域においては、過疎化の進行とそれに伴うバス路線の廃止等により、生活交通の確保が大きな課題となっている。

有償で旅客を輸送する場合は、輸送の安全確保及び利用者保護の観点から、本来、バス、タクシー等の事業許可を受けた者により運送が行われているが、山間部等ではバス・タクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスが提供されない場合がある。

そのような地域においては、バス・タクシー等の公共交通機関の補完的役割として、国土交通大臣の登録を受けるなど一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等が、自家用自動車を使用して有償旅客運送を行うことができることとしており（自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送等））、地域住民の生活に必要な移動手段の確保を図っている。

●林道の整備に関する補助制度（農林水産省）

【林道】

内 容		27年度予算額
森林環境保全整備事業のうち林業専用道整備事業	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線で、地方公共団体、森林組合等が施行する林道の開設、改良につきその費用の一部を助成する（図表3-3-9）。	2,211,000千円
道整備交付金のうち林道	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線で、地域再生計画に基づき地方公共団体が施行する林道の開設、拡張につきその費用の一部を助成する（図表3-3-9）。	43,068,000千円の内数
農山漁村地域整備交付金のうち森林整備事業 育成林整備事業、共生環境整備事業、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業、山のみち地域づくり交付金事業	都道府県知事がたてる地域森林計画に記載された路線で、農山漁村地域整備計画に基づき地方公共団体、森林組合等が施行する林道の開設、改良につきその費用の一部を補助する（図表3-3-9）。	106,650,000千円の内数
沖縄振興公共投資交付金のうち森林整備事業 森林環境保全整備事業及び森林居住環境整備事業	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線で、森林整備事業計画に基づき地方公共団体、森林組合等が施行する林道の開設、改良につきその費用の一部を補助する（図表3-3-9）。	81,592,025千円の内数

図表3-3-9 林道事業費補助金国費率一覧表

区 分	開 設								改 良	
	森林基幹道		森林管理道		林業専用道		森林施業道		幹線林道	その他
	基本	奥地広域※等	基本	過疎・山 振興・山 村・特 定・準 特定等	基本	過疎・山 振興・山 村等	基本	過疎・ 振興・ 山村等		
利用区域面積	1,000ha 以上	500ha 以上	50ha 以上	過疎・ 特 定・ 準 特 定 等 では 30ha 以上	10ha以上		10ha以上		500ha以上 (過疎・ 振興山村2 00ha以 上)	50ha以上 (過疎30h a以上)
国費率	50/100	50/100	45/100	50/100	45/100	50/100	45/100	50/100	50/100	30/100
北海道・離島	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	/	
奄美	2/3	2/3	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100		
奄美過疎基幹	—	—	65/100	—	—	—	—	—		
沖縄	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100		

※「奥地広域」とは、過疎地域・振興山村・半島振興対策実施地域に存し、かつ、当該利用区域の存する市町村が特定又は準特定市町村であること等の要件を満たす区域。

●バス運行対策（地域内フィーダー系統確保維持）（国土交通省）〔国庫補助金〕

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通について支援する（図表3-3-11）。

○地域内フィーダー系統確保維持に係る補助

補助対象地域間幹線系統を補完する系統又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とする系統の確保維持に係る補助

- ・国は乗合バス事業者等に対して補助(補助率：補助対象経費の1/2)

区 分	補助対象事業者の要件	補助対象経費	備 考
地域内フィーダー系統確保維持費補助		予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額。ただし、補助対象系統が存する市町村の人口等を基準として算定する額を各市町村の限度額とする。	
車両減価償却費等補助	一般乗合旅客運送事業者、自家所有有償旅客運送者及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	協議会又は市町村等にて地域内フィーダー系統の確保・維持のために取得が必要と認められた購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）、ただし、下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	・車両の種別 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左記の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両
公有民営方式車両購入費補助	地方公共団体及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	協議会又は市町村等にて地域内フィーダー系統の維持・確保のために取得が必要と認められた車両の購入に係る費用。ただし、下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） …1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	・車両の種別 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両

- (備考) 1 「補助対象経常費用の見込額」とは、地域キロ当たり標準経常費用（又は、地域時間当たり標準経常費用）と乗合バス事業者等キロ当たり経常費用（又は、時間当たり経常費用）とを比較し、いずれか少ない方の額に、補助対象系統の計画実車走行キロ数（又は、計画サービス提供時間数）を乗じて得た額をいう。
- 2 「購入車両減価償却費及び当該購入に係る減価償却費及び金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）」とは、実購入予定費から備忘額として1円を控除した額をいう。

## 【過疎地域に関連する施策】

### ●地方公共団体の道路整備に関する事業（国土交通省）

#### 〔社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金〕

地域における活力創出等の政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備のほか、関連する社会資本整備やソフト事業についても総合的・一体的に支援する「社会資本整備総合交付金」「防災・安全交付金」により、地方公共団体が実施する道路整備事業を支援している。

●農道及び林道の整備に関する補助制度（農林水産省）

【農道】

農山漁村地域整備交付金

内 容		27年度予算額	国費率
農地整備事業のうち通作条件整備（地域の農業にとって必要な通作のための農道を他の農業生産基盤と一体的に整備するものに限る）		106,650,000 千円の内数	内 地：50/100 北海道：55/100 離 島：55/100 奄 美：75/100
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		
農道整備事業（H21以前に採択され着手済みの地区に限る）			
広域営農団地農道整備	広域的営農団地における農道網の基幹となる農道の整備		
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		

沖縄振興公共投資交付金

内 容		27年度予算額	国費率
農地整備事業のうち通作条件整備（地域の農業にとって必要な通作のための農道を他の農業生産基盤と一体的に整備するものに限る）		81,592,025千 円の内数	沖 縄：85/100
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		
農道整備事業（H21以前に採択され着手済みの地区に限る）			
広域営農団地農道整備	広域的営農団地における農道網の基幹となる農道の整備		
基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備		
一般農道整備	上記以外の農道の整備		

【林道】

内 容		27年度予算額
美しい森林づくり基盤整備交付金	「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、市町村長が作成する特定間伐等促進計画において実施する作業路網その他の施設の設置に要する費用について、交付金を交付する。	1,088,000千円の内数

●漁港関連道の整備に関する補助制度（農林水産省）

農山漁村地域整備交付金

事業名	事業内容	27年度予算額
農山漁村地域整備交付金のうち漁港関連道整備事業	漁獲物の流通及び漁業用資材の運送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁港環境の改善を図るために重要な、関連道の新設又は改良を行う事業	106,650,000千円の内数

沖縄振興公共投資交付金

事業名	事業内容	27年度予算額
沖縄振興公共投資交付金のうち漁港関連道整備事業	漁獲物の流通及び漁業用資材の運送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁港環境の改善を図るために重要な、関連道の新設又は改良を行う事業	81,592,025千円の内数

漁港関連道整備事業費交付率一覧表

種 別	主要漁港関連道	主要漁港関連道 附帯関連道改良	一般漁港関連道
補 助 率	1/2	1/2	1/2
北海道及び離島の特例	5.5/10		
沖縄県の特例	4/5		
奄美の特例	7/10		

●バス運行対策（地域間幹線系統確保維持）（国土交通省）〔国庫補助金〕

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援する（図表3-3-11）。

○地域間幹線系統確保維持に係る補助

地域間幹線系統（複数市町村にまたがり、1日の輸送量が15人～150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心市町村等にアクセスする広域的・幹線的な路線）に係る補助

・地域間幹線系統は協議会又は都道府県等にて維持・確保が必要と認められたもの。

・国は乗合バス事業者等に対して補助（補助率：補助対象経費の1/2）

区分	補助対象事業者の要件	補助対象経費	備考
地域間幹線系統確保維持費補助	一般乗合旅客運送事業者及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。	
車両減価償却費等補助	協議会	協議会又は都道府県等にて地域間幹線系統の維持・確保のために取得が必要と認められた購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）、ただし、下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）…1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）…1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	・車両の種別 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両
公有民営方式車両購入費補助	地方公共団体及び地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	協議会又は都道府県等にて地域間幹線系統の維持・確保のために取得が必要と認められた車両の購入に係る費用。ただし、下記を限度とする。 ○ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）…1両当たりの補助限度額：1,500万円 ○ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）…1両当たりの補助限度額：1,300万円 ○小型車両…1両当たりの補助限度額：1,200万円	・車両の種別 地上から車両の床面までの地上高が65cm以下、かつ定員11人以上の車両であって左の車両 ※小型車両…ノンステップ型車両及びワンステップ型車両に属さない長さ7m以下かつ定員29人以下の車両

（備考）1 「補助対象経常費用の見込額」とは、地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に、補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

2 「購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）」とは、実購入予定費から備忘価額として1円を控除した額をいう。

### ●離島航路等におけるインフラ整備に関する補助制度（国土交通省）〔国庫補助金〕

海等により本土から隔絶され、私的交通の利用可能性が乏しい離島における本土との生活交通については、港湾が地域の生活に不可欠な交通基盤であることから、離島航路の就航率の向上等、輸送の安全性を確保するために岸壁、防波堤、航路等の整備推進を図る（図表3-3-10）。

図表3-3-10 港湾整備事業の負担率、補助率一覧

所管	事業区分	水域・外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地等	根拠法
北海道局	国際拠点港湾	直轄	8.5/10	2/3	2/3	北海道開発のためにする港湾工事に係る法律
	重要港湾	補助	7.5/10	6/10	6/10	
国土政策局 (離島)	重要港湾	直轄	8.5/10	2/3	2/3	離島振興法（北海道における離島振興法指定地域を含む）
		補助	8/10	6/10	6/10	
	地方港湾	補助	8/10	6/10	6/10	
国土政策局 (奄美)	重要港湾	直轄	9/10	8/10	8/10	奄美群島振興開発特別措置法
		補助	9/10	7.5/10	7.5/10	
	地方港湾	補助	9/10	7.5/10	7.5/10	
内閣府沖縄振興局	重要港湾	直轄	9.5/10	9.5/10	9.5/10	沖縄振興特別措置法
		補助	9/10	9/10	9/10	
	地方港湾	補助	9/10	9/10	9/10	

（備考）「\*」は本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものである。

### ●離島航路対策（国土交通省）〔国庫補助金〕

離島航路のうち、唯一の生活航路であって、かつ、その経営によってやむを得ず欠損が見込まれる等一定の要件を備えた航路については、地域公共交通確保維持改善事業により、その補助対象経費の2分の1に対し国は補助を行うこととしている（図表3-3-11）。また、離島住民の運賃負担の軽減に資する取組みへの支援として、自治体、事業者等で構成される協議会において決定された運賃引き下げ額の2分の1を補助するなど、離島航路の確保維持に努めている。

さらに、増大する欠損を抑制し持続的な航路運営を図るため、離島航路構造改革補助により、関係者による航路改善協議会の設置、公設民営による船舶建造への支援等を通じて、積極的に航路構造改革を行う離島航路事業者に対し支援を行っている（図表3-3-11）。

### ●離島航空路対策（国土交通省）〔国庫補助金〕

離島航空路線対策として、離島住民の福祉の向上並びに離島における空港の効率的な利用及び整備に資する観点から、離島航空路線に就航する航空機及びその部品の購入に要する費用の一部を補助実施しており、併せて、衛星航法を促進し、離島空港における就航率の向上等を図る観点から離島航空路線に就航する航空機に係る衛星航法補強システム(MSAS)受信機及びその部品の購入に要する費用の一部も補助している。

また、離島航空路線において当該地域住民の日常生活に不可欠な路線のうち、一定の要件を備えた路線において、欠損が見込まれる場合には、地域公共交通確保維持改善事業により運航費の補助を実施している。更に、離島住民の運賃負担の軽減に資する取組みへの支援として、自治体、事業者等で構成される地域の協議会において決定された運賃引き下げ額への補助も同事業において実施している（図表3-3-11）。

●地方公共団体が設置管理者であって全国航空ネットワーク機能を補完する空港の整備

(国土交通省)〔国庫補助金〕

近年の国民の高速志向の高まりにより高速交通機関の不足した地域等において、小型航空機等を地域的に活用しようとする動きが広がっている。これに対し、国土交通省では、過疎地域を含めて地方公共団体が設置管理者であって全国的航空ネットワーク機能を補完する空港の整備に対し、助成制度を設けている(補助率:国4割)(図表3-3-11)。

●鉄道軌道整備費等補助金(国土交通省)〔国庫補助金〕

○安全性の向上

鉄道軌道における輸送の安全を確保するため、鉄道軌道事業者に対し、安全性向上に資する設備整備等に要した費用の1/3を国から補助する(図表3-3-11)。

●鉄道施設安全対策事業等補助金(国土交通省)〔国庫補助金〕

○災害復旧

洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模な災害を受けた鉄道事業者に対して、「鉄道軌道整備法」に基づき、その災害復旧に要した費用の1/4を国から補助することとし、地方公共団体は国に準ずる助成措置を講ずる(図表3-3-11)。

図表3-3-11 公共交通に関する補助金の実績

年度	地域間幹線系統確保維持費補助金 (～H22 バス運行対策費補助金)		地域内フィーダー系統確保維持費補助金		離島航路運営費等補助金 (S27～H22 離島航路補助金)		離島航路構造改革補助 (H6～H15 離島航路船舶近代化建造費補助) (H16～H20 パリアフリー化補助)		鉄道軌道整備費等補助金(運営費)		鉄道軌道安全輸送設備等整備補助金(安全性の向上) (S44～H19近代化補助) (H20～H21輸送高度化補助) (H22輸送対策事業費補助)	
	事業者数	補助金額 (百万円)	事業者数	補助金額 (千円)	航路数	補助金額 (百万円)	航路数	補助金額 (百万円)	事業者数	補助金額 (千円)	事業者数	補助金額 (千円)
平3	156	9,127	—	—	128	3,804	—	—	22	886,243	25	647,179
平4	159	9,250	—	—	125	3,997	—	—	20	928,709	34	759,848
平5	163	9,038	—	—	123	4,184	—	—	18	905,617	43	1,186,744
平6	163	9,268	—	—	108	4,146	2	75	8	604,019	51	1,824,324
平7	161	8,924	—	—	107	4,141	4	117	5	377,803	57	2,247,691
平8	164	8,747	—	—	103	4,085	5	128	2	83,009	59	2,571,356
平9	163	8,838	—	—	109	4,085	5	138	3	109,337	56	1,967,816
平10	162	8,006	—	—	107	4,083	3	128	1	10,645	57	2,219,562
平11	166	7,292	—	—	109	4,073	3	126	2	76,269	59	2,279,802
平12	164	7,090	—	—	107	4,479	3	114	2	183,901	55	2,357,931
平13	201	6,962	—	—	106	4,276	1	68	2	190,588	50	2,074,832
平14	204	7,318	—	—	103	3,929	3	80	2	158,670	53	2,381,185
平15	212	7,301	—	—	107	3,846	1	11	2	130,929	51	2,448,863
平16	227	7,264	—	—	109	3,825	3	76	2	93,744	51	2,695,294
平17	225	7,202	—	—	107	3,838	4	42	1	33,864	56	2,677,403
平18	223	7,431	—	—	107	4,692	0	0	1	29,594	50	2,602,795
平19	215	7,682	—	—	111	5,569	1	1	1	39,270	50	2,395,116
平20	208	8,003	—	—	118	7,080	1	1	1	2,428	50	2,363,185
平21	202	7,908	—	—	106	5,496	74	1,805	—	—	49	2,157,995
平22	202	6,453	—	—	102	4,575	25	196	—	—	51	1,931,306
平23	216	7,605	111	196,891	104	5,279	16	248	—	—	84	4,868,019
平24	224	7,777	445	1,548,559	119	5,823	19	884	—	—	93	4,727,285
平25	226	8,887	534	2,773,076	120	5,962	17	495	—	—	93	4,451,842
平26	229	8,936	614	3,081,151	119	6,310	27	765	—	—	89	4,460,527
平27	224	9,290	665	3,407,189	120	6,230	19	376	—	—	162	7,519,237

年度	鉄道軌道近代化設備整備費等補助金 (地方鉄道新線開業)		鉄道施設安全対策事業等補助金 (災害復旧)		地方公共団体が設置管理者であって全国的航空ネットワーク機能を補完する空港の整備		航空機等購入費補助金 機体取得 MSAS受信機				離島航空路運航費補助 (H11～H23上半期航空機等購入費補助金(運航費))		
	事業者数	補助金額 (百万円)	事業者数	補助金額 (百万円)	箇所数	補助金額 (百万円)	備考	事業者数	補助金額 (千円)	事業者数	補助金額 (千円)	事業者数	補助金額 (千円)
平2	—	—	—	—	1	40	天草	—	—	—	—	—	—
平3	1	85	2	714	1	280	〃	—	—	—	—	—	—
平4	—	—	—	—	1	176	〃	—	—	—	—	—	—
平5	—	—	2	1,679	1	360	〃	1	50,207	—	—	—	—
平6	1	187	10	18,227	1	520	〃	1	46,575	—	—	—	—
平7	1	187	5	1,198	1	520	〃	—	—	—	—	—	—
平8	2	385	3	135	1	560	〃	2	1,590,840	—	—	—	—
平9	3	841	—	—	1	244	〃	2	1,909,485	—	—	—	—
平10	1	104	3	420	1	136	〃	—	—	—	—	—	—
平11	1	104	1	29	—	—	—	2	1,614,591	—	—	7	478,797
平12	1	48	1	8	—	—	—	3	1,621,865	—	—	7	385,738
平13	1	379	1	16	—	—	—	3	894,551	—	—	6	384,198
平14	—	—	1	16	—	—	—	2	1,403,763	—	—	6	416,779
平15	—	—	3	278	—	—	—	1	1,040,143	—	—	7	436,584
平16	—	—	6	580	—	—	—	1	1,100,852	—	—	7	360,571
平17	—	—	1	3	1	96	名古屋	1	937,079	—	—	7	336,784
平18	—	—	2	80	—	—	—	2	1,554,082	—	—	5	253,091
平19	—	—	2	17	1	34	名古屋	—	—	1	28,677	6	241,075
平20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	116,313	7	317,477
平21	—	—	—	—	1	123	名古屋	—	—	3	119,360	7	395,314
平22	—	—	2	13	1	61	名古屋	—	382,903	1	90,409	7	385,875
平23	—	—	11	2,588	1	7	名古屋	—	—	—	—	8	511,236
平24	—	—	2	51	—	—	—	—	—	—	—	8	548,166
平25	—	—	1	156	—	—	—	1	467,055	—	—	8	549,830
平26	—	—	1	4	2	56	名古屋	1	1,475,014	—	—	7	663,232
平27	—	—	1	42	1	52	名古屋	1	5,302,290	—	—	7	634,166

(2) 通信・情報化の推進

【過疎法による施策】

●情報の流通の円滑化及び通信体系の充実（法第21条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域間交流の促進等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとしている。

【過疎地域を対象とする施策】

●無線システム普及支援事業（総務省）〔国庫補助金〕

過疎地域内においても、豊かさを実感できる社会を実現するためには、情報化がバランスのとれた形で進展することが必要であり、公共投資で以下のものに対し、国が一定の補助を行うもの（図表3-3-12）。

（単位：千円）

事業名	事業内容	27年度予算額	補助率 (貸付率)
無線システム普及支援事業	・携帯電話等の無線システムによるサービスを過疎地等において提供する場合に必要な基地局施設や伝送路の整備。 ・デジタル中継局の整備及び山間地等の辺地共聴施設のデジタル化に対し、補助を実施（平成26年度予算をもって事業終了）。	1,227,365	1/2、2/3、10/10

図表3-3-12① 無線システム普及支援事業の実績

年度	無線システム普及支援事業					
	携帯電話等エリア整備事業			地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業		
	箇所	事業費 (千円)	国庫補助金 (千円)	箇所	事業費 (千円)	国庫補助金 (千円)
平18	115	6,632,743	3,597,307	—	—	—
平19	182	8,363,211	5,227,215	—	—	—
平20	149	7,424,279	4,884,933	148	1,789,230	845,396
平21	339	5,898,820	3,837,703	471	9,306,040	4,632,102
平22	785	21,063,251	13,905,694	905	18,154,589	10,000,173
平23	205	5,256,665	3,488,871	122	5,528,526	3,509,733
平24	159	3,823,085	2,514,505	115	4,068,406	2,517,255
平25	76	2,005,880	1,336,058	74	2,283,816	1,826,422
平26	61	1,389,992	923,247	52	1,629,775	1,232,668
平27	73	1,967,566	1,305,229	12	365,830	182,913

（備考）平成27年度の「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業」については、平成26年度繰越し分を記載。

●情報通信利用環境整備推進事業（総務省）〔国庫補助金〕

（単位：千円）

事業名	事業内容	27年度予算額	補助率
情報通信利用環境整備推進事業	医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する。	433,000	1/3（離島2/3）

図表3-3-12② 情報通信利用環境整備推進事業の実績

年度	箇所	事業費（千円）	補助金額（千円）
平成23	6	3,975,078	1,325,025
平成24	8	2,869,933	956,642
平成25	7	1,917,167	699,243
平成26	3	1,273,099	424,365
平成27	2	231,696	77,232

●電気通信に関する施設の維持管理に係る支援（総務省）〔地方財政措置〕

平成25年度から、過疎地域等において地方公共団体が経営するインターネット接続サービスや有線テレビジョン放送等に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費の一部について、特別交付税措置を講じている。

## 3 生活環境の整備

## 【過疎法による施策】

## ●消防施設に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第10条）

（総務省消防庁）〔財政措置〕

過疎地域における生活環境施設の設備の一環として、防火水槽等の消防施設の整備に対する通常の補助率は1/3であるが、過疎地域市町村においては5.5/10（昭和59年度まで2/3、昭和60年度6/10、昭和61年度以降現行補助率）としている（図表3-3-13）。

図表3-3-13 消防防災施設等整備費補助金の特別措置の状況（実績）

年 度	事 業 費	国庫補助金	特例により引き上げられた国庫補助金
	千円	千円	千円
〔緊急措置法〕 昭和45～54年度	26,068,983	17,379,321	8,689,659
〔振興法〕 昭和55～平成元年度	63,404,988	39,038,844	17,903,847
〔活性化法〕			
平成2年度	5,568,517	3,062,684	1,206,512
平成3年度	6,275,397	3,451,468	1,359,669
平成4年度	6,222,464	3,422,355	1,348,201
平成5年度	6,698,831	3,684,357	1,451,414
平成6年度	7,088,948	3,898,921	1,535,939
平成7年度	9,247,351	5,086,043	2,003,593
平成8年度	7,643,706	4,204,038	1,656,136
平成9年度	6,543,995	3,599,197	1,417,866
平成10年度	7,569,775	4,163,376	1,640,118
平成11年度	6,747,735	3,711,254	1,462,009
小 計	69,606,719	38,283,693	15,081,457
〔自立促進法〕			
平成12年度	6,262,475	3,444,361	1,356,869
平成13年度	6,246,046	3,432,191	1,350,176
平成14年度	4,299,684	2,363,647	930,419
平成15年度	4,785,787	2,628,553	1,033,291
平成16年度	1,807,833	975,476	243,210
平成17年度	1,062,641	584,452	74,059
平成18年度	103,206	56,763	22,361
平成19年度	57,199	31,459	12,393
平成20年度	70,217	38,619	15,214
平成21年度	78,847	43,366	17,084
平成22年度	52,102	28,656	11,289
平成23年度	10,035	5,517	2,172
平成24年度	24,431	13,437	5,294
平成25年度	46,364	25,500	10,046
平成26年度	39,895	21,942	8,644
平成27年度	47,233	25,978	10,234
小 計	24,993,995	13,719,917	5,102,755
合 計	184,074,685	108,421,775	46,777,718

（備考）消防庁調べ。

## ●下水道事業の都道府県代行制度（法第15条）〔行政措置〕

下水道は、生活関連社会資本の中で重要な位置を占めているが、大多数の過疎地域の市町村において整備が遅れており、普及率が低位にとどまっている。しかし、過疎地域市町村の中には、下水道事業を執行するのに十分な技術力がなく、また、過疎債、国の財政的支援の対象となる施設の範囲の拡大等の一般的な支援措置を講じてもなお十分な財政力がないため、下水道事業の整備が遅れている市町村がみられる。

一方、過疎地域の活性化を図るとともに、自然公園、水道水源等の広域的な整備の必要性の観点から下水道整備を促進することは、都道府県としても積極的に取り組むべき課題である。

このため財政力、技術力が不足するため自ら公共下水道に着手することが困難な団体に代わって、都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行うことができる制度が平成3年度に創設され、平成7、9年度には、財政力や地域要件に関する要件が緩和された。また、代行制度の対象となる公共下水道を国土交通大臣が指定することとなっているが、当該指定は当該公共下水道を管理する市町村の申請に基づいて行われることとなっている。この申請には前もって当該市町村から都道府県へ協議することとされていたが、平成22年度に当該協議義務が廃止された。このため、今後は申請者である市町村と事業主体となる都道府県が、円滑な事業実施のため自発的に密に連携をとりながら進めていくこととなる。

過疎市町村が合併した場合の取扱いについては、合併市町村が、代行制度の人口要件等を合併市町村全体として満足する場合には、合併前の過疎市町村の区域を対象として代行制度を適用することが可能である。また、平成14年3月31日以降に合併を行った市町村については、合併が行われた日から10年を経過する日の属する年度末日までの間に限って、合併前の市町村区域の単位で対象要件を判断することができる経過措置がとられている（法第15条、第33条、法施行令第11条、都市・地域整備局長通達（平成22年4月1日付け国都下事第2号）を参照のこと）。

### （対象団体）

代行制度の対象団体は、過疎市町村のうち、広域的見地から公共下水道を整備する必要がある地域を有する市町村で、かつ、技術力、財政力の不足から当該市町村のみでは設置することが困難な市町村である。具体的には次の(i)又は(ii)に掲げる要件に該当することが必要とされている。

(i) 次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件に該当するものであること。

(ア) 財政力指数が各都道府県の過疎地域市町村の平均以下であること。

(イ) 行政人口が8,000人以下であること。

(ウ) 次の地域要件のいずれかに該当すること。

- ① 自然公園法に規定する自然公園が存在する市町村
  - ② 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域が存在する市町村
  - ③ 下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画において、「直ちに着手すべきもの」とされた市町村
  - ④ 下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画において、「すみやかに着手すべきもの」とされており、かつ、当該水域が環境基本法の規定により定められた水質環境基準を達成していない地域に係る市町村
  - ⑤ 総合保養地域整備法の規定により同意された基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
  - ⑥ 当該市町村の下流における都市用水等の取水量が日量3,000立方メートル以上である市町村
  - ⑦ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村
  - ⑧ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の規定による指定地域が存在する市町村
- (ii) (i)の要件に該当しない市町村のうち、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件に該当すること。

(ア) 行政人口が8,000人以下であること。

ただし、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に規定する特定被災地方公共団体を除く。

(イ) 次の地域要件のいずれかに該当すること。

- ① 自然公園法に規定する自然公園が存在する市町村
- ② 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域が存在する市町村
- ③ 総合保養地域整備法の規定により同意された基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
- ④ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村
- ⑤ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法の規定による指定地域が存在する市町村

(対象範囲)

都道府県は、(i)又は(ii)に掲げる要件をもって国土交通大臣に指定された市町村の公共下水道の幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置を行うことができる。一方、事業計画の策定、根幹的施設以外の施設の設置、供用開始後の増設、改築、維持管理等は市町村が行うこととなる。なお、平成15年度には、代行制度により整備を実施した箇所に関し、増設についても代行制度で整備できることとなった。

(財政措置)

(ア) 代行事業に係る都道府県と市町村との負担割合

市町村の負担割合を、上記(i)の要件に該当するものにあつては、代行事業費の2分の1以上の額で、上記(ii)の要件に該当するものにあつては、代行事業費の3分の2以上の額で、都道府県と市町村との協議により定めることとしている。

(イ) 市町村に係る財源措置

① 代行事業に係る市町村から都道府県への負担金については、市町村が単独で下水道を行う場合と同様に、通常充当率（補助100%、単独100%）により下水道事業債及び過疎債（起債対象額の1/2を限度とする。）を充当する。

② 市町村が発行する下水道事業債、過疎債の元利償還金のそれぞれ21~49%（処理区域内人口密度別に事業費補正16~44%と単位費用5%との和）、70%について交付税の基準財政需要額に算入する。

(ウ) 都道府県の代行事業に対する財源措置

① 都道府県の負担については、通常下水道事業債の充当率（補助100%、単独100%）により下水道事業債を充当する。

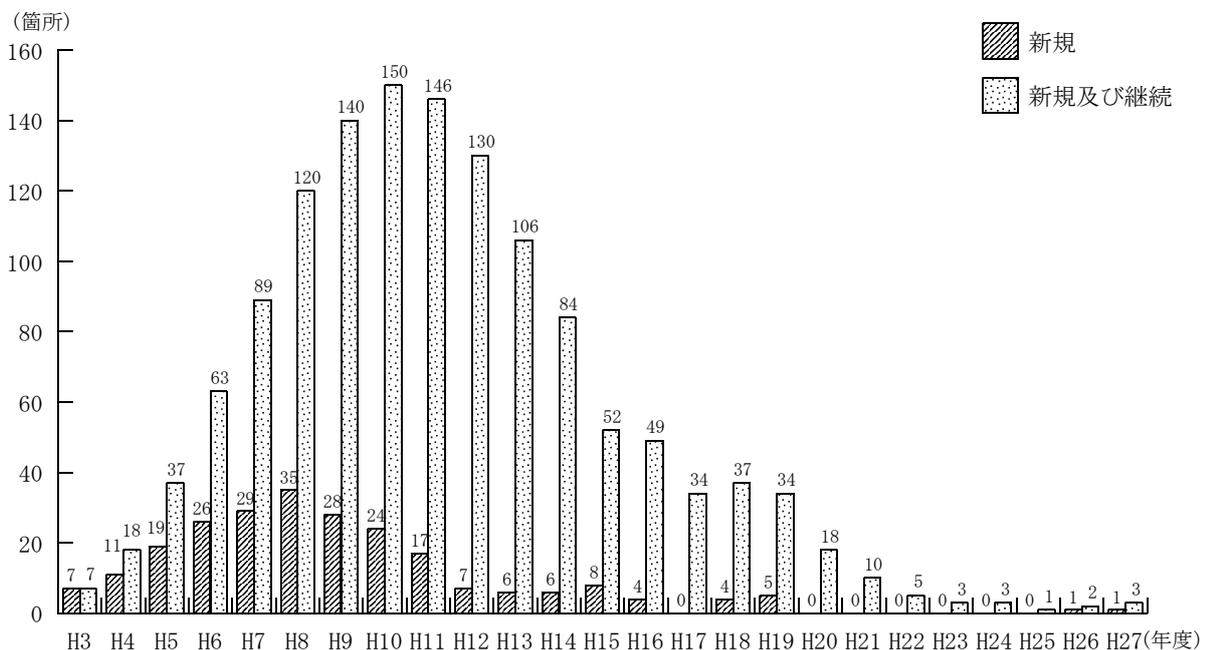
② 都道府県が発行する下水道事業債の元利償還金の49%（事業費補正44%と単位費用5%との和）について交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの財政措置により、市町村が自ら下水道事業を実施する場合と均衡のとれた財政措置が講じられている。

(エ) 国の財政的支援

都道府県が行う代行事業については、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）の規定と同様の国費率の嵩上げが行われることとなっている。

都道府県代行制度実施箇所数の推移



(備考) 国土交通省調べ。

【過疎地域を対象とする施策】

●空き家再生等推進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕

社会資本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業により、空き家住宅等の活用・除却を行う地方公共団体の取組を支援し、居住環境の整備改善や地域の活性化に資する。

<p>採 択 基 準</p>	<p><b>【不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等対策計画<sup>※1</sup>に定められた空家等に関する対策の対象地区</li> <li>・ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画<sup>※1</sup>または都市再生計画<sup>※2</sup>に定められた区域</li> <li>・ 立地適正化計画<sup>※3</sup>の居住誘導区域<sup>※4</sup>を定めた場合はその区域外で不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域</li> </ul> <p><b>【空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等対策計画<sup>※1</sup>に定められた空家等に関する対策の対象地区</li> <li>・ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域</li> <li>・ 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画<sup>※1</sup>又は都市再生整備計画<sup>※2</sup>に定められた区域（立地適正化計画<sup>※3</sup>の居住誘導区域<sup>※4</sup>を定めた場合はその区域内に限る。）</li> </ul> <p>※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画</p> <p>※2 地域おける多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画</p> <p>※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画</p> <p>※4 都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画</p> <p>※5 都市再生特別措置法第81条第2項第二号に規定する居住誘導区域</p>
<p>補 助 対 象 (国費率)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却費 (2/5)</li> <li>・ 除却を行う者に対し除却に要する経費について補助する費用 (2/5)</li> <li>・ 空き家住宅又は空き建築物の活用費 (1/2)</li> <li>・ 活用を行う者に対し活用に必要な経費について補助する費用<sup>※5</sup> (1/3)</li> <li>※5 ただし、地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用されるもの</li> <li>・ 所有者の特定に要する費用 (1/2)</li> <li>・ 空家等対策計画の策定等に必要となる空き家住宅等の実態把握に要する費用 (1/2)</li> </ul>

## 【過疎地域に関連する施策】

### ●汚水処理施設関連の事業（国土交通省、農林水産省、環境省）〔国庫補助金〕

#### ○下水道（国土交通省）

公共用水域の水質を保全し、良好な生活環境を確保するために、次に掲げる下水道整備事業の経費に対して支援を行う。

事業種別		国費率
公共下水道	管渠等	1/2
	処理場	5.5/10
流域下水道	管渠等	1/2
	処理場	2/3
特定公共下水道事業	—	事業負担金控除後の1/3 ※
特定環境保全公共下水道	管渠等	1/2
	処理場	5.5/10
都市下水路	—	4/10

（備考）※は公害防止計画区域外の場合。

#### ○集落排水施設（農林水産省）

農業集落及び漁業集落の排水施設整備のために、次に掲げる事業の経費に対して補助する。

排農業施設	農山漁村地域整備交付金のうち	
	（集落基盤整備事業）	1/2（奄美52/100）
	（農業集落排水事業）	1/2（奄美3/5）
	沖縄振興公共投資交付金のうち	
排漁業施設	農山漁村地域整備交付金のうち	
	（漁業集落環境整備事業）	1/2
	（漁村再生交付金事業）	1/2（北海道6/10、奄美7.5/10、離島6/10）
	沖縄公共投資交付金のうち	
	（漁業集落環境整備事業）	5.5/10
	（漁村再生交付金事業）	7.5/10

#### ○浄化槽（環境省）

生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、市町村等が実施する浄化槽整備事業を支援。

事業種別	補助率
浄化槽設置整備事業	1/3（低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業、沖縄、離島1/2）
浄化槽市町村整備推進事業	1/3（低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業、沖縄、離島1/2）

●簡易水道等施設整備事業（厚生労働省、国土交通省、内閣府）〔簡易水道等施設整備費補助金・生活基盤施設耐震化等交付金〕

過疎地域等における飲料水の確保を図るために、一定の基準に従って簡易水道、飲料水供給施設等の整備に要する経費を補助する。

施設名	補助率
簡易水道施設	4/10, 1/3, 1/4, 沖縄2/3
飲料水供給施設	4/10, 沖縄2/3

●生活貯水池整備事業（国土交通省※）〔国庫補助金〕

山間部や半島部、島しょ部等の地域における局地的な水需要は、日量数百m<sup>3</sup>程度のものが数多くあり、これらの水源として井戸水や溪流に依存した場合には、渇水時の取水の安定性や水質に問題を生じることがある。また、これらの地域は治水安全度が低く、早急な対策が必要となっている。このような地域に密着した小河川における局地的な治水・利水対策を目的とした生活貯水池を一括計上することにより、事業の推進を図る。

※河川総合開発事業費補助及び治水ダム建設事業費補助の中で実施する。

補助率	9/10～1/2
平成27年度事業実施箇所数	6箇所

●雪対策砂防モデル事業（国土交通省）〔直轄事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金〕※平成21年度までは国庫補助金

豪雪地帯においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策は、地域住民にとって重要な克雪対策の一環である。これらの豪雪地帯において、防災上、住民利便上の観点から雪崩等による土砂流出防止の砂防堰堤及び流雪機能を発揮できる低水路等の整備を総合的・包括的に実施する際に要する経費について補助を行う。

事業対象	除排雪機能を有する低水路、流雪用水確保に寄与する砂防えん堤、土石流かつ雪崩の発生危険箇所を流域にもつ砂防堰堤の設置
負担率	2/3
国費率	1/2、5.5/10

●雪崩対策事業（国土交通省）〔社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金〕

※平成21年度までは国庫補助金

豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から集落（人命）を守るために、雪崩予防柵等の雪崩防止施設の設置を行う。

採 択 基 準	豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、下記の各項に該当する場合で事業費7,000万円以上のもの ①移転適地がないこと ②人家おおむね5戸（公共的建物を含む）以上又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
国 費 率	1/2

●森林激甚災害地域における急傾斜地崩壊対策事業（国土交通省）〔社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金〕 ※平成21年度までは国庫補助金

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域において、風倒木等の森林激甚災害に起因して発生する急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するために、急傾斜地崩壊防止施設を設置する。

採 択 基 準	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域における公共施設に関連する急傾斜地で、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条により、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事のうち、その事業費が7,000万円以上で次の各号に該当するもの ①急傾斜地の高さが10m以上であること ②移転適地がないこと ③人家おおむね5戸（公共的建物を含む）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
国 費 率	1/2

**4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進****(1) 高齢者の保健及び福祉に関する施策****【過疎法による施策】****●高齢者の福祉の増進（法第18条、第19条）〔国庫補助金〕**

○生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の整備（厚生労働省）

特に人口の高齢化が著しい過疎地域においては、高齢者に対する福祉サービスの充実が急務である。一方で、これらの地域においては、高齢者世帯が点在し、市町村の在宅福祉対策の推進にも困難を伴うことが多い。

このような状況の下では、特に、地域に残った高齢者が虚弱化してもできるかぎり住み慣れた地域で生活を続けられるための施策を充実させることが極めて重要である。そのためには、在宅生活に不安の増してきた虚弱な高齢者が、地域で安心して生活できる居住機能と食事や入浴等のサービス等の介護支援機能を併せもった施設を整備する必要がある。

過疎法では、このような趣旨に適合した施設を市町村が建設しようとする場合に、国が経費の一部を補助することができることとしており、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）等に基づく「生活支援ハウス」の整備に対する補助（定額）を行っている（医療介護提供体制改革推進交付金）。

**【過疎地域を対象とする施策】****●離島等サービス確保対策事業（厚生労働省）〔国庫補助金〕**

離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。（補助率1/2）

## (2) 保育所

### 【過疎法による施策】

#### ●保育所に対する国の負担又は補助の割合の特例（法第10条）（厚生労働省）〔財政措置〕

過疎地域における生活環境施設の整備の一環として児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備に対して、通常の国の負担割合は1/2であるが、過疎地域市町村については、5.5/10までとしている（安心こども基金）（図表3-3-14）。

図表3-3-14 保育所の特別措置の状況（実績）

年 度	箇 所 数	事 業 費	国庫補助金	特例により引き上げ られた国庫補助金
		千円	千円	千円
(緊急措置法) 昭和45～54年度	898	24,980,553	16,648,678	4,027,685
(振興法) 昭和55～平成元年度	551	26,842,922	16,884,231	3,462,784
(活性化法)				
平成2年度	46	2,290,202	1,259,611	114,510
平成3年度	55	2,791,916	1,535,554	139,596
平成4年度	49	2,161,449	1,188,797	108,072
平成5年度	66	3,185,424	1,786,664	193,952
平成6年度	52	2,872,327	1,591,218	155,054
平成7年度	93	4,644,996	2,554,748	232,250
平成8年度	49	2,671,798	1,530,944	195,045
平成9年度	50	3,426,438	2,003,854	290,635
平成10年度	147	5,846,195	3,215,407	292,310
平成11年度	97	4,525,876	2,489,232	226,294
小 計	704	34,416,621	19,156,029	1,947,718
(自立促進法)				
平成12年度	99	5,406,153	2,973,384	270,308
平成13年度	201	7,445,615	4,095,088	372,281
平成14年度	179	7,855,033	4,320,268	392,752
平成15年度	103	4,319,243	2,573,054	227,451
平成16年度	58	4,998,806	2,806,144	253,339
平成17年度	30	3,858,608	1,074,688	95,257
平成18年度	12	733,458	278,070	21,635
平成19年度	13	1,871,844	532,001	47,108
平成20年度	12	1,923,115	555,993	45,771
平成21年度	1	193,621	85,747	8,782
小 計	708	38,605,496	19,294,437	1,734,684
合 計	2,861	124,845,592	71,983,375	11,172,871

(備考) 厚生労働省調べ。

※保育所整備について、平成22年度以降は、都道府県に造成された「安心こども基金」のみを活用している。

**【過疎地域に関連する施策】****●へき地保育の推進（子どものための教育・保育給付費）（内閣府）〔国庫負担金〕**

山間地及び離島等で認可保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置する「へき地保育所」の運営費に対する補助を行う（補助率：1/2）。

**(3) その他****【過疎地域に関連する施策】****●社会福祉施設等施設整備費補助金制度（厚生労働省）〔国庫補助金〕**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを行うにあたり、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいては、定員要件を緩和し、より小規模な施設での事業実施が可能となっており、社会福祉法人等が障害者関係施設等の整備を行う場合、上記補助金によりその経費の一部を国が補助している。

事業名	内 容	補助率
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が施設（障害者施設、保護施設等）を整備しようとする場合、原則としてその整備費の2分の1を補助する。	1/2

## 5 医療の確保

### 【過疎法による施策】

#### ●医療の確保（法第16条、第17条）〔行政措置〕

過疎地域における医療確保のため、過疎法は都道府県知事に対し、過疎地域における無医地区に関し、都道府県計画に基づき、診療所の設置、患者輸送車（艇）の整備、定期的な巡回診療、保健師による保健指導等の活動、公的医療機関の協力体制の整備及びその他無医地区の医療の確保に必要な事業を行う責務を課している。国もこれらの事業に対して補助等を行うとともに、特に医師、歯科医師の確保等については、国及び都道府県の努力を強調する規定を設けている。

なお、無医地区とは、「医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区」をいう。

### 【過疎地域に関連する施策】

#### ●へき地保健医療対策（厚生労働省）〔国庫補助金〕

へき地保健医療対策については、従来からへき地保健医療計画に基づき、へき地医療拠点病院、へき地診療所及び患者輸送車等の整備、へき地巡回診療の実施等各種の施策を総合的に推進している。

事業名	内 容	補助率
へき地医療支援機構運営費補助金制度	へき地医療対策の各種事業を円滑・効率的に実施するため、都道府県単位で「へき地医療支援機構」を構築し、へき地診療所等からの代診医の派遣要請等のへき地医療支援に係る広域的な調整等を行う。 このため、運営費、へき地勤務医師等の確保経費等を補助する。	1/2
へき地医療拠点病院整備費等補助金制度	へき地医療支援機構の調整・指導のもとにへき地医療に関する各種事業を行うへき地医療拠点病院について、建物整備、医療機器の購入費及びへき地医療活動等の運営費に対して補助する。	1/2

事業名	内 容	補助率
へき地保健指導所整備費等補助金制度	無医地区のうち人口規模200人以上で、かつ、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要する地域に保健指導所を設け、そこに専任の保健師を配置し、無医地区住民の保健指導活動を行う。このため、へき地保健指導所の建物整備、巡回保健指導等に必要の小型自動車の購入費並びに運営費に対して補助する。	1/2, 1/3
へき地診療所整備費等補助金制度	無医地区のうち人口が原則として1,000人以上で、かつ、最寄りの医療機関まで、通常の交通機関を利用して（交通機関がない場合は徒歩で）30分以上を要する地域にへき地診療所を設け地域住民の医療を確保する。このへき地診療所として必要な診療部門、当該診療所に勤務する医師・看護師の住宅の建物整備及び医療機器の購入費並びに運営費に対して補助する。	1/2, 2/3
へき地患者輸送車(艇)整備費補助金制度	人口が50人以上で、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して15分以上を要する無医地区について、都道府県又は市町村が患者を最寄りの医療機関まで輸送する目的をもって設置するへき地患者輸送車(艇)の整備に要する費用を補助する。	1/2
へき地巡回診療車(船)整備費等補助金制度	無医地区又は無歯科医地区に対する巡回診療を実施するために必要な巡回診療車(船)の整備に要する経費及び運営費について補助する。	1/2
へき地診療支援システム等の導入	離島等の診療所の医師の診療活動を支援するためへき地医療拠点病院とへき地診療所との間に静止画像伝送装置等を導入し、その運営費を補助する。	1/2, 2/3
離島歯科診療班派遣費補助金制度	歯科診療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療を確保するため、都道府県が実施する離島歯科診療班派遣に要する歯科医療機器整備費及び運営費を補助する。	1/2
過疎地域等特定診療所整備費補助金制度	過疎地域等における眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の特定診療科の医療について、当該市町村内に眼科、耳鼻いんこう科又歯科の診療機能を有する医療機関がない場合は、当該診療所の医療確保を図るために必要な診療所の整備に要する経費を補助する。	1/2

## 6 教育・文化の振興

### 【過疎法による施策】

#### ●教育の充実（法第22条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとしている。

#### ●地域文化の振興等（法第23条）〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに地域における文化の振興について適切な配慮をするものとしている。

#### ●学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の新增築に対する国の負担割合の特例（法第10条）

（文部科学省）〔財政措置〕

過疎地域市町村において公立小中学校を適正な規模にするために統合しようとする（又はした）ことに伴い必要となる校舎及び屋内運動場の新增築に要する経費について、通常 of 国の負担割合は1/2であるが、5.5/10を負担することとしている（図表3-3-15、図表3-3-16①）。

#### ●学校統合に伴う教職員住宅の建築に対する国の交付金の算定割合の特例（法第11条）

（文部科学省）〔財政措置〕

市町村計画に基づいて行う、公立小中学校の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築事業に要する経費について、通常 of 交付金の算定割合は1/2であるが、当該事業に要する経費の5.5/10を下回らない額の交付金が充当されるように算定することとしている（図表3-3-15、図表3-3-16②）。

図表3-3-15 小中学校統合による校舎・屋内運動場及び教職員住宅の整備実績（戸数・面積）  
校舎・屋内運動場の整備実績

年 度	校 数	面 積
(緊急措置法)	校	m <sup>2</sup>
昭和45～54年度	1,049	1,442,100
(振興法)		
昭和55～平成元年度	383	724,483
(活性化法)		
平成2年度	13	25,556
平成3年度	18	42,074
平成4年度	13	27,644
平成5年度	19	30,611
平成6年度	32	74,532
平成7年度	25	55,905
平成8年度	8	17,287
平成9年度	10	29,914
平成10年度	19	37,789
平成11年度	16	45,784
小 計	173	387,096
(自立促進法)		
平成12年度	15	26,673
平成13年度	20	42,346
平成14年度	35	71,758
平成15年度	28	63,591
平成16年度	37	80,111
平成17年度	21	29,598
平成18年度	21	29,932
平成19年度	24	71,525
平成20年度	20	51,170
平成21年度	18	35,255
平成22年度	19	46,255
平成23年度	39	95,383
平成24年度	40	76,385
平成25年度	47	72,441
平成26年度	49	45,066
平成27年度	42	53,990
小 計	475	891,479
合 計	2,080	3,445,158

教職員住宅の整備実績

年 度	戸 数	面 積
(緊急措置法)	戸	m <sup>2</sup>
昭和45～54年度	1,529	76,203
(振興法)		
昭和55～平成元年度	581	30,911
(活性化法)		
平成2年度	2	80
平成3年度	20	1,045
平成4年度	0	0
平成5年度	30	1,406
平成6年度	3	300
平成7年度	1	56
平成8年度	3	150
平成9年度	3	174
平成10年度	1	60
平成11年度	0	0
小 計	63	3,271
(自立促進法)		
平成12年度	0	0
平成13年度	0	0
平成14年度	3	236
平成15年度	0	0
平成16年度	0	0
平成17年度	0	0
平成18年度	13	1,381
平成19年度	12	1,872
平成20年度	13	1,633
平成21年度	4	320
平成22年度	19	2,790
平成23年度	10	1,571
平成24年度	21	2,908
平成25年度	6	600
平成26年度	4	570
平成27年度	14	1,930
小 計	119	15,811
合 計	2,292	126,196

(備考) 文部科学省調べ。

図表3-3-16① 小中学校統合による校舎及び屋内運動場の整備事業実績

年 度	箇 所 数 箇所	事 業 費 千円	国庫補助金 千円	特例により引き上げら れた国庫補助金 千円
平成 2年度	13	3,505,089	1,927,792	175,251
平成 3年度	18	6,379,016	3,508,451	318,947
平成 4年度	13	5,185,761	2,852,162	259,285
平成 5年度	19	6,673,867	3,670,618	333,689
平成 6年度	32	6,995,446	3,847,487	349,768
平成 7年度	25	14,112,764	7,762,009	705,636
平成 8年度	8	4,040,397	2,222,217	202,020
平成 9年度	10	5,106,367	2,808,499	255,317
平成10年度	19	8,385,329	4,611,917	419,260
平成11年度	16	10,556,213	5,805,907	527,808
平成12年度	15	5,856,213	3,220,907	292,806
平成13年度	20	9,034,061	4,968,723	451,699
平成14年度	35	14,752,969	8,114,112	737,636
平成15年度	28	12,909,021	7,099,945	645,443
平成16年度	37	13,617,706	7,489,713	680,846
平成17年度	21	5,391,103	2,965,098	269,543
平成18年度	21	5,236,597	2,880,117	261,825
平成19年度	24	12,978,443	7,138,126	648,921
平成20年度	20	8,781,698	4,829,917	439,084
平成21年度	18	6,743,949	3,709,161	337,197
平成22年度	19	7,013,343	3,857,325	350,662
平成23年度	39	19,254,308	10,589,842	962,703
平成24年度	40	18,472,680	10,159,949	923,609
平成25年度	47	17,701,481	9,625,969	775,229
平成26年度	49	9,225,686	4,964,412	351,585
平成27年度	42	12,548,695	6,854,525	580,190
合 計	648	250,458,202	137,484,900	12,255,959

(備考) 実績には、補正予算分を含む。

図表3-3-16② 小中学校統合によるへき地教員宿舎整備事業実績

年 度	箇 所 数 箇所	事 業 費 千円	国庫補助金 千円	特例により引き上げら れた国庫補助金 千円
平成 2年度	2	10,689	5,878	534
平成 3年度	20	598,353	329,089	29,917
平成 4年度	0	0	0	0
平成 5年度	30	184,894	101,687	9,242
平成 6年度	3	50,719	27,894	2,535
平成 7年度	1	8,937	4,915	447
平成 8年度	3	28,236	15,529	1,411
平成 9年度	3	39,429	21,685	1,971
平成10年度	1	11,532	6,342	576
平成11年度	0	0	0	0
平成12年度	0	0	0	0
平成13年度	0	0	0	0
平成14年度	3	44,415	24,427	2,220
平成15年度	0	0	0	0
平成16年度	0	0	0	0
平成17年度	0	0	0	0
平成18年度	13	—	—	—
平成19年度	12	—	—	—
平成20年度	13	—	—	—
平成21年度	4	—	—	—
平成22年度	19	—	—	—
平成23年度	10	—	—	—
平成24年度	21	—	—	—
平成25年度	6	—	—	—
平成26年度	4	—	—	—
平成27年度	14	—	—	—
合 計	182	977,204	537,446	48,853

(備考) 実績には、補正予算分を含む。

※平成18年度からの安全・安心な学校づくり交付金（平成23年度からは学校施設環境改善交付金。以下同じ。）化に伴い、個別事業ごとの額の算出はできない。

### 【過疎地域を対象とする施策】

#### ●公立学校施設整備事業（文部科学省）〔国庫補助金〕

事 業 名	内 容	補助率
公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の危険建物及び不適格建物の改築	公立小中学校の建物で、構造上危険な状態にある建物（危険建物）及び教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの（不適格建物）の改築について、国庫補助率の嵩上げを行っている。	5.5/10 (※通常1/3)
公立小中学校の統合に伴う寄宿舎の整備	公立小中学校を適正な規模に統合することに伴って必要となる寄宿舎の新築又は増築について、国庫補助率の嵩上げを行っている。	5.5/10 (※通常1/2)
公立小中学校の統合に伴う改修	公立小中学校を適正な規模に統合することに伴って必要となる既存の校舎又は屋内運動場の改修について、国庫補助率の嵩上げを行っている。	5.5/10 (※通常1/2)

## 【過疎地域に関連する施策】

### ●へき地集会室等の整備（公立学校施設整備費補助制度）（文部科学省）〔国庫補助金〕

地方公共団体がへき地集会室等の新築又は増築を行う場合に、その経費の一部を国が補助している。補助率1/2

### ●へき地児童生徒援助費等補助金（文部科学省）〔国庫補助金〕

へき地教育振興法の趣旨により、へき地学校等の教育条件の改善等のため、次の補助を行っている。

事業名	内 容	補助率
スクールバス・ボート等購入費補助	へき地学校等の遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るため必要なスクールバス・ボート等の購入に要する経費を補助する。	1/2
寄宿舍居住費補助	へき地学校等の児童生徒の保護者が負担する寄宿舍居住費（食費・日用品費・寝具費）について、都道府県及び市町村が徴収を免除する場合、これに要する経費を補助する。	1/2
遠距離通学費補助	学校統合に係る遠距離通学児童生徒の通学費について、市町村が負担する場合、これに要する経費を補助する。	1/2
高度へき地修学旅行費補助	へき地度の高い小・中学校の児童・生徒の修学旅行費について市町村が負担する場合、これに要する経費を補助する。	財政力指数に応じ1/2、2/3
保健管理費補助	へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施並びに学校環境衛生の維持改善を図るため医師、歯科医師及び薬剤師の派遣に要する経費及び心電図検診を実施するために要する経費を補助する。	1/2  (ただし、心臓検診事業 1/3)

### ●私立高等学校等経常費助成費補助金（過疎高等学校特別経費）制度（文部科学省）

〔国庫補助金〕

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の教育条件の維持向上を図るため、都道府県が当該私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部（3分の1以内）を補助。

## 7 集落の整備等

### (1) 集落の整備

#### 【過疎法による施策】

##### ●沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（法第28条）〔金融措置〕

市町村計画に基づき、集落整備のため過疎地域の住民が移転し住宅を建設する場合、その移転が円滑に行われるよう、沖縄振興開発金融公庫は個人住宅に対する一般住宅貸付け枠の中で、当該移転に係る住宅の建設、土地の取得に対して次のような特別貸付けを行っている。

貸付対象事業	個人住宅の新築及びこれに必要な土地（借地権を含む。）の取得	
貸付対象となる住宅の規模	床面積 80㎡～175㎡以下	
貸付の相手方	過疎法に基づく集落整備による移転者	
貸付利率（年率）	1.51%（平成28年3月31日現在）	
償還期間	過疎法に基づく集落移転者等に対する特別貸付	その他の貸付
	35年以内（3年以内の償還期間延長及び据置期間を設けることが可能）	35年以内
貸付限度額	建築費 一般貸付と同額 土地費 300万円以内（B地域、180㎡以上215㎡未満の場合）	

#### 【過疎地域を対象とする施策】

##### ●過疎地域集落再編整備事業（総務省）〔交付金〕

人口の著しい減少、高齢化の進展等により、その基礎的条件が著しく低下した集落及び基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を基幹集落等に移転すること並びに地域における定住を促進するための住宅団地を造成すること及び漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成することによって集落の再編整備を図る過疎地域集落再編整備事業に要する経費について補助を行う。

採 択 基 準	集落等移転事業	<p>●集落移転タイプ</p> <p>(ア) 次のいずれかの条件を充たす集落であること。</p> <p>a 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること。</p> <p>b 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。</p> <p>c 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。</p> <p>(イ) 全体として移転戸数が概ね5戸以上であること。</p> <p>(ウ) 各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること。</p> <p>(エ) 移転戸数のうち、相当の戸数が移転先地において団地を形成すること。</p> <p>●へき地点在住居移転タイプ</p> <p>(ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。</p> <p>(イ) 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先地において団地を形成すること。</p>
	定住促進団地整備事業	<p>(ア) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること。</p> <p>(イ) 5戸以上が団地を形成すること。</p>
	定住促進空き家活用事業	<p>(ア) 地域における定住を促進するため基幹的集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。</p> <p>(イ) 空き家を整備する戸数が3戸以上であること。</p> <p>(ウ) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅（以下単に「公営住宅」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第2項の規定による国の補助を受けて整備した住宅、その他この事業を実施する市町村が住宅の用に供している住宅は、対象から除外する。</p>
	季節居住団地整備事業	<p>(ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。</p> <p>(イ) 移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること。</p> <p>(ウ) 全体として、季節的居住等の戸数が3戸以上であること。</p>
実 施 期 間	原則として1箇年度内	

交 付 対 象	集落等移転事業： 移転の円滑化に要する経費、団地造成費、移転先住宅建設等助成費、 生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業： ①賃貸分は、団地造成費、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 ②分譲分は、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 定住促進空き家活用事業： 空き家の改修に必要な経費（譲渡を予定しているものを除く。）	
交 付 率	1/2以内	
交 付 対 象 経 費	集落等移転事業	1戸当り6,144千円を限度
	定住促進団地整備事業	1戸当り3,877千円を限度
	定住促進空き家活用事業	1戸当り3,988千円を限度
	季節居住団地整備事業	1戸当り4,738千円を限度（ただし、生活関連施設整備費として高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない場合は、3,877千円）
27年度予算額	70,000千円	

●「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）〔補助金〕  
 人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業であって、「小さな拠点」の形成推進に資する以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備（既存公共施設を活用するものに限り、設計、付帯設備等を含む。）及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等を対象とする。

補 助 対 象	① 既存公共施設の再編・集約を図る事業 ② 「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持・再生に必要な機能について、①の既存公共施設の再編・集約を図る事業と併せて、当該機能を有する施設の整備を図る事業 ③ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のための整地を行う事業	
補 助 率	1/2以内	
27年度予算額	270,000千円	

## (2) 都市部等との交流促進

### 【過疎地域を対象とする施策】

#### ●過疎地域遊休施設再整備事業（総務省）〔交付金〕※平成23年度から

過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

事業名	遊休施設再整備事業
採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。</li> <li>② 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。</li> <li>③ 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。</li> <li>④ 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。</li> <li>⑤ 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。</li> </ul>
交付事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域市町村</li> <li>・ 構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である広域市町村圏の一部事務組合等</li> </ul>
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として1箇年度以内</li> </ul>
交付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主要施設改修費 遊休施設の改修に必要な経費。ただし、庁舎等公用に供する部分を除く。</li> <li>② 機能拡張にかかる付帯施設・設備 主要施設の機能拡張を図るため、次に掲げるもの（庁舎等公用に供する部分を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア アトリエ、ギャラリー</li> <li>イ テナント店舗（物販施設、体験工房等）</li> <li>ウ 景観整備施設（景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等）</li> <li>エ その他必要と認められる施設（ただし、施設の整備が本体の施設の機能を拡張するために必要不可欠と認められるものを対象とする。）</li> </ul> </li> <li>(2) 設備費 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 情報通信設備（パソコン・タッチパネル等通信端末を含む） （ただし、専用のシステム構築を伴うもので、システムと一体として活用とされることを目的とし、単体での使用が不可能な端末を対象とする。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
交付率	1/3以内
交付対象経費	一事業当たり60,000千円
27年度予算額	40,000千円
27年度実績	2団体

【過疎地域に関連する施策】

●離島振興特別事業

○離島活性化交付金（国土交通省）〔国庫補助金〕

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組に対する支援を行っている。

補 助 率	都道府県、市町村、一部事務組合・・・1/2 民間団体・・・1/3（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。）
平成27年度予算額	1,800,000千円
平成27年度実績	224件

（参考）

○離島体験滞在交流促進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕（平成24年度まで）

離島の創意工夫を生かした自立的発展を支援するための事業に対して国として補助を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図っている。

事 業 内 容	①施設整備 ②活用プログラム作成等 ③交流事業 ④離島振興施設の耐震化、バリアフリー化		
補 助 率	1/2以内		
平成24年度予算額	178,028千円		
事 業 実 績 額	平成16年度	5箇所	212,527千円
	平成17年度	6箇所	201,901千円
	平成18年度	10箇所	191,806千円
	平成19年度	6箇所	182,215千円
	平成20年度	7箇所	183,127千円
	平成21年度	25箇所	1,674,029千円
	平成22年度	6箇所	184,029千円
	平成23年度	5箇所	187,918千円
	平成24年度	5箇所	174,503千円

○コミュニティ・アイランド推進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕（平成14年度まで）

離島において、離島の活性化や都市等との交流の場づくり等を推進し、今後の離島の活力ある地域社会の形成に資するため、市町村が実施するコミュニティ・アイランド推進事業に対し補助を行っている。

1箇所当たり基準事業費	(施設整備) aタイプ……126,000千円 bタイプ……252,000千円 (施設活用促進) 4,200千円		
補 助 率	1/2 (昭和61～平成4年度においては4.5/10)		
平成14年度予算額	201,750千円 (3箇所)		
コミュニティ・アイランド推進事業実績	年 度	箇 所 数	国 費
	平成2年度	11	294,088
	平成3年度	11	290,654
	平成4年度	11	322,279
	平成5年度	11	436,879
	平成6年度	11	349,679
	平成7年度	11	349,679
	平成8年度	11	349,679
	平成9年度	10	337,305
	平成10年度	10	431,065
	平成11年度	10	410,639
	平成12年度	8	263,525
	平成13年度	5	224,573
	平成14年度	3	201,750

○離島交流推進事業（国土交通省）〔国庫補助金〕（平成14年度まで）

自然や文化、芸能など島の特性を生かした経済的・文化的交流活動等を補助し、他地域との交流による島民の意識の高揚を図るとともに、当該事業を契機とした恒常的な交流を形成する。

1箇所当たり基準事業費	21,000千円		
補 助 率	定額（1/2相当） （昭和61～平成4年度においては4.5/10）		
平成14年度予算額	23,597千円（4箇所）		
離島交流推進事業実績	年 度	箇 所 数	国 費
	平成 2年度	4	13,905
	平成 3年度	3	13,905
	平成 4年度	4	13,905
	平成 5年度	3	13,905
	平成 6年度	3	13,905
	平成 7年度	3	13,905
	平成 8年度	4	30,900
	平成 9年度	4	30,060
	平成10年度	2	21,000
	平成11年度	6	31,500
	平成12年度	3	21,000
	平成13年度	6	31,500
	平成14年度	4	23,597

## 8 その他

## 【過疎地域を対象とする施策】

## ●過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）

集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（「小さな拠点」）において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援する。

対象地域	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱第4に定める地域(過疎地域を含む条件不利地域等)
対象事業	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱第8に定める事業実施計画に基づき実施するもの。
交付対象経費	次に掲げるものに要する経費 ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。 ア 集落ネットワーク圏計画の策定（複数の生活サービスや地域活動の場を集めた拠点の形成に係るプラン策定を含む。） イ 地域運営組織の体制確立 ウ 活性化プランの策定 エ 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） オ 生活の安全・安心確保対策（有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等） カ 都市と地域の交流・移住促進対策 キ 地域文化伝承対策 ク その他適当と認められるもの
限度額・交付率	2,000万円・定額
27年度予算額	400,000千円

## ●過疎地域等自立活性化推進事業（総務省）〔交付金〕

過疎地域等が、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するために取り組むソフト事業に要する経費について補助を行う。

対象事業	原則として過疎地域自立促進特別措置法第6条に定める過疎地域自立促進市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業であり、次に掲げるもの。 (1) 産業振興（スモールビジネス振興） (2) 生活の安心・安全確保対策 (3) 集落の維持・活性化対策 (4) 移住・交流・若者の定住促進対策 (5) 地域文化伝承対策 (6) 環境貢献施策の推進
交付対象経費	(1) 調査費 過疎地域における喫緊の諸課題の対策に資すると認められる調査研究事業に要する経費 (2) 自立活性化推進費 自立活性化のための対策に資すると認められる事業で次に掲げるものに要する経費 ア 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） イ 生活の安心・安全確保対策（コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等） ウ 集落の維持・活性化対策（集落支援員等） エ 移住・交流・若者の定住促進対策（空き家バンクの創設費用、交流イベント等） オ 地域文化伝承対策 カ 環境貢献施策の推進 キ その他適当と認められるもの (3) 市町村等事務費 調査研究事業又は自立活性化推進事業の実施に要する職員旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等）その他の事務的経費
限度額・交付率	1,000万円・定額
27年度予算額	140,000千円

## 【過疎地域に関連する施策】

### ●地域雇用開発対策（厚生労働省）

能力開発事業	民間機関を活用した委託訓練などにより、対象地域内の求職者に必要な職業能力を付与し、再就職の支援を図る。
地域雇用開発奨励金	地域雇用開発促進法に基づく同意雇用開発促進地域又は雇用保険法施行規則に基づく過疎等雇用改善地域（若壮年層の流出の著しい過疎地域）等において、当該地域に居住する求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備する事業主に対して、雇入れ規模及び設置整備費用に応じた助成等を行うことにより、地域の雇用構造の改善を図る。

### ●出稼労働者安定就労対策（厚生労働省）

地元における就労機会の確保を推進するとともに、やむを得ず出稼就労する者に対する適格紹介の実施に加え、募集の適正化、また労働条件等の改善指導の実施により、出稼労働者の安全・安定就労を図る。

## 9 財政上の主要な施策

自立促進法第13条においては、国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならないとされており、地方債の充当、地方交付税の配分、国庫支出金の交付、各種金融機関による融資等において、特別の配慮を加えることとされている。また、資金確保のほか、行政上、技術上の助言指導、優先的な事業採択、事業採択基準の引き下げ等の配慮を行うこととされている。

### (1) 地方債

#### 【過疎法による施策】

##### ●過疎地域自立促進のための地方債（法第12条）[財政措置]

過疎地域の市町村は、財政がぜい弱であることに加えて、自立促進のための事業を特に行う必要があるため、特別の地方債が認められている。すなわち、過疎地域市町村が自立促進法に基づき策定した過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う同法第12条第1項に掲げる出資及び施設の整備につき必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債（過疎対策事業債）をもってその財源とすることができる。また、法改正により、平成22年度からは第12条第2項に定める地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立てを含む。）の実施につき当該市町村が必要とする経費についても、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費について、過疎対策事業債をもってその財源とすることができることとなった。

さらに、将来の財政負担を軽減するため、当該地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費については、当該元利償還金の70%を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

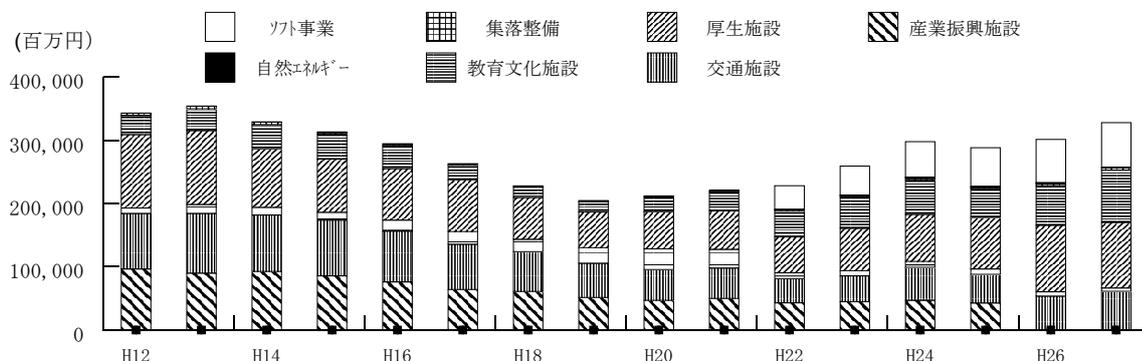
地方債計画における過疎対策事業債の計画額及び充当額（平成18年度以降については発行（予定）額）は、図表3-3-17のとおりである。

また、平成26、27年度の過疎対策事業債の施設等別発行（予定）額は、図表3-3-18、19のとおりである。

図表3-3-17 過疎対策事業債の状況

年度区分	地方債計画額	充 当 額	うちソフト分発行（予定）額	限度額	活用率
（緊急措置法） 昭和45年度～54年度	百万円 655,000	百万円 665,687	百万円 —	百万円 —	—
（振興法） 昭和55年度～平成元年度	1,632,000	1,642,999	—	—	—
（活性化法） 平成2年度～平成11年度	3,152,200	3,151,897	—	—	—
（自立促進法）					
平成12年度	370,000	342,649	—	—	—
平成13年度	354,000	353,800	—	—	—
平成14年度	329,000	328,970	—	—	—
平成15年度	313,000	313,000	—	—	—
平成16年度	294,500	294,404	—	—	—
平成17年度	290,000	262,694	—	—	—
平成18年度	285,200	227,815	—	—	—
平成19年度	280,400	204,472	—	—	—
平成20年度	272,000	211,813	—	—	—
平成21年度	275,700	220,320	—	—	—
小 計	3,063,800	2,759,937	—	—	—
（改正自立促進法）					
平成22年度	270,000	228,111	37,905	66,207	57.3%
平成23年度	290,000	258,859	45,782	70,207	65.2%
平成24年度	311,500	297,540	56,559	72,688	77.8%
平成25年度	313,900	287,987	61,587	74,542	82.6%
平成26年度	372,800	345,179	68,621	76,874	89.3%
平成27年度	424,000	383,242	70,923	76,900	92.2%

過疎対策事業債施設別充当額



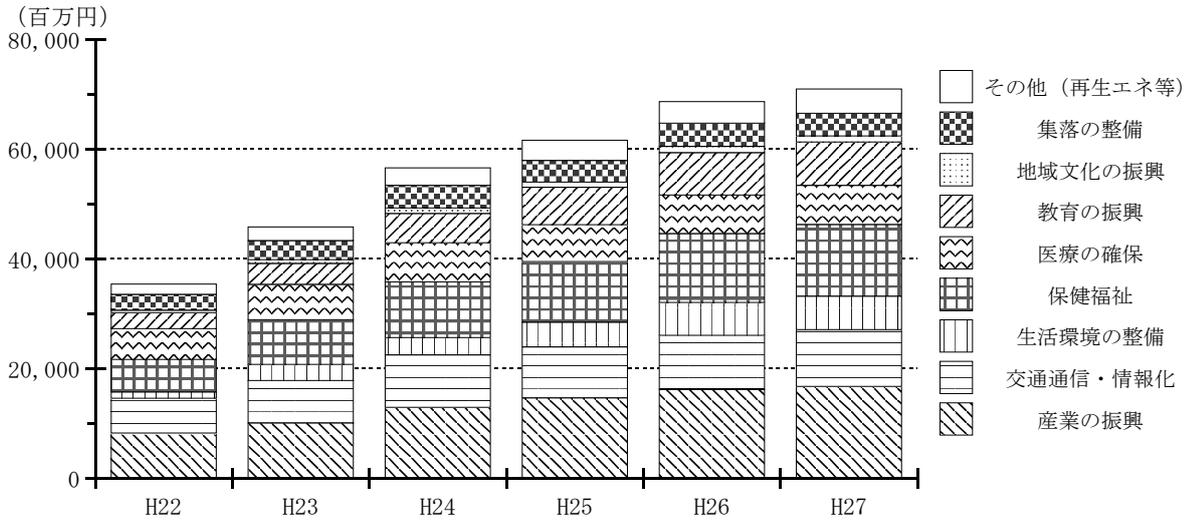
平成12年度を100とした場合の充当額の推移

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
産業振興施設	100.0	93.1	95.8	88.6	78.7	66.3	63.0	53.3	48.5	51.5	44.6	46.3	48.9	44.3	45.7	57.9
交通施設	100.0	107.5	101.7	100.6	91.5	81.5	71.6	61.7	55.5	55.0	43.2	46.6	59.1	51.4	61.1	59.9
電気通信施設	100.0	162.3	137.1	140.2	198.8	227.4	223.7	277.7	370.3	333.1	107.9	90.8	105.0	97.3	77.2	69.6
厚生施設	100.0	100.9	79.8	72.4	70.2	70.5	57.1	48.7	50.7	52.7	48.9	58.1	64.4	70.1	90.8	89.5
教育文化施設	100.0	113.0	127.4	131.9	121.1	78.9	57.2	54.6	78.0	101.3	137.7	162.2	179.9	152.4	205.9	273.6
集落整備	100.0	118.6	117.9	88.9	77.3	48.8	32.0	44.9	41.6	38.8	26.8	56.6	71.4	49.2	89.6	91.7
自然エネルギー施設・設備	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	100.0	186.3	199.7	162.4	232.7	98.4
過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	100.0	120.8	149.2	162.5	181.0	187.1
合 計	100.0	103.3	95.9	91.3	85.9	76.7	66.5	59.7	61.8	64.3	66.6	75.5	86.8	84.0	100.7	100.5

※自然エネルギー施設・設備及び過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）については、平成22年度から対象となっているため同年度を100.0とした。

過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）の内訳

事業分野別充当額



事業分野別充当額構成比率

(単位：%)

年度 \ 分野	H22	H23	H24	H25	H26	H27
産業の振興	23.2	21.9	22.8	23.7	23.6	23.5
交通通信・情報化	17.9	16.9	16.9	15.1	14.3	14.6
生活環境の整備	3.3	6.4	5.6	7.3	8.8	8.6
保健福祉	16.7	17.8	17.9	17.9	18.3	18.4
医療の確保	15.9	14.1	12.6	10.9	10.2	10.0
教育の振興	8.3	8.3	9.5	11.1	11.3	11.1
地域文化の振興	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.5
集落の整備	8.1	7.6	7.3	6.4	6.1	5.9
その他（再生エネ等）	5.4	5.5	5.7	6.0	5.8	6.3
小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図表3-3-18 平成26年度過疎対策事業債施設別発行（予定）額

全市町村分

(単位：百万円、%)

	施 設 名	対 象 事 業 費	発 行 (予 定) 額	構 成 比
産 業 振 興 施 設	1 法人に対する出資	300.0	299.0	0.1
	2 市町村道・橋りょう	5,567.2	3,410.6	1.0
	3 農道・林道	5,058.1	3,156.4	0.9
	4 漁港関連道	550.1	263.9	0.1
	5 漁港施設	6,652.7	2,681.8	0.8
	6 港湾施設	4,688.0	2,986.4	0.9
	7 地場産業振興施設	6,643.0	4,146.9	1.2
	8 貸工場・貸事務所	435.9	373.7	0.1
	9 観光・レクリエーション施設	25,047.7	16,490.9	4.8
	10 市町村管理都道府県道・橋りょう	72.6	69.1	0.0
	11 林業用作業路	266.3	158.9	0.0
	12 農林漁業経営近代化施設	14,153.5	9,440.4	2.7
	13 商店街振興施設	1,150.1	559.6	0.2
	小 計	70,585.2	44,037.6	12.8
交 通 通 信 施 設	14 市町村道・橋りょう	76,462.1	46,010.7	13.3
	15 農道・林道	6,397.9	3,972.8	1.2
	16 地域鉄道	398.0	251.7	0.1
	17 電気通信施設	9,009.8	6,813.9	2.0
	18 市町村管理都道府県道・橋りょう	573.6	329.7	0.1
	19 自動車・雪上車	773.6	602.0	0.2
	20 渡船施設	745.8	340.5	0.1
	21 除雪機械	4,203.3	2,093.2	0.6
	小 計	98,564.1	60,414.5	17.5
厚 生 施 設	22 下水処理施設	46,550.2	12,527.9	3.6
	23 一般廃棄物処理施設	18,008.2	12,845.1	3.7
	24 火葬場	886.3	699.7	0.2
	25 消防施設	18,563.8	15,079.4	4.4
	26 高齢者保健福祉施設	14,576.0	10,970.4	3.2
	27 保育所・児童館	7,851.3	4,827.5	1.4
	28 認定こども園	6,313.4	4,418.5	1.3
	29 障害者（児）施設	203.4	173.1	0.1
	30 診療施設	48,734.9	25,838.7	7.5
	31 市町村保健センター及び母子保健センター	752.6	709.6	0.2
	32 簡易水道施設	50,106.5	17,009.9	4.9
	小 計	212,556.6	105,099.8	30.4
教 育 文 化 施 設	33 公民館	4,946.6	3,450.7	1.0
	34 その他の集会施設	10,720.7	8,307.0	2.4
	35 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎	41,897.8	26,273.9	7.6
	36 小・中学校屋外運動場・プール	3,508.7	2,531.2	0.7
	37 市町村立高等学校校舎・屋体・寄宿舎	488.8	486.1	0.1
	38 市町村立高等学校屋外運動場・プール	121.8	103.2	0.0
	39 小・中学校教職員住宅	189.7	120.8	0.0
	40 市町村立高等学校教職員住宅	0.0	0.0	0.0
	41 小・中学校スクールバス・ボート	994.4	781.1	0.2
	42 市町村立高等学校スクールバス・ボート	71.3	55.8	0.0
	43 図書館	1,929.5	1,522.3	0.4
	44 地域文化振興施設	9,496.5	6,901.6	2.0
	45 市町村立の幼稚園	1,207.9	1,053.6	0.3
	46 小規模中等教育学校前期課程危険改築	0.0	0.0	0.0
47 学校給食施設	12,974.2	10,529.8	3.1	
	小 計	88,547.9	62,117.1	18.0

施設名		対象事業費	発行(予定)額	構成比
集 落 整 備	48 移転跡地	28.8	2.6	0.0
	49 移転先地	240.0	170.9	0.0
	50 定住促進団地	5,288.4	3,284.6	1.0
	小計	5,557.2	3,458.1	1.0
51 自然エネルギーを利用するための施設・設備		2,680.0	1,430.4	0.4
ハード分 小計		478,491.0	276,557.5	80.1
過疎地域自立促進特別事業(ソフト分)		87,525.6	68,621.1	19.9
うち基金積立分		8,547.2	8,002.7	2.3
合計		566,016.6	345,178.6	100.0
普通会計債補助事業分		210,007.6	108,849.2	
普通会計債単独事業分		218,884.7	187,655.5	
公営企業債補助・単独分		137,124.3	48,673.9	

図表3-3-19 平成27年度過疎対策事業債施設別発行（予定）額

全市町村分

(単位：百万円、%)

	施設名	対象事業費	発行（予定）額	構成比
産業 振興 施設	1 法人に対する出資	387.9	387.9	0.1
	2 市町村道・橋りょう	2,412.1	1,354.2	0.4
	3 農道・林道	5,390.0	3,523.3	0.9
	4 漁港関連道	133.0	113.7	0.0
	5 漁港施設	8,056.0	3,571.5	0.9
	6 港湾施設	4,662.6	3,276.7	0.9
	7 地場産業振興施設	7,281.9	5,658.6	1.5
	8 貸工場・貸事務所	3,377.5	3,335.0	0.9
	9 観光・レクリエーション施設	29,770.5	22,126.7	5.8
	10 市町村管理都道府県道・橋りょう	0.0	0.0	0.0
	11 林業用作業路	206.3	100.2	0.0
	12 農林漁業経営近代化施設	16,963.4	11,662.5	3.0
	13 商店街振興施設	777.6	630.4	0.2
	小計	79,418.8	55,740.7	14.5
交通 通信 施設	14 市町村道・橋りょう	91,034.7	53,980.8	14.1
	15 農道・林道	6,030.5	3,311.6	0.9
	16 地域鉄道	129.3	87.6	0.0
	17 電気通信施設	7,838.6	5,291.4	1.4
	18 市町村管理都道府県道・橋りょう	469.3	295.3	0.1
	19 自動車・雪上車	1,083.7	881.8	0.2
	20 渡船施設	185.1	157.0	0.0
	21 除雪機械	4,327.1	2,305.2	0.6
	小計	111,098.3	66,310.7	17.3
厚生 施設	22 下水処理施設	52,728.8	15,144.1	4.0
	23 一般廃棄物処理施設	18,300.3	15,663.5	4.1
	24 火葬場	2,403.5	2,307.6	0.6
	25 消防施設	13,261.3	11,493.8	3.0
	26 高齢者保健福祉施設	10,514.7	7,140.0	1.9
	27 保育所・児童館	7,953.1	5,415.2	1.4
	28 認定こども園	7,893.5	5,182.0	1.4
	29 障害者（児）施設	485.4	317.4	0.1
	30 診療施設	33,601.3	19,220.3	5.0
	31 市町村保健センター及び母子保健センター	368.8	362.5	0.1
	32 簡易水道施設	57,362.2	21,324.5	5.6
	小計	204,872.9	103,570.9	27.0
教育 文化 施設	33 公民館	5,377.2	4,746.0	1.2
	34 その他の集会施設	16,006.8	11,770.0	3.1
	35 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎	55,984.1	41,144.1	10.7
	36 小・中学校屋外運動場・プール	5,375.6	4,812.7	1.3
	37 市町村立高等学校校舎・屋体・寄宿舎	1,378.0	1,253.0	0.3
	38 市町村立高等学校屋外運動場・プール	0.0	0.0	0.0
	39 小・中学校教職員住宅	970.3	661.4	0.2
	40 市町村立高等学校教職員住宅	0.0	0.0	0.0
	41 小・中学校スクールバス・ボート	1,609.1	1,237.7	0.3
	42 市町村立高等学校スクールバス・ボート	0.0	0.0	0.0
	43 図書館	2,249.2	1,591.8	0.4
	44 地域文化振興施設	8,660.3	6,683.3	1.7
	45 市町村立の幼稚園	414.7	312.4	0.1
	46 小規模中等教育学校前期課程危険改築	0.0	0.0	0.0
47 学校給食施設	9,009.1	8,341.1	2.2	
	小計	107,034.4	82,553.5	21.5

施設名		対象事業費	発行(予定)額	構成比
集 落 整 備	48 移転跡地	4.5	4.4	0.0
	49 移転先地	130.8	121.0	0.0
	50 定住促進団地	4,749.2	3,412.4	0.9
	小計	4,884.5	3,537.8	0.9
51 自然エネルギーを利用するための施設・設備		1,305.6	605.1	0.2
ハード分 小計		508,614.5	312,318.7	81.5
過疎地域自立促進特別事業(ソフト分)		91,595.4	70,923.1	18.5
うち基金積立分		8,625.9	8,291.5	2.2
合計		600,209.9	383,241.8	100.0
普通会計債補助事業分		223,706.6	121,908.5	
普通会計債単独事業分		248,279.3	216,735.3	
公営企業債補助・単独分		128,224.0	44,598.0	

## 【過疎地域に関連する施策】

### ●辺地対策事業債（総務省）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により辺地（交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当する地域をいう。）を包括する市町村が、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下、「総合整備計画」という。）を定め、この総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債（辺地対策事業債）をもってその財源とすることができ、さらに、将来の財政負担を軽減するため、当該地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費については、当該元利償還金の80%を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

地方債計画における辺地対策事業債の計画額及び充当額（平成18年度以降については発行（予定）額）は、図表3-3-20のとおりである。

図表3-3-20 辺地対策事業債の状況

年 度 区 分	地方債計画額	充 当 額
	百万円	百万円
平成2年度～11年度	782,100	782,037
平成12年度	79,000	78,907
平成13年度	74,000	73,903
平成14年度	65,000	64,998
平成15年度	62,000	61,966
平成16年度	58,000	57,123
平成17年度	55,600	47,077
平成18年度	53,800	44,229
平成19年度	50,800	41,621
平成20年度	49,300	40,500
平成21年度	49,900	40,708
平成22年度	43,300	36,700
平成23年度	41,200	36,873
平成24年度	42,700	40,082
平成25年度	42,800	39,851
平成26年度	42,500	39,978
平成27年度	48,100	43,117

## (2) 国庫補助金等

## 【過疎法による施策】

## ●国の負担又は補助の割合の特例（法第10条）

現行法においては、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う以下の事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合を過疎地域について引き上げるものとしている（事業の詳細は各々既出）（※）。

（※）政令で定める交付金（次世代育成交付金）を交付する場合には、国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとしている（国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第25号）による改正後の自立促進法第10条第2項）。

## 補助率の嵩上げ措置

事業の区分	一般の補助率等	過疎法による補助率等
公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとする（又はした）ことに伴い必要となる公立の小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	2分の1	10分の5.5
保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	2分の1	2分の1から10分の5.5まで （国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、3分の2まで）
消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	3分の1	10分の5.5

## ●学校統合に伴う教職員住宅の整備に対する国の負担割合の特例（法第11条）

市町村計画に基づいて行う、公立の小・中学校の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築事業に要する経費について、国が交付する交付金の通常の算定割合は1/2であるが、当該事業に要する経費は5.5/10を下回らない額の交付金が充当されるように算定することとしている（事業の詳細は既出）。

## ※三位一体の改革に伴う過疎地域補助金の取扱いについて

平成14年度から平成18年度にかけて行われた、いわゆる三位一体の改革（国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直し）に伴い、過疎地域において嵩上げ措置のある補助金等が交付金化された場合には、従前の補助率を参酌して当該交付金の額を算定する措置がとられている。また、廃止された場合には、特別な地方債（施設整備事業（一般財源化分））で対応することとされた。以上のことを整理すると次ページの表のとおりである。

なお、施設整備事業（一般財源化分）において、従来の補助金等相当部分（補助率嵩上げ部分を含む。）に地方債を充当した場合、元利償還金については、後年度に一定割合が普通交付税の基準財政需要額に算入される（算入率は当初100%であったが、平成23年度同意・許可債からは70%（一部は平成24年度同意・許可債から）となっている。次ページの図を参照）。また、施設整備事業（一般財源分）のうち、公立学校施設整備補助金（不適格建築改築事業）に係るものについては、平成23年度から学校教育施設等整備事業の対象とされている。

○過疎法10条（【法】）及び予算補助（【予】）

事業名		補助率※ 一般→過疎	対応状況
公立の小・中学校の統合に伴う校舎等の 増築【法】		1/2→5.5/10	従来どおり（公立学校施設整備費負担金）
保育所の新設等 【法】	公立	1/2→5.5/10 まで	廃止→施設整備事業（一般財源化分）で対応【平成18年度から】
	その他	1/2→2/3 まで	従来どおり（次世代育成支援対策施設整備交付金）【平成17年度から】 →安心こども基金【平成20年度から】 →保育所等整備交付金【平成26年度補正から】
消防設備の整備【法】	常備消防分	1/3→5.5/10	廃止→施設整備事業（一般財源化分）【平成18年度から】
消防設備の整備【予】	消防団分	1/2→5.5/10	
公立小・中学校等の施設の整備【予】	不適格建物改築（下記部分を除く）	1/3→5.5/10	廃止→施設整備事業（一般財源化分）【平成18年度から】→学校教育施設等整備事業【平成23年度から】 交付金化（安全・安心な学校づくり交付金）【平成18年度から】→学校施設環境改善交付金【平成23年度から】
	不適格建物改築のうち、耐震力不足等に関する部分	1/3→5.5/10	
	危険建物改築	1/3→5.5/10	
公立へき地小・中学校の統合に伴う寄宿舎の 増築【予】		1/2（へき地） →5.5/10	

※三位一体の改革以前の補助率

○過疎法11条

事業名	算定割合	対応状況
公立小・中学校の統合に伴い必要となった 教職員住宅の建築	5.5/10	交付金化（安全・安心な学校づくり交付金）【平成18年度から】→学校施設環境改善交付金【平成23年度から】

[施設整備事業（一般財源化分）の仕組み]

(従来)

国庫補助金 1/3	嵩上げ部分	過疎対策事業債
-----------	-------	---------

補助率5.5/10

(三位一体の改革に伴う措置)

特別の地方債（施設整備事業（一般財源化分））	過疎対策事業債
交付税措置（H22まで100%、H23以降70%※）	

※施設整備（一般財源化分）のうち、一部事業については平成24年度から70%となる。

●医療の確保（法第16条）

都道府県知事が、都道府県計画に基づき無医地区に関して実施する、診療所の設置、患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備及び定期的な巡回診療のための費用、並びに都道府県知事が特に必要があると認め、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、協力を要請し実施する医師又は歯科医師の派遣及び巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療の費用について、国は、政令で定めるところにより、その2分の1を補助するものとしている（事業の詳細は既出）。

## 【過疎地域を対象とする施策】

現行法に基づくもののほかにも、過疎地域を対象として補助率の嵩上げが行われている（例：危険校舎の改築事業、林道開設事業等）。

なお、特に農林水産省関係の事業については、過疎地域で実施する場合に、実施要件の緩和を行っている（図表3-3-21）。

図表3-3-21 実施要件の緩和

事業名	緩和事項	一般基準	緩和基準	緩和区域
1 農道等に係る土地改良事業等				
(1) 農山漁村地域整備交付金のうち農地整備事業 (通作条件整備) (基幹農道整備)	{ 受益面積 幅員(車道)	50ha以上 4m以上	30ha以上 3m以上	{ 過疎(受益のみ)、山村、半島、離島(幅員のみ)、鹿児島県奄美市及び大島郡(幅員のみ)
(一般農道整備)	{ 受益面積 幅員	50ha以上 4.5m以上	30ha以上 4m以上	{ 過疎、山村、半島、急傾斜(幅員のみ)、特豪(幅員のみ)
(2) 農山漁村地域整備交付金のうち農地防災事業 (ため池等整備事業)				
[大規模]	受益面積	100ha以上	70ha以上	{ 過疎、山村、半島
[小規模]	受益面積	10ha以上	5ha以上	{
(地域ため池総合整備事業)	受益面積	10ha以上	(合計)10ha以上	過疎、山村、離島、半島、特定農山村
(3) 沖縄振興公共投資交付金のうち農地整備事業 (通作条件整備) (基幹農道整備)	{ 受益面積 幅員(車道)	50ha以上 4m以上	30ha以上 3m以上	{ 過疎
(一般農道整備)	{ 受益面積 幅員	50ha以上 4.5m以上	30ha以上 4m以上	{ 過疎、急傾斜(幅員のみ)
(4) 沖縄振興公共投資交付金のうち農地防災事業 (ため池等整備事業)				
[大規模]	受益面積	60ha以上	20ha以上	{
[小規模]	受益面積	10ha以上	5ha以上	{ 過疎、特定農山村、沖縄
(地域ため池総合整備事業)	受益面積	10ha以上	(合計)10ha以上	

事業名	緩和事項	一般基準	緩和基準	緩和区域
(5) 農村地域防災減災事業 (ため池整備事業のうちため池整備工事)	[大規模] 受益面積	100ha以上	70ha以上	過疎、山村、離島、半島、 特定農山村、沖縄、特豪
[小規模] 受益面積	10ha以上	5ha以上	(合計)10ha以上	
[複数のため池を対象とする場合]	受益面積	10ha以上		
(用排水施設等整備事業のうち用排水施設整備事業)	[大規模] 受益面積	400ha以上	200ha以上	過疎、山村、離島、半島、 特定農山村、沖縄、特豪
[小規模] 受益面積	20ha以上	10ha以上		
2 草地等に係る土地改良事業等				
(1) 農業競争力強化基盤整備事業のうち草地畜産基盤整備事業				過疎、山村、離島、半島、 特定農山村
(道営草地整備事業)	受益面積	500ha以上	250ha以上	
(公共牧場整備事業)	受益面積	200ha以上	100ha以上	
うち北海道 (再編整備事業)	受益面積	300ha以上 200ha以上	150ha以上 100ha以上	
(2) 農山漁村地域整備交付金のうち草地畜産基盤整備事業				過疎、山村、離島、 半島、特定農山村
(道営草地整備事業)	受益面積	500ha以上	250ha以上	
(公共牧場整備事業)	受益面積	60ha以上	30ha以上	
うち北海道 (再編整備事業)	受益面積	300ha以上	150ha以上	
(水田地帯等担い手育成整備事業)	受益面積	30ha以上	15ha以上	
3 森林整備事業(林道)				
(1) 農山漁村地域整備交付金のうち森林整備事業				過疎等※ 過疎、山村 過疎 過疎、山村
(森林管理道開設)	利用区域の森林面積	50ha以上	30ha以上	
(幹線林道の改良)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上	
(その他の林道の改良)	利用区域の森林面積	50ha以上	30ha以上	
(幹線林道の舗装)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上	
(2) 沖縄振興公共投資交付金のうち森林整備事業				過疎、山村 過疎 過疎、山村 (※特定又は準特定市町村 であること等の要件を満た す場合に限り)
(幹線林道の改良)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上	
(その他林道の改良)	利用区域の森林面積	50ha以上	30ha以上	
(幹線林道の舗装)	利用区域の森林面積	500ha以上	200ha以上	

### (3) 地方交付税（総務省）

#### 【過疎地域に関連する施策】

過疎地域に対する地方交付税の措置の主な事項は、次のとおりである。

ア 過疎対策事業債、辺地対策事業債の元利償還費（市町村分）

イ 人口急減補正（市町村分）

ウ 過疎代行事業費（都道府県分）

エ 集落対策に要する経費（都道府県分、市町村分）

その他 スクールバス・ボートに要する経費（市町村分）、診療所・患者輸送車等の運営に係るへき地医療対策（都道府県分、市町村分）、簡易水道の建設改良費（市町村分）等

## 10 その他の行政措置

#### 【過疎法による施策】

##### ●農地法等による処分についての配慮（法第24条）〔行政措置〕

過疎対策事業として集落整備、産業振興の観点から農地の転用又は権利移転等を必要とする場合があるので、市町村計画に定める用途に供するための農地等の処分については、計画の策定及び実施に際して都道府県及び農林水産大臣等と調整を図り、農地の権利の設定、移転、転用等が円滑に行われるよう配慮することとしている。

##### ●国有林野の活用（法第25条）〔行政措置〕

国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民福祉の向上のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律の他、国有林野の管理経営に関する法律の関係法令に基づき処理されているが、過疎地域についても、市町村計画の実施が促進されるよう、当該市町村及び住民に対する国有林野の売払い、貸付け・使用等について適切な配慮をすることとしている。

# 資 料



# 過疎対策の概要

## 過疎法による過疎対策について

### I 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。
- 過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、**実効性ある対策を切れ目なく講じる必要**から、平成22年に法の期限を平成28年3月末日まで延長(6年間)。
- さらに東日本大震災による過疎対策事業進捗の遅れ等を踏まえ、平成24年に法の期限を平成33年3月末日まで再延長(5年間)。
- 平成22年法改正時の衆参両院総務委員会の決議等を踏まえ、平成26年に、平成22年国勢調査結果による過疎地域の要件を追加する等の法改正を実施。

### II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年度～平成32年度)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、**過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること**を目的とする。

### III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

人口減少要件: (例) S40～H22(45年間)の人口減少率33%以上。  
財政力要件: (例) H22～H24の財政力指数0.49以下。

かつ

#### 【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H28.4.1)	797	1,718	46.4%
人口(平22国調:万人)	1,136	12,806	8.9%
面積(平22国調:km <sup>2</sup> )	221,911	377,950	58.7%

①産業の振興 ②交通通信体系の整備 ③生活環境の整備  
④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ⑤医療の確保  
⑥教育の振興 ⑦地域文化の振興等 ⑧集落の整備  
⑨その他(自然エネルギー、防災等)  
※上記事業に係る基金積み立ても可能

### IV 過疎法に基づく施策

#### 過疎対策事業債による支援 (H28計画額4,200億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置))

- H22改正過疎法により、H22年度から、**ハード事業を拡充**するとともに、新たに「**ソフト事業**」も過疎債の対象とした。
- H26改正過疎法により、H26年度から、**ハード事業を拡充**した。

①市町村所有の貸工場及び貸事務所、②地域鉄道、③一般廃棄物処理のための施設(屎処理施設を含む)、④火葬場、⑤障害者福祉施設、⑥公立小中学校の屋外運動場及びプール、  
⑦市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等、  
⑧市町村管理の都道府県道

※その他の特別措置 ①都道府県代行政制度②国庫補助金(補助率のかさ上げ等)③金融措置④税制特例措置⑤地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置

# 過疎地域自立促進特別措置法（延長後）と過去の過疎3法の概要

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月24日法律第31号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年3月31日法律第19号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成2年3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年3月31日法律第15号)
制定経緯	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成32年度(※法制定当初の期限(～平成21年度)から11年間延長)
目的	○人口の過度の減少防止 ○地域社会の基盤を強化 ○住民福祉の向上  ○地域格差の是正	○過疎地域の振興  ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正	○過疎地域の活性化  ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正	○過疎地域の自立促進  ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正 ○美しく風格ある国土の形成
法定(改正)時の過疎地域の要件	人口要件 昭和35年～昭和40年(5年間) 人口減少率 10%以上	人口要件 昭和35年～昭和50年(15年間) 人口減少率 20%以上	人口要件(以下のいずれか) <H12.4.1～> ①昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 30%以上  ②昭和35年～昭和60年(26年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年の高齢者(65歳以上) 比率 16%以上  ③昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年若年者(15歳以上30歳未満)比率 16%以下	人口要件(以下のいずれか) <H22.4.1～>(※新たに追加) ①昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 33%以上  ②昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年高齢者比率 29%以上  ③昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年若年者比率 14%以下  ④昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 17%以上 (①～③は昭和55年から25年間で人口が10%以上増加している団体は除く。)
人口要件かつ財政力要件	財政力要件 ●S41～S43 財政力指数 0.4未満	財政力要件 ●S51～S53 財政力指数 0.37以下 ●公営競技収益 10億円以下	財政力要件 ●S61～S63 財政力指数 0.44以下 ●公営競技収益 10億円以下	財政力要件 ●H18～H20 財政力指数 0.56以下 ●公営競技収益 20億円以下
公示市町村数(過疎市町村/全市町村)	当初(S45.5.1) 776/3,280  最終 1,093/3,255	当初(S55.4.1) 1,119/3,255  最終 1,157/3,245	当初(H2.4.1) 1,143/3,245  最終 1,230/3,229	当初(H12.4.1) 1,171/3,229 追加(H14.4.1) 1,210/3,218 法延長前(H22.3.1) 718/1,727

## 都道府県別過疎関係市町村数

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村(2条1項)	みなし過疎市町村(33条1項)	一部過疎を有する市町村(33条2項)	備考
北海道	179	149	144	0	5	函館市〔中核〕(過疎)
青森	40	28	21	2	5	
岩手	33	22	18	1	3	
宮城	35	9	5	1	3	
秋田	25	21	16	4	1	秋田市〔中核〕(一部過疎)
山形	35	21	18	2	1	
福島	59	29	25	1	3	
茨城	44	4	1	0	3	
栃木	25	3	2	0	1	
群馬	35	14	9	0	5	高崎市〔中核〕(一部過疎)
埼玉	63	4	1	0	3	
千葉	54	6	5	0	1	
東京	39	6	6	0	0	
神奈川	33	0	0	0	0	
新潟	30	14	9	1	4	
富山	15	3	1	1	1	富山市〔中核〕(一部過疎)
石川	19	9	5	0	4	
福井	17	6	2	0	4	福井市〔県庁〕(一部過疎)
山梨	27	15	7	0	8	甲府市〔県庁〕(一部過疎)
長野	77	37	29	0	8	長野市〔中核〕(一部過疎)
岐阜	42	14	7	1	6	
静岡	35	8	4	0	4	浜松市〔政令〕(一部過疎)
愛知	54	5	3	0	2	豊田市〔中核〕(一部過疎)
三重	29	9	7	0	2	津市〔県庁〕(一部過疎)
滋賀	19	2	0	0	2	

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村(2条1項)	みなし過疎市町村(33条1項)	一部過疎を有する市町村(33条2項)	備考
京都	26	9	5	1	3	京都市〔政令〕(一部過疎)
大阪	43	1	1	0	0	
兵庫	41	9	5	0	4	
奈良	39	15	13	1	1	
和歌山	30	18	15	2	1	
鳥取	19	12	8	0	4	鳥取市〔県庁〕(一部過疎)
島根	19	19	15	2	2	松江市〔県庁〕(一部過疎)
岡山	27	20	13	1	6	岡山市〔政令〕(一部過疎)
広島	23	16	10	0	6	呉市〔中核〕(一部過疎) 福山市〔中核〕(一部過疎)
山口	19	12	6	0	6	山口市〔県庁〕(一部過疎) 下関市〔中核〕(一部過疎)
徳島	24	13	11	0	2	
香川	17	8	6	0	2	高松市〔中核〕(一部過疎)
愛媛	20	17	10	1	6	松山市〔中核〕(一部過疎)
高知	34	28	24	0	4	高知市〔中核〕(一部過疎)
福岡	60	21	15	3	3	
佐賀	20	9	5	0	4	佐賀市〔県庁〕(一部過疎)
長崎	21	13	10	1	2	長崎市〔中核〕(一部過疎) 佐世保市〔中核〕(一部過疎)
熊本	45	27	22	2	3	
大分	18	16	12	1	3	大分市〔中核〕(一部過疎)
宮崎	26	17	13	0	4	
鹿児島	43	41	35	0	6	鹿児島市〔中核〕(一部過疎)
沖縄	41	18	17	1	0	
全国	1,718	797	616	30	151	

(備考) 1 市町村数は平成28年4月1日現在  
2 過疎関係市町村数計は、本則適用(第2条第1項)、みなし過疎(第33条第1項)、一部過疎(第33条第2項)のすべてを合算。  
3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。  
4 東京都特別区は市町村数に含まない。

内訳		市町村別団体数	
市	274	市	274
町	398	町	398
村	125	村	125

# 過疎対策事業債(ソフト分)について

## 過疎対策事業債(ソフト分)について

### 1 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- ・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象(出資及び施設整備費を除く)
  - ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費 ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
  - ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

#### ①地域医療の確保

- 医師確保事業(診療所開設費用補助)
- ICTを活用した遠隔医療



#### ②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



#### ③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業(インターネット広報や空き家バンク等)



※その他 高齢者支援(配食サービス、通報システム)、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

#### ④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策(コミュニティビジネスの起業等)

### 2 発行額

市町村ごとに総務省令により算定した額※の範囲内で発行が可能。

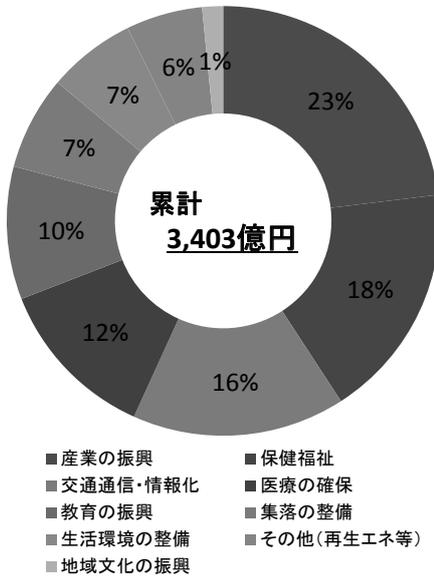
※基準財政需要額と財政力指数を用いて算出  
最低限度額は3,500万円

## 過疎対策事業債（ソフト事業）の活用分野

### ◆ポイント

○事業分野別では、「産業の振興」が最も活用されていて、次いで「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」となっている。

H22～H27年度事業分野別の発行状況



<b>①産業の振興</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>特産品開発事業</li> <li>企業支援補助事業</li> <li>地域通貨創設事業</li> <li>町産材活用促進補助事業</li> <li>鳥獣害防護柵設置事業</li> <li>漁業燃油高騰対策事業</li> </ul>	<b>⑤教育の振興</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒相談員設置補助事業</li> <li>給食センター調理施設環境改善事業</li> <li>少人数学級確保事業</li> <li>公設塾運営補助事業</li> </ul>
<b>②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉タクシー利用助成事業</li> <li>生活習慣病予防教室実施事業</li> <li>子育て支援事業</li> <li>妊婦健康検診補助事業</li> <li>高齢者日常生活支援事業</li> </ul>	<b>⑥集落の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>集落支援員導入補助事業</li> <li>移住、交流促進事業</li> <li>集落再生・活性化支援事業</li> </ul>
<b>③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバス、デマンドタクシー運行事業</li> <li>バス路線再編事業</li> <li>通学バス運賃補助事業</li> <li>橋りょう長寿命化計画作成事業</li> </ul>	<b>⑦生活環境の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険家屋解体事業</li> <li>ハザードマップ作成事業</li> <li>景観まちづくり整備補助事業</li> </ul>
<b>④医療の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児等医療費助成事業</li> <li>医師確保事業（専門医招へい対策事業）</li> <li>看護師スキルアップ事業</li> </ul>	<b>⑧地域文化の振興等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝統文化伝承補助事業</li> <li>芸術家招聘補助事業</li> <li>無形民俗文化財支援補助事業</li> </ul>
	<b>⑨その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源循環型施設等運営補助事業</li> <li>地域後継者結婚対策事業</li> </ul>

## 過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額について

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令

### <発行限度額の算定>

#### ・算式

$$A \times (0.56 - B) \times 1 / 15$$

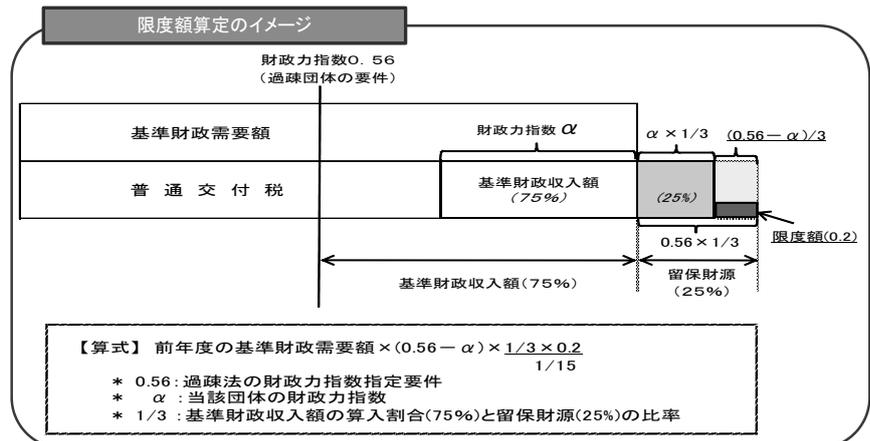
#### 算式の符号

A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額

B 当該市町村の財政力指数（発行限度額を算定する年度前3年度の平均）

※ 財政力の弱い市町村に配慮するとの考えから、基準財政需要額と財政力指数を基礎数値とした。

・最低限度額3,500万円



### <H24年度からの運用弾力化>

○ハード分及びソフト分の起債要望額の合計額が地方債計画額(H27年度:4,100億円)の範囲内で、かつ、  
○ソフト分の起債要望額の合計額がソフト分の発行限度額の合算額(H27年度:769億円)に達しない場合、

財政力指数0.56以下の市町村について、**現行の発行限度額に1を乗じて得た額を限度として加算**  
(最大で現行発行限度額の2倍)

※同意等の際に、個々の事業内容を考慮するものではない。

※基金への積立は、対象外。

を行うことができることとする。

# 過疎対策事業債（ソフト分）の事例について①

## 地域づくり活動等支援事業（島根県雲南市）

### 事業の概要

○中山間地域における持続可能な地域づくりに向け、合併を契機に概ね小学校区単位で住民発意による住民組織「地域自主組織」の設立を行った。  
○平成22年から、生涯学習の拠点施設であった公民館を地域づくりや地域福祉など多機能な市民活動拠点となる交流センターに転換した。  
⇒地域自主組織が主体的に取り組む地域づくりを支援する、交付金制度を創設した。

＜笑んがわ市の様子＞



笑んがわ市：地域自主組織が運営する産直市・サロンの融合施設

＜自主防災の検討の様子＞



### 事業の内容

事業内容：

【対象】地域自主組織（30単位）

【使途】地区計画策定にかかる経費をはじめ、生涯学習、地域振興、地域福祉等の各事業の実施に際して必要となる経費に対する交付金。

（下線事業内容につき、過疎債充当）

### ＜総事業費＞

（百万円）	H22	H23	H24	H25	H26
事業費	212.9	135.0	177.8	239.0	249.3
内過疎債	212.9	133.4	176.0	237.1	247.1

※実負担分（県）過疎債ソフト交付金事業を充当

### 事業の成果・効果

- 合併による行政機能の集約化も補完しながら、地域の自意識や住民の地域活動への参加意欲が高まりつつある。
- 買い物支援、サロン、独居高齢者の見守り、コミュニティビジネスなど、地域課題に対応した多様な取り組み（小規模多機能自治）を展開しながら、安全・安心の維持、伝統文化の継承など、人々がつながる暮らしの仕組みが維持されている。

## 有機の里づくり事業（高森県新郷村）

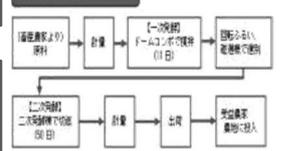
### 事業の概要

○中山間地域における持続可能な地域づくりに向け、合併を契機に概ね小学校区単位で住民発意による住民組織「地域自主組織」の設立を行った。  
○平成22年から、生涯学習の拠点施設であった公民館を地域づくりや地域福祉など多機能な市民活動拠点となる交流センターに転換した。  
⇒地域自主組織が主体的に取り組む地域づくりを支援する、交付金制度を創設した。

＜有機資源センター新郷（全景）＞



有機資源センター新郷 作業工程



＜堆肥散布の様子＞



### 事業の内容

事業内容：「有機資源センター新郷」が堆肥の生産から販売までを行う。  
○堆肥の生産・供給体制  
センターは、畜産農家より1トンあたり500円で原料を購入し、畜産農家は施設利用料として1トンあたり1,000円をセンターに支払う。  
○堆肥利用・堆肥販売  
野菜農家等が堆肥を利用するには、堆肥料のほか、堆肥散布車利用料（1台あたり2,000円）、堆肥運搬車利用料（1台あたり1,000円）がかかるが、堆肥については1トンあたり1,500円、堆肥散布車利用者については、1台あたり1,000円を村から補助している。  
取組経過：平成16年度「有機資源センター新郷」が稼働。（村が経営管理）平成20年度より、民間業者へ指定管理委託。あおり堆きゅう肥品評会にて優秀賞受賞（H21・H26）

（下線事業内容につき、過疎債充当）

### ＜総事業費＞

（百万円）	H22	H23	H24	H25	H26
事業費	4.45	3.75	3.82	4.19	4.14
内過疎債	4.20	3.70	3.80	4.10	4.10

### 事業の成果・効果

- 家畜排せつ物の適正な処理の促進を図ることができる。
- 地元野菜農家が良質な堆肥を使用し、活力ある土づくりを行うことで高品質な野菜づくりと収穫量の増加、さらには過疎化・高齢化による農業の後継者不足等問題解決にもつながることが期待できる。

# 過疎対策事業債（ソフト分）の事例について②

## 生活路線確保対策事業（広島県安芸高田市）

### 事業の概要

日常生活に必要な不可欠な移動手段を確保するため、時間帯、目的別に交通体系を整理し、市内の移動を円滑にできるよう「生活路線確保対策事業」を実施した。

＜お太助ワゴンの運行エリア図＞



### 事業の内容

事業内容：

- 管内路線バス業務委託料（朝夕のみ定時路線運行）
- デマンド交通「お太助ワゴン」の運行業務委託料（昼間のみ運行）
- お太助ワゴン受付センター業務委託等
- スクールバス運行委託
- 高校通学便事業補助金

取組経過：H21年10月より市内一部地域で実証運行開始  
H22年10月より市内全域運行スタート

（下線事業内容につき、過疎債充当）



＜新公共システム出発式＞

### ＜総事業費＞

（百万円）	H22	H23	H24	H25	H26
事業費	107	114	148	140	153
内過疎債	51	18.9	37.2	35.1	34.4

＜受付センターオペレーター＞



### 事業の成果・効果

- 朝夕の通勤通学時間以外の路線バスを廃止し、昼間はデマンド交通「お太助ワゴン」により「ドア・ツー・ドア」を実現。利便性の向上、高齢者の外出機会の増加、満足度の高い乗り物となった。路線バス、お太助ワゴン、高校通学便等を地元のバス・タクシー事業者へ委託し、また、受付センター業務を（公財）安芸高田市地域振興事業団に委託。市内の雇用の拡大につながった。さらに、市町村運営有償運送の制度により、市内2地域の交通空白地の解消につながった。

## 危険廃屋解体撤去事業費補助事業（愛媛県伊方町）

### 事業の概要

町内において老朽化し、倒壊の危険性のある不良住宅の解体撤去を行う者に対し、解体撤去工事等に要する経費の一部を補助する。

＜申請時の写真＞



### 事業の内容

事業内容：危険廃屋の解体・撤去費に要する経費の一部を補助

取組経過：H23年度からの取組で、初年度9件、H24年度9件、H25年度10件、H26年度10件  
（下線事業内容につき、過疎債充当）

＜撤去後現地調査の写真＞



### ＜総事業費＞

（百万円）	H23	H24	H25	H26
事業費	3.6	4.3	4.7	4.9
内過疎債	3.2	2.9	4.2	2.9

### 事業の成果・効果

- 取組み開始から4年間、一定件数を実施し、危険廃屋の解体・撤去費に要する経費の一部を補助することで、不良住宅の撤去を促進し、地域の安心安全の確保及び住環境の改善が図られている。

# 過疎地域等自立活性化推進交付金(H28年度)

## 過疎地域等自立活性化推進交付金

平成28年度当初予算：6.9億円

- 過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業を支援することにより、過疎地域等の自立活性化を推進。

### ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における地域運営組織の取組を支援
  - ・生活の営み(日常生活支援機能)の確保
  - ・生産の営み(地域産業)の振興
- 積算額 4.0億円 <1事業につき2千万円以内>

### ②過疎地域等自立活性化推進事業

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援
  - ・生活の安心・安全確保対策
  - ・移住・交流・若者の定住促進対策
  - ・地域文化伝承対策 等
- 積算額 1.4億円<1事業あたり1千万円以内>

### ③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎地域の集落再編を図るためにを行う次の事業に対して補助
  - ・定住促進団地整備事業
  - ・定住促進空き家活用事業
  - ・集落等移転事業
  - ・季節居住団地整備事業
- 積算額 0.9億円<交付率1/2>

### ④過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備に対して補助
  - ・生産加工施設
  - ・資料展示施設
  - ・教育文化施設
  - ・地域芸能・文化体験施設 等
- 積算額 0.6億円<交付率1/3>



## 平成27年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

### ～地域の課題に総合的に取り組む事例②～

#### 「あば村」集落ネットワーク圏(岡山県津山市)

##### ＜ネットワーク圏の概要・現状＞

- ・8集落(約230世帯、約560人)
- ・平成17年津山市と合併した旧「阿波村(あばそん)」
- ・幼稚園の休園、小学校の閉校、地区唯一のGSの撤退  
→「あば村宣言」(H27.2)  
JAの撤退後、住民出資の合同会社を立ち上げ、GS・購買を運営



##### ＜課題＞

- ・地域の支えあいなどの機能強化
- ・地域の農産加工物の生産、販売体制の拡大

##### ＜主な事業内容＞

###### ●生活の安全・安心確保対策

住民出資の合同会社により、GSを高年齢世帯の買物支援、地域の寄合の拠点として機能強化

###### ●産業振興

- ・あば商品の統一パッケージ作成、EC(電子取引)サイト充実による販路拡大
- ・小学校跡地に計画する農産加工・交流施設の実施設計



###### ●その他

阿波地域に関わる多様な主体(法人組織)の統合を検討し、地域総合商社化を目指す取組を推進

#### 菅集落ネットワーク圏(熊本県山都町)

##### ＜ネットワーク圏の概要・現状＞

- ・4集落(約90世帯、約200人)
- ・少子高齢化(高齢化率:約58.2%)
- ・担い手の高齢化により、地域内外の交流や特産品等の販売を行っていた「鮎の瀬交流館」が閉館(H26)

##### ＜課題＞

- ・高齢化に伴う耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害
- ・安否確認の体制整備や買い物などの負担軽減
- ・地域内外の交流機会の減少

##### ＜主な事業内容＞

###### ●生活の安全・安心確保対策

「鮎の瀬交流館」を再開し、市街地まで精米に行くことが困難な高齢者世帯に対して、預かった米を管理し精米する。精米した米の配達を通じて高齢者の見守りを行うとともに、買い物代行サービスを実施



###### ●産業振興

- ・味噌、米粉製品等の地域の加工品開発
- ・「鮎の瀬交流館」においてコミュニティカフェを運営し、特産品を使ったメニュー作り、地域の案内等を実施
- ・「棚田オーナー田」等による耕作放棄地の活用及び棚田米の統一ブランドの設立による販路拡大

###### ●都市と地域の交流・移住促進

体験交流事業(収穫祭イベント)を実施し、都市と集落との交流を推進

## 平成27年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

### ～地域の産業振興に取り組む事例～

しもかわちょう

しもかわちょう

#### 下川町集落ネットワーク圏(北海道下川町)

##### ＜ネットワーク圏の概要・現状＞

- ・3集落(約1,640世帯、約3,190人)
- ・生産年齢人口の減少、少子高齢化(高齢化率37.4%)
- ・下川町の全体面積の約9割が森林

##### ＜課題＞

- ・地域経済力の低迷と若者流出、産業基盤衰退
- ・高齢化に伴う除雪等の住民自治機能の低下

##### ＜主な事業内容＞

- 公区等自治組織の活動の把握、集落ネットワーク圏計画を策定



- 集落住民自らが集落課題を把握し、計画の立案・実行する小規模多機能自治を推進するための調査

- 小規模多事業型の加工事業を支援、森林を基軸とした都市・企業とのマッチング機械の創出



- 有用森林資源生産基盤の整備、有用森林資源の栽培研究

### ～地域文化の継承、活用に取り組む事例～

やまね

くじし

#### 山根ネットワーク圏(岩手県久慈市)

##### ＜ネットワーク圏の概要・現状＞

- ・6集落(約170世帯、約360人)
- ・人口減少と少子高齢化(高齢化率55.8%。S30年には2,500人が居住)
- ・子どもたちが郷土芸能などを学ぶ場でもあった山根小中学校が廃校(H25年度)
- ・「山根若者の会」がオリジナルの脚本で、山根町の歴史を題材にした演劇を上演



##### ＜課題＞

- ・小中学校の廃校による住民の失望感、伝統文化伝承の危機
- ・地域資源を活かしきれず、交流人口が低迷

##### ＜主な事業内容＞

- 地域に伝わる「山根神楽舞」や若者の会による「演劇」等を継承・発信するとともに、外部のアーティストの長期滞在を誘致

- 山里の「伝統食」や「新しい食」の商品開発

- 廃校になった山根小中学校を拠点とするための計画を作成し、住民が手作りで整備を行う。また、カルチャー教室、特産品製作等を実施

- 地域の景観、田楽、イワナ等の郷土料理などの資源を整理し、集落を回遊できる観光メニューを開発

## 平成27年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

～ICTを活用した地域のコミュニケーション強化や  
人材育成に取り組む事例～

よしまちく かわにしまち  
吉島地区(山形県川西町)

### ＜ネットワーク圏の概要・現状＞

- ・22集落(約730世帯、約2,620人)
- ・人口減少、高齢化(高齢化率33%)
- ・H19年に吉島地区の全世帯が加入する「NPOきりよしまちネットワーク」を設立し、住民参加の地域づくりを実施

### ＜課題＞

- ・世代間関係の希薄化、コミュニケーションの分断化
- ・地域の担い手が不足

### ＜主な事業内容＞

●ICTを活用した地域総合支援アプリの開発を行い、買い物支援、見守り等のサービスをはじめ、住民生活の課題に対する地域や行政の支援策をアプリに集約



●都市部の学生や教師と連携し、地域づくりコーディネーターを育成するため、地域の若者と共にワーキング・グループを設置

●地域経営マネジメントの研修や視察を通じて、解決プロジェクトの立案や住民へのプレゼン、プロジェクトのトライアルを実施

～拠点施設の整備により地域の交流促進に取り組む事例～

てんかわむら せいぶちく

てんかわむら

天川村西部地区集落ネットワーク圏(奈良県天川村)

### ＜ネットワーク圏の概要・現状＞

- ・8集落(約150世帯、約300人)
- ・人口減少、高齢化(高齢化率:約53%)
- ・地域の人々の尽力により建設された天川西小学校を、廃校後も地域のスポーツ等の場として使用



### ＜課題＞

- ・集落間の距離があり、交流や情報交換の場が少ない
- ・林業、農業や地域の行事等の担い手の減少

### ＜主な事業内容＞

●旧天川西小学校を地域の交流拠点として位置づけ整備するとともに、校庭跡地もマルシェ(市場)や音楽等のイベント広場、駐車場としても使用できるよう整備

●地域住民が持つ地域の農業や林産物加工、地域の自然や文化に関する技術を伝える体験教室のメニューを作成

●旧小学校に、農産物販売所を設置するとともに、ジャガイモ、大豆、鹿肉等を使用した商品の開発、研究を実施

●旧小学校の窓枠及び外壁を、懐かしい雰囲気できれいに訪れることのできる施設にするため、建設当初の昭和初期のレトロな雰囲気の状態に復元

## ② 過疎地域等自立活性化推進事業

○ 過疎地域市町村等を対象に、過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に対応するための取組を支援。

### 取組のポイント

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による対策
- 過疎地域市町村等が取り組む先進的で波及性のある事業をモデル的に推進

### 施策の概要

- (1) 事業主体 過疎地域市町村等  
 (2) 交付額 1事業当たり1,000万円以内  
 (3) 平成28年度予算額 140,000千円



(4) 対象事業 おおむね以下の分野に該当するソフト事業

- ① 産業振興
- ② 生活の安心・安全確保対策
- ③ 集落の維持・活性化対策
- ④ 移住・交流・若者の定住促進対策
- ⑤ 地域文化伝承対策
- ⑥ 環境貢献施策の推進

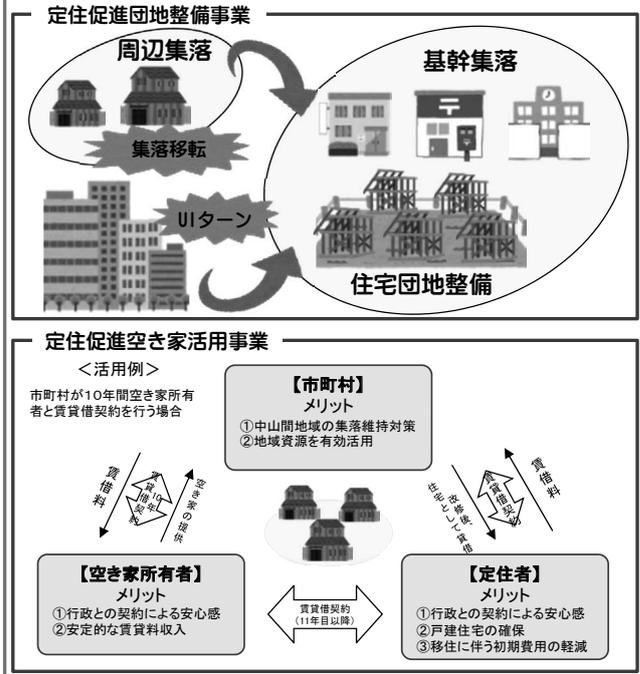
### ③ 過疎地域集落再編整備事業

○ 過疎地域市町村を対象に、過疎地域における集落再編を図る取組を支援。

#### 事業の内容

- (1) 事業の種類
- ① **定住促進団地整備事業**  
過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する経費に対して補助を行う。
  - ② **定住促進空き家活用事業**  
過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する経費に対して補助を行う。
  - ③ **集落等移転事業**  
基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるための経費に対して補助を行う。
  - ④ **季節居住団地整備事業**  
漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に居住等することを目的に、団地を形成する経費に対して補助を行う。
- (2) 事業主体  
過疎地域市町村
- (3) 交付率  
1/2以内
- (4) 平成28年度予算額  
89,652千円

#### 事業のイメージ図



### ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

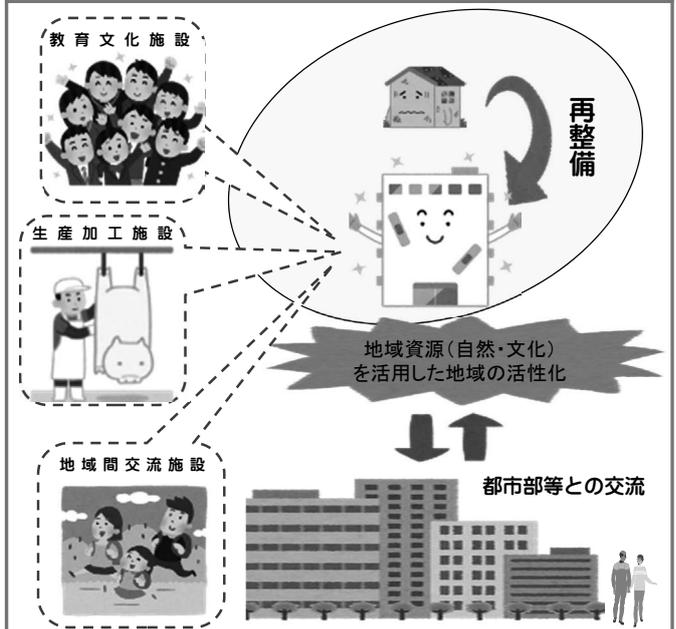
○ 過疎市町村等を対象に、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図る取組を支援。

#### 事業の内容

過疎地域には、廃校舎や使用されていない家屋等が数多く存在している。こうした遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民等との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

- (1) 事業主体  
過疎地域市町村等
- (2) 交付率  
1/3以内
- (3) 平成28年度予算額  
60,000千円

#### 事業のイメージ図



# 地域おこし協力隊・集落支援員等

## 地域おこし協力隊について

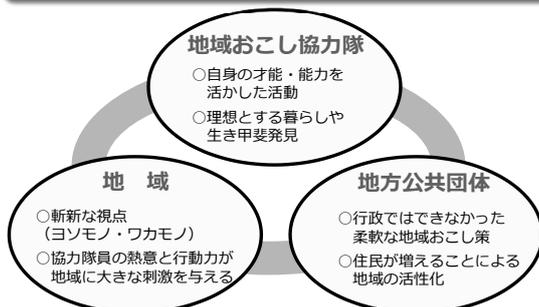
### 地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **総務省の支援**：
  - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税により財政支援**
    - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限  
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)
    - ※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人あたり400万円の上限は変更しない。)
    - ② 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
    - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
  - ◎ **都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税により財政支援(平成28年度から)**



### 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



### 隊員数、取組団体数の推移

⇒ 28年に3,000人を目標に拡充!

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)	2,625名 (2,799名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体

※各年度の特別交付税ベース  
※隊員数のカッコ内は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118名、27年度：174名)とあわせたもの。

隊員の  
約4割は  
女性

隊員の  
約8割が  
20歳代と30歳代

任期終了後、  
約6割が  
同じ地域に定住  
※H27.3末調査時点

## 地域おこし協力隊員の定住状況等に関する調査結果概要(27年9月公表)

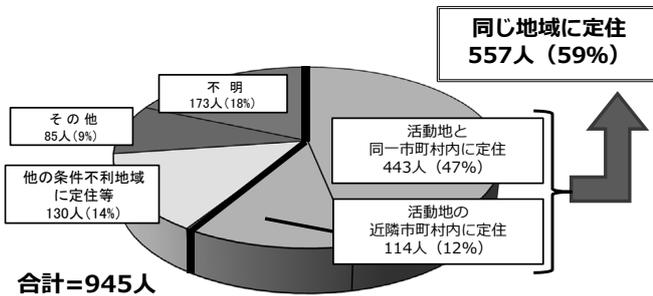
○平成27年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。

任期終了した隊員は累計で945人  
女性は1/3、20代・30代が約8割

- ・男性624人(66%) : 女性321人(34%)
- ・20代 353人(37%)、30代 367人(39%)

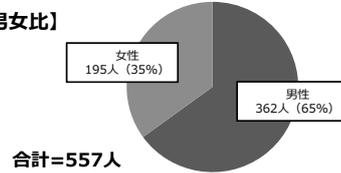
任期終了後、約6割の隊員が同じ地域に定住

前回調査時(平成25年6月末時点)において、同じ地域に定住したとの回答があった方の大多数(98%)は、現在も引き続き同じ地域に定住。



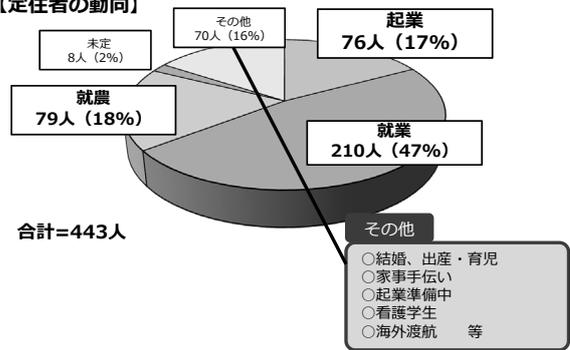
定住者の約4割は女性

【定住者男女比】



同一市町村内に定住した者の約2割は起業  
前回調査時(9%)から大幅に増加

【定住者の動向】



## 地域おこし協力隊～取組事例～①

### 兵庫県南あわじ市

(平成27年度:12名)

#### 【概要】

・島外から沼島に人を呼び込むために観光周遊漁船の運行等、観光客へのおもてなしや、主産業である水産業にも従事している。

#### 【活動内容】

・地域のボランティア団体と共に観光客の要望に合わせた観光コースの提案、案内を実施し、地元の漁師と共に観光用の周遊漁船を運行に携わり、地域と観光客をつなげるパイプ役もつとめる。  
・空き家を改修して整備した総合観光案内所を、観光案内窓口としてだけでなく、絵の展示会等地元の人々の交流の場としても活用。

#### 【ポイント】

・協力隊員が地域の消防団に加入し消防操法大会に出動する等の活動を通じて地域に溶け込み、地域を巻き込んだプロジェクトを実現。



### 岐阜県白川村

(平成27年度:7名)

#### 【概要】

・活用策が見いだせずそのままになっていた廃校を活用した取組や、空き家の改修をワークショップの題材として活用するなど移住者獲得に向けた取組を実施。

#### 【活動内容】

・廃校を活用したうどん打ち教室等の開催や大学の合宿の誘致等を行い、地域の人と共に廃校の活用を進める。  
・空き家の解体、間取り決め、左官・大工作業等の改修作業を、地域の人々の協力のもと行うワークショップとして活用することで、地域の人々と移住を検討している人々との交流の場を創出。

#### 【ポイント】

・移住者獲得のために「住まい」「雇用」等の情報を整理しつつ、移住者参加型のワークショップを実施。  
・青年会活動等にも参加し地域との交流を深めている。



### 長野県麻績村

(平成27年度:14名)

#### 【概要】

・伝統工芸の復興、農業支援、子育て支援を柱として、それぞれのチームに分かれて地域おこし活動に取り組む。

#### 【活動内容】

・途絶えてしまった草木染めや紙漉き、機織り等の伝統工芸の復興、製品化への取組  
・遊休農地を再生させ、収穫した農作物を原料としたジャムや油等の6次産業化を目指す  
・教育委員会に隊員を配置しての子育て支援活動

#### 【ポイント】

・一度は消えてしまった伝統工芸の復興や遊休農地を活用した観光や特産品開発  
・隊員のほぼ全員が消防団・女性消防団に参加し、交流を深めている。



### 広島県府中市

(平成27年度:3名)

#### 【概要】

・空き家の活用を軸にした移住・定住支援活動や地元の産業である木工を通じた「木育」活動を展開。

#### 【活動内容】

・移住相談や空き家の管理に加え、将来空き家になる可能性のある物件の所有者や地域を対象とした勉強会等の実施により空き家の数を減らす取り組みも行っている。  
・伝統ある「府中家具」を身近に感じてもらうために地域のNPO法人と共同して木のおもちゃを保育所などに配布する「木育」活動を実施。

#### 【ポイント】

・市場にのらない山間部等の空き家情報に周辺環境や地域の情報を組み込み紹介する等、移住希望者の側に立った相談業務、物件の管理等に主体的に取り組むNPO法人を設立。



## 地域おこし協力隊～取組事例～②

### 岡山県美作市

(平成27年度:10名)

#### 【概要】

・隊員が荒廃した農山村集落の活性化に尽力。

#### 【活動内容】

- ・限界集落であった梶並地区の空き家をデザイナーの隊員がリノベーションし、山村シェアハウス、古民家バンクを開設。
- ・草木染・さおり織・木地師・炭焼き・ミツマタ等の伝統技術を利用した新ブランド「民芸新時代」の立ち上げ。
- ・県立林野高校の梶並分校として、年間を通じて地域学の授業を開催

#### 【ポイント】

・荒廃した農山村集落に眠っていた資源に隊員の強みを活かして新しい息吹を吹き込む。



### 鳥取県八頭町

(平成27年度:7名)

#### 【概要】

・隊員が山々に囲まれた集落で体験会、野菜の直売など幅広く活動。

#### 【活動内容】

- ・駅前には野菜の直売所、地元産の食材を使った地産地消カフェをオープン。
- ・地場産品の東京のイベントでのPR、関東・関西方面への宅配サービス。
- ・地域外の子どもの対象に米や野菜の種まきや収穫体験を通しての地元民との交流会の開催。
- ・地元のお母さん・子ども達と特産品の開発。

#### 【ポイント】

・地元の人を巻きこんで、集落の魅力づくりに取り組む。



### 長崎県壱岐市

(平成27年度:5名)

#### 【概要】

・島の文化の継承と資源の掘りおこしのために活動。

#### 【活動内容】

- ・20代の女性隊員が伝統の海女漁に従事し、海女の先輩より漁の仕方、獲物の処理法を学び、「壱岐の海女ブランド」の立ち上げに取り組む。
- ・海女文化を継承し記録に残すため、ウェブを活用し島内外に情報発信を行う。
- ・禁漁期は漁協直営直売所での販売支援やウェブを活用した商品販売。
- ・地域の食資源調査を行い、商品開発のためのワークショップを島民と連携して行う。

#### 【ポイント】

・海人族由来の伝統の潜水漁を通じて、島の文化の継承、島内外への情報発信を積極的に行っている。



### 埼玉県秩父市

(平成27年度:3名)

#### 【概要】

・国の伝統的工芸品に指定された「秩父銘仙」の振興。

#### 【活動内容】

- ・隊員自ら機織りを実演。市内小学校へ出前授業を行う。
- ・広報誌「はたおと秩父」を発行するほか、ブログ・フェイスブック等SNSを通じて地元のイベントや「秩父銘仙」の魅力を発信。

#### 【ポイント】

・後継者不足の課題を抱える地域の伝統芸能の担い手となり、技術を学び自ら後継者を目指している。



## 地域おこし協力隊～取組事例～③

### 北海道下川町

(平成27年度:9名)

#### 【概要】

・一の橋地区の集落対策を目的に隊員が活動。

#### 【活動内容】

- ・地域食堂(駅カフェイチノハシ)にて、自家ハウスで栽培したトマト、レタス、シイタケ等の採れたて野菜を使ったランチの提供や、栄養士の協力のもと、健康弁当を高齢者に配食するサービスを展開。
- ・シイタケの菌床栽培施設の運営及び技術指導。
- ・小麦粉やトマトなどの地産素材を使った石窯ピザ販売などのコミュニティビジネスを創出。

#### 【ポイント】

・地域資源を最大限に活用し、集落の維持と自立活性化を目指している。



### 奈良県川上村

(平成27年度:11名)

#### 【概要】

・隊員が吉野林業の中心地川上村で活動。村内にとどまらず近隣町村の隊員と連携事業を展開。

#### 【活動内容】

- ・「吉野の森満腹ツアー(1泊2日)」を開催し、伐採見学だけでなく、作業体験や吉野杉の酒樽での酒造見学等を実施。地域の魅力を実感できる滞在プランの企画に携わる。
- ・空き家を利用した農家民宿の開設を目指す活動。
- ・遊休農地化を防ぐため、ピーマンや白菜などの地元野菜を販売する朝市を開催。

#### 【ポイント】

・吉野杉や自然を活かし、村の魅力づくりに取り組む。



### 島根県邑南町

(平成27年度:22名)

#### 【概要】

・「A級グルメ立町」の実現に向けて、隊員が野菜等の栽培から、地元の食材を使った料理の提供までのプロデュースを目指す「耕すシェフ」として活動し、起業・就業を目指す。

#### 【活動内容】

- ・ジャガイモ、タマネギなど20種類以上の野菜を作りながら、実際に町観光協会の地産地消直営イタリアンレストラン「ajikura(味蔵)」にて石見和牛や自然放牧牛乳等地元でしか味わえない製品とあわせて調理・研究を行い、将来は町内で食に関する起業を目指す。

#### 【ポイント】

・協力隊に取り組むに当たり、町が隊員の具体的な活動・目標などのコンセプトを予め明確にし、その上で隊員の募集、事業展開を行っている。



### 長崎県対馬市

(平成27年度:11名)

#### 【概要】

・「生物多様性保全」「デザイナー」「有害鳥獣対策」「レザークラフト」「地域資源プロデュース」「民間伝承保全」の6分野で隊員が専門的に活動。

#### 【活動内容】

- ・ツシマヤマメコノ生息環境である水田を維持するため減農薬・無農薬で米作りに取り組む団体の活動に協力
- ・ツシマヤマメコノや対馬馬をモチーフにデザインしたポロシャツや手ぬぐい等の制作、販売
- ・市のパンフレットの英訳等、近年増えてきた英語圏の観光客への対馬の情報発信

#### 【ポイント】

・有害鳥獣(イノシシ、シカ)の皮を使ったレザー製品開発  
・都市部の専門性あふれる人材獲得のため、市が具体的に活動内容を絞り込んで公募。



## 地域おこし協力隊～「任期終了後」の活躍事例

### 北海道喜茂別町

40代女性

起業

#### 【定住状況】

・任期終了した8名の隊員のうち6名が定住。(平成25年7月1日時点)

#### 【活動内容】

・隊員期間中は農産加工品の製造販売に携わっていた。  
・任期終了後に地元の各家庭で自家用としても作られているソバを活用した商品を作る会社を設立し、町のPRIにも寄与している。また、ソバを一般家庭からも調達する仕組みを作ることで、多くの人が関われる仕組みを作るなど、つながりの創造を目指している。



#### 【ポイント】

・地元の人身近な産品を活かした食品加工の株式会社の設立により自治体のPRIにも寄与。

### 新潟県十日町市

30代男性

就業

#### 【定住状況】

・任期終了した15名の隊員のうち9名が定住。(平成25年7月1日時点)

#### 【活動内容】

・隊員期間中は農産物直販・体験交流事業・移住促進等の幅広い業務を行うとともに、地域のイベントへの参加や小学校の環境教育への協力等を行っていた。  
・任期終了後は地元のNPO法人の事務局長として、移住促進事業やエコツーリズムを行うなど、さらに幅広い活動を実施している。



#### 【ポイント】

・地元の人から信頼を得て、地域のNPO法人の事務局長に就任し、隊員時に行っていた活動を継続。

### 香川県善通寺市

30代男性

就農

#### 【定住状況】

・任期終了した2名の隊員のうち2名が定住。(平成25年7月1日時点)

#### 【活動内容】

・耕作放棄地の増加に歯止めをかけるため、農業のノウハウを学ぶ研修を農業法人にて実施。  
・隊員活動中は、地域行事への参加・協力をし、地域活動のサポートも実施。  
・任期終了後、善通寺にしかないブランドの強化、推進を目指し、独立してキウイの栽培を行っている。



#### 【ポイント】

・就農し、隊員時に研修で学んだことやノウハウを活かしながら活動。

### 沖縄県沖縄市

40代男性

就業

#### 【定住状況】

・任期終了した2名の隊員のうち1名が定住。(平成25年7月1日時点)

#### 【活動内容】

・隊員活動中は、商店街の活性化に向け、交流広場の運営や商店街連合会の事務局業務などを担いながら、商店街のイベントの企画を実施。  
・任期後は、隊員としての活動が商店街の内外から評価され、「中心市街地活性化協議会タウンマネージャー」に着任。市の活性化基本計画にもとづく事業の提案や関係者の調整など、マネジメントを行っている。



#### 【ポイント】

・任期中の隊員活動の実績をもとにした、活動地での就業。

## 集落支援員について

### 集落支援員

地域の实情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成27年度 専任の「集落支援員」の設置数 994人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,096人

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進

・総務省 ⇒地方自治体に対して、財源手当(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人当たり40万円)を上限に特別交付税措置)、情報提供等により支援

※特別交付税の対象経費…集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

### 地方自治体の取組のフロー

#### ■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「集落支援員」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

#### 集落支援員による支援

#### ■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況」、「農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

#### ■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村の間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求め、行政との「話し合い」を実施

#### 《集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策》

①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

総務省  
支援

# 集落支援員の活躍先

○支援員数 専任994名、兼任3,096名 241自治体(3府県238市町村) (平成27年度特交ベース)

※表は専任のみ

都道府県名	市町村名	支援員数	
北海道(29)	深川市	1	
	松前町	1	
	乙部町	3	
	黒松内町	4	
	蘭越町	1	
	北竜町	2	
	盛岡町	1	
	東川町	6	
	南富良野町	1	
	和寒町	1	
	下川町	1	
	美深町	1	
	中標町	1	
	白老町	3	
	厚真町	2	
	久慈市	1	
	遠野市	9	
	一畑市	21	
	岩手県(31)	登米市	20
		紫波町	2
	宮城県(22)	秋田県★	2
		五城目町	1
	山形県(14)	鶴岡市	2
		寒河江市	2
		朝日町	1
		大江町	1
		金山町	1
		最上町	3
		舟形町	2
遊佐町		2	
喜多市		5	
二本松市		6	
只見町		3	
南会津町		3	
西会津町		2	
茨城県(31)		常陸大宮市	26
	茨城町	5	
群馬県(6)	沼田町	3	
	下仁田町	1	
碓氷町	2		

都道府県名	市町村名	支援員数	
埼玉県(14)	秩父市	6	
	南栗郷市	14	
	小千谷市	1	
	十日町市	2	
	見附市	10	
	糸魚川市	4	
新潟県(42)	妙高市	5	
	上越市	8	
	佐渡市	1	
	魚沼市	9	
	阿賀町	2	
	七尾市	6	
	珠洲市	3	
	白山市	3	
	福井県(7)	福井市	2
		坂井市	3
		越前町	2
		伊那市	3
東郷町		3	
箕輪町		1	
飯島町		4	
長野県(43)	高森町	1	
	泰阜村	1	
	大鹿村	1	
	麻績村	2	
	生坂村	6	
	小谷村	8	
	高山村	12	
	飯綱町	1	
	関市	5	
	中津川市	5	
	美濃市	1	
	山県市	2	
	静岡県(11)	静岡市	8
浜松市		3	
三重県(19)	鳥羽市	3	
	熊野市	16	
滋賀県(2)	守山市	2	
	京都府★	3	
福知山市	2		

都道府県名	市町村名	支援員数
京都府(18)	京丹後市	4
	南丹市	6
兵庫県(108)	笠置町	1
	豊岡市	19
	養父市	32
	丹波市	25
	朝来市	30
	神河町	2
	奈良県★	9
	宇陀市	4
	高取町	2
	吉野町	2
和歌山県(10)	黒滝村	1
	下北山村	2
	上北山村	1
	紀美野町	6
	高野町	1
	すさみ町	1
	那智勝浦町	2
	鳥取市	6
	智頭町	9
	倉吉市	6
鳥取県(57)	智頭町	9
	八頭町	8
	三朝町	6
	大山町	4
	南部町	17
	日南町	1
	松江市	1
	出雲市	8
	益田市	22
	大田市	1
島根県(115)	飯南町	4
	川本町	20
	美郷町	15
	邑南町	6
	津和野町	9
	海士町	23
	西ノ島町	4
	知夫村	1
	知夫村	1
	知夫村	1

都道府県名	市町村名	支援員数
岡山県(20)	岡山市	4
	備前市	2
	瀬戸内市	2
	真庭市	2
	矢野町	7
	新住村	1
	美咲町	2
	三原市	3
	庄原市	17
	廿日市市	2
広島県(46)	安芸太田町	2
	北広島町	4
	大崎上島町	1
	神石高原町	17
	宇部市	5
	岩国市	5
	長門市	3
	美馬市	2
	三好市	17
	上勝町	50
山口県(13)	香川県(2)	2
	愛媛県(1)	1
徳島県(69)	東温市	1
	高知市	2
	南国市	2
	宿毛市	1
	四万十市	1
	香南市	1
	香美市	5
	安田町	1
	馬路村	1
	芸西村	2
高知県(33)	大豊町	4
	土佐町	3
	大川村	1
	いの町	2
	中土佐町	2
	四万十町	1
	三原市	2
	黒潮町	2
	黒潮町	2
	黒潮町	2

都道府県名	市町村名	支援員数
福岡県(10)	うきは市	2
	那珂川町	1
	大川町	4
佐賀県(7)	みやこ町	2
	築上町	1
	佐賀市	1
	唐津市	3
長崎県(20)	多久市	1
	基山町	2
	平戸市	1
熊本県(5)	対馬市	6
	香坂市	1
	五島市	11
大分県(44)	長与町	1
	山都町	2
	多良木町	1
	相良村	2
	中津市	5
	日田市	2
	臼杵市	5
	津久井市	1
	竹田市	3
	宇佐市	22
宮崎県(33)	豊後大野市	6
	宮崎市	4
	小林市	19
	日向市	1
	えびの市	6
	椎葉村	1
	日之影町	2
	鹿野島市	22
	鹿屋市	2
	西之表市	3
鹿児島県(36)	霧島市	6
	三島村	1
	湧水町	1
	中種子町	1
	名護市	2
	名護市	2
沖縄県(2)	名護市	2
合計		994

表の★は、都道府県が直接実施している自治体を示す。

- 【参考】平成26年度 専任858名、兼任3,850名 221自治体(5府県216市町村) 平成22年度 専任500名、兼任約3,600名 147自治体(13府県134市町村)  
 平成25年度 専任741名、兼任3,764名 196自治体(7府県189市町村) 平成21年度 専任449名、兼任約3,500名 122自治体(9府県113市町村)  
 平成24年度 専任694名、兼任3,505名 192自治体(6府県186市町村) 平成20年度 専任199名、兼任約2,000名 77自治体(11府県66市町村)  
 平成23年度 専任597名、兼任約3,700名 158自治体(9府県149市町村)

## 集落支援員～取組事例～①

(人数は特交ベース、専任のみ)

### 長野県伊那市

(平成27年度:3名)

#### 【概要】

・市内の集落にある空き家を活用した田舎暮らし体験プログラムの運営や集落と一体となって体験プログラムづくり等を実施。

#### 【活動内容】

- ・田舎暮らしを促進するための集落状況のリサーチや課題解決。
- ・移住・定住に向けた相談・支援活動。
- ・地域おこし協力隊員への助言や活動の側面支援、協力体制の構築。

#### 【ポイント】

- ・民間の立場を活かして、機動力の高い相談活動や従来の枠にとられない集落支援を実施している。
- ・事業開始1年程度で20組以上が移住。



### 京都府南丹市

(平成27年度:6名)

#### 【概要】

・エリアを決め、それぞれ4～5集落程度を担当し、伝統食や伝統行事の継承活動等に取り組む。

#### 【活動内容】

- ・集落での季節毎のイベント等の伝統行事や、にしん漬け等の地域の伝統食の継承。
- ・わさび田の復活による地元産わさびの復活。
- ・セツブン草(準絶滅危惧種)の勉強会等の保全活動。

#### 【ポイント】

- ・担当集落をくまなく回ることで、積極的に集落に入り込み、集落の維持・再生へのプランづくりや地域課題解決に向けた支援を行っている。



### 兵庫県朝来市

(平成27年度:30名)

#### 【概要】

・小学校区単位に複数人ずつ配置し、地域との相談や話し合いにより地域の課題を見つけ、遊休農地への対策や高齢者の見守り等、持続可能な集落づくりに尽力。

#### 【活動内容】

- ・高齢化で増加した遊休農地の都市交流への活用や耕作人募集。
- ・地域の高齢者の緊急時対応のための持病等の「見える化」。
- ・子どもと地域の関わりを深めるために遊び・学びの場の提供。

#### 【ポイント】

- ・複数人でチームを組み、地域自治組織と共に活動。必要に応じて集落と集落をつなげる役割も担い、集落支援員の活動により見えてきた課題を地域おこし協力隊と共に解決に向けて尽力。



### 島根県益田市

(平成27年度:22名)

#### 【概要】

・地区振興センターを単位としてそれぞれに集落支援員を配置して、買物弱者対策や有害鳥獣対策など、地域のニーズに沿った支援活動を行っている。

#### 【活動内容】

- ・地域点検や住民同士の話し合いの促進等により、それぞれの地域の課題を明らかにし、解決策の提案を支援。
- ・自然災害等の防災計画づくり及び避難対策。
- ・食育等を通じた子育て支援の推進。

#### 【ポイント】

- ・買物弱者対策、有害鳥獣対策、食育など各地区それぞれの特徴等を活かして自治組織の主体的な運営に貢献。



## 集落支援員～取組事例～②

(人数は特交ベース、専任のみ)

### 福島県喜多方市

(平成27年度:5名)

#### 【概要】

・人口減少と高齢化の進む集落の現状を把握するため、集落支援員を設置。

#### 【活動内容】

- ・集落巡回、集落点検による集落の状況や課題の把握。
- ・祭りの運営(集落出身者が地域に帰る機会や、つながりを強くする仕組みづくり)。
- ・グリーンツーリズムの実施や、棚田の整備。
- ・大学生の受入れ。

#### 【ポイント】

- ・喜多方市農山村集落元気塾の実施により、現役支援員がスキルを上げると共に、住民から次に続く支援員を育成。
- ・世話役支援員の設置により全体の調整機能を強化。



### 新潟県上越市

(平成27年度:8名)

#### 【概要】

・高齢化率50%以上の集落を対象に集落支援員を設置。

#### 【活動内容】

- ・集落巡回、広報だよりの作成、集落点検カルテの作成。
- ・雪かきを手伝ってくれる有志をリスト化し、集落内で助け合う仕組みづくり。
- ・地域資源発掘イベントの企画、運営。

#### 【ポイント】

- ・イベントの準備など、足手まといになるからと参加を遠慮していたお年寄りに、出来ることを分担し、準備から参加してもらうことで、生きがいを作る。



### 長野県小谷村

(平成27年度:8名)

#### 【概要】

・集落の振興に意欲と見識があり、役場職員と集落住民と積極的に協働が出来る方を公募し、委嘱。

#### 【活動内容】

- ・広報誌やHPの作成。
- ・将来を担う子育て世代の交流の場づくり。
- ・婚活イベントや、住民の趣味を活かしたイベントの企画、実施。
- ・伝統技術の継承と、それを活用した商品開発。

#### 【ポイント】

- ・他地域に比べ、若い支援員を導入することで柔軟な活動を展開。
- ・協力隊とペアで活動することで、様々な視点を活かすとともに、支え合って活動。



### 広島県神石高原町

(平成27年度:17名)

#### 【概要】

・旧町村単位、希望のあった自治振興会にそれぞれ1名、全体の総括を担当する者1名を集落支援員として設置。

#### 【活動内容】

- ・各振興会ごとに地域づくり計画を作成。
- ・集落課題解決のための加工所運営。(宅配弁当、特産品開発。)
- ・交流体験型農業学校(廃校利用)の運営。

#### 【ポイント】

- ・地域の現状や将来の人口推移をグラフ等で示すことで危機感を共有。
- ・地域担当(旧町村単位)、地区担当(振興会単位)と組織立てたことで、全体としての活動が柔軟に。



## 「移住・交流情報ガーデン」の充実など地方への移住・交流の推進

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。  
(※都道府県間での連携や市町村間での連携(定住自立圏構想等の取組団体)等複数団体で協力して実施する団体の利用を優先)

【H28当初予算:1.1億円】

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談

＜移住・交流情報ガーデン＞  
ワンストップ支援窓口

「全国移住ナビ」を活用して移住関連情報を提供

全国移住ナビとは?  
自分に合った暮らし探しを「全国移住ナビ」でお手伝い  
総務省所管の全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」内

<p>仕事から探してみる 気になる地域の仕事を いるいる条件から検索できます</p>	<p>住まいから探してみる 気になる地域の物件を いるいる条件から検索できます</p>	<p>生活環境・交通から探してみる 気になる周辺施設を 地図上から検索できます</p>
--	---	---

このほか、こだわり観光情報や移住者の体験談などから情報を検索することができます。  
また、全国の自治体が作成したPR動画から探すこともできます。

これまでの「移住・交流情報ガーデン」窓口での移住関連情報の提供・相談支援に加え、  
新たに、以下の取組を実施。

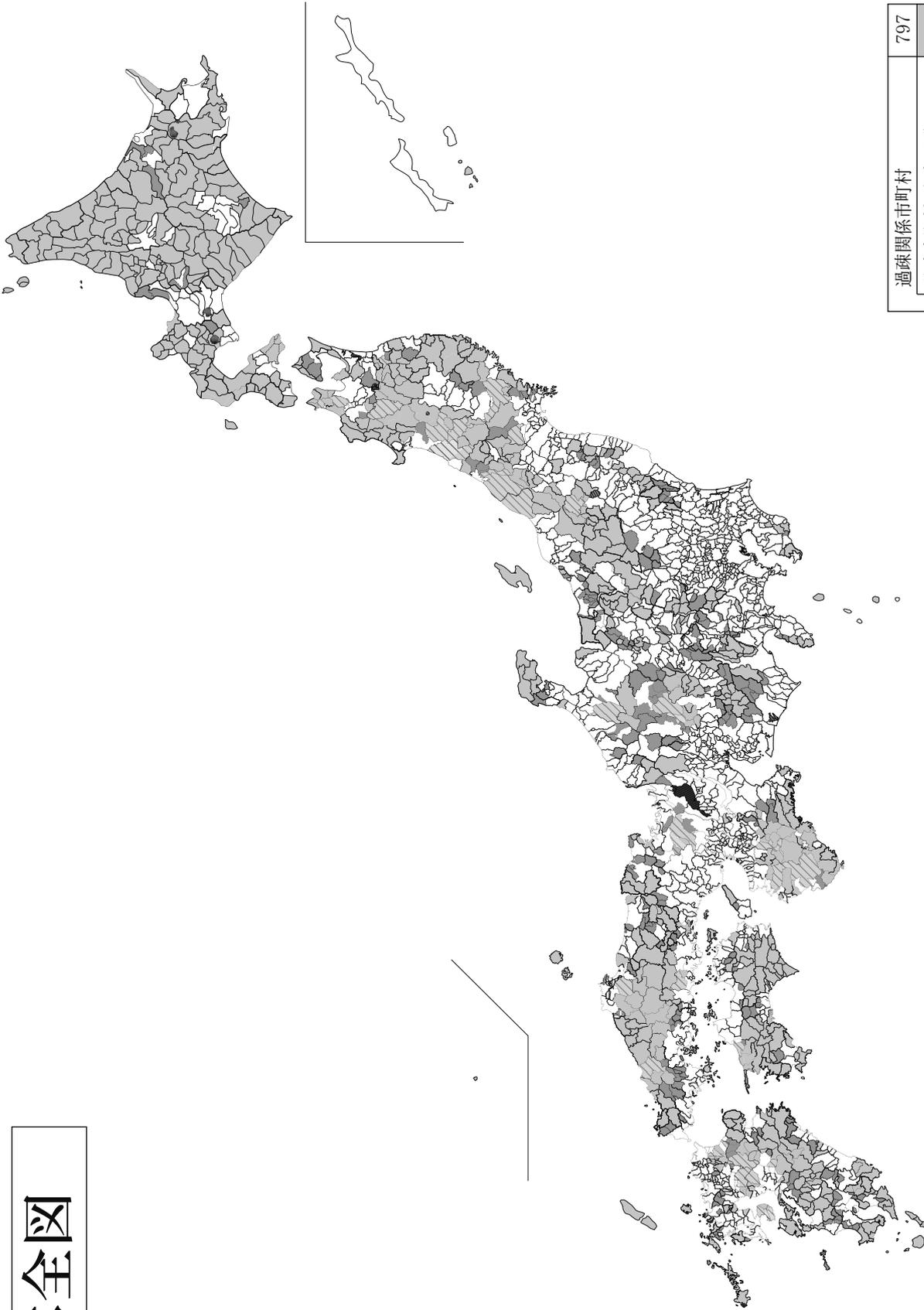
■ 地方の魅力や移住に当たっての心構えを学ぶ連続セミナーや移住関連イベントの実施

※国の各府省とも連携  
・厚生労働省(しごと情報)  
・農林水産省(就農支援情報)等



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル  
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分  
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分  
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

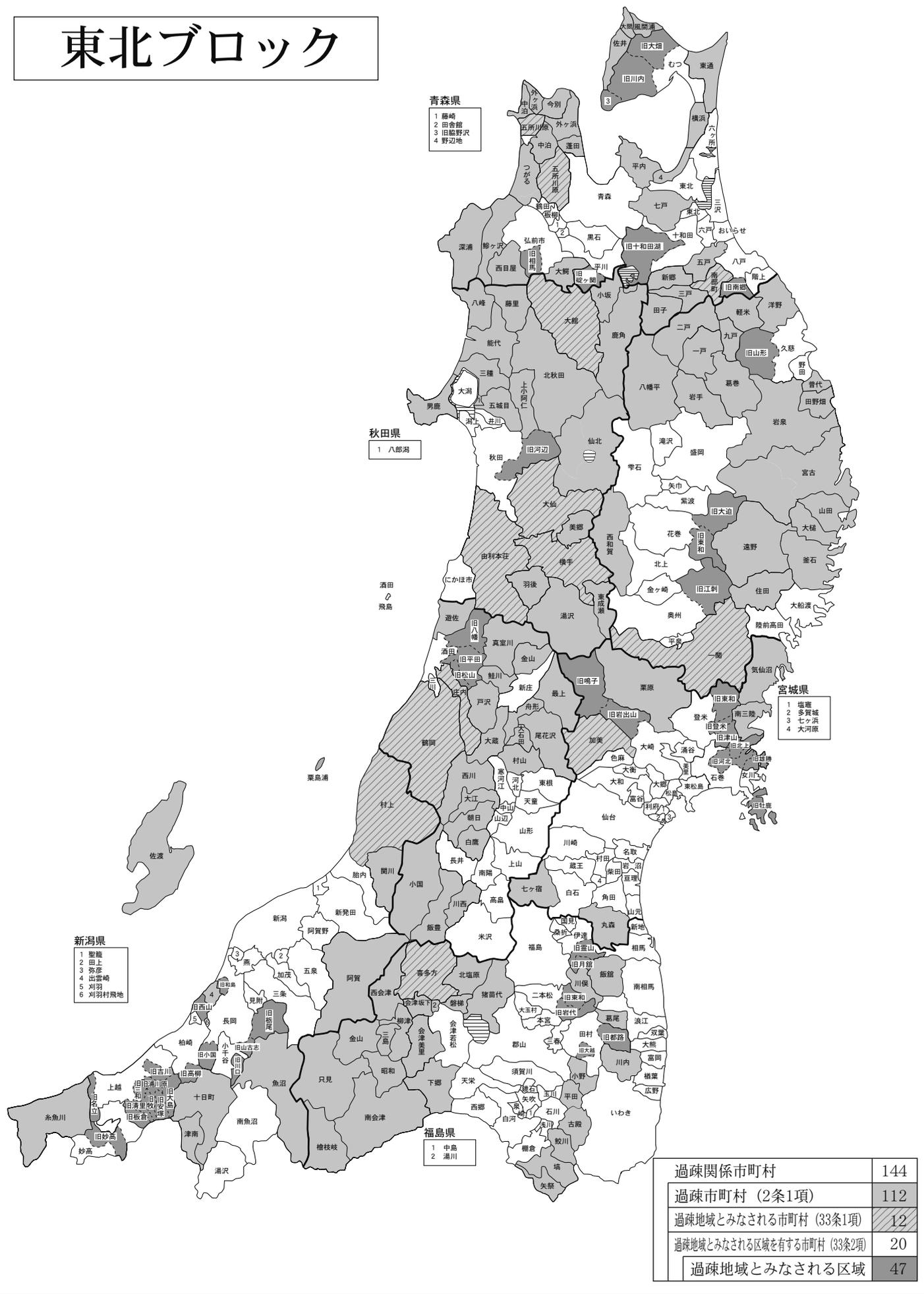
# 日本全図



過疎関係市町村	797
過疎市町村 (2条1項)	616
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	30
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	151
過疎地域とみなされる区域	293



# 東北ブロック



- 青森県**
- 1 藤崎
  - 2 田舎館
  - 3 旧塩野沢
  - 4 野辺地

- 秋田県**
- 1 八郎湖

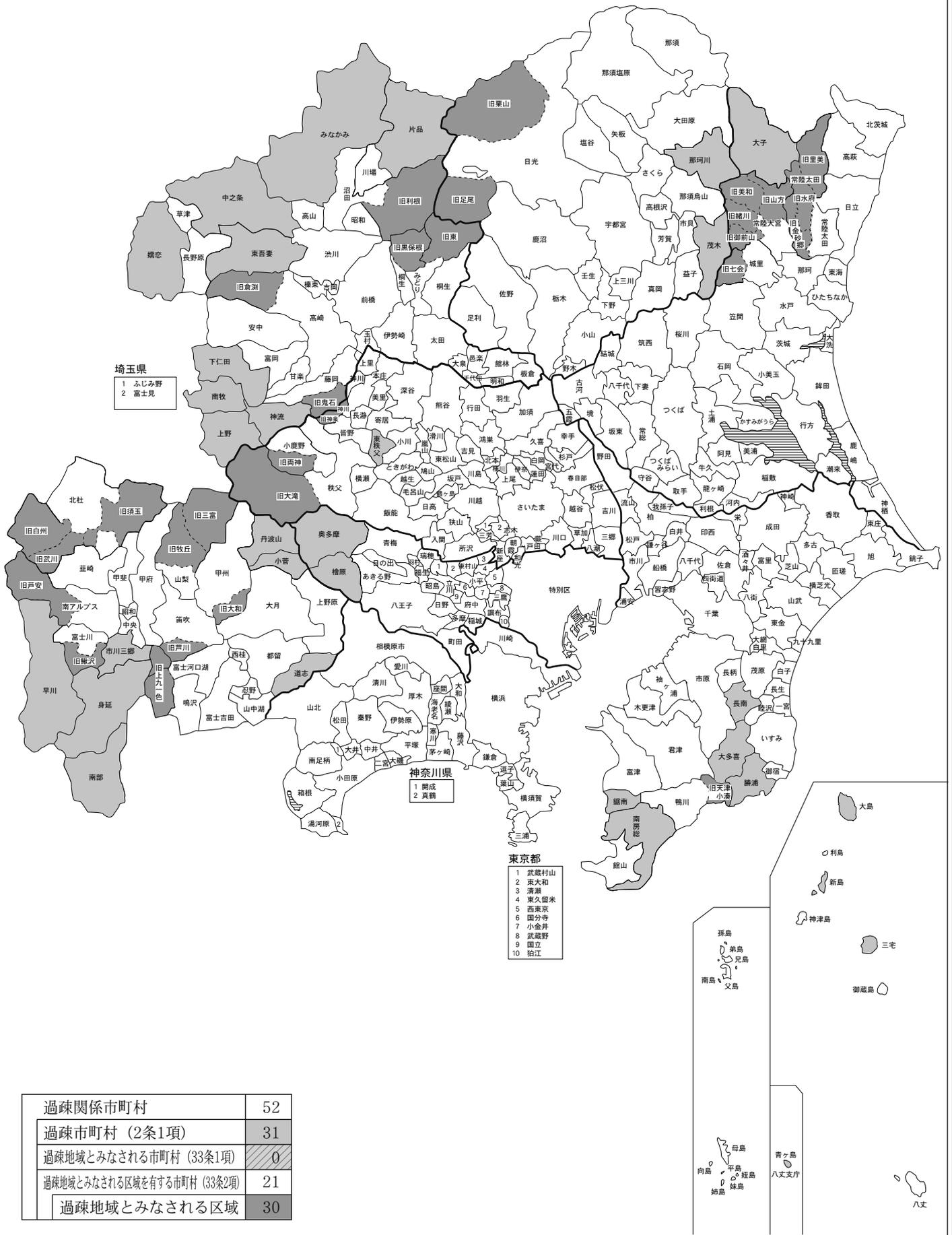
- 宮城県**
- 1 塩竈
  - 2 多賀城
  - 3 七ヶ浜
  - 4 大河原

- 新潟県**
- 1 聖籠
  - 2 田上
  - 3 弥彦
  - 4 出雲崎
  - 5 刈羽
  - 6 刈羽村飛地

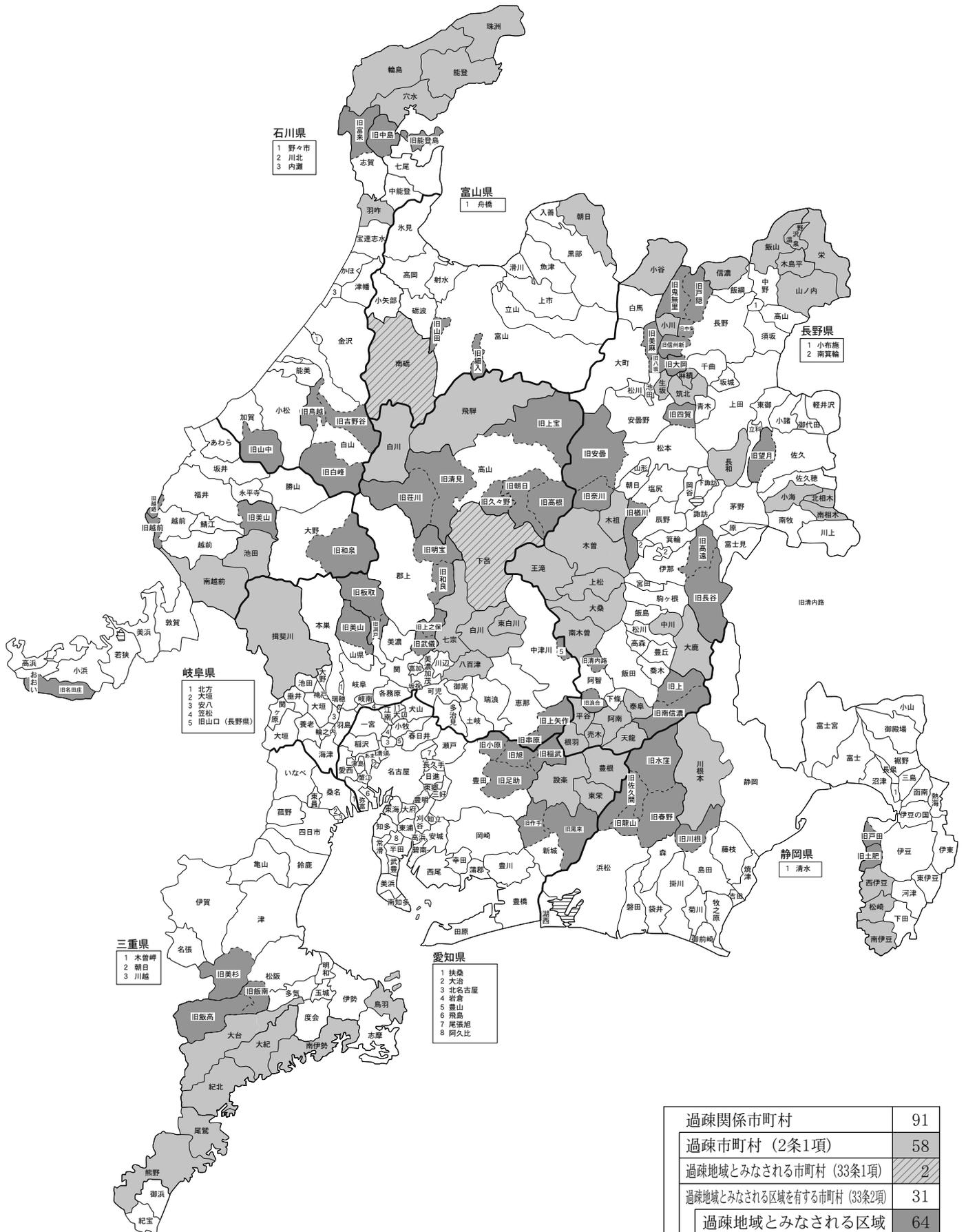
- 福島県**
- 1 中島
  - 2 湯川

過疎関係市町村	144
過疎市町村 (2条1項)	112
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	12
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	20
過疎地域とみなされる区域	47

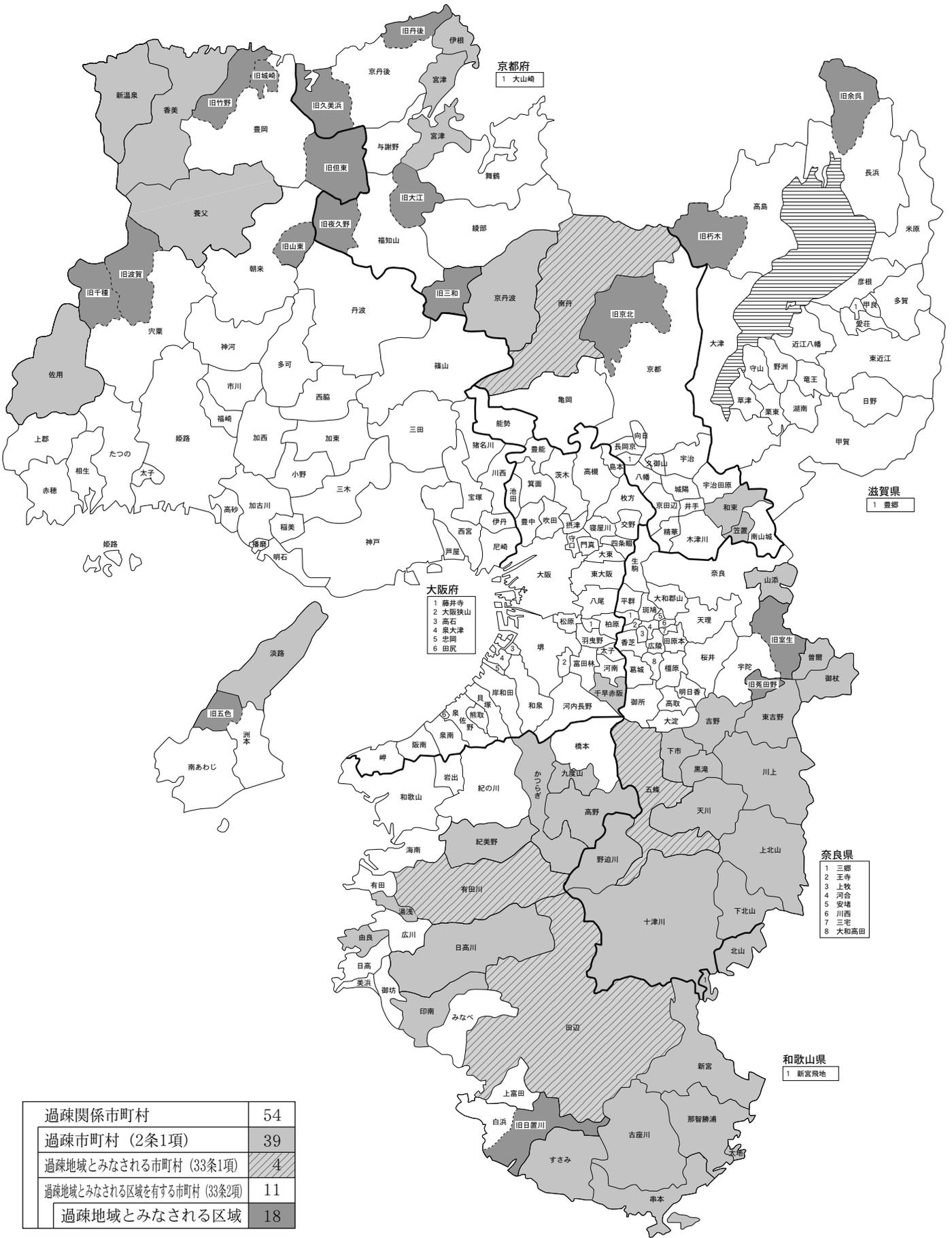
# 関東ブロック



# 東海・北陸ブロック



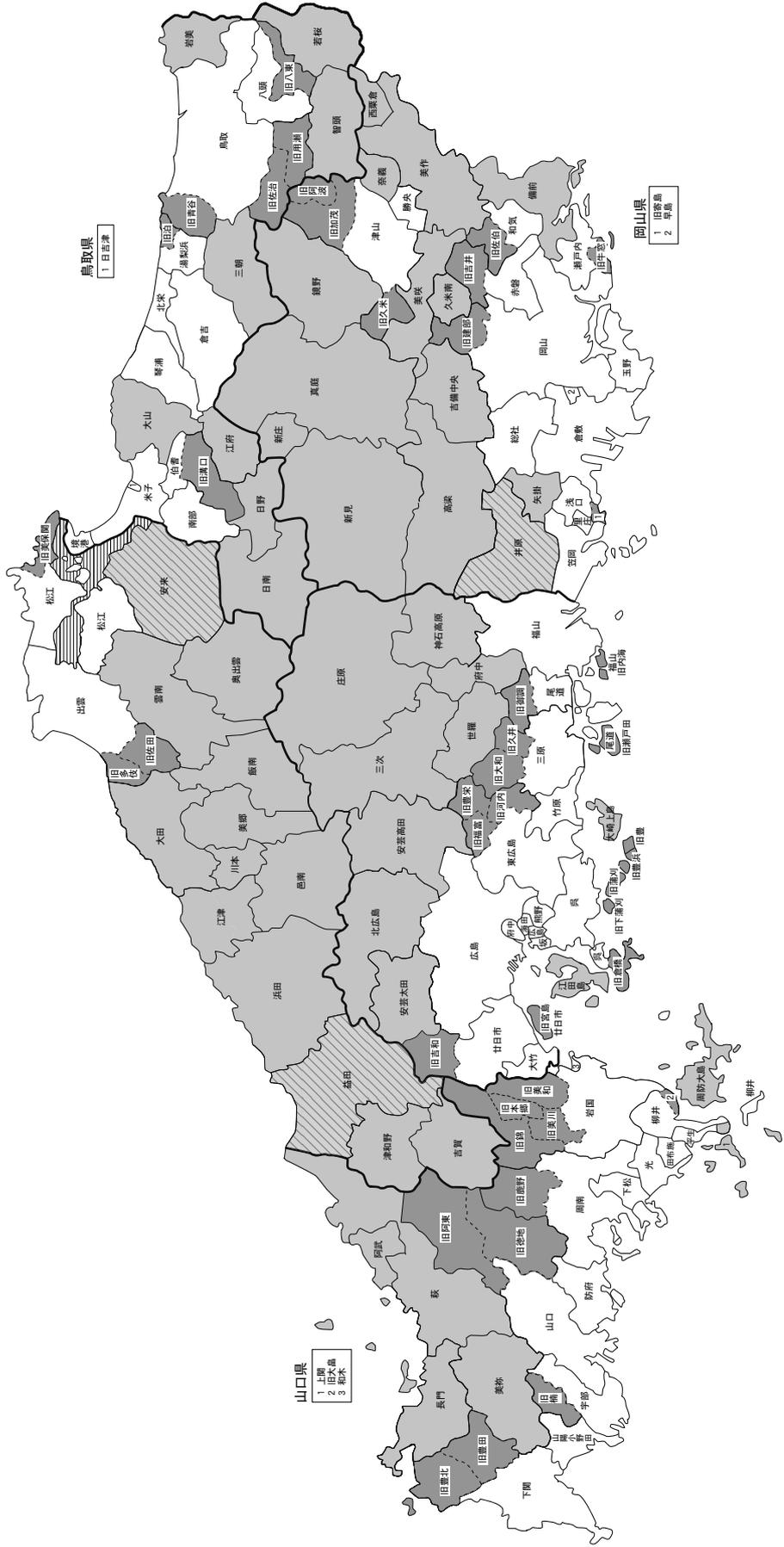
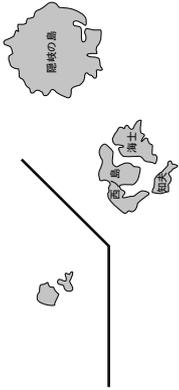
# 近畿ブロック



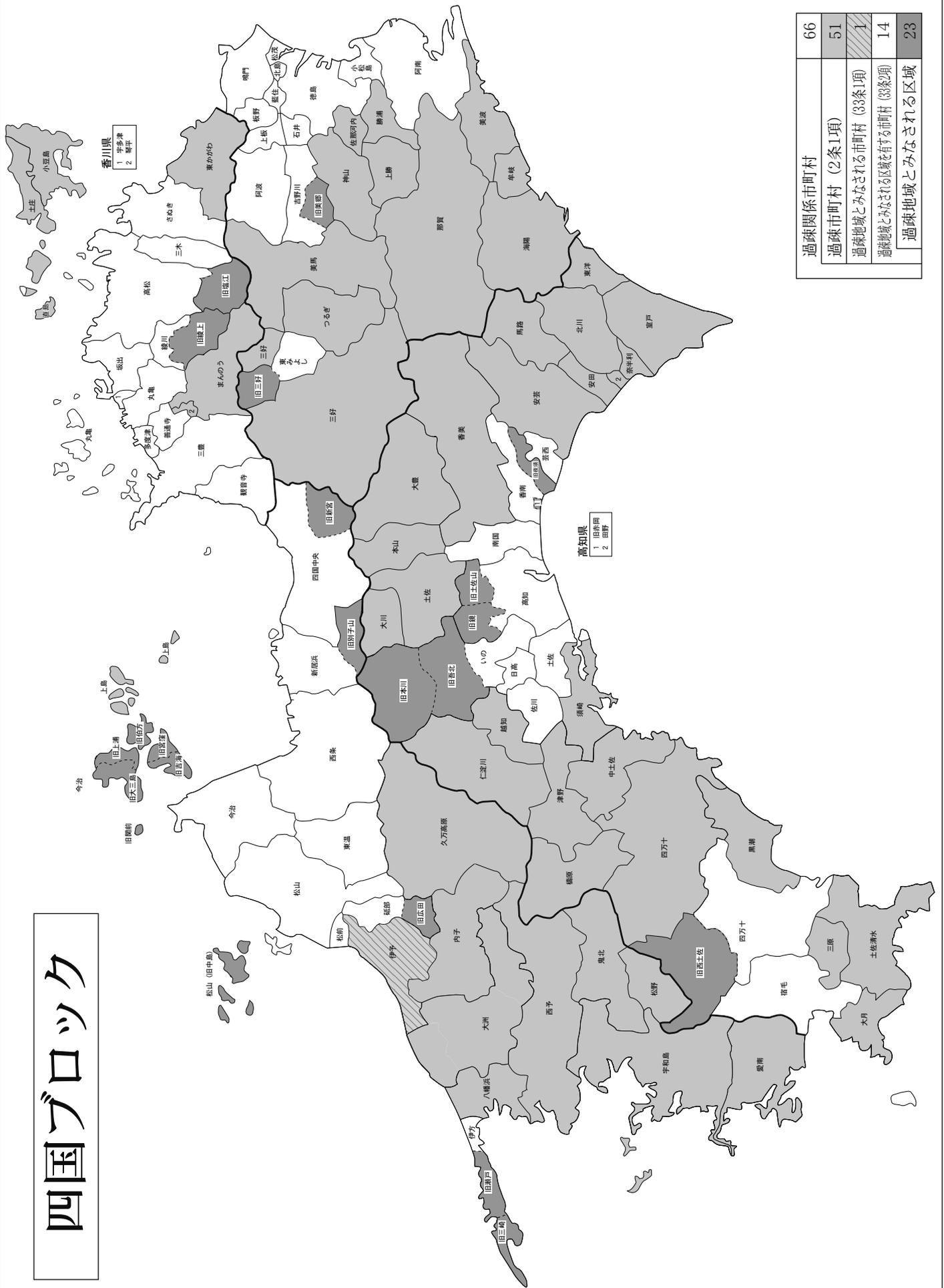
過疎関係市町村	54
過疎市町村 (2条1項)	39
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	4
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	11
過疎地域とみなされる区域	18

# 中国ブロック

過疎関係市町村 (2条1項)	79
過疎市町村 (2条1項)	52
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	8
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	24
過疎地域とみなされる区域	43

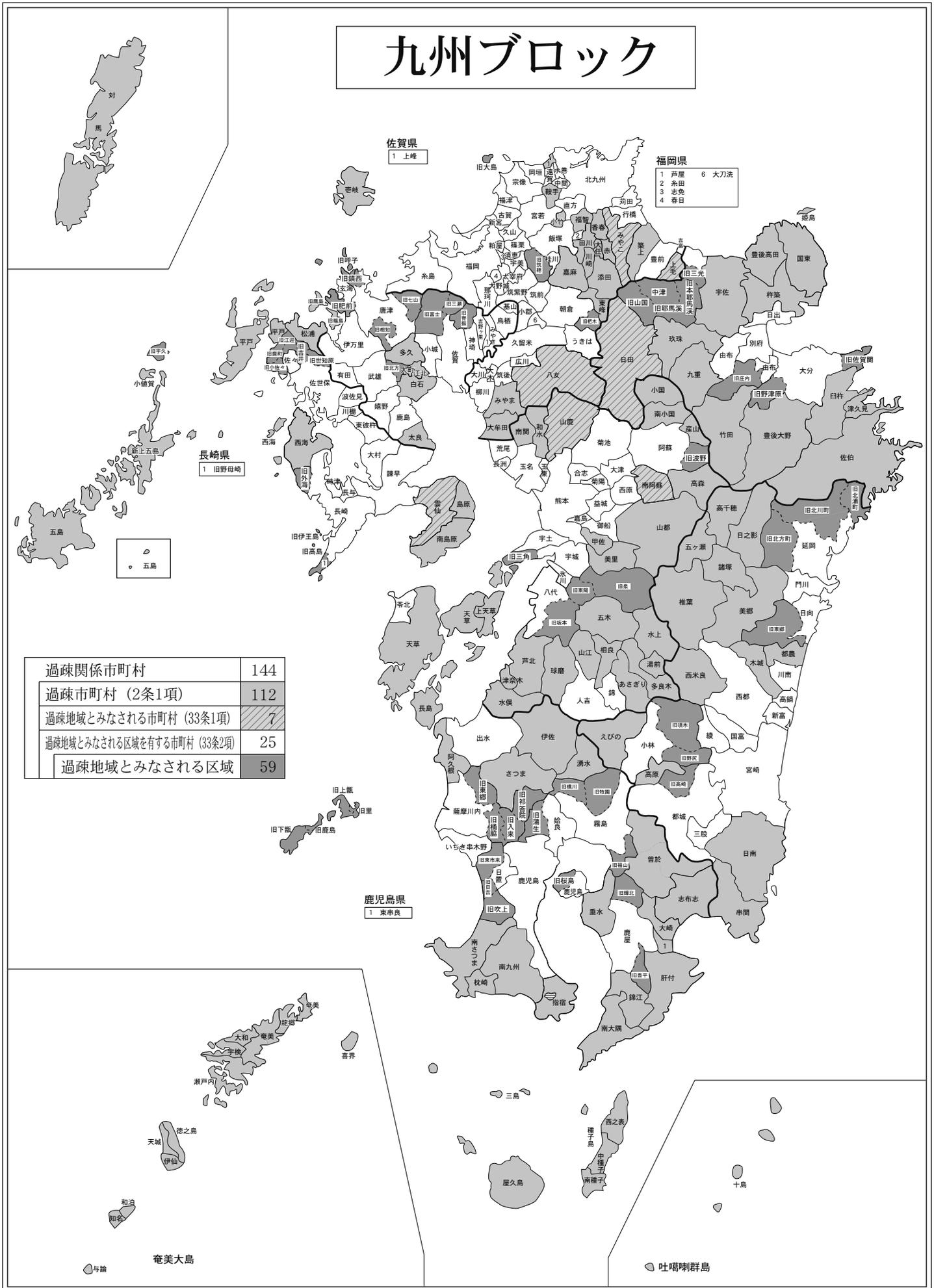


# 四国ブロック



過疎関係市町村	66
過疎市町村 (2条1項)	51
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	14
過疎地域とみなされる区域	23

# 九州ブロック



佐賀県  
1 上峰

福岡県  
1 芦屋 6 大刀洗  
2 糸田  
3 志免  
4 春日

長崎県  
1 旧野母崎

鹿児島県  
1 東串良

過疎関係市町村	144
過疎市町村 (2条1項)	112
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	7
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	25
過疎地域とみなされる区域	59

# 沖 縄 県

